

高齢者、  
障害者等の移動等の円滑化に配慮した建築設計標準

国土交通省

高齢者、障害者等の円滑な移動等に  
配慮した建築設計標準

平成19年

国 土 交 通 省

## 目 次

### 第 1 部 高齢者、障害者等の移動の円滑化に関する法律の制定について

1. 「バリアフリー新法」制定の経緯	1-1
2. チェックリスト	1-9
3. 認定特定建築物等の支援制度（平成19年度）について	1-17
4. Q & A	1-19

### 第 2 部 高齢者・障害者等の移動の円滑化に配慮した建築設計標準

#### 第 1 章 高齢者、障害者等に配慮した環境整備の促進について

1. 1 高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方	2-1
(1) すべての人に使いやすい建築物とは	2-1
(2) 高齢者・障害者等の対応の考え方	2-1
(3) ソフトとハードの相互補完と対応について	2-2
(4) 使いやすい建築物整備に向けた情報の蓄積	2-3
1. 2 建築物全体の計画のポイント	2-5
(1) すべての人に使いやすい建築計画の手順	2-5
(2) 建築計画の要点	2-7
(3) 建築計画のチェックポイント	2-8
(4) 用途別のチェックポイント	2-9
(5) 改善、改修のチェックポイント	2-15
(6) 災害時の避難、誘導について	2-16

#### 第 2 章 単位空間等の設計

2. 0 第 2 章の見方	2-17
2. 1 敷地内の通路	2-19
2. 2 駐車場	2-31
2. 3 建築物の出入口	2-37
2. 4 屋内の通路	2-46
2. 5 階段	2-55
2. 6 エレベーター・エスカレーター	2-61
2. 7 便所・洗面所	2-74
2. 8 利用居室の出入口	2-90
2. 9 客室	2-96
2. 10 劇場等の客席・観覧席	2-105

2. 11	浴室・シャワー室・更衣室	2-109
2. 12	避難設備・施設	2-116
2. 13	造作・機器	2-120
A.	手すり	2-120
B.	段差解消機	2-124
C.	カウンター・記載台・作業台・事務机等	2-128
D.	水飲み器・自動販売机等	2-131
E.	コンセント・スイッチ類	2-134
F.	乳幼児等用設備	2-136
G.	案内表示	2-140
H.	視覚障害者誘導用設備等	2-147
I.	情報伝達設備	2-152
2. 14	写真の出典	2-157

### 第3章 設計事例集 2-159

3. 1	都道府県推薦優良事例一覧	2-159
3. 2	設計事例集	2-170
(1)	将来の地域開放や障害児の受け入れを考慮して設計された小学校	2-170
(2)	車いす使用者に配慮した幼稚園	2-172
(3)	多様な利用者が快適に利用できる音楽・スポーツ・展示会等の多目的イベント施設	2-174
(4)	駐車場から診察室まで段差をなくしたアクセシビリティの高い診療所	2-176
(5)	高齢者・障害者等が利用しやすい町営診療所	2-178
(6)	異なるバリエーションの多目的便所を設置した庁舎	2-180
(7)	視覚障害者等にも配慮した音楽ホール	2-182
(8)	様々な配慮が随所に見られる百貨店	2-184
(9)	買い物のしやすさにも配慮したコンビニエンスストア	2-186
(10)	地域の障害者団体が店舗の計画に参加したスーパーマーケット	2-188
(11)	改修によって各階ごとに異なるバリエーションの便房を整備した百貨店	2-190
(12)	敷地内・建物内に段差を設けない斎場	2-192
(13)	バリアフリー改修により、高齢者・障害者等も快適に宿泊できるシティホテル	2-194
(14)	計画的にユニバーサル・デザイン化を目指すリゾートホテル	2-196
(15)	住棟アプローチを車いす使用者がアクセスしやすい傾斜路に改修した分譲マンション	2-198
(16)	モックアップによる検証を行った障害者交流センター	2-200
(17)	あらゆる障壁（バリア）からの自由を理念とし、最先端の知と文化を提供する公共施設	2-202
(18)	だれもが楽しめる温泉浴場	2-204

(19) ユニバーサルデザイン化をめざす銀行	2-206
(20) 車いす使用者が楽々利用できる美容院	2-208
(21) 住民参加によってバリアフリー化を図った庁舎	2-210
(22) 誰もが使いやすい公衆便所	2-212
(23) 高齢者・障害者等の円滑な利用に配慮して整備された駐車場	2-214
(24) 面的にバリアフリーが広がるまち	2-216
(25) バリアフリー化を点（建物）から面（地域）へ展開する	2-218
(26) 利用者への「温もり」「わかりやすさ」「使いやすさ」に配慮した学校	2-220

## 第4章 基本寸法等 2-223

4. 1 バリアフリー対応を図るべき利用者について	2-223
4. 2 主要寸法の基本的な考え方	2-224
4. 3 車いす使用者の寸法	2-225
4. 4 杖使用者の寸法	2-228
4. 5 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設について	2-229
4. 6 公共トイレ便房内操作部の器具配置の概要	2-231
4. 7 段差解消機関連告示	2-232
4. 8 案内用図記号	2-234
4. 9 国際シンボルマークの形状及び使用	2-235

## 付 録

1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示	付-1
・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	付-1
・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（抄）	付-19
・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（抄）	付-27
・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識に関する省令	付-45
・ 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令	付-46
・ 建築物に関する告示	付-52
・ 移動等円滑化の促進に関する基本方針	付-70
2 委員会の開催経緯・名簿	付-81

# 第 1 部 高齢者、障害者等の移動の円滑化に 関する法律の制定について

## 1. 「バリアフリー新法」制定の経緯

急速な高齢化と少子化が同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会となった我が国では、高齢者や障害者なども含めた、あらゆる人たちが社会活動に参加し、自己実現するための施策が求められている。そこで、平成 18 年 12 月 20 日から「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という）が施行されることとなった。今後は、この法律によって、ハード・ソフト両面の施策を充実させ、高齢者や障害者なども含めた、すべての人が暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指している。

<盛り込まれた新たな内容>

- ① 対象者の拡充：身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害者など、すべての障害者を対象
- ② 対象施設の拡充：これまでの建築物及び交通機関に、道路・路外駐車場・都市公園・福祉タクシーを追加
- ③ 基本構想制度の拡充：バリアフリー化を重点的に進める対象エリアを、旅客施設を含まない地域にまで拡充
- ④ 基本構想策定の際の当事者参加：基本構想策定時の協議会制度を法定化。また、住民などからの基本構想の作成提案制度を創設
- ⑤ ソフト施策の充実：関係者と協力してバリアフリー施策の持続的・段階的な発展を目指す「スパイラルアップ」の考え方を導入。また、国民一人一人が高齢者や障害者などが感じている困難を自らの問題として認識する「心のバリアフリー」の促進

### 1-1. 我が国におけるバリアフリー化の取組

#### (1) 高齢社会対策と共生社会の実現が重要な課題

今日の我が国では、他の先進諸国に例を見ない急速な高齢化が進んでいる。平成 27 年には国民の四人に一人が六十五歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会を迎えることとなり、高齢社会対策は喫緊の課題である。

少子化も同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会を迎えた。こうした社会では、高齢者が様々な生き方を主体的に選択できるよう、自立支援のための施策などを進める必要がある。

また、障害者が障害を持たない人と同じように、自分の意思で考え、決定し、社会のあらゆる活動に参加・参画できる共生社会の実現（ノーマライゼーション）が求められている。そのため、障害者が自らの能力を発揮し、自己実現できるように支援するための施策などを進める必要がある。

#### (2) ハートビル法と交通バリアフリー法でバリアフリー化を推進

平成 6 年に、不特定多数の人たちや、主に高齢者や身体障害者などが使う建築物のバリアフリー\*化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という）が制定された。

ハートビル法では、デパートやスーパーマーケット、ホテルなど、不特定多数の者が利用する建築物を特定建築物とし、その建築主は、建物の出入口や階段、トイレなどに、高齢者や身体障害者などが円滑に利用できるような措置を講じるよう努めなければならないとされた。また、平成 14 年の改正では、高齢者や身体障害者などが円滑に利用できる特定建築物の建築を一層促進するため、不特定でなくとも多数の者が利用する学校や事務所、共同住宅などを特定建築物として範囲の拡大が行なわれた。併せて、特別特定建築物（不特定多数の者または主に高齢者や身体障害者等が利用する特定建築物）の新築等について利用円滑化基準（基礎的な基準）に適合することを義務付けるとともに、認定を受けた特定建築

物について容積率の算定の特例、表示制度の導入等の支援措置の拡大を行う等の所要の措置が講じられた。

さらに、平成12年には、駅・鉄道車両・バスなどの公共交通機関と、駅などの旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー化を進めるための「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という）が制定された。

この交通バリアフリー法により、公共交通事業者による鉄道駅等の旅客施設及び車両のバリアフリー化と、市町村が作成する基本構想に基づいた、鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区における旅客施設や周辺の道路、駅前広場等の重点的・一体的なバリアフリー化が推進された。

このような立法措置と、補助・税制などの様々な助成措置を併せて講じることで、建築物や公共交通機関・公共施設などにおいて、段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置など、バリアフリー化の整備は着実に進められてきた。

### （3）一体的・総合的な施策の推進が課題

今日の我が国では、男性も女性も互いにその個性と能力を十分に発揮するための男女共同参画のための取組が推進されている。一方、国際化が進む中で、ビジネス・観光など、様々な分野で外国人と我が国とのかかわりが深まってきている。

これらの変化などを受けて、平成17年7月には、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン\*の考え方を踏まえた国土交通行政を推進するため、バリアフリー施策の指針となる「ユニバーサルデザイン政策大綱」がとりまとめられた。

この「ユニバーサルデザイン政策大綱」をとりまとめる議論の過程で、「『公平』であること」「『選択可能性』があること」「当事者の『参加』が図られること」といったユニバーサルデザインの考え方から、これまでのバリアフリー化の取組を見たときに、必ずしも十分とはいえない点があることが明らかになってきた。

例えば、バリアフリー化を促進するための法律が別々につくられていることで、バリアフリー化自体が施設ごとに独立して進められ、連続的なバリアフリー化が図られていないといった問題や、バリアフリー化が駅などの旅客施設を中心とした地区にとどまっているなど、生活や利用者の視点に立ったバリアフリー化が十分ではないことが指摘された。

また、ハード面の整備だけでなく、国民一人一人が、高齢者・障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、このような人たちの円滑な移動や施設の利用に積極的に協力していくという「心のバリアフリー」や情報提供など、ソフト面での対策が不十分であるなどの課題が挙げられた。

さらには、様々な観点から段階的・継続的に取組を進めるプロセスが必ずしも確立していないといった点も問題として指摘された。

## 1-2. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が成立

### （1）バリアフリー新法の施行

国土交通省では、「ユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリーのあり方を考える懇談会」を開催するほか、「ユニバーサルデザイン政策推進本部」を設置し、様々な課題について議論を進める中で、今後、バリアフリーに関する法制度をどうするべきかについて検討を重ねてきた。

その結果、「ユニバーサルデザイン政策大綱」の施策の一つである「一体的・総合的なバリアフリー施策の推進」のためには、ハートビル法と交通バリアフリー法の一本化に向けた法制度の構築が必要という判断が下された。

そこで、ユニバーサルデザイン政策の柱として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「バリアフリー新法」が第164回通常国会において成立し、同年6月21日に公布、12月20日から施行されることとなった。

## (2) ハード・ソフト両面の施策を充実

バリアフリー新法には、ハートビル法と交通バリアフリー法で既に定められている内容を踏襲しつつ、時代の変化と両法の狭間に位置する新たな内容が盛り込まれた。

バリアフリー新法で新たに盛り込まれた内容は、次のとおりである。

### ○すべての障害者が対象に

ハートビル法・交通バリアフリー法のいずれも、法の名前には「高齢者、身体障害者等」とあった。これが、バリアフリー新法では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」と、「身体障害者」ではなく「障害者」となった。

これは、バリアフリー新法では、身体障害者のみならず、知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、すべての障害者が対象となることを明確にしたものである。

### ○生活空間におけるバリアフリー化を推進

バリアフリー新法では、バリアフリー化の義務を負う対象者として、ハートビル法の建築主等や交通バリアフリー法の公共交通事業者等に加え、道路管理者・路外駐車場管理者等・公園管理者等を規定している。

これにより、バリアフリー化基準に適合するように求める施設等の範囲は、公共交通機関・建築物だけではなく、道路・路外駐車場・都市公園にまで広がった。このように、バリアフリー新法は、高齢者や障害者などが日常生活や社会生活において利用する施設を広く面的にとらえ、生活空間における総合的なバリアフリー化を進めることとしている。

また、公共交通機関においても、交通バリアフリー法の対象とされていなかったタクシー事業者を法の対象に新たに取り込んだ。その上で、高齢者や障害者等の輸送を目的とした、車いす、寝台（ストレッチャー）のまま乗降できるリフト等を備えたいいわゆる「福祉タクシー」について、新たに導入する際には、鉄道車両やバス同様、基準に適合させることとした。

さらに、日常生活で利用される施設等を幅広く取り込み、既存の特別特定建築物についても基準適合努力義務を課すこととした。

このように、バリアフリー新法には、ハートビル法と交通バリアフリー法の一本化に伴い、いずれの法律においても対象とされていなかったものが新たに取り込まれ、また、すでに取り込まれていたものも義務の内容が拡充するなど、バリアフリー新法は個別施設単体ごとの規制が拡充された内容となっている。

## ○駅がない地域でも重点整備地区に

市町村は、移動等の円滑化を図ることが必要な一定の地区を重点整備地区とし、移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本構想を作成することができることとなった。

この基本構想の対象となる範囲は、交通バリアフリー法では、大きな鉄道駅など「特定旅客施設（主として、一日当たりの利用客数が五千人以上の大規模な旅客施設）」と呼ばれる大規模な旅客施設の周辺の徒歩圏域のみに限定されていた。これを、バリアフリー新法では、一日当たりの利用客数が五千人に満たない場合や、そもそも旅客施設が存在しない市町村であっても、日常生活に不可欠なエリアとして認められる場合には基本構想を策定することができるようにした。

また、交通バリアフリー法では、公共交通機関・道路・信号機等の三分野に限って、バリアフリー化を進めるための事業を「特定事業」として位置づけていた。バリアフリー新法では、これら三分野に加え、建築物・路外駐車場・都市公園、さらにはこれらの施設の間を結ぶ経路も、特定事業に位置づけることが可能となった。

このような柔軟な新しい制度の下、地域の実情に即した一体的・総合的なバリアフリー化が計画的に進むと期待されている。

## ○当事者の参画で利用者の視点を反映

基本構想を策定する際の当事者の参画についても制度を充実させた。次に挙げる新しい制度により、利用者の視点を十分反映したバリアフリー化が進むことが期待される。

### ①協議会制度を法定化

まず、基本構想の作成の際、高齢者や障害者などの計画段階からの参加の促進を図るため、作成に関する協議等を行う協議会制度を法律に位置づけた。この協議会は、特定事業の実施主体はもとより、高齢者・障害者、学識経験者、その他市町村が必要と認める者で構成される。

加えて、バリアフリー化の対象となる事業の実施主体は、市町村から通知を受けた場合に、正当な理由がある場合を除き、必ず協議会に参加することとした。これまで、特定事業の実施主体がバリアフリー化の実施に消極的な場合には、市町村が調整を行うこと自体が困難であったが、バリアフリー新法では、協議の場の設定を法的に担保することで、調整プロセスの促進を図っている。

なお、この協議会は、基本構想の作成に関する協議のみならず、基本構想の実施に係る連絡調整も行う。これにより、基本構想に基づく事業の実施状況などの追跡調査も可能になることから、後述する「スパイラルアップ」を促進するためのツールとなることが期待される。

### ②構想作成提案制度を創設

基本構想を策定する市町村の取組を促す観点から、基本構想の内容を、高齢者や障害者など住民自身が市町村に対し具体的に提案できる提案制度を新たに設けている。

提案できる者には、事業実施が見込まれる者はもとより、整備対象となる施設の利用に関して利害関係のある高齢者や障害者などの利用者や、地域住民なども含まれる。また、この制度の実効性を担保する観点から、提案を受けた市町村に検討結果の公表義務と、提案を採用しない場合には、その理由を説明する義務を課している。

## ○スパイラルアップと「心のバリアフリー」

バリアフリー新法では、ハード整備だけではなく、ソフト施策の充実を念頭に、様々な責務について

も位置付けている。

#### ①「スパイラルアップ」の導入等

高齢化や、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方が進展する中、バリアフリー化を進めるためには、具体的な施策や措置の内容について、施策に係る当事者の参加の下、検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって段階的・継続的な発展を図っていくことが重要である。

このような考え方は「スパイラルアップ」と呼ばれている。

バリアフリー新法では、このスパイラルアップを国の果たすべき責務として新たに位置付けている。

また、地方公共団体も、国の施策に準じてバリアフリー化を促進するために必要な措置を講じることとされており、地域レベルで国の施策と同様の施策を実施する、あるいは、国の施策の実施にあたり連携を図ることになる。

さらに、バリアフリー新法の規制対象以外の施設でも、高齢者や障害者などが日常生活や社会生活において利用できる施設を設置・管理する者がバリアフリー化に向けた取組を図るべきであるとした。

また、バリアフリー新法の規制対象となる施設の管理者は、ソフト面での対応などにも取り組むべきである。そのため、施設を設置・管理する者には、バリアフリー新法で法的義務として課せられている施設整備における基準適合義務以外にも、バリアフリー化のために必要な措置をとるべきとの幅広い責務が課せられた。

#### ②「心のバリアフリー」の促進

バリアフリー新法では、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、バリアフリー化の実施に関する国民の協力を求める、いわゆる「心のバリアフリー」についても規定している。

この「心のバリアフリー」を深めていくことを国の責務として定めるとともに、国民の責務として新たに位置付けている。高齢者や障害者などが円滑に移動し施設を利用できるようにすることへの協力だけでなく、高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性についての理解を深めることが、国民の責務として定められているのである。

今日、誘導ブロックの上に自転車を止めてしまう、あるいは、障害者用駐車スペースに障害を持たない人が駐車してしまうといった問題がよく指摘される。こういった問題の根本には、国民一人一人の理解不足があると考えられる。

現在、国土交通省では、駅などの施設で、車いすなど福祉用具を利用した高齢者や障害者などの負担を疑似体験する「バリアフリー教室」を開催するなど、「心のバリアフリー」の推進に向けた様々な施策を行っている。

「心のバリアフリー」によって、ユニバーサルデザインの考え方が形となったユニバーサル社会が実現するためには、国民一人一人が、いかにこの問題について理解を深めていくかが鍵となる。

[キーワード] 本文中\*をつけた言葉

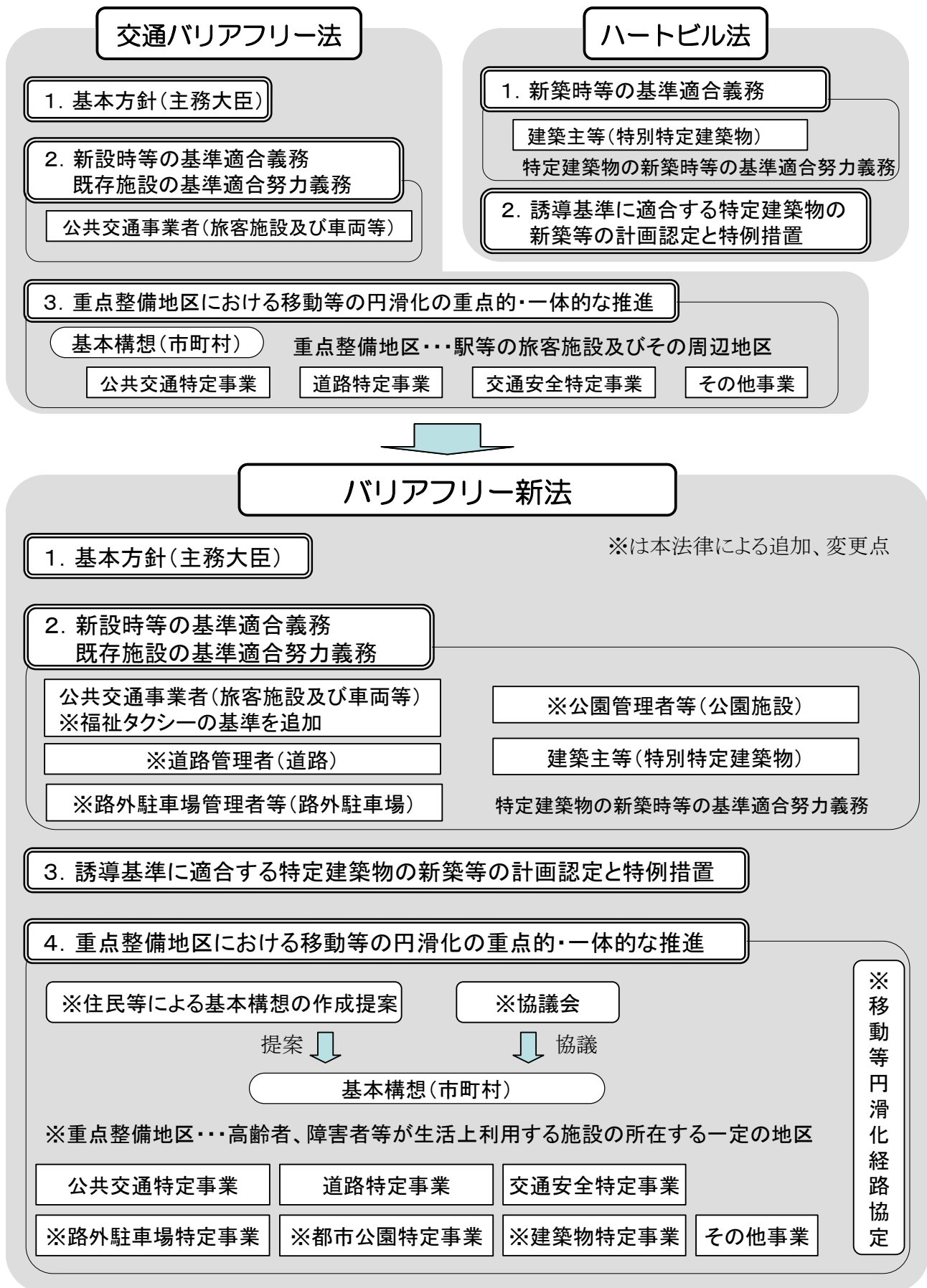
##### ● バリアフリー

高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

##### ● ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

(図1 バリアフリー新法の構成)



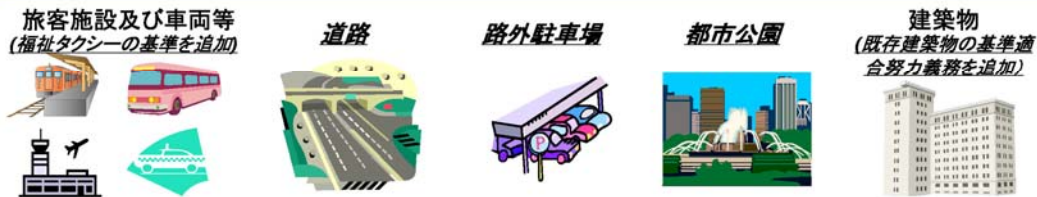
(図2 バリアフリー新法の概要)

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

### ○基本方針の策定

○主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

### ○移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置

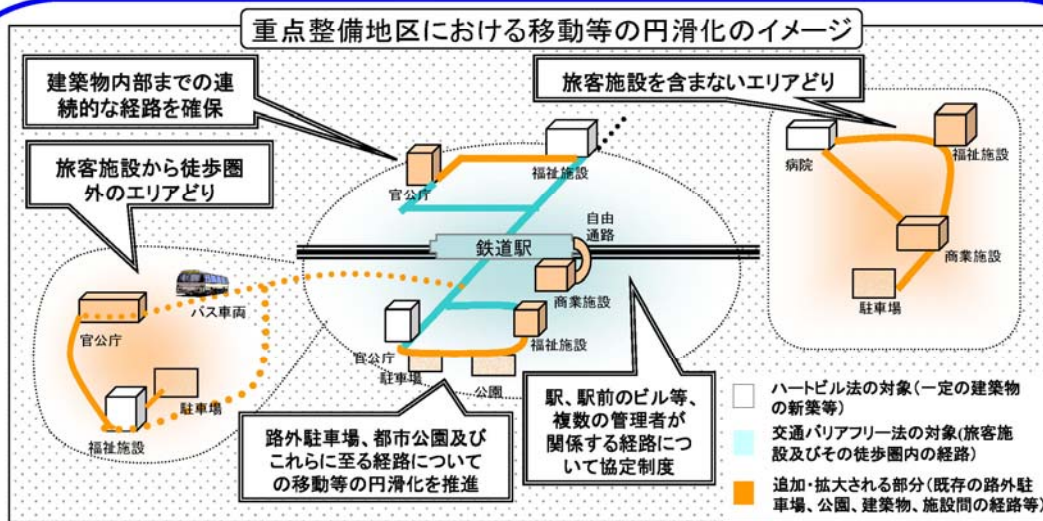


○これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務

○既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

等

### ○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施



○市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成

○公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施

○重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度

等

### ○住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

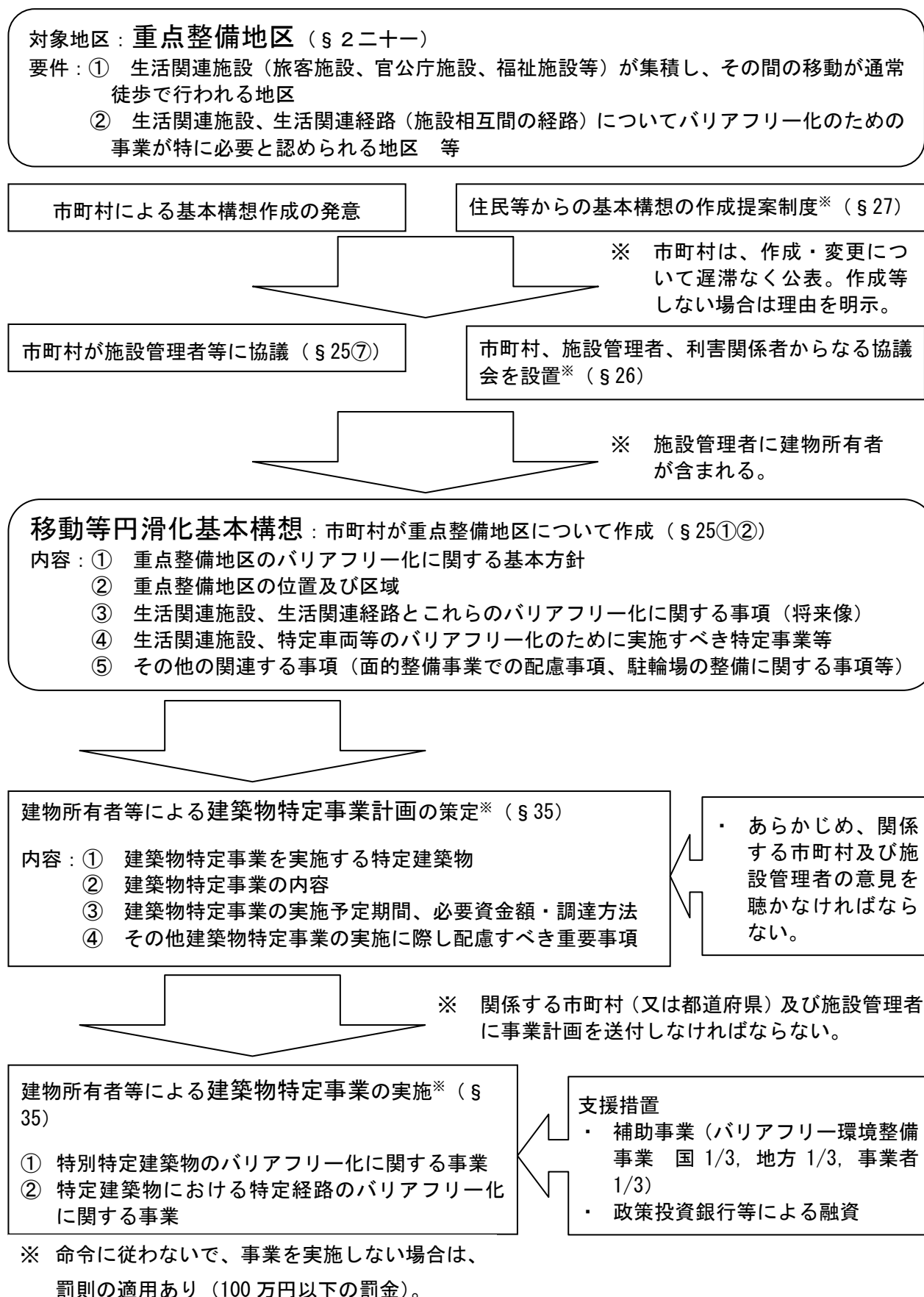


○基本構想策定時の協議会制度の法定化

○住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

等

(図3 建築物特定事業の実施までに関わる主体)



## 2. チェックリスト

### 2-1. 建築物移動等円滑化基準チェックリスト

※施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー法施行令の該当条文

#### ○一般基準

施設等	チェック項目	
廊下等 (第 11 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分） ※1	
階段 (第 12 条)	①手すりを設けているか（踊場を除く）	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③段は識別しやすいものか	
	④段はつまずきにくいものか	
	⑤点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分） ※2	
	⑥原則として主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路 (第 13 条)	①手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm未満の傾斜部分は免除）	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③前後の廊下等と識別しやすいものか	
	④点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分） ※3	
便所 (第 14 条)	①車いす使用者用便房を設けているか（1以上）	
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	②水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（1以上）	
ホテル又は 旅館の客室 (第 15 条)	③床置き式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm 以下のものに限る）その他これらに類する小便器を設けているか（1以上）	
	①客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設けているか	
	②便所（同じ階に共用便所があれば免除）	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか（当該便房を設ける便所も同様）	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか（当該便房を設ける便所も同様）	
	③浴室等（共用の浴室等があれば免除）	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

※2 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

○一般基準

施設等	チェック項目	
敷地内の 通路 (第 16 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②段がある部分	—
	(1)手すりを設けているか	
	(2)識別しやすいものか	
	(3)つまずきにくいものか	
	③傾斜路	—
	(1)手すりを設けているか (勾配1/12以下で高さ16cm未満又は1/20以下の傾斜部分は免除)	
	(2)前後の通路と識別しやすいものか	
駐車場 (第 17 条)	①車いす使用者用駐車施設を設けているか (1以上)	
	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	
標識 (第 19 条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	
案内設備 (第 20 条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)	
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)	

○視覚障害者移動等円滑化経路 (道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準)

施設等	チェック項目	
案内設備 までの経路 (第 21 条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置 (風除室で直進する場合は免除) ※1	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※2	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合

※2 告示で定める以下の部分を除く(告示第 1497 号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

○移動等円滑化経路（利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目	
(第18条第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除）	
出入口 (第二号)	①幅は80cm以上であるか ②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
廊下等 (第三号)	①幅は120cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか ③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
傾斜路 (第四号)	①幅は120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であるか ②勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
エレベーター 及びその乗 降ロビー (第五号)	①かごは必要階（利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設のある階、地上階）に停止するか ②かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか ③かごの奥行きは135cm以上であるか ④乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか ⑤かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか ⑥かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか ⑦乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか ⑧不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合 (1)上記①から⑦を満たしているか (2)かごの幅は、140cm以上であるか (3)かごは車いすが転回できる形状か ⑨不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するもの場合 ※1 (1)上記①から⑧を満たしているか (2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか (3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか (4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	—
特殊な構造 又は使用形 態のエレベ ーターその 他の昇降機 (第六号)	①エレベーターの場合 (1)段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの）であるか (2)かごの幅は70cm以上であるか (3)かごの奥行きは120cm以上であるか (4)かごの床面積は十分であるか（車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合） ②エスカレーターの場合 (1)車いす使用者用エスカレーター（平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの）であるか	—
敷地内の 通路 (第七号)	①幅は120cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか ③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ④傾斜路 (1)幅は120cm以上（段に併設する場合は90cm以上）であるか (2)勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか (3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合は免除）	—
(第3項)	⑤上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	

※1 告示で定める以下の場合を除く（告示第1494号）  
・自動車車庫に設ける場合

## 2-2. 建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

※施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー法誘導基準省令の該当条文

### ○一般基準

施設等	チェック項目	
出入口 (第2条)	①出入口（便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く）	—
	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②一以上の建物出入口	—
	(1)幅は120cm以上であるか	
	(2)戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか	
廊下等 (第3条)	①幅は180cm以上(区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上)であるか	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）※1	
	④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか	
	⑥突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	
	⑦休憩設備を適切に設けているか	
	⑧上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分(※2)については適用除外	
階段 (第4条)	①幅は140cm以上であるか（手すりの幅は10cm以内まで不算入）	
	②けあげは16cm以下であるか	
	③踏面は30cm以上であるか	
	④両側に手すりを設けているか（踊場を除く）	
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥段は識別しやすいものか	
	⑦段はつまずきにくいものか	
	⑧点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分）※3	
	⑨主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置 (第5条)	①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けているか	
	②上記①は車いす使用者の利用上支障がない場合(※4)は適用除外	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

※2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分(告示第1488号)

※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※4 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合(告示第1488号)

○一般基準

施設等	チェック項目	
傾斜路 (第6条)	①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	②勾配は1/12以下であるか	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
	④両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥前後の廊下等と識別しやすいものか	
	⑦点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) ※1	
	⑧上記①から③は車いす使用者の利用上支障がない部分(※2)については適用除外	
エレベーター (第7条)	①必要階(多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便房・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階)に停止するエレベーターが1以上あるか	
	②多数の者/主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	-
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	③多数の者/主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	-
	(1)②のすべてを満たしているか	
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	-
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(6)かごの幅は140cm以上であるか	
	(7)かごは車いすが転回できる形状か	
	⑤不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	-
	(1)④(2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	
	(2)かごの幅は160cm以上であるか	
	(3)かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	
	(4)乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	
	(5)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	-
	※3	
(1)③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか		
(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		
(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		
(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

※2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分(告示第1488号)

※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第1487号)

- ・自動車車庫に設ける場合

○一般基準

施設等	チェック項目	
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第8条)	①エレベーターの場合	—
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの)であるか	
	(2)かごの幅は70cm以上であるか	
	(3)かごの奥行きは120cm以上であるか	
	(4)かごの床面積は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	
	②エスカレーターの場合	—
(1)車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか		
便所 (第9条)	①車いす使用者用便房を設けているか(各階原則2%以上)	
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)車いす用便房及び出入り口は、幅80cm以上であるか	
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上)	
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)	
	④床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか(各階1以上)	
ホテル又は旅館の客室 (第10条)	①車いす使用者用客室を設けているか(原則2%以上)	
	(1)幅は80cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②便所(同じ階に共用便所があれば免除)	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	③浴室等(共用の浴室等があれば免除)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
(3)出入口の幅は80cm以上であるか		
(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		

○一般基準

施設等	チェック項目	
敷地内の通路 (第 11 条)	①幅は180cm以上であるか	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	④段がある部分	—
	(1)幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内までは不算入)	
	(2)けあげは16cm以下であるか	
	(3)踏面は30cm以上であるか	
	(4)両側に手すりを設けているか	
	(5)識別しやすいものか	
	(6)つまずきにくいものか	
	⑤段以外に傾斜路又は昇降機を設けているか(6)つまずきにくいものか	
	⑥傾斜路	—
	(1)幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	(2)勾配は1/15以下であるか	
	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除)	
	(4)両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)	
(5)前後の通路と識別しやすいものか		
⑦上記①、③、⑤、⑥(1)から(3)は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		
⑧上記①、③、④、⑥(1)から(3)は車いす使用者の利用上支障がないもの(※1)は適用除外		
駐車場 (第 12 条)	①車いす使用者用駐車施設を設けているか(原則2%以上)	
	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	
浴室等 (第 13 条)	①車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上)	
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
標識 (第 14 条)	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
案内設備 (第 15 条)	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	
	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)	
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)	

※1 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分(告示第 1488 号)

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備までの主な経路に係る基準）※1

施設等	チェック項目	
案内設備までの経路 (第16条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は免除） ※1	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※2	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等又は音声誘導装置で誘導する場合

※2 告示で定める以下の部分を除く(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

### 3. 認定特定建築物等の支援制度（平成19年度）について

#### （1）税制上の特例措置

認定を受けた特別特定建築物（2,000㎡以上の昇降機を設けたものに限る。）の新築、増築、改築について、所得税、法人税の割増償却（10%、5年間）【租税特別措置法第14条の2、第47条の2】

#### （2）低利融資制度

##### ① 日本政策投資銀行による低利融資

- ・ 融資対象：(1) 2,000㎡以上の認定特定建築物  
(2) 2,000㎡以上の建築物移動等円滑化基準（主要な経路における建築物特定施設は建築物移動等円滑化誘導基準）を満たす特定建築物
- ・ 融資比率：(1) 40%  
(2) 30%
  - ・ 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（優良法）の認定事業地域内で整備される、公共性が高くかつ宅地開発業者等が自ら整備する施設：40%
  - ・ 新築以外のもの（バリアフリー法に基づく基本構想に位置付けられた建築物に限る（但し、建築物特定施設についてバリアフリー化の誘導的基準に適合させることを求めない））：40%
- ・ 貸出金利：政策金利 I

##### ② 中小企業金融公庫、国民生活金融公庫による低利融資

- ・ 貸付対象：認定特定建築物
- ・ 貸付限度：直接貸付 中小企業金融公庫 7億2千万円、国民生活金融公庫 7千2百万円
- ・ 貸付利率：特別利率②  
(但し、中小企業金融公庫は2億7千万円を限度とし超える分は基準利率)
- ・ 貸付期間：15年以内 据置期間：2年以内

#### （3）補助制度〔バリアフリー環境整備促進事業〕

##### ① 市街地における道路空間等と一体となった移動ネットワーク形成

- ・ 基本構想等の作成
- ・ 基本構想等に基づく以下の移動システム\*1等の整備
  - (1) 屋外の移動システムの整備
  - (2) 屋内の移動システム（市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。）の整備
  - (3) 移動システムと一体的に整備される公衆のために公開された空間（広場、空地等）の整備
  - (4) 移動案内装置の設置

##### ② 認定特定建築物（病院、劇場、図書館等不特定多数の利用する建築物又は社会福祉施設等の建築物で特定行政庁の認定を受けたもの）の整備

- ・ 屋外の移動システムの整備（建築物敷地内の平面通路に限る。）
- ・ 屋内の移動システムの整備（特別特定建築物の用途（専ら商業用に供するものを除く。）に至る経路に係るものに限る。）
- ・ 移動システムと一体的に整備される公衆のために公開された空間（広場、空地等）の整備
- ・ 移動案内装置の設置

**【補助率】**

地方公共団体、協議会、都市再生機構：1／3以内

民間事業者：2／3以内（国1／3以内、地方公共団体1／3以内）

- \* 1 移動システム：動く通路、スロープ、エレベーターその他の高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設  
（当該施設に付属する高齢者等の移動のための案内装置を含む）

## 4. Q & A

### Q 1 バリアフリー新法に基づく是正命令と建築基準法に基づく命令との関係について

Q 建築物移動円滑化基準に適合していない場合の建築基準法及びバリアフリー新法上の扱いについて教えてください。

A バリアフリー新法の建築物移動等円滑化基準を建築確認対象法令とすることにより、同基準への適合性について建築基準法第6条の建築確認又は第7条の完了検査等を受けていない場合には、同法第9条の規定に基づき、同法第6条等の規定に従うよう施工停止等の命令の対象となります。他方、建築基準法第9条の規定に基づく是正命令は建築基準法に基づく規定への違反に限り行うことができ、建築物移動等円滑化基準に適合していない場合の是正命令については、バリアフリー新法第15条の規定に基づき行う必要があります。

### Q 2 条例による用途の追加方法等について

Q 条例で色々できる仕組みになっているようですが、できないこともあるのでしょうか。

A 条例では①義務付け対象用途に政令上特別特定建築物に含まれていない特定建築物用途（学校等）を追加すること②義務付け対象規模を政令の規模（原則2,000㎡）未満に設定すること③建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を付加することが可能です。ただし、特定建築物用途以外の用途（倉庫、一戸建て住宅等）を義務付け対象とすることや建築物特定施設以外の施設に係る制限等建築物特定施設と無関係な制限の付加はできません。

#### 留意点：条例の設置

- ・2007年4月時点で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項に基づく付加条例を制定している都道府県は、東京都、石川県、京都府、徳島県、熊本県の6箇所である。
- ・市町村では、東京都世田谷区、神奈川県横浜市、岐阜県高山市、京都府京都市の4箇所である。

### Q 3 性風俗関連施設の取扱いについて

Q 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る施設は令第4条第15号の特定建築物に含まれるのでしょうか。

A 性風俗関連特殊営業に係る施設は特定建築物に含まれません。そのため、努力義務も課せられておりません。

### Q 4 努力義務の場合に適用される基準について

Q 法第16条第1項に基づく努力義務のみが課せられる建築物（学校や共同住宅など）についてはどのように建築物移動等円滑化基準は適用されるのでしょうか。

A 特別特定建築物以外の特定建築物を建築しようとする場合は、条例で特別特定建築物に追加された場合に適用される基準に適合するよう努める必要があります。そのため、令第23条の規定により、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのを「多数の者が利用する」と、「特別特定建築物」とあるのを「特定建築物」と読み替えた基準への適合に努めていただくこととなります。

## 【東京都におけるバリアフリー法付加条例の例】

東京都では、バリアフリー法に基づき、以下のような付加条例を制定している。

名称：高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）

### ＜対象建築物の拡充＞

特別特定建築物	床面積の合計	
学校		
病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）		
集会場（一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。）又は公会堂		
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署		
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
博物館、美術館又は図書館		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		
公衆便所		
診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）		500㎡以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
飲食店		
郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）		
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		1,000㎡以上
集会場（すべての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。）		
展示場		
ホテル又は旅館		
体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場		
公衆浴場		
料理店		
備考 床面積の合計の欄に定めのない特別特定建築物は、規模にかかわらず、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないものとする。		

### ＜階段＞

- ・ 階段の蹴上げ、ふみ面寸法、有効幅員の拡充

### ＜浴室＞

- ・ 床仕上げ材の規定
- ・ 出入口口幅の拡充

### ＜駐車場＞

- ・ 車いす使用者用駐車施設を設ける場合、経路の誘導表示を設ける

### ＜移動等円滑化経路＞

- ・ 寸法規定の拡充
- ・ 階段下端への視覚障害者誘導用ブロックの付設を規定
- ・ 5000㎡以上の建物における授乳及びおむつ交換場所の設置を規定
- ・ 傾斜路の幅、こう配、仕様の規定
- ・ 5000㎡以上の建物におけるエレベーターの規模規定
- ・ 特定経路に関する規模等の規定

### ＜増築等に関する適用範囲＞

- ・ 適用範囲を規定

#### **Q 5 複合用途等の場合の基準適合義務の取扱いについて**

- Q 特別特定建築物の2,000㎡以上の建築等は義務付け対象となるようですが、複合施設についてはどう判断するのでしょうか。各特別特定建築物が2,000㎡以上なのか、又は特別特定建築物の合計が2,000㎡以上とするのでしょうか。
- A 特別特定建築物の用に供される部分のうち、2,000㎡以上の用途部分について適合義務が発生します。例えば、1,000㎡の物販店舗と3,000㎡の劇場からなる複合建築物の場合、劇場部分について適合義務が発生します。また、条例で義務付け対象規模の引き下げられた用途については当該用途の用に供する部分が条例で設定された規模以上か否かで判断することになります。

#### **Q 6 増改築の場合の基準適合義務の適用範囲について**

- Q 増改築部分以外の部分の各階便所についてはどのように建築物移動等円滑化基準は適用されるのでしょうか。（例えば、10階建ての百貨店の1～3階部分について2,000㎡の増築を行った場合、百貨店のすべての階の利用者用便所も改修しなければならないのでしょうか。）
- A 増築部分からの一の経路が基準を満たす車いす使用者用便房を一つ整備すればOKです。なお、当該車いす使用者用便房は増築部分又はそれ以外の部分のいずれにあってもよいこととなっています。

#### **Q 7 点状・線状ブロック等の敷設などの適用について（建築物移動等円滑化基準）**

- Q 点状・線状ブロック等の敷設や音声等による案内・誘導はすべての用途で対応する必要があるのでしょうか。
- A 点状ブロック等の敷設などの措置は不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する部分に適用を限定しております。（令第11条第二号、第12条第五号、第13条第四号、第18条第2項第五号リ、第21条第1項、第21条第2項第二号ロも同様。）したがって、特別特定建築物の中でも通常の老人ホーム等には適用されず、自動車教習所など特定の者が利用し、かつ、主として視覚障害者が利用する部分を有しない建築物が条例で義務付け対象用途に追加されたとしても適用されません。

#### **Q 8 便所・駐車場関連基準の適用について（建築物移動等円滑化基準）**

- Q 通常便所や駐車場を設けないような建築物でも、車いす使用者用便房・駐車施設の設置を求められることとなるのですか。（令第14条、第17条関係）
- A 車いす使用者用便房・駐車施設に関する基準が適用されるのは、建築物に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所・駐車場を設ける場合に限られます。

**Q 9 車いす使用者用駐車施設の利用について（建築物移動等円滑化基準）**

- Q 令第17条に定める「車いす使用者用駐車施設」は、車いす使用者だけにその利用を限定しているものですか。
- A 当該駐車施設の構造及び配置上の内容が車いす使用者にとっても利用しやすく配慮されたものであるため、「車いす使用者用駐車施設」と規定していますが、法令上、車いす使用者だけでなく、身体の機能上の制限を受ける高齢者・障害者等であれば、「車いす使用者用駐車施設」を利用することは可能です。

**Q10 廊下等の基準について（建築物移動等円滑化基準）**

- Q 移動等円滑化経路上の廊下等に求められる「車いすの転回に支障がない場所」とは具体的にどのような場所をいうのですか。（令第18条第2項第三号ロ関係）
- A 具体的には車いすの車輪中央を中心に180°回転が可能となる幅140cm、奥行き170cm程度のスペースや360°回転が可能となる150cm角の部分、さらには、十字・T字の交差部も含まれます。

**Q11 昇降機のかご内の表示装置について（建築物移動等円滑化基準）**

- Q 移動等円滑化経路上の昇降機のかご内に設置が求められる「かごが停止する予定の階を表示する装置」は、行き先階登録ボタンの応答灯を整備すれば足りるのですか。（令第18条第2項第五号へ関係）
- A 当該規定は、かご内の者が自らの目的階にかごが停止するようボタンを押す必要があるか確認できるようにすることが目的であり、ご指摘のような応答灯で建築物移動等円滑化基準を満たすものと考えられます。

**Q12 昇降機のかごの幅について（建築物移動等円滑化基準）**

- Q 移動等円滑化経路上の昇降機の1以上のかごの幅140cm以上とすることや音声装置等を設けることは、条例により特別特定建築物に追加された共同住宅などにおいても適用されるのでしょうか。（令第18条第2項第五号チ、リ関係）
- A 令第18条第2項第五号チ（かごの幅140cm以上等）の基準は「不特定かつ多数の者が利用する建築物（2,000㎡以上）」の場合に限られます。また、同号リの基準（音声案内、操作盤の点字表示）は「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する昇降機及び乗降ロビー」に限られます。したがって共同住宅などには適用されません。

## (2) 認定等に関するQ & A

### Q 1 修繕の場合の便所の適用について (建築物移動等円滑化誘導基準)

- Q 修繕部分以外の部分の各階便所についてはどのように建築物移動等円滑化誘導基準は適用されるのでしょうか。(例えば、10階建ての百貨店の10階部分を修繕して認定を受けようとした場合、百貨店のすべての階の利用者用便所も改修しなければならないのでしょうか。)
- A 修繕部分に共用の便所がある場合は、各階において修繕部分の便所数の原則2%以上の車いす使用者用便所を整備すればOKです。なお、当該特定建築物が共用の便所を有するものの修繕部分に共用の便所を設けない場合は、修繕部分以外に一つの車いす使用者用便所を設け、修繕部分からの一以上の経路を基準に適合させればよいこととなっております。

### Q 2 廊下等の基準の適用範囲について (建築物移動等円滑化誘導基準)

- Q すべての廊下等や敷地内通路を車いす使用者が円滑に利用できる構造とする必要があるのでしょうか。
- A 階段のみに通ずる廊下等など車いす使用者の利用が想定されない部分については幅員等の基準は適用されません。

### Q 3 特別特定建築物における基準の適用について (建築物移動等円滑化誘導基準)

- Q 特別特定建築物の場合も、「多数の者が利用する」建築物特定施設全体を基準に適合するように整備しなければ認定を受けられないのでしょうか。
- A 令第5条で定める特別特定建築物の場合は「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」建築物特定施設部分のみ建築物移動等円滑化誘導基準を満たせばよいこととなります。なお、学校や共同住宅などを条例で特別特定建築物に追加した場合には、認定を受けるためには「多数の者が利用する」特定施設全体が基準を満たす必要があります。

### Q 4 表示について

- Q 増築などで認定を受けた場合は、利用者にとって建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている部分と満たしていない既存部分との違いが一見しただけではわかりづらいのではないかと思います。どうしたらよいのでしょうか。
- A シンボルマークの表示と共に、建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている部分を図等でわかりやすく示すことが利用者の利便性を確保する上で望ましいと考えられます。

## 第2部 高齢者、障害者等の円滑な移動等に 配慮した建築設計標準

# 第 1 章 高齢者、障害者等に配慮した環境整備の促進について

# 第1章 高齢者、障害者等に配慮した環境整備の促進について

## 1. 1 高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方

### (1) すべての人に使いやすい建築物とは

すべての建築物は可能な限りあらゆる市民の利用を想定しておくことが望まれる。本設計標準の目的はすべての人に使いやすい建築物整備にあたり、建築主、設計者に適切な設計情報を提供すること、高齢者や障害者等の設計配慮に対して具体的な考え方及びその手法を示すことにある。さらに建築物を維持管理する人々、建築物を利用する人々に対しても重要な情報を提供するものである。以下に使いやすい建築物を目指した考え方を述べる。

- すべての人に使いやすい建築物とは、地域で生活し、あるいは地域を移動するすべての人の利用を目標として整備された建築物のことである。建築物の範囲は、公共施設、民間施設を問わず、あるいはまた、働く場であるか、遊ぶ場であるか、学ぶ場であるかを問わず地域に存在する大半の建築物のことである。
- 建築物の整備において、すべての人の公平な利用に供することは決して容易なことではないが、市民、事業者、行政などさまざまな人々が、それぞれの立場で協力し合い、支え合い、高齢者や障害者等の円滑な利用に配慮した物理的環境整備を図ることが求められる。
- すべての人に公平に使いやすい建築物を計画するためには、さまざまな利用者の利用特性を十分検討する必要がある。そのためには、建築主や設計者は、必要に応じて市民、利用者の意見を聞き、参画を求め、利用者のニーズを理解し、可能な限りすべての人に使いやすい建築物を実現するよう務める必要がある。
- 建築物のバリアフリー化を図る際には、建築物内部の対応はもちろんのこと、道路や敷地内から所要諸室（利用居室）まで連続的かつ安全に移動・利用できるよう物的整備・人的配置等を総合的に推進する必要がある。
- バリアフリー新法において、高齢者、障害者等とは、「高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの、その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。」とされており、妊産婦、けが人など一時的に制限を受ける人々や、身体の機能上の制限を受ける知的障害者、精神障害者及び発達障害者もすべてバリアフリー新法に基づく施策の対象とされている。またこのような法的解釈の上に立って、すべての市民の利用を考えることになる。
- 移動と利用が円滑な建築物は、ハード的な整備だけでは達成されるものではない。整備された建築物が適切に管理され、維持されることが重要である。供用開始後は利用者の意見を聞き、運営上、設備上改善の必要あれば、順次改善していくことも考えなければならない。施設管理者はこうした利用後の意見を蓄積して、よりよい建築物、生活環境の整備に努める必要がある。

### (2) 高齢者・障害者等の対応の考え方

すべての市民のうち、高齢者、障害者、児童・乳幼児等、そして外国人については、特にそ

の利用特性を把握する必要がある。例えば、車いすを使用する人の場合、肢体の障害レベル、車いすを移動する推進力等によって車いすを利用する特性は異なる。視覚障害者であれば、受障年齢、視覚障害の内容、見え方、受障後の生活訓練体験、就労経験、外出頻度、単独での外出者であるか等によって建物の利用に求めニーズが異なることもある。聴覚障害者の場合は、文字情報伝達手段の必要性は共通であるが、ろう者と中途聴覚障害者ではコミュニケーション手段の相違が見られるので、これらの相違についても学習する必要がある。

知的障害者や発達障害者は、コミュニケーションや情報の発信、情報の入手が不得手な人が多い。静かな環境などを確保するなど、物理的環境や周囲の人間関係からの不安を生じさせないことが重要である。精神障害者の場合も同様に、環境不安を生じさせない分かりやすい空間計画、施設運営に努める必要がある。

また、乳幼児などが主として利用する保育所などの施設にあつては、乳幼児の行動特性を十分に観察し、移動や利用の安全性の確保に努めることが必要である。

上記の考え方を踏まえ、建築物を計画していく上で、特に留意すべき点を以下に示す。

- ・本設計標準は建築物のバリアフリー化に共通的な考え方と目標を示したものであるが、利用者の特性や施設用途、あるいは工事費や立地環境等により整備方法が異なる場合があり、建築主や設計者の工夫が求められる。利用や用途の特性を十分に検討し、設計標準を画一的に適用することがないよう努める。
- ・基本的には、法に基づく建築空間や設備等によるバリアフリー対応を図らなければならないが、福祉用具や職員配置（介護、手話通訳、誘導案内等）による支援もあわせて検討する。例えば、児童や知的障害者等の利用を想定した場合は、物理的な環境整備を進めるだけではなく、利用を支援する職員配置にも留意する。
- ・高齢者、障害者等は火災や地震などの非常災害の際に特に避難上の制約を受けやすいので、安全な避難動線の確保、避難場所の整備、非常通報の設備等について十分留意する。特に専ら高齢者、障害者等が利用する建築物の計画に際しては特に留意しなければならない。

### (3) ソフトとハードの相互補完と対応について

高齢者、障害者等の社会参加を進めるためには、建築物の利用に際してソフトとハードの両面からのサポートが必要である。このため、以下の点について留意する。

- ・建築的な対応によってバリアフリー対応を行うことを基本とするが、施設の運営、管理、人的対応等のソフトによって、より利用しやすいように工夫する。
- ・施設は使用開始後に利用者のニーズが増加し、多様化することが考えられるので、建設後の改修についても柔軟に対応できるように維持管理、運営面での配慮が求められる。
- ・優先課題と思われる非常時の安全対策には、物的な面のサポートに加えて、人的サポートも包含した「防災システム」の構築が必要である。
- ・盲導犬、聴導犬、介助犬等補助犬を利用している方々の施設利用については十分に配慮するものとする。

#### **(4) 使いやすい建築物整備に向けた情報の蓄積**

すべての人が使いやすい建築物の設計を行うためには様々な設計経験、施工経験、運営経験の蓄積が重要となる。利用者個人の情報提供も重要な設計情報である。建築主、設計者、施設管理者、行政は設計や運営に必要な情報の収集と情報の公開に努め、それらの経験を次の設計、改修事例につなげていくことが求められる。こうした行為や作業を繰り返すこと（スパイラルアップ）により、利用者のニーズに対応したより質の高い建築物の設計や施設管理が達成される。

## バリアフリー整備を活かすソフトな取り組み事例： さいたま新都心バリアフリーまちづくりボランティア

### ①経緯

さいたま新都心の建設にあたって、埼玉県では1997年2月に全国に先駆け「さいたま新都心バリアフリー都市宣言」を行った。学識者・障害者団体等を含めた委員会での検討を経て、公共施設及び民間施設の各整備主体が連携してハード面のバリアフリー化を推進するとともに、ソフト面ではまちづくりボランティア活動によるバリアフリー化の推進を行うこととなった。

ボランティアは「バリアフリーまちづくり」として公募により選考され、事前講習を受けて、2000年のまちびらきとともにボランティア活動を開始しており、現在はスタッフ4名（常時2名の2交代）を中心とし、1期生から6期生までの合計61名のボランティアが活動を行っている。

### ②活動拠点

スタッフ及びボランティアは、けやきひろば1階の「ふれあいプラザ」（利用時間10時～18時、12月29日～1月3日を除き無休）に待機しており、依頼があった際には街の案内や身体の不自由な方のサポートを実施している。なお、ふれあいプラザには、休憩室があり、大人用ベッドのほか、乳幼児連れへの設備として「おむつ替え台」、「授乳コーナー」、ミルク調乳用のお湯と電子レンジが利用可能となっている。また、車いす、ベビーカー、音声誘導端末の貸し出しも無料で実施している。

### ③活動内容

主な活動内容は、

- ・高齢者や障害者のサポート
- ・イベントの実施・協力
- ・バリアフリー関連の調査・協力
- ・小学生のバリアフリー体験学習への支援
- ・インターネットによる情報発信 等である。

けやき広場を活用した毎月1回水曜恒例の歌声ひろば活動では、500人近い参加者により盛り上がりを見せており、熱心なリピーター参加者が多く、まちな賑わいを演出している。

約7年間でのボランティア利用者数は延べ約4万人（H12～19.3）となり、平成18年度は、利用団体数285団体、利用者数7,474人となっている。高齢者や障害者へのサポートは、市内のみならず、県外からも口コミで情報を入手して利用される方もいる。見学等に関するボランティアのための共通マニュアルの作成やガイドヘルプ講習会等も実施し、スキルアップに努めている。

### ④小学生のバリアフリー社会科見学、体験学習について

埼玉県の小学校の副読本にさいたま新都心が取り上げられており、「人々が利用しやすいようにさまざまな工夫をしたまちづくり」についての説明として、「ふれあいプラザの活動」や、「音声案内」が紹介されている。

合同庁舎やスーパーアリーナも立地していることから、社会科見学に訪れる小学校が多く、これら見学への対応においてバリアフリーのまちづくりの取り組みも紹介している。「バリアフリー」について学習するようになると、学習を深めるためにバリアフリー疑似体験が活用されることも多い。「バリアフリーまちづくりボランティア」では、学校側の目的や実施時間の希望等を踏まえ、バリアフリーに関する理解が高まるようなプログラムのアレンジを担っている。平成18年度の実績では、小中学校210団体（市内167、市外43）が利用した。



## 1. 2 建築物全体の計画のポイント

### (1) すべての人に使いやすい建築計画の手順

建築の計画や設計手順は、建築主、設計者及び用途や規模等により多様であるが、本設計標準を適用するにあたり必要とされる事項について述べる。

#### ①整備方針を設定する

- ・整備方針ではすべての利用者に公平に対応することを原則とする。
- ・整備方針では、まず建築物全体のバリアフリー化の水準を検討しなければならない。バリアフリー新法の遵守を基本として施設全体でどのようなバリアフリー化が達成できるかを検討する。建築物の立地、用途、規模等によっても整備方針が異なると思われる。
- ・その場合、単に建築部位や単位空間のみの整備を目標としてはいけない。部分的な整備に目をうばわれると、全体の利用のしやすさが不連続的、不完全になってしまうこともあり、常に建築物全体を通しての利用しやすさ、使いやすさを念頭に置くことが重要である。
- ・既存建築物にあっては、利用者ニーズを見極めると同時に、改修する際の構造や工事費の制約、また、主たる経路の整備が困難な場合に対して代替的な経路の確保が可能か等について、十分に検討を要する。人的配置、設備的整備等により容易にバリアフリー化が進展する場合もある。既存建築物にあっては特に施設用途によって整備箇所の優先順位が重要になるので留意したい。

#### ②利用者の特徴とニーズを把握する

- ・既に述べたように利用者の特性を把握するため、あるいは施設用途による利用者ニーズを適切に把握するために必要に応じて利用者等の意見を聴取し、設計・計画への参画を求めることが必要となる。

#### ③設計標準で示した整備水準の適用を検討する

- ・バリアフリー新法による移動等円滑化基準をはじめ、地方公共団体が制定している福祉のまちづくり条例整備基準の適合、整合性を検討しなければならない。より望ましい努力義務等の基準に即した整備ができにくい場合にはその原因について整理し、いつでも利用者からの問い合わせに説明できるようにしておくことが大切である。
- ・設計標準に掲げられている対応がすべてではなく地域や施設毎に設計者が工夫しなければならない場合も多く存在する。

#### ④建築主や従業員の理解を促進する

- ・整備の方針を固めていく上で重要な点は、建築主や従業員（職員）等の理解である。特に、既存建築物の改修ではこの点がポイントになる。物理的な対応と人的な対応の組み合わせ方、バリアフリーやユニバーサルデザインの理解の促進を図ることが大切である。利用者の個々の要求は異なるので、そうした違いを理解する従業員教育が不可欠となる。
- ・高齢者や障害者と共に施設利用の実体験あるいはワークショップを通して、利用者の気持ちや利用特性を理解することも必要である。

#### ⑤計画の経済性、効率性について検討する

- ・経済性、効率性を加味した建築計画、空間の効果的な活用を検討する。新築、改修を問わず

過度の整備を避け、できる限り広範かつ容易に利用しやすさが推進される方法を検討する。同時に、施設供用開始後の整備水準のアップ、利用者ニーズへの柔軟な空間的、設備的対応も視野に入れる。

- ・既存建築物等においてはバリアフリー対応の段階的整備や人的なバリアフリー対応について十分検討する。

⑥火災や地震など非常時の対応を考える

- ・災害時の対応については別途述べるが、できる限り平時の利用時における安全に配慮し、敷地内及び施設内事故を予防する。また災害時における適切な緊急通報（視覚、聴覚通報の両面）、二方向避難経路の確保、避難場所の確保等避難方法について検討しなければならない。
- ・施設毎に高齢者、障害者等避難上の制約を有する利用者に対する避難・誘導方法マニュアルを作成する。

⑦バリアフリー対応に係わる適切な運営を図る

- ・施工後の維持管理には特に留意する。視覚障害者誘導用ブロック、屋内外の床材、車止めの位置、案内板等の維持・管理に留意する。定期点検、それに伴う維持管理は欠かせない。

## (2) 建築計画の要点

～高齢者や障害者等の利用を考慮した最低水準としての使いやすさからより快適な水準へ～

### ①連続的な移動動線を計画する

- ・バリアフリー新法の趣旨に則り、道路、敷地内通路から目的となる所要室まで安全に移動できることがすべての基本である。この移動動線は用途により重点的に整備すべき箇所が異なると考えられる。例えば、レストランであれば、食事スペースから便所まで、スポーツ観戦施設では客席まで、劇場、ホテルでは客席の他に楽屋、ステージへの上下移動も対象となる。ホテルや旅館では各客室、あるいは共同浴場までの円滑な利用が必要である。
- ・施設案内の全体表示及び各拠点における案内表示など、サインは連続的かつ円滑な移動を支援する装置、設備として必要不可欠なものである。特に音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの敷設を要する視覚障害者の誘導に関しては十分に検討する。

### ②利用時の安全計画を徹底する

- ・段差を設ける場合の適切な措置、利用時の転落事故や突起物による衝突防止等を図る。
- ・代替移動手段があり、あるいは機能上特段の問題が生じない場合を除き不用意な段は設けない。

### ③適切な寸法を計画する

- ・利用者のニーズ把握によって得られた各種動作寸法、介護動作寸法、車いす使用者等の方向転換寸法、開口部やスイッチ類の高さ、サインの位置等について検討を行い、利用時における適切な空間寸法を算出する。

### ④経済性、柔軟性、及び効率性に配慮する

- ・高齢者や障害者等に特別に対応するのでなく、利用者が共通に利用できる空間や設備を計画することは、建設コストの軽減、空間の効率的な使用にも繋がる。
- ・車いす使用者用駐車場を相当数確保したり、車いす使用者対応便房では、機械的に多機能化するのではなく、機能を十分に理解し、オストメイトの方との利用を機能区分したり、男女別にやや広めの車いす使用者便房を数多く設置して、利用上の効率を図る。集会施設や劇場等では、男女別の便房数の変更が可能な計画を行う。
- ・建築物内のサインについては、隣接又は併設する施設とのサイン統一を図るなど利用しやすさの検討を行う。
- ・集会施設や劇場等の客席計画では、可動客席や取り外し可能な客席等を適宜配置して利用者の増減に適切に対応することも求められる。

### ⑤操作性と認知性を確保する

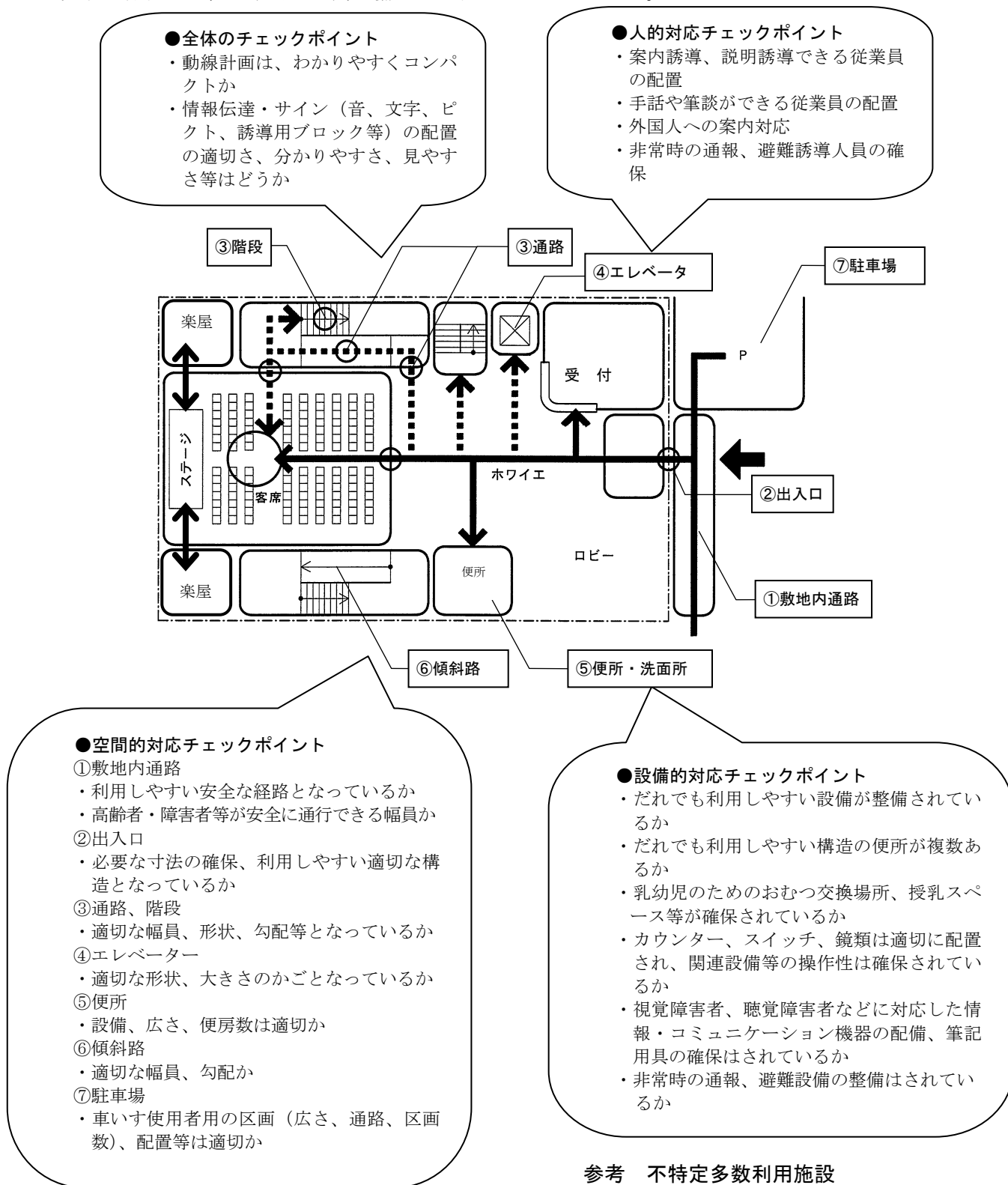
- ・基本は建築物全体のわかりやすさであるが、児童や高齢者、あるいは視覚障害者や上肢障害者にも利用しやすく分かりやすい形状の戸の把手、スイッチ等設備にも十分留意する。
- ・建築物のサイン計画等については、知的障害者や多言語表記により外国人へのわかりやすさも求められる。

### ⑥利用特性に応じた人的配置を計画する

- ・利用上、立地上どうしても人的な支援が必要な場合、災害時の場合など、視覚障害者への誘導案内、聴覚障害者への手話通訳及び要約筆記、発達障害者への適切なサポート、災害時の誘導體制等を検討しておくことが望まれる。

### (3) 建築計画のチェックポイント

以下の各項目は、基本的な空間整備のチェックポイントである。



参考 不特定多数利用施設

#### (4) 用途別のチェックポイント

- ・不特定かつ多数の者が利用する建築物（不特定多数利用施設）では、様々な要求を一般化して満たすような配慮を行うことが重要となる。一方、利用者が特定される建築物（特定多数利用施設）では、利用者特性に対応した設計上の工夫や配慮が求められる。
- ・建築物のうち、一部は不特定多数利用施設として利用され、さらに別の部分は、特定多数によって利用される場合もある。この場合、施設の利用実態に応じた設計を行うことが重要である。例として、特別養護老人ホームに地域交流スペースやデイサービスセンターが併設された場合、工場においても見学、展示スペースと就労スペースが区分されている場合がある。
- ・特に、高齢者施設や乳幼児用施設を設計し、改修する場合には本設計標準の利用方法についても十分に検討し、適切に利用する。
- ・公共施設などで利用者がある程度特定される用途や建築物の場合は、設計段階で利用予定者が参加することにより、適切な配慮の実現がされやすくなる。以下に公共建築物において利用者の参加によって設計を進めた事例を紹介する。

#### 障害を持つ当事者の参加事例：逗子市公共施設整備福祉適合検討委員会

##### ①経緯

公共施設の整備について、実施設計の段階で福祉のまちづくり条例の整備基準を遵守する等、行政内部でのバリアフリー化の検討を行い、対応してきた。しかし、実際に施設が出来上がると利用者からは指摘や批判を受けることがあった。

逗子市では、出来上がってから指摘の部分を改修するのではなく、事前に利用者から意見を聞き設計に反映させようと、障害を持つ当事者をメンバーに加えた「逗子市公共施設整備福祉適合検討委員会」を発足させた。

##### ②委員会の概要

委員は11人以内で、構成メンバーは、知識経験を有する者、障害者等及び障害者関係団体の代表者、市民、高齢者関係団体の代表者、逗子市福祉協議会の職員、市職員、その他市長が必要と認めるものとなっている。

##### ③実績

平成19年5月現在までに24回委員会を開催。

検討建物の用途は市営住宅、集会所、トイレ、公園、道路(歩道整備)、子育て支援センター、文教ゾーン、協議事項は主に、サイン関係、トイレ、駐車場、スロープなど。

##### ④委員会の流れ

福祉課は年度当初に当該年度中に予定される公共施設の整備・改修等について各主管課に照会をかける

㊦工事主管課から施設整備に係る協議書が福祉課に提出される。

㊧福祉課は「逗子市公共施設整備福祉適合検討委員会」を開催。

㊨委員会での協議事項のまとめ。

㊩事務局で精査し、「委員会審査結果報告書」を市長へ報告すると共に主管課へ送付。

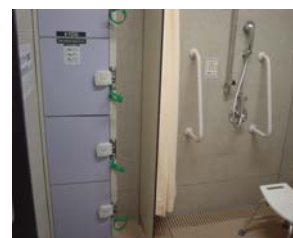
㊪主管課は報告書の内容を各事業に反映。



センサー、背もたれ



障害者用トイレ案内板

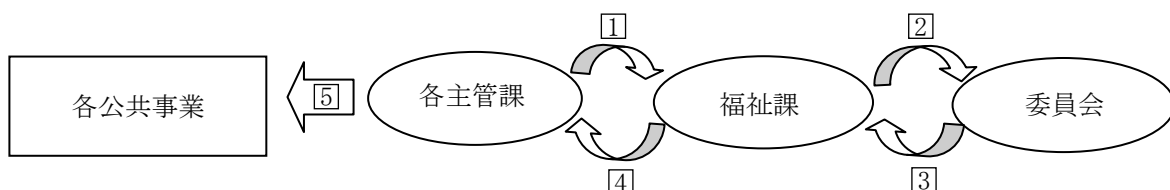


障害者用更衣室（プール）



オストメイト設備

<事例>平成19年度 文教ゾーン内の市民交流センターにおいて、協議され整備された物の例



## 利用者の参加によるバリアフリーデザインの実現:草加市立病院

### ①経緯

埼玉県草加市は2003年6月に「そうかユニバーサルデザイン指針」を制定し、デザイン制定への当事者の参画などの取り組みを進めている。従来の草加市立病院の移転新築に伴い、この精神に基いて以前から考慮されていた各種障害者だけでなく、新たに色覚障害者にも配慮した案内表示の設計を実施した。(366床、2002年着工・2004年夏開業、設計監理：久米設計、サイン工事：プルアンドプッシュ。)

病院では「○色の×番の部屋に行ってください」のように色を用いて患者を検査室や病室に誘導することが多いが、色覚障害者は指示された色が分からずに困難を感じることもある。また、各種の案内表示も従来のデザインでは見づらい場合が少なくない。眼科を持つ総合病院では利用者に占める色覚障害者の割合が一般の施設に比べて高いため、この問題は重要である。

### ②ゾーン色の制定

そこでデザインの問題に詳しい色覚障害者のグループと協同して、当初のデザイン原案をベースに改善作業を行った。まず、当初は施設を10以上の色に区分する予定だったが、色数が多すぎると区別が難しくなるため、利用者の誘導に必要な十分な要素を考え、診察・救急・検査・東病棟・西病棟・その他の6つの区分(6色)に絞り込んだ。

これらの塗り分けに使う色は、病院では白内障の利用者も多いため黄色と白の識別が難しいことや、弱視や1型色覚の人には赤が黒に近く見えることを考慮し、橙・緑・水色・青・赤紫・灰色の6色とした。案内地図ではさらに、灰色だけは格子状のハッチングを施すことで“5色+1(模様あり)”とし、明瞭に区別できるようにした。

色覚障害者の色の見分けやすさはわずかな色調の違いで大きく変化するので、実際に案内表示の製作に用いる材料(塩ビシート)の色見本から、各色それぞれについて色調の異なる5種類程度の候補色を用意し、1型・2型の強度・弱度の色覚障害者が実際にこれらの色見本を比較することにより、もっとも見分けやすい色の組み合わせを選定した。色の見え方はサイズによっても大きく変化するので、選んだ色を使った原寸大の表示を試作し、見え方を確認した。また、色が見分けられても色名を誤認する場合が少なくないことや、色の区別がほとんどつかない患者も来院することを考慮し、全ての案内表示に色名を表記した。色名は弱視の人や背の低い人にも見やすいように低い位置に表示し、誰でも読めるようにひらがなにした。色名表記を最初からデザイン要素のひとつとして取り入れることにより、わかりやすさとデザインの統一感を両立できた。

### ③その他の配慮点

トイレ個室の空きと使用中を示すドアノブ表示は、標準の赤と緑の組み合わせから赤と青に変更した。男女トイレのピクトサインは朱色と水色の組合せにし、案内地図の現在位置表示は、朱色を用いて黒と対比すると共に、枠で囲って他と区別しやすくした。また、サインの掲出高さに注意し、いちばん利用頻度の高い情報が、弱視の人が見やすい高さに来るように配慮した。携帯電話などの禁止標示は、赤の色調に留意すると共に、赤い斜線と外周の回りに縁取りを設けて、黒いサインや周囲の木目に対して分かりやすくした。

一方、車イス用トイレの扉開閉ボタン、エスカレーターの進行方向を示す電光表示、病室の空調装置のパイロットランプなどは、メーカーから販売されている製品自体に分かりにくい色調の赤と緑が使われていたため、やむを得ずそのまま使用した。今後はこのような製品レベルでの色覚への配慮も望まれる。

### ④作業の流れ

作業の流れ	役割		内容
	デザイナー	当事者	
デザイン原案の説明	○	○	当事者グループのうち色彩デザインに詳しい人と面談
設置場所の選定と色数の確定	○	○	メールによる設計画像ファイルのやりとり
色見本の提供	○		実際に制作に用いる材料のメーカー作成の見本の確認
色の選定と提案		○	当事者グループのうちの数人が、数百の色見本の中から見やすい色の候補をまず絞り込む。ついでより多くの当事者を集めて、どの人にも見分けやすい色を選択
試作品の制作と送付	○		特に重要な代表的箇所についてのみ実施
視認性の確認		○	当事者グループのうちの数人が確認
修正案の作成	○	○	メールによる設計画像ファイルのやりとり。配色以外に工夫すべき要素についても相談
報告書の作成	○	○	完工後の資料とする

### ⑤施工結果と課題

実際に誘導表示を設置したところ、同じ色の案内表示でも照明の具合によってかなり違う色に見えることが判明した。色名表記が色覚障害者だけでなく一般の人の誤認防止にも有効なことが示せた一方、今後の建築ではサインと連動した照明計画が必要になることが示唆された。また、公立の病院では職員が定期的に異動してゆくため、当初の設計時に配慮した項目や使用した色に関する情報が、表示の更新や改装工事を行う将来の担当者まできちんと受け継がれてゆく体制の維持も重要になる。(※この結果設置された案内表示は、2. 1 3. G. 2 設計例に写真掲載)

- ・施設用途ごとに利用者を想定しつつ、特に次のような点に留意しつつ設計を進める。

全体

- ・どのような利用者が想定されるのか
- ・主たる利用者はどのような特徴を持った人々か
- ・利用者へのソフト面での対応はどうか

その他

- ・緊急時の通報は伝達されるか
- ・授乳施設、オムツ交換用のベッド等の設置は必要か

③通路、階段

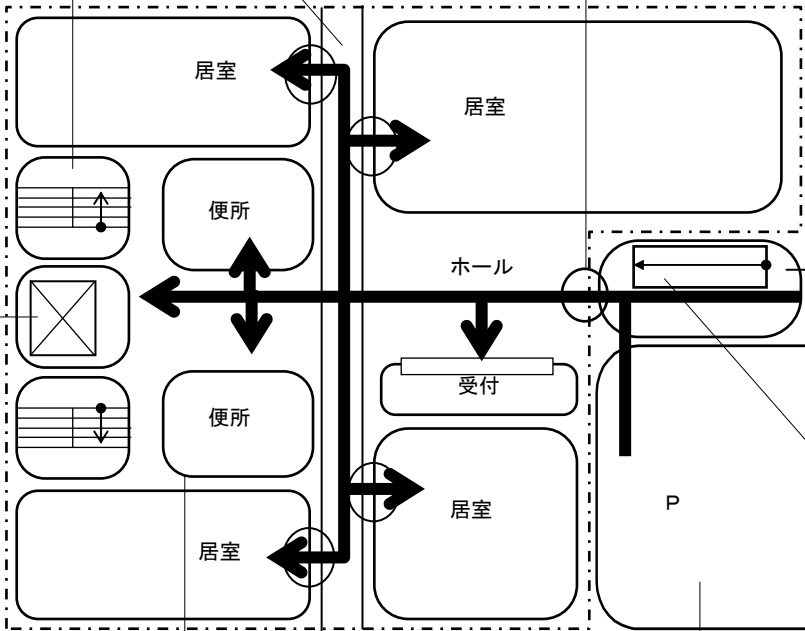
- ・形状、幅員は、利用者に使いやすいか
- ・手すりへの点字表示
- ・誘導は必要か、方法は適切か

②出入口

- ・受付、インターホン等は利用者が使いやすいか
- ・受付、インターホン等への誘導は適切か
- ・受付での対応やソフトな対応に応じた設計か

④エレベーター

- ・適切な形状、かごの大きさとなっているか
- ・車いす利用者が同時に多数利用することが想定されるか



①敷地内通路

- ・想定される利用者に適した幅員、勾配となっているか
- ・出入口の誘導方法は適切か

⑥傾斜路

- ・適切な勾配、幅員か

⑤便所

- ・車いす使用者便房は適切か
- ・オストメイト対応設備は設置されているか
- ・多機能便房はどのような機能を重視して設置すべきか
- ・男女の便房数は適切か

⑦駐車場

- ・車いす使用者の区画（広さ、通路、区画数）、配置等は適切か
- ・車いす使用者以外の利用者が必要とする人が、出入口に近接した駐車施設を利用できるか
- ・駐車場から建物出入り口までの通路は円滑に確保されているか

表 建築物の用途別主なチェックポイント例

用途	設計上のチェックポイント
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学者の特性に対応した設計とするが、地域の生涯学習、学校の地域開放、災害時の避難拠点化などコミュニティ施設としての役割を十分に配慮した設計とする</li> <li>・参考文献(1)に示した学校整備指針、バリアフリー推進指針等を参考する</li> </ul>
病院・診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わかりやすい動線計画とする</li> <li>・呼び出し等が高齢者・障害者等に分かりやすいよう配慮する（文字表示等の視覚化、振動などへの感覚化）</li> <li>・受付、案内表示等の案内設備を設ける</li> </ul>
集会所、又は公会堂、劇場、観覧場、映画館、演芸場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・障害者等が友人や家族とともに来館することにも配慮した柔軟な座席配置とする</li> <li>・車いす使用者用の座席は、選択できることが望ましい</li> <li>・高齢者・障害者等が楽屋等を利用し、舞台上に上がることも配慮する</li> <li>・視覚障害者、聴覚障害者用情報提供設備を設ける</li> </ul>
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物販棚の間の通路は、十分な幅員を確保する</li> <li>・棚の高さは車いす使用者に配慮する</li> <li>・授乳設備、おむつ交換設備等を設ける</li> <li>・視覚障害者、聴覚障害者用情報提供設備（筆談器、耳マーク<sup>1</sup>、磁気ループ）を設ける</li> <li>・休憩場所、いすを適宜設ける</li> <li>・受付、案内表示等の案内設備を設ける</li> </ul>
ホテル又は旅館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・障害者等に配慮した客室、浴室を整備する</li> <li>・視覚障害者用設備、聴覚障害者用設備、備品を設置または貸し出す</li> <li>・筆談器、宴会場などへの磁気ループの設置、耳マークの設置、客室とフロントとの連絡手段の確保に配慮する</li> <li>・館内案内、避難経路、室名などを点字により案内する</li> <li>・避難設備、誘導対策を準備しておく</li> </ul>
事務所（官公署を除く）、工場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所への訪問者対応だけでなく、高齢者・障害者等の就労にも十分配慮した設計とする</li> </ul>
保健所、税務署等の公益上必要な建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口に段差を設けない</li> <li>・呼び出し等が高齢者・障害者等に分かりやすいよう配慮する</li> </ul>
共同住宅、寄宿舍、又は下宿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共用部分の設備、空間は、高齢者・障害者等の利用に配慮した設計とする</li> <li>・賃貸住宅にあつては、住戸内部も、高齢者・障害者等居住者の利用に対応できるよう配慮することが望ましい</li> </ul>
老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の特性に対応した設計とする</li> <li>・介助、介護のしやすさに配慮する</li> <li>・入所施設として、特定の利用者が日常生活を営む施設であることに配慮しつつバリアフリー化を実現する</li> </ul>

<sup>1</sup> 窓口、受付に設置した場合、聴覚障害者のために筆談などの支援ができるという意味のシンボルマーク。全日本難聴者、中途失聴者団体連合会が著作権を管理している。

用 途	設計上のチェックポイント
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の特性に対応した設計とする、特に高齢者の移動に配慮する</li> <li>・ 高齢者・障害者等多数の人が利用する施設である為、場合によっては利用者同士の利害を調整する必要がある</li> <li>・ 保育所等では乳幼児と成人との相違もあり、寸法、設備等利用者特性に十分配慮する</li> </ul>
体育館、ボート場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者・障害者等が運動施設を利用できるよう配慮をする</li> <li>・ 見学席及び見学席に至る経路は、劇場などの客席と同様に車いす使用者の利用に柔軟に配慮する</li> <li>・ 高齢者・障害者等の利用に配慮した更衣室、シャワー、浴室を設ける</li> <li>・ 受付、案内に視覚障害者用設備、聴覚障害者用設備を設置する、または貸し出す</li> </ul>
展示場、又は博物館、美術館、図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 展示物、書架などの間は十分な通路幅員を確保する</li> <li>・ 順路には段を設けない、段がある場合は傾斜路又は昇降機を設置する</li> <li>・ 視覚障害者（音声誘導など）、聴覚障害者用情報提供設備を設ける</li> <li>・ 展示物の説明については、音声、文字等の情報提供を行う</li> <li>・ 休憩場所、いすを適宜設ける</li> </ul>
公衆浴場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者・障害者等が利用できる浴室を設置する</li> <li>・ 脱衣室のロッカーは高齢者・障害者等の利用に配慮する</li> <li>・ 滑りにくい床材を使用する</li> <li>・ 水栓器具は操作が容易なものを設置する</li> <li>・ 受付には、簡単な会話補助となる筆談器などを用意する</li> </ul>
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動可能なテーブル、いす席を配置し、車いす使用者の利用に配慮する</li> <li>・ 高齢者・車いす使用者、乳幼児等が利用できる便房を設ける</li> <li>・ 呼び出し等が高齢者・障害者等に分かりやすいよう配慮する</li> <li>・ 点字メニューを設ける</li> <li>・ 補助犬同伴者への配慮を行う</li> <li>・ 筆談器の設置を検討する</li> </ul>
郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営むもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入口に段差を設けない</li> <li>・ 高齢者・車いす使用者等が利用できる便房を設置する</li> <li>・ 呼び出し等が高齢者・障害者等に分かりやすいよう配慮する</li> <li>・ 視覚障害者のための音声誘導などや、聴覚障害者用情報提供設備を設ける</li> </ul>
自動車教習所、又は学習塾、華道教室、囲碁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車教習所については肢体不自由者、聴覚障害者の利用に配慮した設備を設ける</li> <li>・ 自動車教習所については、道路交通法に基づき一定のコースの確保が必要であるため、施設配置上の制約を強く受けることに留意する</li> </ul>

用 途	設計上のチェックポイント
教室その他 これらに類 するもの	・学習塾等については視覚障害、聴覚障害、肢体不自由のある児童生徒 の学習環境を整備する
公衆便所	・車いす使用者用便房を設置する ・オストメイトに対応した設備を設置する ・乳幼児に配慮した設備を設置する ・規模に応じて複数の車いす使用者用便房を設ける
公共用歩廊	・公共用歩廊は通常建物（駅舎を含む）から建物へと移動するための経 路となっている。建物と歩廊で管理者が異なる場合、接点の段差解消 や誘導方法、誘導の考え方などが整合されるように、設計と管理運営 の両面から調整する必要がある。

【参考文献(1)】

- ① 「学校施設バリアフリー化推進指針」（平成16年3月）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/009/toushin/04031903.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/009/toushin/04031903.htm)
- ② 「学校施設のバリアフリー化等に関する事例集」（平成17年3月）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/shuppan/05032801.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/05032801.htm)
- ③ 「学校施設のバリアフリー化整備計画策定に関する実践事例集」（平成19年6月）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/shuppan/07072505.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/07072505.htm)

## (5) 改善、改修のチェックポイント

建築物の改善、改修においても、基本的には、新築と同様のバリアフリー性能が達成されることが望まれる。しかし、既存建築物の改善、改修では、空間上の制約などから多くの困難が生じる。

既存の建築物の場合、新築とは違って建物内の運営管理がどのように行われているか、利用者のニーズがどこにあるか等について事前に把握できる。現状を十分に把握し、改善の目標を定める。その結果、施設や設備で対応する部分と人的な対応に委ねる部分とのバランスが求められる。しかしその場合にあっても基本的な配慮はハードである。その上で高齢者や障害者等の利用を共通にサポートする運営体制や利用者への個別サービスを検討する必要がある。

いずれにしても新築と同様、建物を管理運営する従業員や利用者の意見を十分にくみ上げる工夫が必要となる。以下、特にハード面で優先的に改善、改修すべき事項を示すこととする。

### ①敷地内通路

- ・高齢者・障害者等が安全に通行できる幅員の確保
- ・歩道と車路及び敷地の境界の段差の解消、道路からの連続的移動の確保
- ・傾斜路で段差を解消できない場合、段差解消機を使用
- ・視覚障害者の利用に配慮した設備の設置

### ②出入口

- ・必要な寸法の確保
- ・出入口の構造、仕様の変更
- ・戸の下枠によって生じる段を解消
- ・戸を適切な形式のものに交換

### ③通路、階段

- ・適切な幅員と形状
- ・廊下に段差がある場合、適切な形状のスロープを設置
- ・主要階段には手すりを設置
- ・手すりには点字を表示

### ④エレベーター

- ・適切な形状、大きさのかごへの変更
- ・操作盤の点字表示や音声、文字等による案内の設置
- ・エレベーターが設置できない場合の段差解消機等の導入

### ⑤便所

- ・車いす使用者が利用できる便所の確保
- ・オストメイトの方の設備設置
- ・設備、広さが適切な多機能便所の設置
- ・男女便所それぞれに車いす使用者用便房又は多機能便房の設置
- ・共用で使用可能な多機能便房の設置

### ⑥利用居室の整備

- ・適切な利用居室サインの設置
- ・利用居室内での利用用途に応じた、音、採光、照明、移動空間の確保

### ⑦駐車場

- ・車いす使用者用の適切な区画（広さ、通路、区画数）、配置等
- ・建築物の出入口付近に設ける車いす使用者駐車場に、屋根又は上屋を設置
- ・車いす使用者用駐車場から便所、利用居室など利用の利便を図る建物案内板の設置

### ⑧案内表示

- ・敷地内、玄関、駐車場、各居室、便所、E V等のサインは識別性、認知性を重視

## (6) 災害時の避難、誘導について

- ・建築物整備の際には、高齢者、障害者等の避難についても十分計画に組み込んでおくことが求められる。避難という観点からみると、近年の建築物は規模も大きく複雑であり、避難経路がどこなのかが良く分からなくなっている。結果として、避難に時間と努力を多く要する高齢者、障害者等の円滑な避難確保がますます困難になっている。防災計画の基本的な考え方としては、高齢者・障害者等を含めすべての人々にアクセス経路と避難経路が分かりやすいことが重要である。入るときのわかりやすさと、いざというときの脱出経路のわかりやすさは計画の基本でなければならない。
- ・安全に避難するためには、まず、非常事態（火災、地震等）であることが、利用者に遅れることなく伝達されなければならない。周りに人が必ずいるとは限らないので、様々な障害者に対応して、音、光、その他の人的な支援等（職場なら同僚による支援）を通して、危険が生じていることが伝達される工夫が必要である。この場合、オフィス等における時間外勤務などのことも考えると、同僚の支援のみを前提とすることは危険である。
- ・災害時には単独建物内の自力による避難行動が不可能な場合もあり、地域周辺の建物利用者（従業員など）、住民との避難協定、協力関係を結んでおくことも考えられる。
- ・避難にあたっては、まず火災元と隔てられたところに移動できることが重要である。これが確保されれば、避難階、さらには屋外への避難が可能になる。具体的な設計に当たっては、車いす使用者等が防火・防煙壁を通過する際に移動上の障壁が設けられていないかを確認する必要がある。
- ・防火戸を経た後は避難に時間を要する、又は他人の介助を必要とする高齢者・障害者等が避難区画、一時待機場所などでとりあえずの安全を確保することを可能とする必要がある。非常用エレベーターロビー、避難階段や付室、避難バルコニーなどを他の部分と防火区画して、避難動線と分離された一時待機場所を準備しておくことはこの観点から有効である。
- ・避難階に移動するためには、障害の程度や状況によって、階段、エレベーター、その他の手段を使って、移動する必要がある、建物利用者の特性に応じた設備を設けるなどきめ細かな配慮が求められる。
- ・こうした内容のうち、多くは建築物の物理的対応（設備を含む）で可能であるが、これに加えて人的な対応も同様に必要である。

## 第 2 章 単位空間等の設計

## 第2章 単位空間等の設計

### 2.0 第2章の見方

本書は、設計標準として、建築物のバリアフリー設計の際に考慮すべき包括的な考え方を記載している。実際の設計においては、地域性や用途などに鑑み、建物の利用が想定される高齢者・障害者等の意見を把握し、ニーズや利用の実態に合った設計をするよう努められたい。

なお、本書では、国土交通省で定める設計標準という性格上、バリアフリー化のための性能としては優れている製品であっても、特許が付帯しているなどの理由により特定の業者のみ販売が認められている製品・材料の紹介及び記載は控えている。

#### 2.7 便所・洗面所

##### ◆設計の考え方◆

- ・便所のバリアフリー化に際しては、面積的、コスト的な制約、施設用途、及び利用者意識などに配慮し、その設置方法等に工夫が必要である。
- ・便所に関し、従来は車いす使用者が利用できる便房のみが義務付け対象であり、整備が遅れていた車いす使用者用便房の設置をまず確保し、さらにオストメイト機能の設置やベッド、チェアの設置を併せて推進する観点で、広さのある車いす使用者用の便房内に多様な機能を含む多機能便房の設置を推奨してきたところである。
- ・バリアフリー法の制定に伴い、便所におけるオストメイト機能の設置についても義務付け対象に追加されたこと、多機能であることによる車いす使用者からの利用上の不便さを解消するために、また個別機能に応じた設備が効率的・効果的に利用されるよう、従来の考え方を一部改め、以下のような基本的な考え方で計画することが望ましい。
  - 1) これらの個別機能に応じた専用便房の設置、  
車いす使用者用便房、オストメイト機能付き便房等利用者のニーズに合わせて便房を設置
  - 2) 多機能便房と簡易型機能を備えた専用便房の設置  
車いす使用者用便房を多機能化することで機能の集約を図るが、施設用途を十分に考慮し、簡易型機能を併せ設置し、利用しやすさを工夫する
  - 3) 多機能便房の設置  
施設用途から多機能便房のみ（複数設置の場合も含む）の設置で十分に機能する場合。
- ・なお、こうした考え方を踏まえ、簡易型機能を備えた便房のみでトイレのバリアフリー対応を行うことは、既存建築物の改善・改修の場合を除き望ましくない。

##### ◆基準◆

###### <建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
便所 (第14条)	①車いす使用者用便房を設けているか（1以上）	
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3) 標識を掲示しているか	
	②水洗器具を設けているか（オストメイト対応、1以上）	
③床置き式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けているか（1以上）		

###### <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
便所 (第9条)	①車いす使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具（オストメイト対応）の便房を設けているか（各階原則2%以上）	
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3) 出入口（当該便房を設ける便所も同様） ・幅は80cm以上であるか ・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	(4) 標識を掲示しているか	
	(5) 車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか（当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く）	
	①床置き式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けているか（各階1以上）	

設計を進めるための基本的な考え方

法律に基づく基準

「設計のポイント」においては、法律には定められていないが、望ましい設計のあり方や寸法などを記述しており、設計上大いに活用されたい。さらに、文章による設計のポイントのほか、図面は実現の可能性が高い標準図として、写真は、主に好例を中心に掲載している。

**2. 7. 1 個別機能に応じた専用便房の設計標準**

**◆共通する設計のポイント◆**

個別機能に応じた専用便房（以下専用便房）の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

①専用便房は、利用者が位置を把握しやすいよう、他の便所と一体的もしくはその出入口の近くに設けることが望ましい。

②高齢者・障害者等を誘導するために、建物内の案内板に多機能便房の位置を表示することが望ましい。

③専用便房を設けた便所の出入口には、利用に適した構造や機能を有する便房が設けられていることをわかりやすく表示する。

④戸の把手は操作のしやすいものとする。

⑤床面は滑りにくい仕上げとする。

⑥滑りにくく、かつ転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものとする。

⑦設備は操作しやすいものとともに、分かりやすさにも配慮する。

⑧便所及び便房へ入るための通路、出入口は、段その他の障害物を設けない。

⑨便房の戸
 

- ・ 2. 7. 4 その他の便所・洗面所の設計標準（3）を参照。

⑩施錠等
 

- ・ 自動式の場合、施錠操作のしやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものが望ましい。
- ・ 視覚障害者に配慮し、施錠を開錠を示す形状、色彩に配慮する。
- ・ 手動式引き戸の場合、把手は握り易さを考慮することが望ましい。また、施錠は操作しやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとする。

**留意点：接近しやすい錠の配慮**  
 ・ 車いす使用者が、錠へ接近しやすいよう配慮する。

⑪手すり
 

- ・ 便器の両側に、水平、垂直に堅固に取り付ける等の整備をすること。
- ・ 水平手すりは、便器の側面高さ65～70cm程度の位置に取り付ける等の配慮をする。
- ・ 手すりの設置位置に対し、便器洗浄ボタン、呼び出しボタン、紙巻器等が使用しやすいように配慮する。

**留意点：手すりの位置**  
 ・ 手すりの位置が遠すぎて体を預けることができない場合がある。使いやすい位置関係に配慮して手すりを設ける。

第2章をまとめるにあたって、高齢者・障害者等や、設計実務者、専門家等にヒアリングを行い様々な知見を得ることができた。その内容は、専門知識をはじめ、単に数値では表現できない実態的な内容や、設計者の工夫など多岐にわたる。これらは、留意点として掲載した。

設計を進める上での主要なポイント

- 2-61 -

## 2. 1 敷地内の通路

### ◆設計の考え方◆

- ・敷地境界及び駐車場から建築物の出入口までの通路、同一敷地内の建築物間の通路は、高齢者・障害者等に円滑に利用できるものとする。（ただし、地形が特殊な場合等は、車寄せから建物出入口までが、円滑に利用できるものとする。）
- ・歩行者用の通路と車路の分離や傾斜路、昇降機による段差の解消、車いす使用者の利用に対応した通路幅員の確保、夜間の照明や視覚障害者の誘導等に配慮する。
- ・敷地内の通路の基本的な考え方は、様々な移動上の制約を受ける人も、制約を受けない人と同じように利用できるよう配慮していくことである。

### ◆基準◆

#### <建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
＜一般＞ 傾斜路 (第13条)	①手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm未満の傾斜部分は免除）	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③前後の廊下等と識別しやすいものか	
	④点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分） <sup>1</sup>	
＜一般＞ 敷地内の 通路 (第16条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②段がある部分	—
	(1)手すりを設けているか	
	(2)識別しやすいものか	
	(3)つまずきにくいものか	
	③傾斜路	—
(1)手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm未満または1/20以下の傾斜部分は免除）		
(2)前後の通路と識別しやすいものか		
＜移動円滑化経路＞ 案内設備 までの経路 (第21条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設または音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は免除） <sup>2</sup>	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか <sup>3</sup>	

<sup>1</sup> 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

<sup>2</sup> 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等又は音声誘導装置で誘導する場合

<sup>3</sup> 告示で定める以下の部分を除く(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

<同上> (第18条第2項 第一号)	①階段・段が設けられていないか (傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除)	
傾斜路 (第四号)	①幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか ②勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
<同上> 敷地内の 通路 (第七号)	①幅は120cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか ③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ④傾斜路	—
	(1)幅は120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)であるか (2)勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか (3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか (勾配1/20以下の場合は免除)	
(第3項)	⑤上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> 傾斜路 (第6条)	①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか ②勾配は1/12以下であるか ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか ④両側に手すりを設けているか (高さ16cm以下の傾斜部分は免除) ⑤表面は滑りにくい仕上げであるか ⑥前後の廊下等と識別しやすいものか ⑦点状ブロック等の敷設 (傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) <sup>4</sup> ⑧上記①から③は車いす使用者の利用上支障がない部分 <sup>5</sup> については適用除外	
<同上> 敷地内の通路 (第11条)	①幅は180cm以上であるか ②表面は滑りにくい仕上げであるか ③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ④段がある部分	—
	(1)幅は140cm以上であるか (手すりの幅は10cm以内までは不算入) (2)けあげは16cm以下であるか (3)踏面は30cm以上であるか (4)両側に手すりを設けているか (5)識別しやすいものか (6)つまずきにくいものか	
	⑤段以外に傾斜路または昇降機を設けているか ⑥傾斜路	—
	(1)幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上)であるか (2)勾配は1/15以下であるか (3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか (勾配1/20以下の場合は免除) (4)両側に手すりを設けているか (高さ16cm以下または1/20以下の傾斜部分は免除) (5)前後の通路と識別しやすいものか	

<sup>4</sup> 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

<sup>5</sup> 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分(告示第1488号)

	⑦上記①、③、⑤、⑥(1)から(3)は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	
	⑧上記①、③、④、⑥(1)から(3)は車いす使用者の利用上支障がないもの <sup>6</sup> は適用除外	
＜視覚障害者 移動円滑化経 路＞ 案内設備まで の経路 (第16条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設または音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は免除） <sup>7</sup>	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか <sup>8</sup>	

## 2. 1. 1 敷地内の通路の設計標準

### ◆設計のポイント◆

敷地内通路の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ①高齢者・障害者等の安全の確保を図るため、歩行者と車の動線を分離することを原則とする。
- ②敷地境界では、道路と敷地内通路の段差を設ける場合は、車いす使用者の通行に配慮する。
- ③通路面には段を設けない。通路に段を設ける場合は、傾斜路を設けるか、段差解消用の昇降機を設置する。
- ④高齢者・障害者等用の主要な通路を別に設ける場合は、できる限り他の利用者と著しく異なる経路とならないよう留意する。
- ⑤通路は、高齢者・障害者等が安全に通行できる幅員を確保する。
- ⑥モニュメント、車止め、植樹ます等の設置を行う場合は、車いす使用者、視覚障害者の通行に支障がないよう配慮する。
- ⑦視覚障害者に配慮し、敷地境界から建物の出入口または案内設備等まで視覚障害者誘導用ブロック等の敷設等による誘導を行う。
- ⑧通路の表面は、滑りにくい仕上げとし、積雪寒冷地においては、凍結が生じないよう、必要に応じ、融雪ヒーター等を設ける。

#### 留意点：安全のために

- ・視覚障害者が敷地内の車路へ進入してしまうのを防ぐために、歩道と車路の間に、周囲との違いを認知しやすい色の手すりを設ける等の配慮をする。支柱が飛び出しているものや、白杖で認知できない形状は用いない。
- ・車止め（ポラード）\*は、視覚障害者が衝突したり、車いす使用者等の通過の障害となるので、原則として設置しないことが望ましい。やむを得ず設置する場合は、白杖で認知しやすい大きさや、弱視者が認知しやすいものとし、夜間の衝突を防止するために照明等の配慮をする。
- ・やむを得ず、歩行者と車の動線が交差する場合には、見通しを良くする等、危険を回避することが望ましい。

\*車止め（ポラード）とは、歩行者の保護や車両の進入禁止等を目的として設置する高さ50～90cm程度の柱のことをいう。

<sup>6</sup>車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分（告示第1488号）

<sup>7</sup>告示で定める以下の場合を除く（告示第1489号）

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等又は音声誘導装置で誘導する場合

<sup>8</sup>告示で定める以下の部分を除く（告示第1497号）

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

## (1) 配 置

- ・原則として歩道、車路を分離することが望ましい。

## (2) 寸 法

### ① 縦断・横断勾配

- ・水勾配が必要な場合を除き、できる限り水平とすること。

### ② 有効幅員

- ・原則として120cm以上とする。
- ・車いす使用者等の利便性を考慮すると180cm以上が望ましい。

## (3) 仕 上

### ① 段

- ・敷地内の通路には段を設けない。

### ② 仕上げの材料

- ・濡れても滑りにくい材料とする。

### ③ 溝蓋

- ・通路や傾斜路を横断する排水溝等の蓋は、通路面との段をなくし、蓋のスリット等は杖先や車いすのキャスト等が落ちない2cm以下のものとするのが望ましい。

#### 留意点：仕上げと施工

- ・車いすでは移動が困難となる砂利敷きや石畳の採用を避ける必要がある。やむをえずそのような通路を設ける場合は迂回路を設ける。また、レンガあるいはタイル敷き等は路盤の沈下による不陸や目地の凹凸を生じないように施工や管理を行う。
- ・仕上げの材料の目地幅は、できる限り小さくし、車いす使用者や視覚障害者の通行しやすさに配慮する。

## (4) 視覚障害者への配慮

- ・視覚障害者が建築物の敷地境界から建築物の入口または案内設備等まで安全に到達できるよう、次のような配慮を適宜行う。視覚障害者誘導用ブロック等以外の誘導方法を選択する必要がある場合には、インターホンや音による案内、従業員等が対応するものとする。

#### 留意点：インターホンへの誘導方法

- ・インターホンへの誘導は、視覚障害者誘導用ブロック等あるいは音による案内が考えられるが、インターホンの設置位置を探すことの困難さがあり、できる限りわかりやすい位置に設けることが望ましい。
- ・インターホンは、立位と車いす使用者両者が利用できる高さに設置する。
- ・インターホンは聴覚障害者が利用しにくい機器であることに配慮し、施設の利用案内など文字表示を併設することが望ましい。

### イ 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設

- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、JIS T 9251（視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列）による形状のものを使用する。

#### 留意点：視覚障害者誘導用ブロック等

- ・歩道と敷地内の通路の視覚障害者誘導用ブロック等は連続させることが望ましい。

- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、歩行方向を案内することを目的とした、移動方向を指示するための線状突起のある「線状ブロック等」と、前方の危険の可能性若しくは歩行方向の変更の必要性を予告することを目的とした、注意を喚起する位置を示すための点状突起のある「点状ブロック等」とする。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等の色は、黄色を原則とするが、弱視者が認知しやすいよう、敷地内の通路の床仕上げ材料と視覚障害者誘導用ブロック等の明度、色相、彩度、輝度比に配慮したものが望ましい。

ロ 音声・点字等による案内板の設置

2. 1 3 I. 1 情報伝達設備を参照

ハ 音による案内

2. 1 3 I. 1 情報伝達設備を参照

**留意点：照明**

- ・夜間における弱視者の歩行に配慮し、適切な照明計画やわかりやすい動線計画等で敷地内の通路を整備する。
- ・建物名称表示等は、夜間でもわかりやすいよう照明等に配慮する。

## (5) 寒冷地対策

- ・寒冷地では通路の凍結や積雪を防止するため、融雪装置や上屋の設置による対応が望ましい。

## (6) 照明

- ・誰にでも認知できる明るさを確保することが望ましい。

## 2. 1. 2 敷地内の通路に設ける傾斜路の設計標準

### ◆設計のポイント◆

敷地内に設ける傾斜路は以下の通りとすることが望ましい。

- ①車いす使用者が無理なくのぼることができ、また、安全におりることができるよう、傾斜路の位置、勾配、有効幅員（排水溝等の障害物を除いた寸法）、踊場等に配慮する。
- ②視覚障害者の利用を配慮し、傾斜路手前には、傾斜路の存在を認識できる措置を講じる。勾配が急な傾斜路の場合には、上端部に点状ブロック等を敷設して注意を喚起する。
- ③義足使用者や片まひ者は階段の方が上り降りしやすい場合もあるため、緩勾配の手すり付階段を併設する。
- ④壁のない側への落下、杖の落下防止等のため、手すりの設置、立ち上がりに配慮する。
- ⑤表面は、滑りにくい仕上げとするとともに、視覚障害者が傾斜面を識別しやすいよう配慮する。

- ・階段については、2. 5を参照。
- ・2. 1. 1に規定する通路が設けられない場合、以下に適合する傾斜路を設ける。

### (1) 配 置

- ・できる限り主要な敷地内の通路に併設して設け、最短経路を確保することが望ましい。

### (2) 寸 法

#### ① 勾 配

- ・1/12以下とする。
- ・段の高さが16cm以下の場合、1/8以下とすることができる。（1/12以下としない場合には、手すりを設ける必要がある）

**留意点：勾配**

- ・車いす使用者が自力で登坂できる勾配は、1/12以下である。1/12の勾配は国際シンボルマークの設置基準である。1/10は、自力で通過するのは困難である。

- ・屋外においては、雨天時等を考慮して1/15以下が望ましい。
- ・1/20以下の場合には、上端に点状ブロック等、踊り場、手すりを敷設することを要しない。

## ② 有効幅員

- イ 原則として120cm（平行して階段が設けられている場合は、90cm）以上とする。
- ロ 車いす使用者等の円滑な移動を考慮すると180cm（平行して階段が設けられている場合は、120cm）以上が望ましい。

## ③ 踊 場

- ・傾斜路の上端・下端及び高さ75cm以内ごとに、通行の安全、休憩、方向転換等のため、150cm以上の水平な踊場を設けることが望ましい。
- ・長くゆるやかに続く傾斜路の場合は、傾斜路の距離、勾配を傾斜路の上端・下端に表示することが望ましい。
- ・傾斜路の曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも150cm以上の水平な踊場を設けることが望ましい。

## （3）設備・備品等

### ① 手すり

- ・手すりは耐久性のある材料とし、両側に取り付けることが望ましい。
- ・傾斜路の上端・下端では45cm以上水平に延長し、歩きはじめの安定確保や、視覚障害者の利用に配慮することが望ましい。
- ・踊場も含め、連続して取り付けることが望ましい。（連続して手すりを取りつけた場合には踊り場に点状ブロック等の設置は要しない。）
- ・その他 2. 1 3 A. 1 手すり を参照。

### ② 立上り

- ・側壁がない側には、杖等による危険の認知、車いすのキャスト等の脱輪防止等のため、傾斜路側端に5cm以上の立上りを設けることが望ましい。

## （4）仕 上

### ① 仕上げの材料

- ・ノンスリップ加工を施す等、滑りにくい材料または仕上げとする。
- ・傾斜路の上端・下端または傾斜路全体を、注意喚起のため、通路の他の部分と、色彩、色相または明度、輝度比等に差がある材料で仕上げる。

### ② 溝蓋

- ・2. 1. 1 敷地内の通路の設計標準 (3) ③を参照。

## （5）視覚障害者への配慮

- ・視覚障害者への配慮は2. 1. 1 (4) 視覚障害者への配慮、2. 1 3 H. 1、2. 1 3 I. 1 を参照。

## （6）段差解消用の昇降機

- ・立地や構造等によりやむを得ず段差が生じた場合は、段差解消用の昇降機を設置して段差を解消することが望ましい。2. 1 3 B. 1 を参照。

## （7）寒冷地対策

- ・寒冷地等では傾斜路の凍結や積雪を防止するため、融雪装置や上屋を設置することが望ましい。

## 2. 1. 3 ソフト面の工夫

### (1) 人的な対応

- ・高齢者・障害者等が建築物をより円滑に利用するためには、建築的対応や設備に留まらず、常時来客に対応できる従業員（案内係・受付係・ドアマン等）が配置されていることが望ましい。

### (2) 敷地内の通路上の障害物

- ・敷地内の通路上に不用意な物品や案内板等が置かれていると、設計で配慮した高齢者・障害者等の利用しやすさが機能しなくなる。設計段階においても、施設運用上のあり方を十分検討し、物品や案内板等による通行の支障がおきないように、配慮することが望ましい。

## 2. 1. 4 改善・改修のポイント

2. 1. 1 敷地内の通路の設計ポイント及び2. 1. 2 敷地内の通路に設ける傾斜路の設計標準に基づき改善・改修を行うことが望ましいが、特に留意すべき点は以下のとおりである。

### (1) 段及び段差の解消

- ① 歩道と車路及び敷地の境界の段を解消する。
- ② 敷地内の通路の段及び段差を解消する。
  - ・段の解消は、2. 1. 2 敷地内の通路に設ける傾斜路の設計標準を参照。
  - ・傾斜路で段差を解消できない場合は、段差解消用の昇降機の整備によることが望ましい。

### (2) 有効幅員の確保

- ・有効幅員は2. 1. 1 敷地内の通路の設計標準 (2) ②及び2. 1. 2 敷地内の通路に設ける傾斜路の設計標準 (2) ②を参照。

### (3) 床の仕上げ

- ・床の仕上げは、2. 1. 1 敷地内の通路の設計標準 (3) 及び2. 1. 2 敷地内の通路に設ける傾斜路の設計標準 (4) ①を参照。

### (4) 脱輪等の安全対策

- ・傾斜路の側壁は、2. 1. 1 敷地内の通路の設計標準 及び2. 1. 2 敷地内の通路に設ける傾斜路の設計標準 (3) ②を参照。

## 道路と敷地の境界をいかに整備するか-視覚障害者誘導用ブロックの敷設-

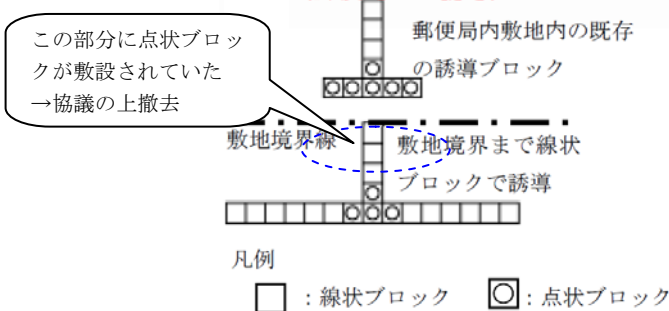
交通バリアフリー法基本構想に基づく特定経路における連続誘導（視覚障害者誘導用ブロックの敷設）の事例（江東区）

江東区においては、平成17年度より交通バリアフリー法に基づく基本構想の策定に着手し、平成18年度は基本構想に基づく特定事業計画の検討を進めた。

基本構想において特定経路として設定されていた永代通りについては、特定経路の整備方針として、視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設した連続誘導を行うこととされていた。東陽町駅改良工事に伴う道路復旧工事中という機会を捉え、視覚障害者等を含めた現地点検等のワークショップを開催し、放置自転車等の障害物を避けた最も歩きやすい連続敷設の位置（歩道中央ではなく建物側から1.5m離れた位置とした）、交差点部分の敷設方法、バス停、駅入り口、建物への連続的な案内方法等を検討し、ワークショップの成果として連続敷設の案を作成して、工事へと反映させた。なお、駅周辺では、駅出入り口、バス停、タクシー乗降場など、様々な場所への誘導をしなくてはならず、交差点も多いことから視覚障害者誘導用ブロックの敷設は複雑になりやすい。その中で、施設内に音声標識誘導システムが設置されていた郵便局へは連続誘導すべきと整理された。

敷設途中に現場確認を行ったところ、郵便局との敷地境界に歩道側での警告ブロック（点状ブロック）が敷設され、警告ブロックが2重敷設となっていた。協議の上、その警告ブロックは撤去することとした。（図参照） 建築敷地と歩道とのどちらに先に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されているかは、その現場の状況によるが、関係者間の連携によって、安全を確保した効率的でわかりやすい敷設が求められる。

### （郵便局への誘導）



図：連続誘導の提案図（一部抜粋）



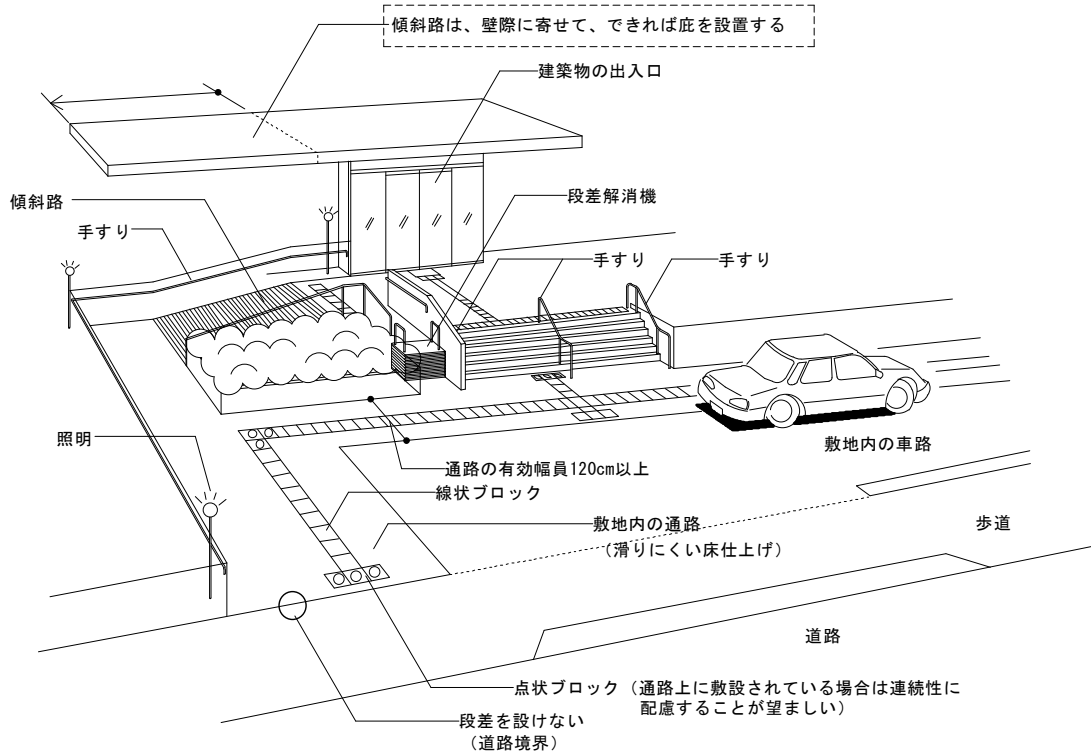
写真 郵便局への連続誘導



写真左（従前：ワークショップ）、右（整備後）

● 建築物の出入口と地盤面の高差を設けざるを得ない場合

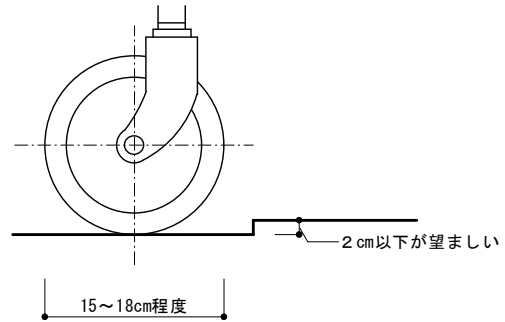
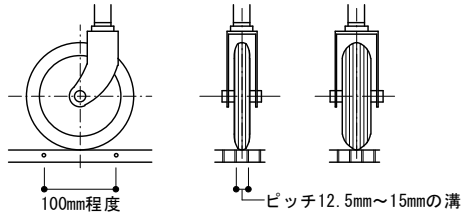
敷地内の通路 1



● 車いすの前輪が落下しない配慮

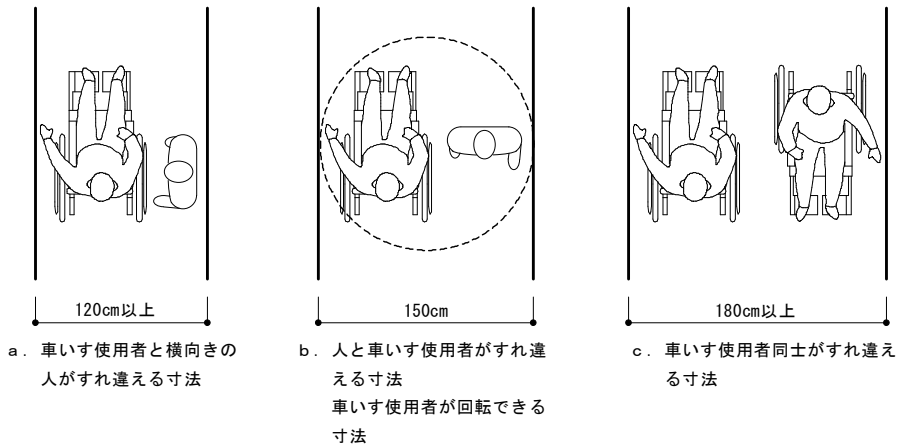
● 段差の解消

車いす前輪の大きさ 手動車いす 電動車いす



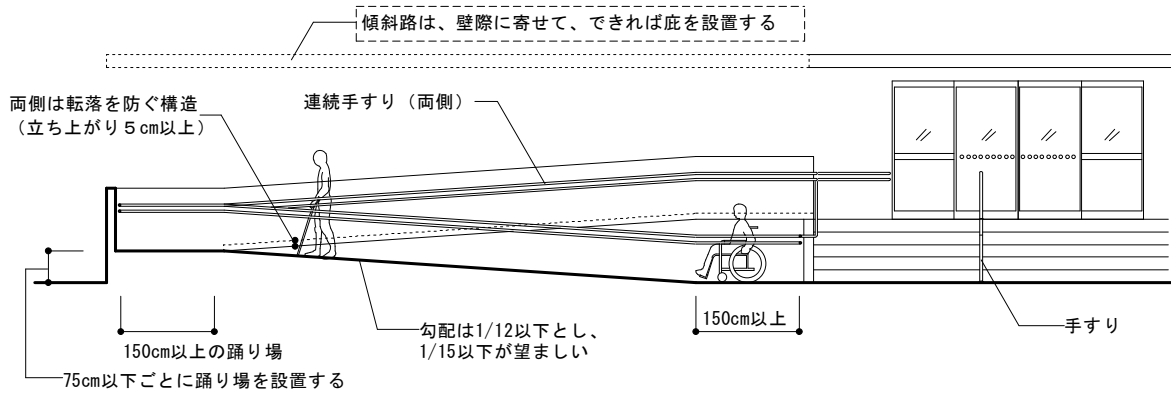
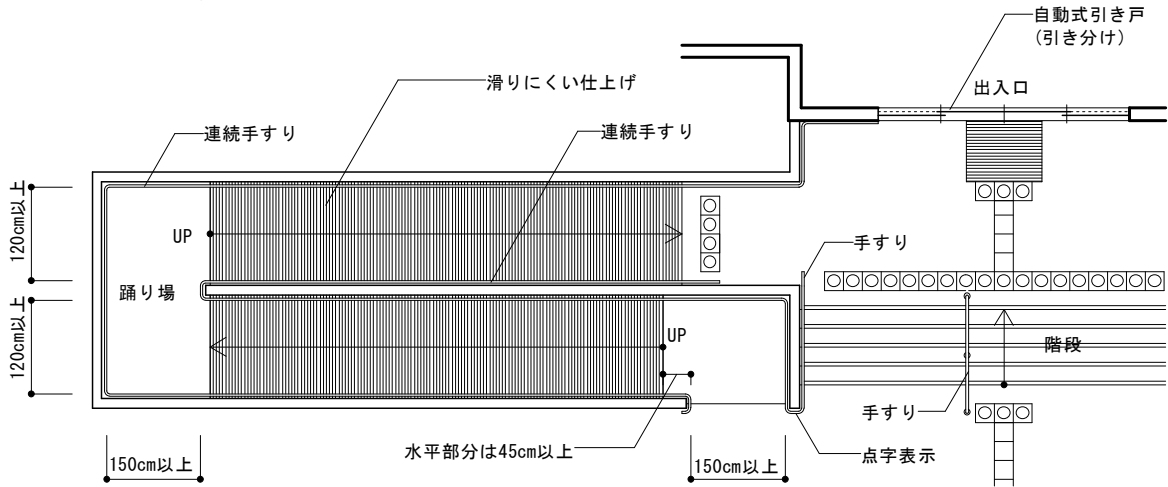
● 敷地内の通路の設計標準

● 有効幅員

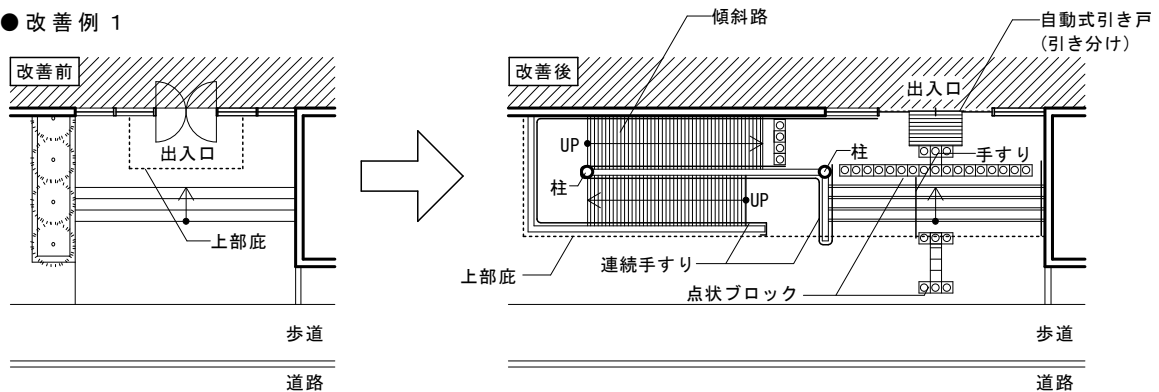


## 敷地内の通路 2

### ● 傾斜路の設計標準



### ● 改善例 1

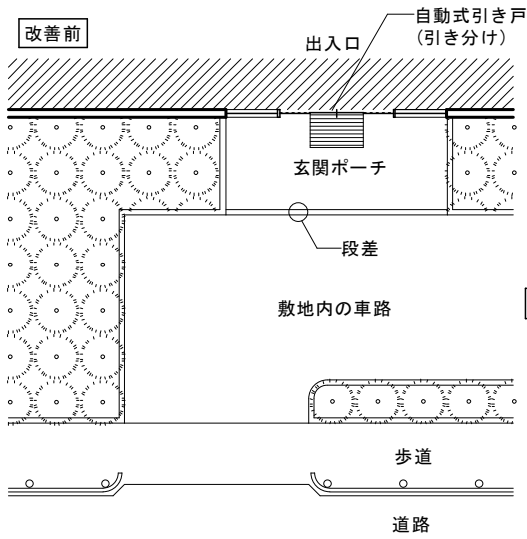


- ・敷地内の通路に高低差がある場合
- ・傾斜路を設置できるスペースがある場合
- ・出入口が開き戸の場合

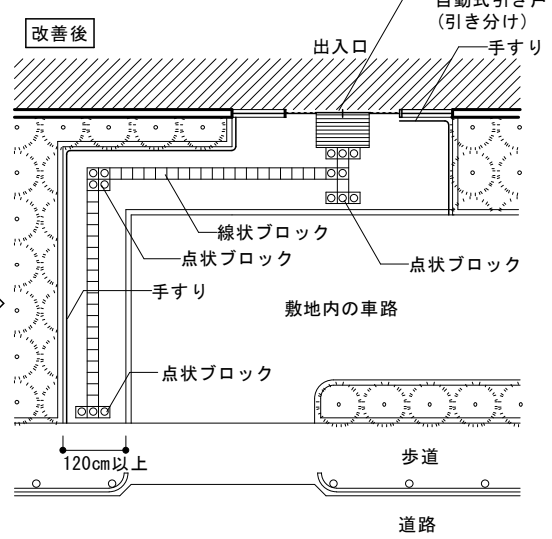
- ・傾斜路を設ける
- ・階段の上端部に点状ブロックを敷設する
- ・自動式引き戸に改善する
- ・手すりを設置する
- ・玄関ポーチ及び傾斜路の上部に庇を設置する

## 敷地内の通路 3

### ● 改善例 2

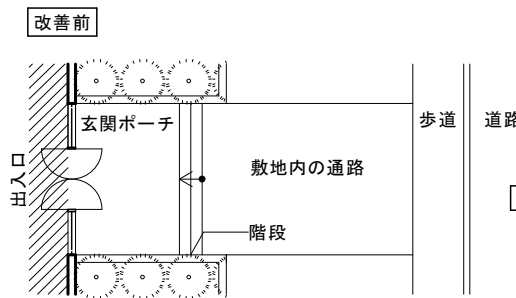


- ・敷地内の通路がなく高齢者・障害者等への配慮がない場合
- ・玄関ポーチに段差がある場合

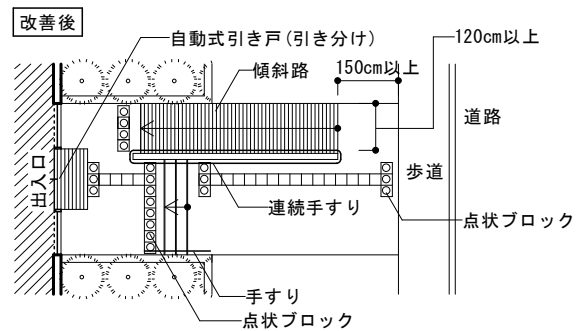


- ・敷地内の通路を新設する
- ・視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・玄関ポーチまで連続する手すりを設置する

### ● 改善例 3

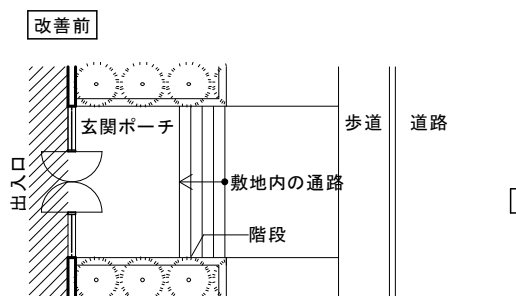


- ・敷地内の通路に高低差がある場合
- ・出入口が開き戸の場合
- ・高齢者・障害者等への配慮がない場合

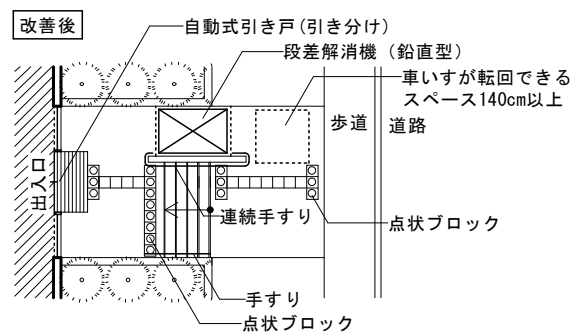


- ・傾斜路を設置する(勾配は1/15以下が望ましい)
- ・階段及び傾斜路に連続手すりを設置する
- ・視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・出入口を自動式引き戸に改善する

### ● 改善例 4



- ・敷地内の通路に高低差がある場合
- ・敷地内の通路が狭く傾斜路が設置できない場合
- ・高齢者・障害者等への配慮がない場合
- ・出入口が開き戸の場合



- ・段差解消機(鉛直型)を設置する
- ・階段に連続手すりを設置する
- ・視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・出入口を自動式引き戸に改善する

## 2. 1. 5 設計例



- 敷地内の通路の上屋、視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設、床仕上げの材料の変化と明度差に配慮した通路により、わかりやすいデザインとしている。

- 建物の出入口手前の案内版にインターホンを設けた例（視覚障害者誘導用ブロックの敷設はここまで）



- 敷地内に階段とエレベーターを設けた例

- 敷地内に設けられたスロープ



## 2. 2 駐車場

### ◆設計の考え方◆

- ・高齢者・障害者等が自動車を利用して外出する機会が増えている。高齢者・障害者等の社会参加を促進する上で、自動車は有効な移動手段である。このため、建築物を設計する際には、駐車場の安全性や利用のしやすさに配慮して計画することが重要である。
- ・車いす使用者への配慮として、駐車施設は、建築物の出入口に到達しやすいところに設けるとともに、車いす使用者が安全に乗り降りできるスペースを確保し、分かりやすい表示を設置することが重要である。
- ・車いす使用者用駐車施設（政令12条に規定する「車いす使用者用駐車施設」以下同じ）は、車いす使用者が車から乗降するために必要な、十分な広さを有する駐車施設が必須である。なお、これに準じて、上・下肢障害者や妊婦、けが人、乳幼児連れの人等に対する通常の広さの駐車スペースを車いす使用者駐車施設に近い位置に別途確保することが望ましい。

### ◆基準◆

#### <建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目
<一般> 駐車場 (第17条)	①車いす使用者用駐車施設を設けているか（1以上）
	(1)幅は350cm以上であるか
	(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか
標識 (第19条)	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか
	②標識は、内容が容易に識別できるものか（日本工業規格Z8210に適合しているか）

#### <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目
<一般> 駐車場 (第12条)	①車いす使用者用駐車施設を設けているか（原則2%以上）
	(1)幅は350cm以上であるか
	(2)利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか
標識 (第14条)	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか
	②標識は、内容が容易に識別できるものか（日本工業規格Z8210に適合しているか）

## 2. 2. 1 駐車場の設計標準

### ◆設計のポイント◆

駐車場の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ①建築物の出入口に最も到達しやすい位置に、車いす使用者等、出入口に近い駐車場を必要としている人が利用しやすい駐車施設を設ける。
- ②車いす使用者等が利用する駐車施設は、分かりやすくその位置等を表示する。
- ③駐車施設から建築物の出入口までは、高齢

#### 留意点：設置位置

- ・車いす使用者用駐車施設を設ける場合は、建築物側に設ける等、車路を横断しないで済むようにする等、安全の確保について工夫することが望ましい。
- ・屋内駐車場の場合、車いす使用者用駐車施設は、エレベーターホールへの入口付近に設ける。また、車いす使用者用駐車施設の他に、安全に乗降できるように、車寄せを設けることが望ましい。

者・障害者等が安全に通行できる通路を設ける。

④車いす使用者用駐車施設及び通路には、雨天時の乗降に配慮して、屋根を設ける。

⑤車いす使用者用駐車施設の他、建物入口に近い位置に上・下肢障害者や妊婦、けが人、乳幼児連れの人等も利用できる駐車施設を確保する。

### (1) 配 置

- ・車いす使用者用駐車施設は、建築物の出入口までの経路ができる限り短くなる位置に設ける。
- ・リフト付バス等の、車いす使用者送迎用の自動車の利用も想定した乗降スペースを確保することが望ましい。特に後部ドア側のスペース確保が重要である。

### (2) 設置数

- ・1以上の車いす使用者用駐車施設を設ける。
- ・全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数の2%以上、200を超える場合にあっては当該駐車台数の1%に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けることが望ましい。

### (3) 寸 法

- ・車いす使用者用駐車施設の幅は350 cm以上とする。
- ・奥行きについては施設用途に応じて、小型車からバス仕様までの奥行きについて検討することが望ましい。

#### 留意点：車いす使用者乗降用スペース

- ・車いす使用者の乗降用スペースは左右両方に設けることがより望ましい。この場合、車いす使用者用駐車施設を隣接して複数設けると左右どちらからでも乗降できるようになる。
- ・バンタイプの車いす使用者対応車両では、後部側ドアの開閉が通常であり、幅員と共に奥行きについて配慮する必要がある。施設用途に応じたスペースの確保が望ましい。

### (4) 設備・備品等

- ① 車いす使用者用駐車施設の仕様
- ・床は水平とする。

② 通 路

- ・車いす使用者用駐車施設から建築物の出入口まで、高齢者・障害者等が安全に通行できる通路を設ける。

#### 留意点：車いす使用者等用である旨の表示

- ・車いす使用者用駐車施設に、障害のない人の自動車が駐車してしまうと、車いす使用者の乗った自動車が駐車できないため、専用である旨の表示をする必要がある。

③ 屋根または庇

- ・車いす使用者自身が運転する場合は、雨天時の乗降が困難である。少なくとも車いすからの乗降を想定しているスペースには、屋根または庇を設けることが望ましい。

### (5) 表 示

- ① 車いす使用者等用である旨の表示

- ・車いす使用者等用駐車施設には、標識や表面への国際シンボルマークの塗装等により、見やすい方法で車いす使用者用駐車施設である旨を明示した表示をする。

#### 留意点：発券所等

- ・発券所等を設ける場合は、曲がり角や勾配のある場所に設けないよう計画する等、安全な利用に配慮することが望ましい。
- ・発券機や精算機等は、手や指の不自由な人も使えるように位置等に配慮する。
- ・発券機や精算機は、運転席のみでなく助手席からも利用できるように配慮する。

② 乗降用スペースの斜線表示

- ・乗降用スペース表面は、斜線で塗装表示することが望ましい。

③ 誘導

- ・駐車場の進入口には、車いす利用者用駐車施設が設置されていることが分かる表示をする。
- ・駐車場の進入口より車いす利用者用駐車施設まで、誘導用の表示をすることが望ましい。
- ・駐車場に表示する国際シンボルマークの意味、及び使用法については4. 9国際シンボルマークの形状及び使用を参照

## 2. 2. 2 改善・改修のポイント

- ・2. 2. 1 駐車場の設計標準に基づき、改善・改修を行う。
- ・建物の出入り口に近い位置に駐車場を確保する必要がある障害者は、車いす利用者のみではないことに配慮し、車いす使用者に順ずる位置に、下肢障害者、妊婦、けが人などが利用可能な駐車スペースを設け、これを分かりやすく表示する。
- ・車いす利用者用駐車施設に至る経路についても高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備する。

## 佐賀県パーキング・パーミット制度（平成18年7月）

### <背景>

多くの人が利用する店舗などの施設には、身体に障害のある方のための駐車場がつくられるようになったが、この駐車スペースを本当に必要とする人のために確保しておく統一ルールがなかった。障害のある方々からは、障害のない人が車をとめているため、利用できないとの声が多く寄せられていた。

### <制度の概要>

本制度は、真に必要とする人に身体障害者用駐車場を確保するため、県が県内共通の利用証を交付することで、利用できる対象を明らかにし、駐車スペースの確保を図るものである。

#### ◆対象者は、以下の通り。

- ・身体に障害のある方で歩行が困難な方（駐車禁止除外指定車標章交付対象者に準ずる）
- ・一時的に歩行が困難な方（けがをされている方、妊産婦の方）
- ・高齢者で歩行が困難な方（介護認定対象者に準ずる）
- ・難病等により歩行が困難な方

#### ◆有効期間は以下の通り

- ・身体に障害のある方、高齢者及び難病等で歩行困難な方…5年（更新）
- ・一時的に歩行が困難な方……………1年未満で必要な期間
- ・けがをされている方……………車いす・杖などの使用期間
- ・妊産婦の方……………妊娠7か月～産後3か月



身体障害者用駐車場の例



車内に利用証を掲示している例



有効期間：5年間

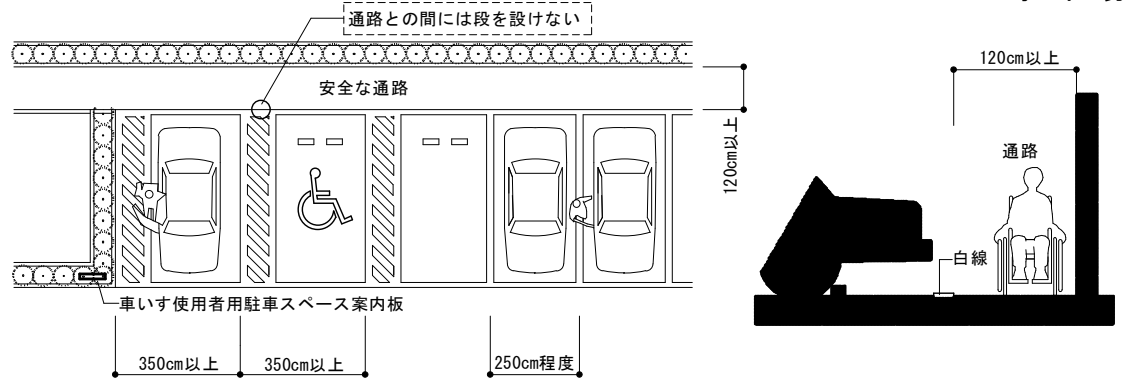
有効期間：1年未満

発行している利用証（2種類）



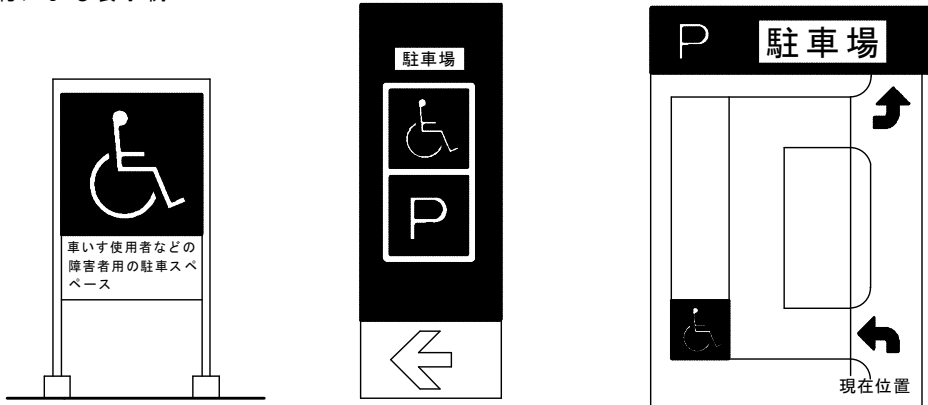
駐車場に掲げる案内表示

● 駐車場の設計標準

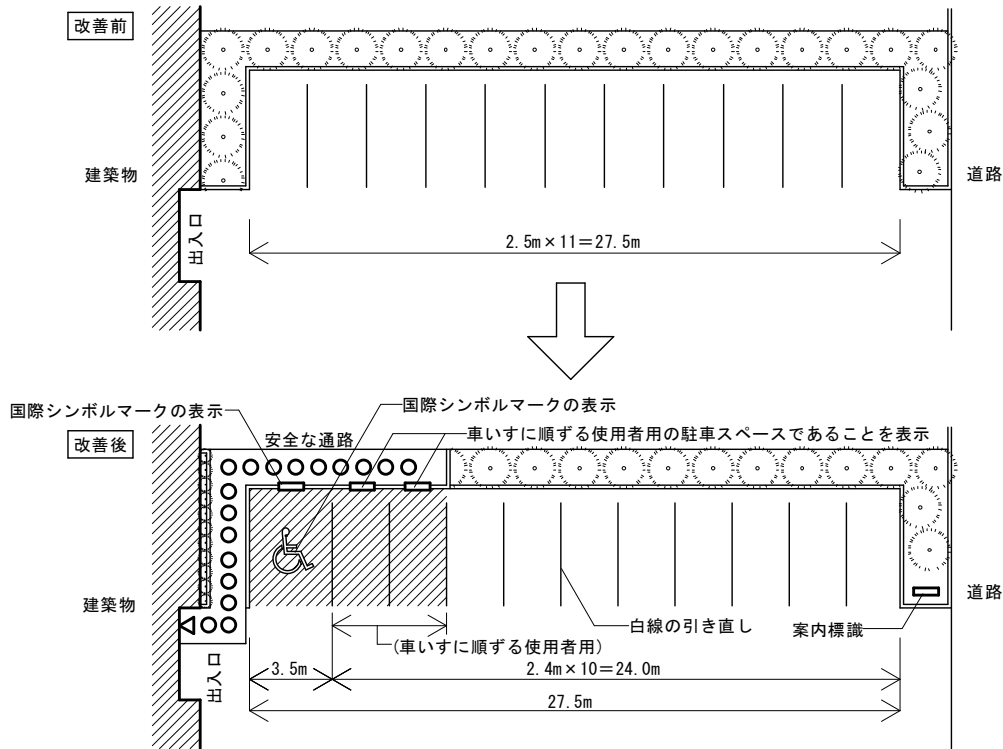


駐車場

● 立札による表示例



● 改善例 1



## 2. 2. 3 設計例



- エレベーターホール前に、車いす利用者用の駐車スペースを設けた例



- 車いす利用者用の駐車スペースに屋根を設けている例



- エントランスポーチの脇に車いす利用者用の駐車スペースを設けた例。ポーチまでスロープを設けている

## 2. 3 建築物の出入口

### ◆設計の考え方◆

- ・建築物の主要な出入口においては、高齢者・障害者等が、安全かつ円滑に通過できること、建築物や施設に関する情報が適切に表示されていることが重要である。
- ・高齢者・障害者等が、施設の利用に際して、情報や援助を必要とした場合に対応できるよう従業員の配置等の準備をしておくことが求められる。
- ・設計にあたっては、建築物の用途や管理の仕方、利用状況等を十分に想定する必要がある。
- ・車いす使用者に配慮して、建築物の入口においては、段差を設けないことが原則であり、地形等によりやむを得ず設ける場合には、傾斜路や昇降機を設置する。傾斜路や昇降機の設置については、他の利用者との公平性など計画段階で十分に検討を行う必要がある。

### ◆基準◆

#### <建物移動等円滑化基準>

施設等	チェック項目	
(第18条第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか（傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除）	
出入口 (第二号)	①幅は80cm以上であるか ②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

#### <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> 出入口 (第2条)	①出入口（便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く） (1)幅は90cm以上であるか (2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	—
	②一以上の建物出入口 (1)幅は120cm以上であるか (2)戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか	—

### 2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準

### ◆設計のポイント◆

建築物の出入口の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ①建築物の出入口は、車いす使用者が通過可能な幅とする。
- ②建築物の出入口には、車いす使用者の通過を妨げるような段を設けない。
- ③出入口の前後には、車いす使用者が方向転換できるスペースを確保する。
- ④戸は、車いす使用者・上肢障害者等が開閉しやすい形式とする。
- ⑤戸のガラス等は、衝突時の事故防止のため、安全ガラス（合わせガラスまたは強化ガラスをいう。以下同じ）を用いる。
- ⑥主要経路の出入口に回転戸を使用することは避ける。
- ⑦風除室の両開き戸の間隔は、車いす使用者が待機できるスペースが十分確保される大きさとする。
- ⑧視覚障害者誘導用ブロック等は、出入口から受付カウンター等の案内設備まで連続して敷設す

る。但し、視覚障害者誘導用ブロックによらないで視覚障害者が円滑に移動できる案内設備、音声案内、人的案内等がある場合はこの限りではない。

- ⑨風除室にあっては、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設は要しない。ただし、風除室内であっても、方向転換が求められる場合等は、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設等により進行方向が分かりやすくなるよう配慮する。
- ⑩夜間の安全な通行に配慮して照明設備を設置する。
- ⑪床の表面は滑りにくい仕上げとする。
- ⑫建築物の出入口付近に受付カウンターやインターホン等の案内設備を設ける。この場合、視覚障害者誘導用ブロック等や音声による誘導等により視覚障害者の受付カウンター、インターホン等の案内設備への誘導に配慮する。（小規模な建築物や利用者が特定される建築物で受付等案内設備を設けない場合はこの限りではない）
- ⑬聴覚障害者等の利用に配慮して、建築物や施設の利用案内を適切に表示する。

## (1) 寸法

### ① 有効幅員

- ・原則として80cm以上とする。
- ・車いす使用者、杖使用者等の利便性を考慮すると、主要な出入口の有効幅員は120cm以上とし、それ以外の出入口は90cm以上とすることが望ましい。

#### 留意点：有効幅員

- ・出入口の有効幅員の確保にあたっては、ドアの厚みや把手の引き残し・飛び出しを考慮し、必要な有効幅員が確保できるよう十分に配慮する。

### ② 戸の前後に設ける水平な部分

- ・戸の前後に設ける水平な部分は150cm角以上を確保することが望ましい。

## (2) 戸の形式

- ・開閉動作の難易度から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また手動式よりも自動式の方が安全で、使いやすい。

#### 留意点：戸の認知のしやすさ

- ・視覚障害者に配慮し、戸や把手の色は認知しやすい色とすることが望ましい。

### ① 自動式引き戸

#### イ 開閉速度

- ・開くときは迅速に、閉まるときは遅くすることが望ましい。

#### ロ 起動装置

- ・起動装置は、視覚障害者、車いす使用者等の通行については、支障なく作動するよう配慮する。

#### ハ 安全装置

- ・高齢者・障害者等がドアに挟まれないように、ドア枠の左右かつ適切な高さに安全センサーを設置することが望ましい。

#### ニ 手動式の戸の併設

- ・自動式の場合、非常時の対応のため、手動式の戸を併設することが望ましい。

### ② 手動式引き戸及び開き戸

#### イ 引き戸

- ・手動の引き戸は開閉が円滑にできる上吊り形式が望ましい。また、車いす使用者の通過を妨げるような敷居や溝は設けない。

#### 留意点：引き戸・開き戸

- ・自動式引き戸は、高齢者・障害者等が出入口を完全に通過する前に閉まりはじめることがないように、設置にあたっては十分配慮する。
- ・ドアクローザーを設ける場合は、開閉速度が調整できるものが良い。
- ・自動式開き戸は、突然開いたドアに衝突する危険があるため、使用しないことが望ましい。

ロ 開き戸

- ・ドアクローザーは閉鎖作動時間が十分に確保され、かつ、操作の軽いものを設けることが望ましい。
- ・開き戸には、プライバシー上問題のある場合を除き、危険防止のため、戸の反対側の様子が分かるような窓を設けることが望ましい。窓は、車いす使用者や子ども等が容易に利用できる高さ・位置とすることが望ましい。
- ・戸の前後には車いす使用者が開閉操作しやすく、通過しやすいように袖壁と開閉スペースを十分に設けることが望ましい。

③ 回転戸

- ・回転戸は設けないことが望ましく、もし設ける場合は、高齢者・障害者、児童等が使いやすい引き戸、開き戸を併設することが望ましい。

**留意点：回転戸**

- ・回転戸は、高齢者・障害者、子ども等には使いにくく、危険であるため、主たる出入口には設けないことが望ましい。高齢者・障害者等は、回転戸以外の形式の戸へ誘導する必要がある。

(3) 設備・備品等

① 屋根、庇

- ・建築物の出入口には、出入りの際、及び自動車の乗降時に雨等がかからないようにするため、屋根または庇を設けることが望ましい。

**留意点：車いすからの乗降**

- ・車いすからの乗降の場合は、傘をさすことができないため、屋根、庇の設置が求められる。

② 視覚障害者誘導用ブロック等

- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、原則として出入口から受付カウンター等の案内設備まで連続させて敷設する。
- ・但し、視覚障害者誘導用ブロックによらないで視覚障害者が円滑に移動できる案内設備、音声案内、人的案内等がある場合はこの限りではない。
- ・受付カウンター等の案内設備前、戸またはマット直前には「点状ブロック等」を3枚程度敷設することが望ましい。
- ・2. 13H. 1 視覚障害者誘導用設備等を参照。

③ 音による案内

- ・視覚障害者の利用に配慮して、音による案内を設ける場合には、戸の直上に設置することが望ましい。
- ・その他 2. 13I. 1 情報伝達設備 を参照

④ ガラス

- ・ガラスの選定にあたっては、「ガラスを用いた開口部の安全設計指針（昭和61年建設省住指発第116号、117号）」等を参照し、安全性の高いものを選ぶことが望ましい。
- ・視覚障害者にとっては、無色透明のガラス扉、ガラススクリーンは、衝突の危険があるため、目の高さの位置に横桟をいれるか、色（高齢者の黄変化した視界では見えにくいため青色は避ける。）や模様等で十分識別できるようにすることが望ましい。

⑤ 玄関マット

- ・玄関マットは、埋め込み式とし、車いすで動きにくいはけ状のものは使用しないことが望ましい。また、杖先を引っかけたりしないよう、しっかりと端部を固定するとともに、視覚障害者誘導用ブロック等との取り合いに配慮することが望ましい。

- ⑥ 風除室
- ・風除室内では、方向転換するような設計は避けることが望ましい。方向転換する場合は、視覚障害者誘導用ブロック等により誘導する。
- ⑦ 把手
- ・手動式引き戸では、棒状のもの、開き戸では大きく操作性の良いレバーハンドル式、プッシュプルハンドル式またはパニックバー形式のものとする。また、引き戸には、補助把手をつけることが望ましい。（パニックバー形式：2. 8 利用居室の出入口 参照）
  - ・床から90cm程度の位置に設置することが望ましい。
- ⑧ インターホン・案内板
- ・インターホンは、立位と車いす使用者両者が利用できる高さとする。
  - ・聴覚障害者に配慮し、施設の利用案内が文字表示されていることが望ましい。
- ⑨ 受付カウンター等
- 建築物の出入口に近い位置に受付カウンターやインターホン等を設け、人的に対応できるようにすることが望ましい。
- ⑩ 非常時のための設備
- ・2. 1 2. 1 避難設備・施設（3）、（4）を参照。

**留意点：把手**

- ・握り玉タイプのは、高齢者・障害者等には使いにくいいため使用しない。

**留意点：点字等による案内板**

- ・点字等による案内板を設ける場合、視覚障害者誘導用ブロック等や音による案内を設け、視覚障害者を案内板まで誘導することが必要である。

#### （4）仕 上

- ① 床の材料
- ・風除室内外の建物の出入口周辺の床面は、濡れても滑りにくい材質で仕上げる。
- ② 段
- ・段を設けない。

**留意点：段**

- ・わずかな段であっても、視覚障害者や車いす使用者等の通過の妨げとなり、また高齢者や肢体不自由者がつまづく危険もあるため、設けないよう注意する。雨仕舞の関係から、段が生じる場合には、傾斜路を設けるものとする。

### 2. 3. 2 ソフト面の工夫

#### （1）建築物の出入口における人的な対応

- ・建築物の出入口における人的な対応は、2. 1. 3 ソフト面の工夫（1）と同様に、従業員等の適切な配置を行う。従業員が配置される時間を利用者に分かりやすく表示することが望ましい。

### 2. 3. 3 改善・改修のポイント

2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準に基づき改善・改修を行うことが望ましいが、特に留意すべき点は、以下のとおりである。

**(1) 出入口の下枠の段解消**

- ・高齢者や視覚障害者のつまずきの原因になったり、車いす利用者にとってのバリアになる戸の下枠の段をなくすことが望ましい。

**(2) 出入口の戸の改善**

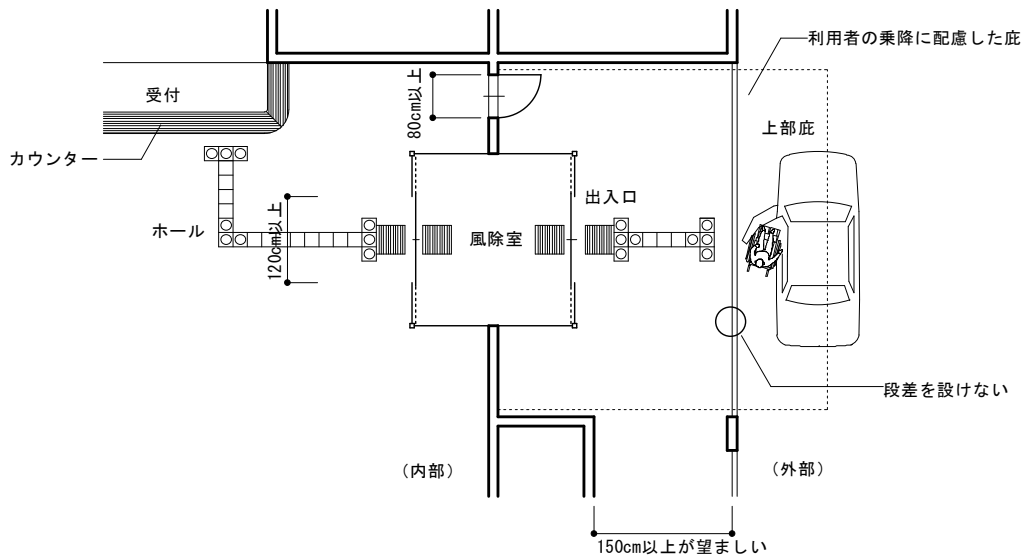
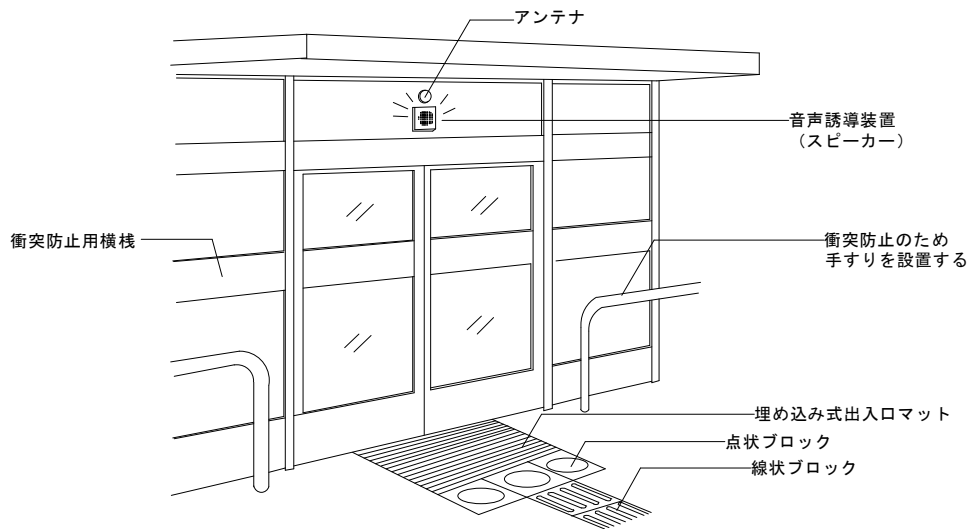
- ・重い開き戸は、高齢者・障害者等、動作に困難のある人にとっては使いにくい。したがって、自動式引き戸か、手動式引き戸に改めることが望ましい。

**(3) 出入口の幅員確保**

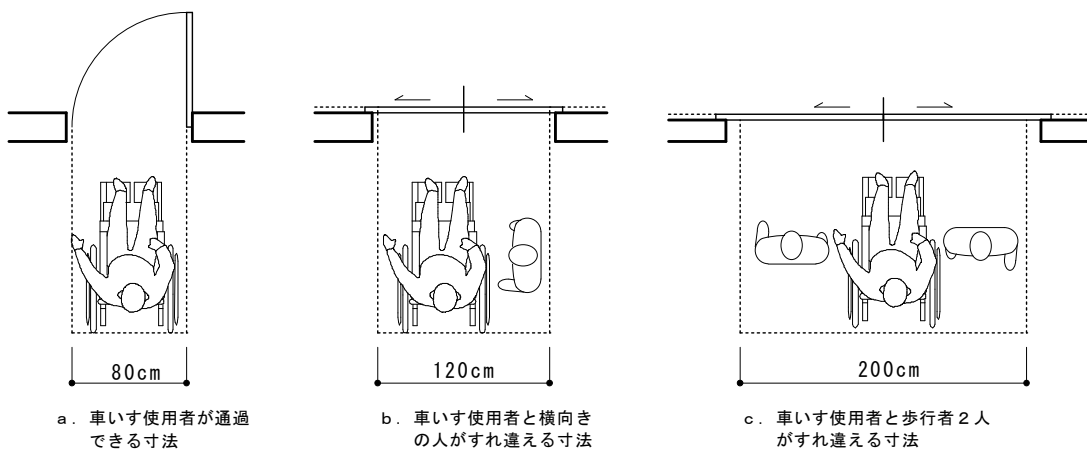
- ・有効幅員80cm以上を確保することが望ましい。

● 建築物出入口の設計標準

建築物の出入口 1



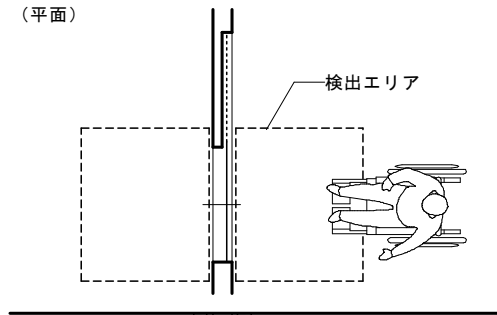
● 出入口の有効幅員の考え方



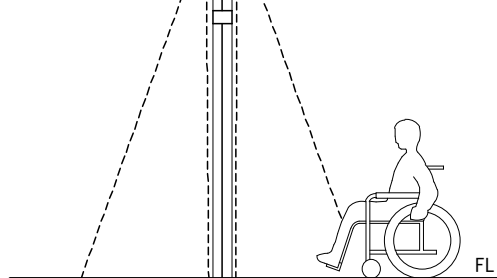
● 玄関廻りの設備・備品

建築物の出入口 2

a. 光線式反射スイッチ  
(平面)

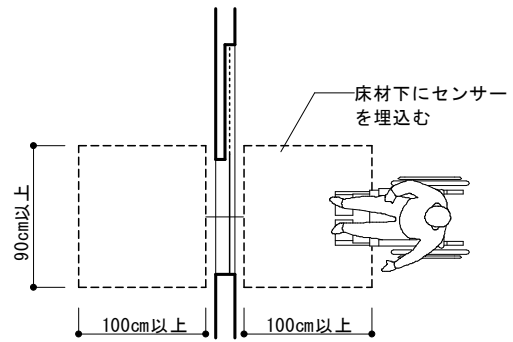


(側面)

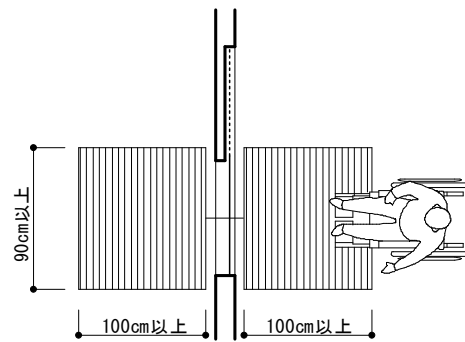


※透過型の光線スイッチもあるが、主として工場、倉庫等で間口が広い場合に使われる

b. 床埋込センサー式スイッチ

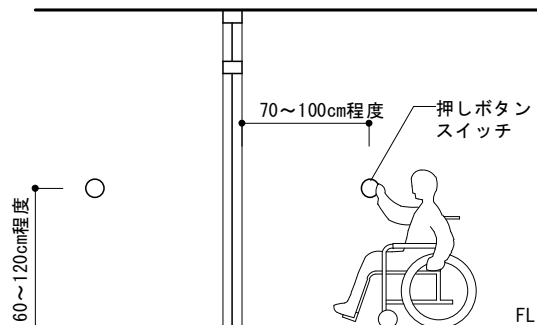


c. マットスイッチ

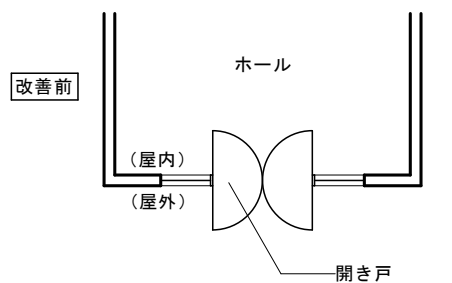


d. 押しボタンスイッチ

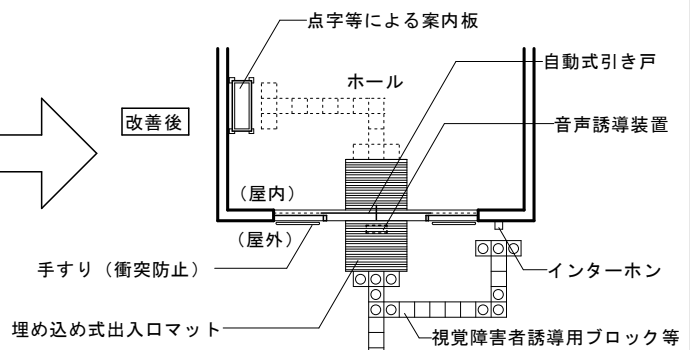
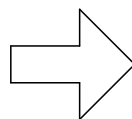
・戸に直接設けたスイッチは、車いすでは接近しにくいので、脇に副スイッチも設置する



● 改善例 1



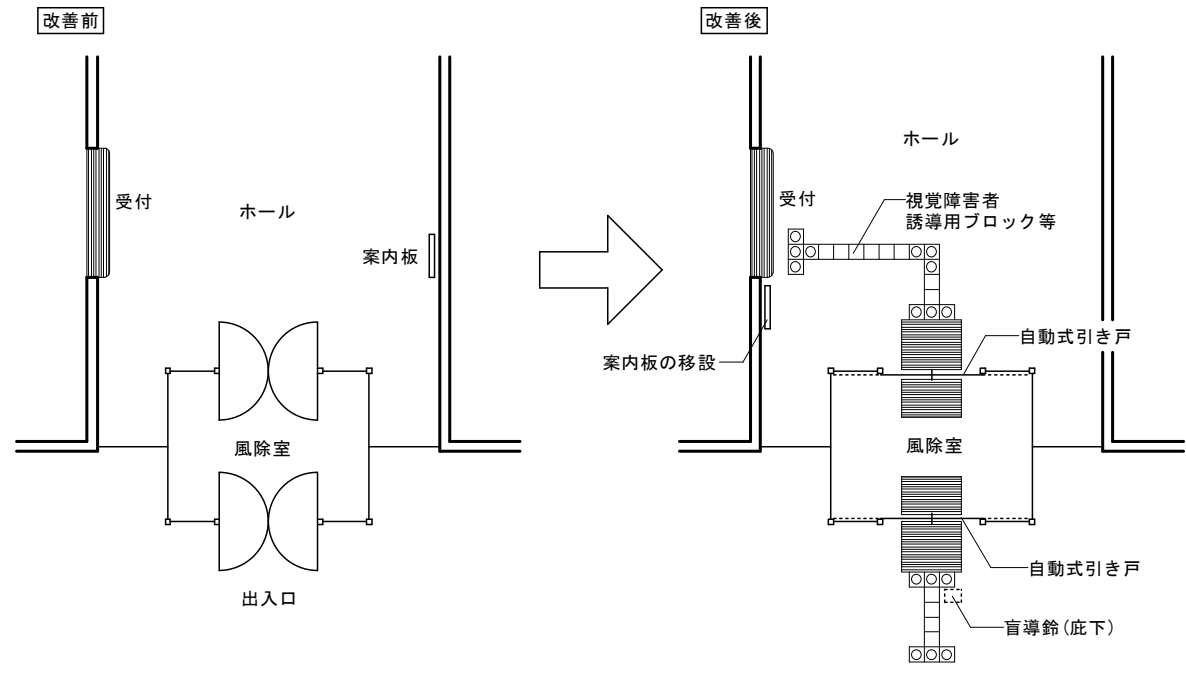
- ・ 出入口が開き戸の場合
- ・ 高齢者・障害者等への配慮がない場合



- ・ 出入口を開き戸から自動式引き戸へ変更する
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・ 点字等による案内板を設置する
- ・ 音声誘導装置を設置する
- ・ 衝突防止のための手すりを設置する
- ・ ホール内は必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する

### 建築物の出入口 3

#### ● 改善例 2



- ・ 出入口が開き戸の場合
- ・ 高齢者・障害者等への配慮がない場合
- ・ 受けがある場合

- ・ 自動式引き戸に改善する
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・ 音声誘導装置を設置する
- ・ ホール内は必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する

## 2. 3. 4 設計例



- 出入り口までの視覚障害者誘導用ブロック等の敷設、自動式引き戸、段差のない床



- 車いす対応の出入口に設けた、自動式引き戸、インターホン

## 2. 4 屋内の通路

### ◆設計の考え方◆

- ・屋内の通路においては、建築物の利用者が容易に目的の空間まで到達できるように、動線計画、案内標識等を分かりやすく計画することが重要である。特に高齢者・障害者等が迷わないことや、移動等の負担を軽減することが求められる。
- ・高齢者・障害者等が安全に通行できるよう車いす使用者や杖使用者の通行やすれ違いに支障のない十分な幅員を確保するとともに、床の段や壁の突出物等を設けない配慮が求められる。特に、視覚障害者に配慮し、杖で把握できないような突出物や柱型を設けないことが求められる。
- ・屋内の通路では、建物用途や利用者の特性に応じて、手すり等を用いて適切な誘導を行うことが求められる。

### ◆基準◆

#### <建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> 廊下等 (第11条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②点状ブロック等の敷設（階段または傾斜路の上端に近接する部分） <sup>1</sup>	
<一般> 傾斜路 (第13条)	①手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm未満の傾斜部分は免除）	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③前後の廊下等と識別しやすいものか	
	④点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分） <sup>2</sup>	
<移動等円滑化経路> (第18条第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか（傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除）	
廊下等 (第三号)	①幅は120cm以上であるか	
	②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
傾斜路 (第四号)	①幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか	
	②勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	

#### <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> 出入口 (第2条)	①出入口（便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く）	—
	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②一以上の建物出入口	—
	(1)幅は120cm以上であるか	

<sup>1</sup>告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

<sup>2</sup>告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

	(2)戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか	
＜一般＞ 廊下等 (第3条)	①幅は180cm以上(区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上)であるか	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③点状ブロック等の敷設(階段または傾斜路の上端に近接する部分) <sup>3</sup>	
	④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか	
	⑥突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	
	⑦休憩設備を適切に設けているか	
	⑧上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分 <sup>4</sup> については適用除外	

施設等	チェック項目	
＜一般＞ 傾斜路 (第6条)	①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	②勾配は1/12以下であるか	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
	④両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥前後の廊下等と識別しやすいものか	
	⑦点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) <sup>5</sup>	
	⑧上記①から③は車いす使用者の利用上支障がない部分 <sup>4</sup> については適用除外	
敷地内の通路 (第11条)	①幅は180cm以上であるか	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	④段がある部分	—
	(1)幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内までは不算入)	
	(2)けあげは16cm以下であるか	
	(3)踏面は30cm以上であるか	
	(4)両側に手すりを設けているか	
	(5)識別しやすいものか	
	(6)つまずきにくいものか	
	⑤段以外に傾斜路または昇降機を設けているか(6)つまずきにくいものか	
	⑥傾斜路	—
	(1)幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	(2)勾配は1/15以下であるか	
	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除)	
	(4)両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下または1/20以下の傾斜部分は免除)	
(5)前後の通路と識別しやすいものか		
⑦上記①、③、⑤、⑥(1)から(3)は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		
⑧上記①、③、④、⑥(1)から(3)は車いす使用者の利用上支障がないもの <sup>4</sup> は適用除外		

<sup>3</sup>告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車庫に設ける場合

<sup>4</sup>車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分(告示第1488号)

<sup>5</sup>告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

## 2. 4. 1 屋内の通路の設計標準

### ◆設計のポイント◆

屋内通路の設計にあたっては、以下の通りとすることが望ましい。

- ①通路は、分かりやすく、通行しやすい動線計画、形状等とする。
- ②床の表面は、滑りにくい仕上げとする。
- ③通路には段を設けない。通路に段がある場合は、傾斜路または、昇降機を設ける。
- ④消火器、案内看板等を設ける場合は、通行の妨げにならないように設置し、また、柱型等の突出物をできるだけなくし、円滑な移動を確保する。
- ⑤車いす及び杖使用者の利用を配慮した幅員を確保する。通路の幅員が車いす使用者の転回に十分でない場合、車いす使用者が転回できるスペースを確保する。
- ⑥必要に応じて手すり、視覚障害者誘導用ブロック等を設置する。
- ⑦バルコニー等外部への出入口は、段を設けず、出入口前後に車いす使用者が方向転換することが可能なスペースを設け、出入りがスムーズに行えるよう配慮する。
- ⑧通路内に休憩できるスペースを設ける場合は、腰掛け等を設置し、車いす使用者のスペースにも配慮する。但し、通行の邪魔にならないように計画することが重要である。
- ⑨必要に応じて通路の壁下部には車いすフットレストあたりを設ける。

#### (1) 配置

- ・主要な動線の通路は、わかりやすい経路、ゆとりある幅員、突出物のない壁等、誰にでも歩きやすい設計が望ましい。

##### 留意点：主要な通路の設計

- ・回廊形や複雑に向きを変える廊下の場合、廊下を部屋や壁で閉じた均質な空間にすると、視覚障害者が方向感覚を失いやすいため注意を要する。単純でわかりやすい動線がよい。
- ・長い廊下や広い空間に接する場所に、休憩の場所を設けると、一度に長い距離を歩行するのが困難な者にとっては休憩でき、歩行の負担を軽減できる。

#### (2) 寸法

- ① 有効幅員
  - ・原則として120cm以上とし、50m以内ごとに140cm角以上の転回スペースを設ける。
  - ・車いす使用者等の利便性を考慮すると180cm以上が望ましい。尚、幅員140cm以上とする場合は50m以内ごとに車いす使用者同士のすれ違える幅員180cm以上のスペースを設けることが望ましい。
- ② 傾斜路
  - ・床には段を設けない。段がある場合は傾斜路を設けることが望ましい。
  - ・傾斜路の構造は2. 1. 2 傾斜路の設計標準を参照。(ただし、屋内の通路に設ける傾斜路の場合、勾配が1/20以下であっても必要な踊り場、手すりを設ける。)

##### 留意点：避難経路の段

- ・段は、高齢者・障害者等には通行の支障となり、特に緊急時にはより深刻な障害となる。したがって避難経路には段を設けない。

#### (3) 設備・備品等

- ① 手すり  
手すりを設ける場合は、可能な限り有益に利用されるよう計画する。手すりを設置する場合は、2. 1. 3 A. 1手すりを参照。
- ② 側壁

- ・ 屈曲部においては、視野を少しでも広げ、利用者同士の衝突の危険を防止したり、車いす使用者の転回を容易にするため、屈曲部にはコーナーミラー等を設けたり、曲がり角の出隅を落とす（面取り、隅切り）等の配慮を行うことが望ましい。
- ・ 床から壁の立ち上がり境を視認しやすくするため、床仕上げ材料と壁は、明度、色相、または、彩度の差に留意することが望ましい。
- ・ 視覚障害者の白杖の位置に配慮し、やむを得ず高さ65cm以上の部分に突出物を設ける場合は突き出し部分を10cm以下とすることが望ましい。
- ・ 車いす使用者の利用が多い場合は、車いすフットレスト当たりを設けることが望ましい。

### ③ 照 明

- ・ 通路の照明は、むらのない、通行に支障のない明るさとする。また、適宜足元灯、非常用照明装置を設置することが望ましい。

#### 留意点：防火戸を設ける際の配慮事項

- ・ 防火戸は車いす使用者が通り抜けできるように、有効幅員を確保する。防火戸を押し開けながら直角に曲がらざるを得ないというような設置の仕方は車いす使用者が通行できないので避ける。
- ・ 引き戸の防火戸で、下枠が無いか立ち上がりの無いものは、車いすでの通行に支障がなく有効である。
- ・ 防火戸の把手は、高齢者・障害者等が容易に操作できる形式のものとする。
- ・ 下枠が床面より立ち上がっているくぐり戸は、車いす使用者が通過できないため、くぐり戸を用いる場合は下枠の段をなくし、かつ防煙性能を確保する。

### ④ ガラス

- ・ 衝突のおそれのある箇所には、安全なガラスを用いることが望ましい。（「ガラスを用いた開口部の安全設計指針」等を参照）

### ⑤ 防火戸

- ・ 防火戸は一目見てわかる配置・デザインとすることが望ましい。
- ・ 防火戸には段を設けない。
- ・ シャッター式の防火戸は車いす使用者等の安全性に十分配慮した製品を利用する。

## (4) 仕 上

### ① 床の材料

- ・ すべりにくい仕上げとする。
- ・ 転倒に対して衝撃の少ない材料とすることが望ましい。
- ・ 傾斜路の床面はノンスリップ加工を施すことが望ましい。

#### 留意点：カーペット

- ・ カーペットの場合は、毛足の長いものは車いすの操作が極端に重くなるために避ける。

## (5) 表 示

### ① 視覚障害者の誘導

- ・ 視覚障害者が建物内の目的地に容易かつ安全に到達できるよう、次のような配慮を適宜行う。

#### イ 室名表示

- ・ 2. 8. 1 居室の出入口の設計標準 (4) ① を参照。

#### ロ 手すりの設置

- ・ 2. 1 3 A. 1 手すり を参照。

#### ハ 点字等による案内板の設置

- ・ 2. 1 3 G. 1 案内表示 (1) ① を参照。

#### ニ 音声等による誘導等

- ・ 2. 1 3 I. 1 情報伝達設備 (1) を参照。

#### ホ 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設

- ・ 2. 1 3 H. 1 視覚障害者誘導用設備等 を参照。
- ・ 敷設する場合は、主な動線の通路に敷設することが望ましい。

② 点字表示

- ・施設用途や視覚障害者の利用に配慮して、手すりの端部、廊下の曲がり角の部分等には、現在位置及び誘導内容等を点字表示することが望ましい。
- ・その他 2. 1 3 G. 1 案内表示 を参照。

## 2. 4. 2 ソフト面の工夫

### (1) 廊下に物品を置かない工夫

- ・廊下にベンチ、案内板、植木鉢、自動販売機、消火器等の物品が置かれることもある。有効幅員を狭くしたり、手すりや壁による連続誘導が妨げられないように、設備・備品の設置場所をあらかじめ確保することが望ましい。
- ・施設の内容により必要な設備・備品の設置に対しては、建築設計時、収容できるスペースを確保したり、壁上部・天井への設置等により、あらかじめ調整しておくことが望ましい。例えば、設備・備品が置かれることが想定される壁際には、視覚障害者誘導用ブロック等は敷設しないこと等があげられる。

## 2. 4. 3 改善・改修のポイント

2. 4. 1 屋内の通路の設計標準 に基づき、改善・改修することが望ましいが、特に以下の点に留意する

### (1) 有効幅員

- ・少しでも有効幅員を広げるために、廊下に突出している設備・備品を整理する等、ハード面のみならず使用状況等も含めて、改善することが望ましい。

### (2) 段差

- ・廊下に段のある場合は傾斜路に改善することが望ましい。
- ・床の凹凸は、平滑な仕上に改修することが望ましい。

### (3) 手すり

- ・出入口付近の手すりには、室名、現在位置等を、点字表示することが望ましい。

### (4) 誘導案内

- ・主要な居室・便所・エレベーター・階段等には視覚障害者誘導用ブロック等、音による案内により誘導、案内することが望ましい。

## 2. 4. 4 施設による配慮の工夫

### (1) 専ら高齢者、障害者等が利用する施設における手すり

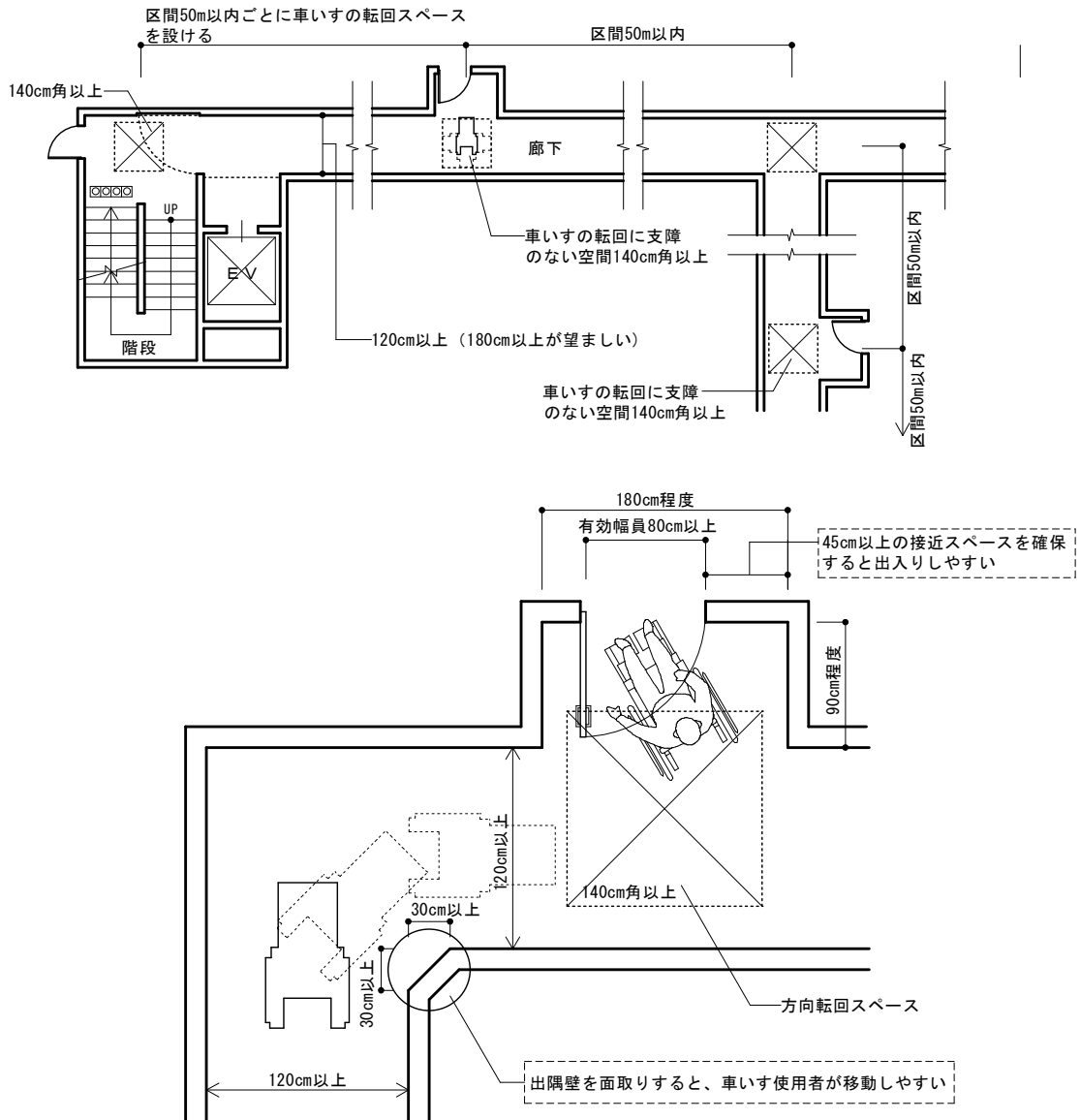
- ・医療施設、福祉施設等においては、利用状況を勘案して屋内の通路の手すりを設置することが望ましい。

### (2) 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設

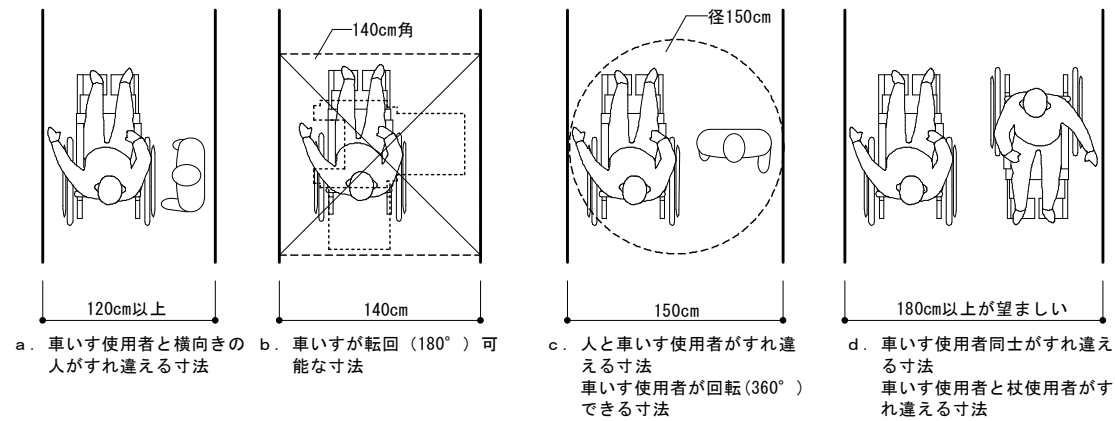
- ・専ら高齢者が利用する特別養護老人ホーム等の入所型高齢者施設における視覚障害者の誘導措置については、関係者で協議し適切と判断された場合には、視覚障害者誘導用ブロック等を整備する代わりに手すり・音声による案内設備等を設置することも考えられる。

● 屋内の通路の設計標準

屋内の通路 1

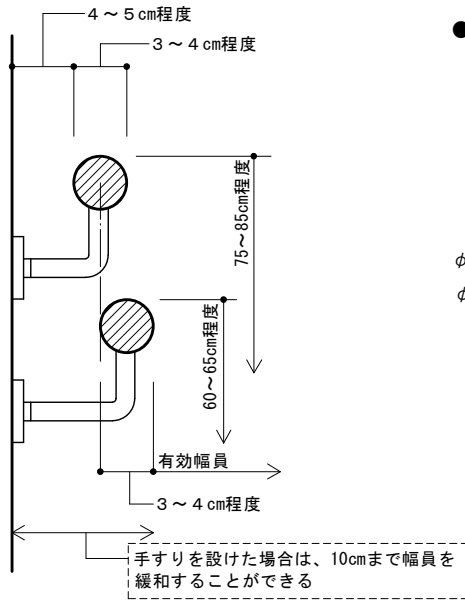


● 屋内の通路の有効幅員

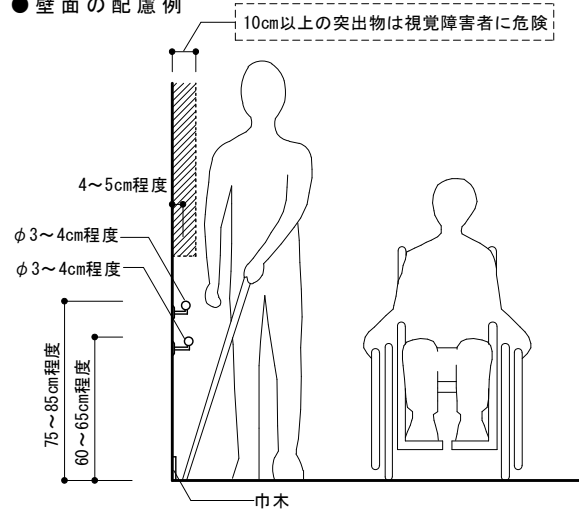


## 屋内の通路 2

### ● 手すりと有効幅員

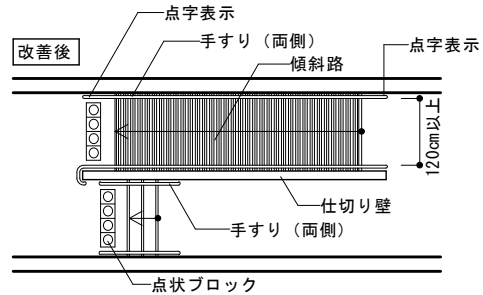
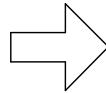
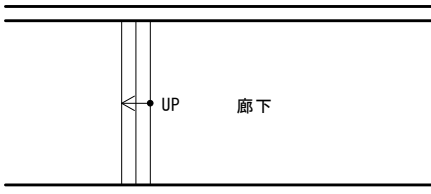


### ● 壁面の配慮例



### ● 改善例 1

改善前



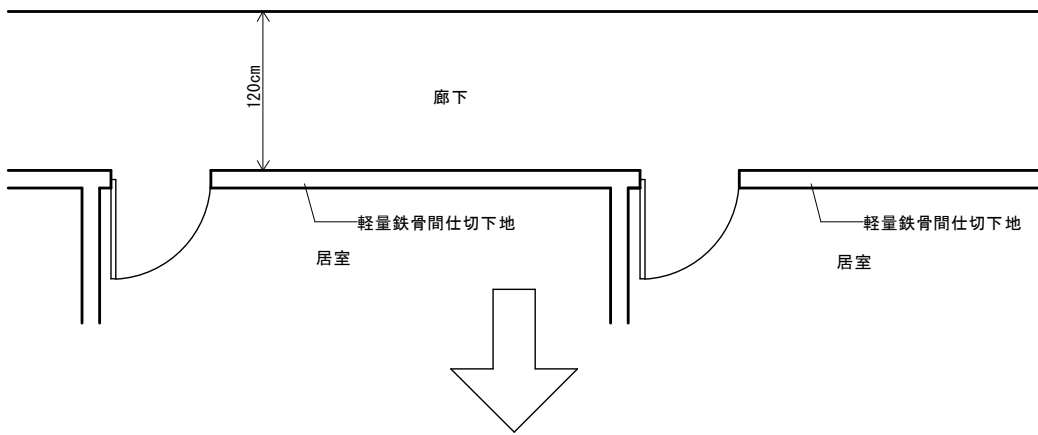
- ・廊下に3段程度の段がある場合
- ・高齢者・障害者等への配慮がない場合

- ・段の一部を残し、傾斜路を併設する
- ・視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・手すりを設置する

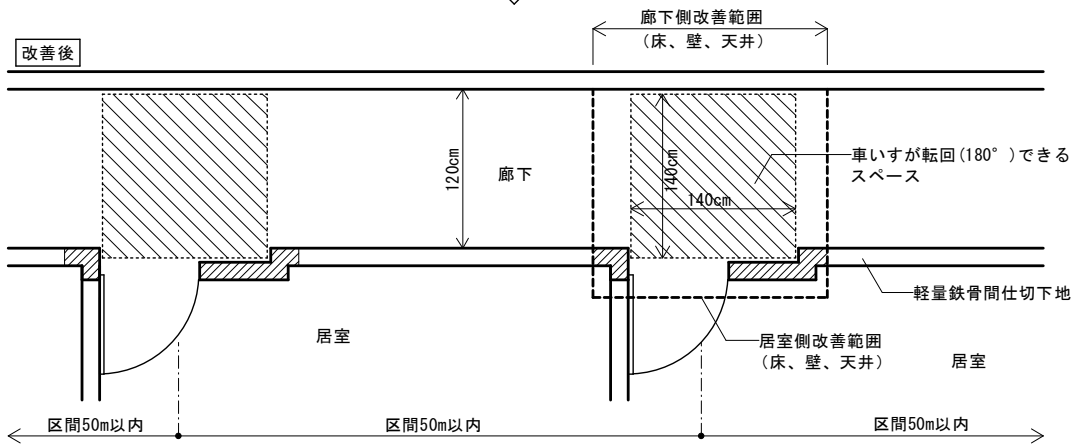
● 改善例 2

屋内の通路 3

改善前



改善後



## 2. 4. 5 設計例



- ・医療施設における手すりの連続設置



- ・消火器を壁の中に埋め込み、歩行の障害とならないように工夫した例



- ・通路に休憩スペースを設けた例

## 2. 5 階段

### ◆設計の考え方◆

- ・階段は、転落、転倒等の事故が多い場所であることに留意し、適切な奥行きのある踏み面を確保した上、すべり止めや手すりを設置して安全対策に留意する。また、視覚障害者への配慮として、階段上端の踊り場部分には、転落防止及び段の存在を認識できる視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）等の措置を講じる。
- ・階段は、高齢者・障害者等に配慮し、登りやすい形状かつ勾配であること、松葉杖の使用や介助者等も一緒に利用可能な有効幅員を確保していることが重要である。
- ・屋内階段のみならず、屋外の段についても日常利用されるものについては同様に高齢者・身体障害者等の利用に配慮する必要がある。

### ◆基準◆

#### <建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> 階段 (第12条)	①手すりを設けているか(踊場を除く)	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③段は識別しやすいものか	
	④段はつまずきにくいものか	
	⑤点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分） <sup>1</sup>	
	⑥原則として主な階段を回り階段としていないか	

#### <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> 階段 (第4条)	①幅は140cm以上であるか（手すりの幅は10cm以内まで不算入）	
	②けあげは16cm以下であるか	
	③踏面は30cm以上であるか	
	④両側に手すりを設けているか（踊場を除く）	
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥段は識別しやすいものか	
	⑦段はつまずきにくいものか	
	⑧点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分） <sup>2</sup>	
	⑨主な階段を回り階段としていないか	

<sup>1</sup>告示で定める以下の場合を除く（告示第1497号）

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

<sup>2</sup>告示で定める以下の場合を除く（告示第1489号）

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

## 2. 5. 1 階段の設計標準

### ◆設計のポイント◆

階段の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ①屋内階段の形状は、直階段または折り返し階段とする。回り階段は、視覚障害者等が方向を失ったり、踏み面の寸法が内側と外側で異なるために段を踏み外したり、昇降動作と回転動作が同時に発生するため危険が生じやすいので避ける。
- ②直階段、折り返し階段には、転倒時の危険防止等を考慮し、踊場を設ける。
- ③歩行困難者、高齢者、視覚障害者等の昇降時利用に配慮し手すりを設ける。
- ④踏み面や踊り場の表面は、滑りにくい仕上げとする。
- ⑤段鼻は、高齢者、視覚障害者等が識別しやすく、かつ、つまずきの原因となる形状としない。
- ⑥階段上端部には、段の存在を認知できるよう点状ブロック等を敷設する。（踊り場などに連続して手すりが設けられている踊場にも、点状ブロック等を設けることが望ましい。）

#### (1) 形状・配置

- ① 階段の形状  
階段は回り階段とはせず、直階段または折り返し階段とすることが望ましい。
- ② 一時待機スペース  
2. 1 2 避難設備・施設を参照

##### 留意点：階段の形状

- ・直階段は、万一転落した場合、一気に下まで落ちてしまう危険性があるので、折り返し階段とすることが望ましい。直階段とする場合には、踊場を大きめに確保する等の配慮が望まれる。
- ・主要経路の階段は回り階段としない。

#### (2) 寸法

- ① 有効幅員  
140cm以上が望ましい（杖使用者が昇降し易い値）。
- ② 蹴上げ・踏み面・蹴込み  
・各寸法は、以下のような緩勾配にすることが望ましく、同一の階段においては同一寸法を原則とする。  
イ 蹴上げ 16cm以下  
ロ 踏み面 30cm以上  
ハ 蹴込み 2cm以下

##### 留意点：蹴上げ、踏み面の寸法

- ・蹴上げ、踏み面は次の計算式を満たす寸法とすることが望ましい。

$$550\text{mm} \leq T + 2R \leq 650\text{mm}$$

(T：踏み面、R：蹴上げ)

#### (3) 設備・備品等

- ① 段鼻・踏み面・蹴込み板  
・段鼻は、突き出さないようにし、すべり止めを設けること。  
・引っかけ防止を配慮し、蹴込み板のない階段形状等の設計は避けること。  
・段鼻、踏み面、蹴上げは、高齢者や視覚障害者等が認知しやすいうように、明度、色相、

##### 留意点：段鼻・蹴込み板

- ・段鼻が突き出しているとなつま先が引っかけやすいので突き出さないものとする。また、すべり止めを設ける際も、踏み面及び蹴込み板の面とそろえ、つまずきにくいように配慮する必要がある。
- ・降りる時には踏み面ばかりが見えるため、段鼻を認知しやすくする必要がある。このためには、すべり止め部分の認知のしやすさが重要である。
- ・つま先が引っかけたり、杖や足が落ち込む可能性があるため、蹴込み板を設ける。

彩度（輝度比の確保）、仕上げ等の差に配慮する。

② 手すり

- ・手すりは両側に連続して設けることが望ましい。踊場にも連続させ、途中で途切れないようにすることが望ましい。
- ・幅員が3mを超える場合には、中央にも設置する。（階段の高さが1m以下の場合はこの限りではない。）
- ・階段の上端では45cm以上水平に延長し、下端では斜め部分を含めて段鼻から45cm以上手すりを延長することが望ましい。
- ・階段の有効幅員140cmは、杖使用者が円滑に昇降できる寸法であるため、その支障とならない手すりの幅10cmまでは、ないものとみなし算定することができる。
- ・その他2.13A.1手すりを参照。

③ 立ち上り

- ・側面を手すり子形式とする場合は、杖が転落しないように、階段の側桁または地覆を5cm以上立ち上げることが望ましい。

④ 照明

- ・通路の照明は、むらがなく、通行に支障のない明るさとするのが望ましい。また、適宜足元灯、非常用照明装置を設けることが望ましい。
- ・外壁に面する階段においては、自然光が入る小窓等を設けることが望ましい。

⑤ 避難階段

- ・避難階段の出入口は、高齢者や障害者にも開閉しやすいものとし、下枠に段差は設けない。
- ・避難階段等には車いす使用者の一時避難スペースを確保することが望ましい。2.12避難設備・施設を参照。

**留意点：窓**

- ・階段室に窓を設ける場合は、太陽光線が直接目に入ることのないように、配慮することが望ましい。

⑥ その他

- ・折り返し階段の屈曲部には、聴覚障害者等が安全に通行できるよう、衝突を回避するための鏡を設けることが望ましい。

**留意点：その他の設備等**

- ・聴覚障害者に配慮し、階段の折り返し部分等に鏡を設置することが望ましいが、同時に視覚障害者がそれに衝突することのないよう鏡の大きさ、位置等に十分配慮する。

(4) 仕 上

① 踏み面

- ・滑りにくい材料とする。特に杖が横に滑らないよう配慮する必要がある。

② すべり止め

- ・杖が滑らないよう金属製のものは避ける等の設計とする。

(5) 表 示

① 「点状ブロック等」の敷設

- ・階段の上端部には、視覚障害者に段の存在を予告するため、階段手前30cm程度の位置に「点状ブロック等」を敷設する。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等

**留意点：点状ブロック等の敷設**

- ・階段上端部における点状ブロック等の敷設位置は、段鼻の直前では、踏み外す危険があるため、30cm程度の余幅を取っておく必要がある。
- ・点状ブロック等は階段の上端に敷設するものとするが、階段の上端・下端を予告する意味で、階段の下端にも敷設することが考えられる。また、出口等から階段まで連続誘導がなされている場合には、上端・下端共に敷設することが望ましい。

は、2. 13H. 1 視覚障害者誘導用設備等 を参照。

② 点字表示

- ・視覚障害者の利用に配慮して、手すりの水平部分に現在位置及び上下階の案内情報等を点字表示する。
- ・点字は、はがれにくいものとするのが望ましい。

**留意点：浮き彫り文字や音による案内の併用**

- ・点字を読めない視覚障害者も多いため、点字表示とともに、浮き彫り文字や音声による案内を併用することが望ましい。

③ 階段下

- ・階段下側の天井やささら桁が低くなる部分では、歩行者がぶつかる危険があり、安全対策をすることが望ましい。

**留意点：階段下の空間**

- ・階段下の空間をそのまま開放する場合、視覚障害者等が気付かずに近付き、頭が衝突する危険がある。したがって、衝突する前に白杖が当たって気付くように、柵やベンチ、植栽、点状ブロック等を適切に配置する必要がある。

## 2. 5. 2 改善・改修のポイント

階段の幅員・踏み面・蹴上げの寸法について、2. 5. 1 階段の設計標準（2）に基づいた改善・改修が難しい場合においても、特に以下の点に留意し安全対策を実施する。

### （1）段鼻の仕上

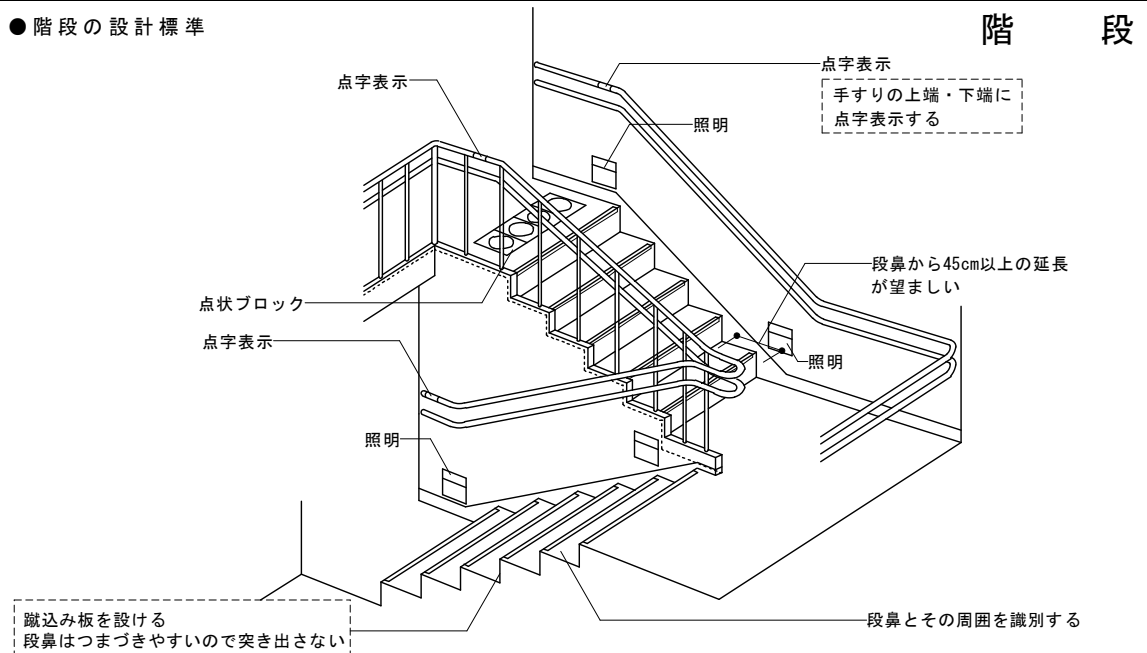
- ・段鼻部分を踏み外さないように、段鼻と踏み面や蹴上げを認知しやすい色、明度、色相、彩度（輝度比の確保）を確保し、すべり止めを設置することが望ましい。

### （2）手すりの設置

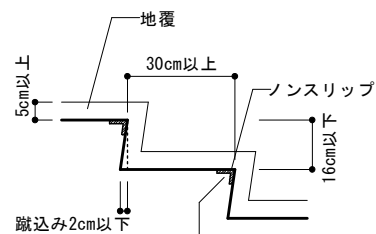
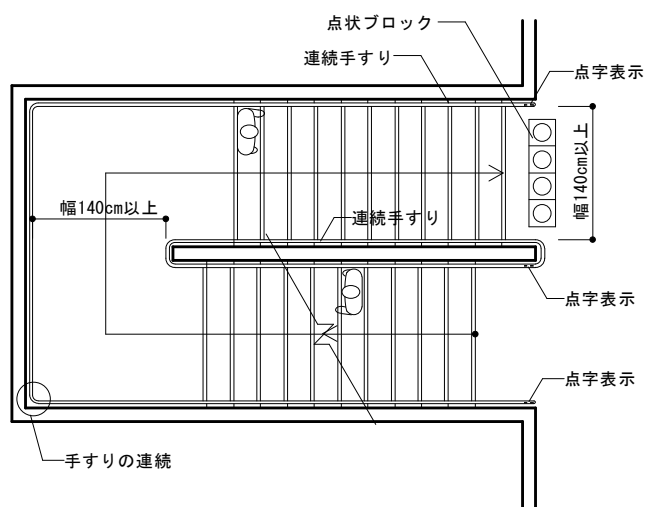
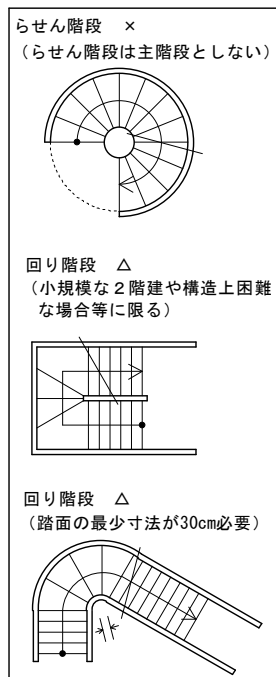
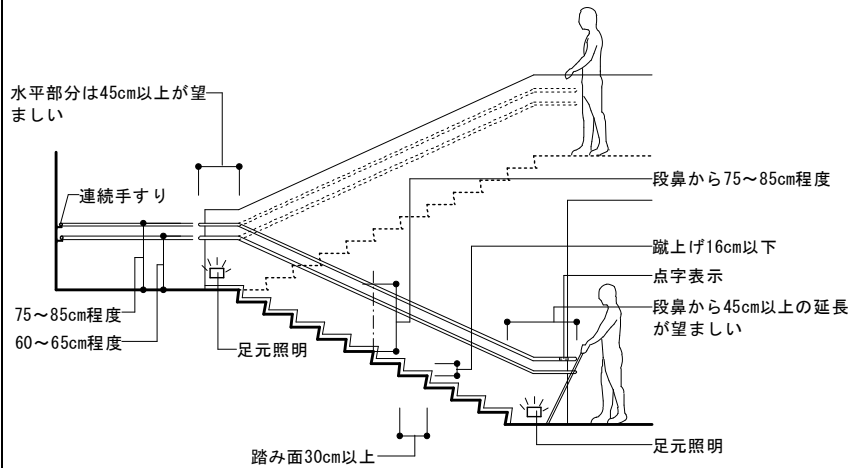
- ・階段は上り・下り共に、踏み外しの危険を伴い、また体力も必要である。高齢者・視覚障害者等にとって、手すりは安全を支える重要な設備である。手すりが設置されていない主要階段には、改修によって手すりを設けることが望ましい。
- ・2. 13A. 1 手すり を参照。

● 階段の設計標準

階 段



● 望ましい階段の寸法



段鼻の位置をわかりやすくするためノンスリップ部分、蹴込みの先端部は目立つ色をつける等の工夫が望ましい

## 2. 5. 3 設計例



- ・段鼻の色、明度の差に配慮して、段鼻を認知しやすくした階段の例



- ・階段手すりに、点字表示をした例

## 2. 6 エレベーター・エスカレーター

### ◆設計の考え方◆

- ・エレベーターは、高齢者・障害者等が安全かつ円滑に垂直移動を行うための有効な手段である。エレベーターを設ける場合は、誰もが利用しやすいように、建築物の中でなるべく分かりやすい位置に設け、案内表示を適切に設置することが求められる。
- ・使用時の利便性等を考慮すると、エスカレーターのみによる対応は好ましくなく、原則として障害者等のためにはエレベーターで対応することが求められる。
- ・エスカレーター構造・設備は、高齢者・障害者等の利用に配慮したものとする。
- ・エレベーターの設置位置がわかるよう建物全体の案内図に示す。その際、視覚障害者等視覚情報が伝わりにくい人にも情報が伝えられる表示方法とする。

### ◆基準◆

#### <建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
＜一般＞ 標識 (第19条)	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	
＜移動円滑化経路＞ (第18条第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか (傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除)	
エレベーター 及びその乗 降ロビー (第五号)	①かごは必要階(利用居室または車いす使用者用便所・駐車施設のある階、地上階)に停止するか	
	②かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	③かごの奥行きは135cm以上であるか	
	④乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	⑤かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	⑥かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	⑦乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	⑧不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合	—
	(1)上記①から⑦を満たしているか	
	(2)かごの幅は、140cm以上であるか	
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	
	⑨不特定多数の者または主に視覚障害者が利用するもの場合 <sup>1</sup>	—
	(1)上記①から⑧を満たしているか	
(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		
(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫りまたは音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		
(4)かご内または乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		
特殊な構造 または使用 形態のエレベ ーターその他 の昇降機 (第六号)	①エレベーターの場合	—
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの)であるか	
	(2)かごの幅は70cm以上であるか	
	(3)かごの奥行きは120cm以上であるか	
	(4)かごの床面積は十分であるか (車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	
	②エスカレーターの場合	—
(1)車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか		

<sup>1</sup>告示で定める以下の場合を除く(告示第1494号)

- ・自動車車庫に設ける場合

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
傾斜路またはエレベーター等の設置 (第5条)	①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けているか	
	②上記①は車いす使用者の利用上支障がない場合 <sup>2</sup> は適用除外	
エレベーター (第7条)	①必要階(多数の者が利用する居室または車いす使用者用便房・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階)に停止するエレベーターが1以上あるか	
	②多数の者／主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	③多数の者／主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)②のすべてを満たしているか	
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(6)かごの幅は140cm以上であるか	
	(7)かごは車いすが転回できる形状か	
	⑤不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)④(2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	
	(2)かごの幅は160cm以上であるか	
(3)かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか		
(4)乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか		
(5)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか		
⑥不特定多数の者または主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー <sup>3</sup>	—	
(1)③のすべてまたは⑤のすべてを満たしているか		
(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		
(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫りまたは音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		
(4)かご内または乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		
特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第8条)	①エレベーターの場合	—
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの)であるか	
	(2)かごの幅は70cm以上であるか	
	(3)かごの奥行きは120cm以上であるか	
	(4)かごの床面積は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	
	②エスカレーターの場合	—
車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか		

<sup>2</sup>車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合(告示第1488号)

<sup>3</sup>告示で定める以下の場合を除く(告示第1487号)

・自動車車庫に設ける場合

標識 (第14条)	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	

## 2. 6. 1 エレベーターの設計標準

### ◆設計のポイント◆

エレベーターの設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ①階数が2以上の建築物であって、多数の者が利用する建築物においては、高齢者・障害者等に対応したエレベーターを設置する。
- ②エレベーターは、主要な経路に隣接して設置し、エレベーター入口まで分かりやすく誘導し、案内表示を設置する。
- ③エレベーター乗降ロビーでは、前面に車いす使用者が回転できるスペースを確保し、直進でエレベーターに進入またはエレベーターから退出できるものとするのが望ましい。
- ④エレベーター付近に階段若しくは段を設ける場合には、車いす使用者等の転落防止等に十分注意した配置とする。
- ⑤間口、かごの形状・大きさ、操作盤の位置等は、高齢者・障害者等の利用を配慮したものとする。特に、病院、福祉施設、共同住宅等では利用の特性に配慮したかご形状とすることが望ましい。
- ⑥エレベーターの乗り場の押しボタンやかご内の主操作盤等は、視覚障害者や上肢障害者の利用に配慮したものとする。
- ⑦緊急時の応答、過負荷ブザー等の音声情報については、視覚情報化する等、聴覚障害者に対する適切な配慮を行う。
- ⑧大規模施設、集会施設、劇場等一度に多くの車いす使用者が集中することが想定される施設では稼働力が低下する時間帯があるため、エレベーターのかごの大きさ、設置数、配置等を十分に検討する。

### (1) 寸 法

- ① 出入口の有効幅員
  - ・80cm以上とする。
  - ・車いす使用者の利便性を考慮すると、90cm以上が望ましい。

**留意点： 堅穴区画、遮煙・遮炎区画**

- ・エレベーターシャフトの区画のために、防火戸の枠や柱をエレベーター付近に独立して設けると、視覚障害者の歩行の障害になるだけでなく、衝突の危険があるため、できる限り設けない区画設計が望ましい。

- ② 乗降ロビーの広さ
  - ・150cm角以上とする。
  - ・車いす使用者の利便性を考慮すると、水平な床を180cm角以上確保することが望ましい。

表 かご・乗降ロビー内法寸法 (利用円滑化誘導基準)

	その他のエレベーター		1以上のエレベーター	
	多数の者が利用する建築物	不特定多数の者が利用する建築物	多数の者が利用する建築物	不特定多数の者が利用する建築物
かごの幅	—	140cm	140cm	160cm
出入口幅	80cm	80cm	80cm	90cm
かご奥行き	135cm	135cm	135cm	135cm
乗降ロビー幅・奥行き	150cm	150cm	150cm	180cm

## (2) 設備・備品等

### ① 乗降ロビーの乗場ボタン・表示等

- ・乗降ロビーに、車いす使用者が操作しやすい専用乗場ボタン（当該ボタンを押すことにより、戸の開放時間が通常より長くなる機能を有するもの）を設置する。
- ・設置位置は床高100cm程度とする。
- ・視覚障害者の利用に配慮して乗場ボタンには、点字表示を行うとともに方向が識別できる形状とすることが望ましい。
- ・点字表示を乗り場ボタンに設ける際、立位で使用する乗り場ボタンに設けることを基本とする。
- ・点字表示はボタンの左側に設けることが望ましい。
- ・タッチセンサー式のボタンは、視覚障害者には押したか否か認知が難しく、誤って押す可能性があるため、使用しないことが望ましい。
- ・視覚障害者は、エレベーターが到着しても、上りか下りか認知できないため、かごが到着して戸が開いたときに、音声により昇降の別を案内することが望ましい。
- ・聴覚障害者等の利用に配慮して、乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けることが望ましい。

#### 留意点：乗降ロビーの点字表示

- ・点字は、掌が字に対して水平になるようにして読むため、車いす使用者対応の乗り場ボタンのように低い位置にあると読み難い。
- ・しかし視覚障害者が車いす使用者対応の乗り場ボタンを押す場合に備えて、車いす使用者対応の乗り場ボタンに点字をつけることは望ましいことである。

### ② 鏡

- ・車いす使用者の利用に配慮して、かごの中で転回しなくても戸の開閉状況が確認できるよう、かご入口正面壁面に、出入口状況確認用の床上40cmから150cm程度までである鏡（ステンレス製または安全ガラス等）を設けることが望ましい。なお、出入口が貫通型（スルー型）、直角2方向型及びトランク付型のかごの場合には凸面鏡等でもよい。
- ・鏡の形状と設置位置は、車いす使用者がバックで出るとき、出入口回りの人や床が見やすいものとなるよう考慮することが望ましい。

### ③ 手すり

- ・両側面の壁及び正面壁に設け、握りやすい形状することが望ましい。
- ・取り付け高さは、75～85cm程度とすることが望ましい。
- ・その他 2. 13 A. 1 手すりを参照。

#### 留意点：操作盤と点字表示

- ・点字は、掌が字に対して水平になるようにして読むため、車いす使用者対応の主操作盤のように低い位置にあると読み難い。しかし視覚障害者が車いす使用者対応の操作盤のボタンを押す場合に備えて、車いす使用者対応の主操作盤、副操作盤に点字をつけることは望ましいことである。
- ・操作盤の取り付け位置は、壁の両側が望ましいが、片側の場合には乗場側から見て原則として右側とする。
- ・操作盤の階数表示は、(社)日本エレベーター協会においては千鳥配置に統一している。視覚障害者への配慮として、今後千鳥配置を標準とする。
- ・視覚障害者に配慮して、ボタン操作時に応答音による案内をすることが望ましい。
- ・非常ボタンの形状は、視覚障害者の利用に配慮して形状や色を変えることが望ましい。

### ④ 車いす使用者対応の主操作盤、副操作盤

- ・かご内で転回しにくい車いす使用者の操作を考慮し、かご中央あたりの左右の壁に車いす使用者対応の主操作盤、副操作盤を設ける。
- ・設置位置は、車いす使用者の手の届く範囲を考慮し、高さは100cm程度が望ましい。また、極端にかごの奥や手前に設けないものとする。
- ・主・副操作盤については次の機能及び設備を有することが望ましい。  
イ 主・副操作盤の行き先ボタンを操作することにより、戸の開放時間が通常より長

くなる機能。戸が開いている時間は10秒程度が望ましい。

ロ インターホン

- ・主操作盤にはインターホンを設ける。

⑤ 操作盤における視覚障害者への配慮

- ・かご内の立位で使用する操作盤の各ボタンに点字表示する。
- ・タッチセンサー式のボタンは、視覚障害者には押したか否か認知が難しく、誤って押す可能性があるため、使用しないことが望ましい。
- ・操作盤の取付位置、配列、ボタンの形状、使い方等を統一することが望ましい。
- ・ボタンに階数を浮き彫り表示する等の工夫が望ましい。
- ・ボタンはボタン部分と周辺部分とのコントラストを十分に確保することが望ましい。

⑥ 乗降者検知装置

- ・かごの出入口には光電式、静電式または超音波式等で乗客を検出し、戸閉を制御する装置を設けることが望ましい。光電式の場合は光電ビームを2条以上、床上20cm及び60cm程度の高さに設けることが望ましい。

**留意点：非常時のための設備**

- ・かご内のインターホンボタンを押し、管理者または保守会社が応答した場合、インターホンの応答表示を点灯するもの等を設けることが望ましい。
- ・停電時管制運転、地震時管制運転、火災時管制運転装置を設けることが望ましい。管制運転が作動した時には、かご内の乗客に音声と電光表示等で案内をすることが望ましい。
- ・非常呼び出しボタンの形状を触覚でわかるようにすることが求められる

⑦ 段及びすきま

- ・かごの床と乗降ロビーの床の段は小さくし、かつ、すきまは、車いすのキャスターが落ちないように、3 cm程度以下とすることが望ましい。

⑧ 音声案内装置

- ・視覚障害者の利用に配慮して、かご内にかごの到着階やドアの閉鎖等を知らせる音による案内を設ける。

⑨ 表示装置等

- ・かご内には、聴覚障害者等の利用に配慮して緊急時等に情報提供を行う表示装置等を設置することが望ましい。
- ・聴覚障害者等に配慮し、緊急時のかご内を外部に表示することができるかご内モニターを設けることが望ましい。
- ・かご内にかごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設ける。

⑩ エレベーターの出入口戸

- ・エレベーターの出入口に、床上50cm程度までであるガラス（防火区画との関係に注意が必要）窓を設けることが望ましい。

⑪ 過負荷表示設備

- ・過負荷（定員超過）の際の過荷重ブザーによる報知では分かりにくい利用者もいるため、過負荷の視覚的表示及び自動放送装置による案内をすることが望ましい。
- ・聴覚障害者が、定員超過であることを確認できるように、かごの室出入口の枠、若しくはかご正面壁など見やすい位置に過負荷表示灯を設けることが望ましい。

(3) 表 示

- ・視覚障害者誘導用ブロック等は乗場ボタンに誘導し、乗場ボタンの位置に「点状ブロック等」を敷設することが望ましい。
- ・その他 2. 1 3 H. 1 視覚障害者誘導用設備等 を参照。

- ・点字表示は J I S T 0 9 2 1 を参照。

#### (4) 庇

- ・ 出入り口が外部に面するエレベーターには庇を設け、雨天時の乗降に配慮することが望ましい。

#### (5) 乗降ロビーの位置

- ・ エレベーター付近に階段若しくは段を設ける場合には、車いす利用者等の転落防止柵を講じるなど、その配置に十分注意する。

#### (6) その他のエレベーターに関する標準

- ・ 車いす兼用エレベーターに関する標準 (JEAS-C506A)
- ・ 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準 (JEAS-515D)  
(共に、(社)日本エレベーター協会制定) によることが望ましい。

## 2. 6. 2 ソフト面の工夫

#### (1) 人的な対応

- ・ 一時に多数の利用が集中する施設 (劇場や屋内競技場等) では、高齢者・障害者等のエレベーター利用に際して、誘導を行うなどの人的な対応をすることが望ましい。

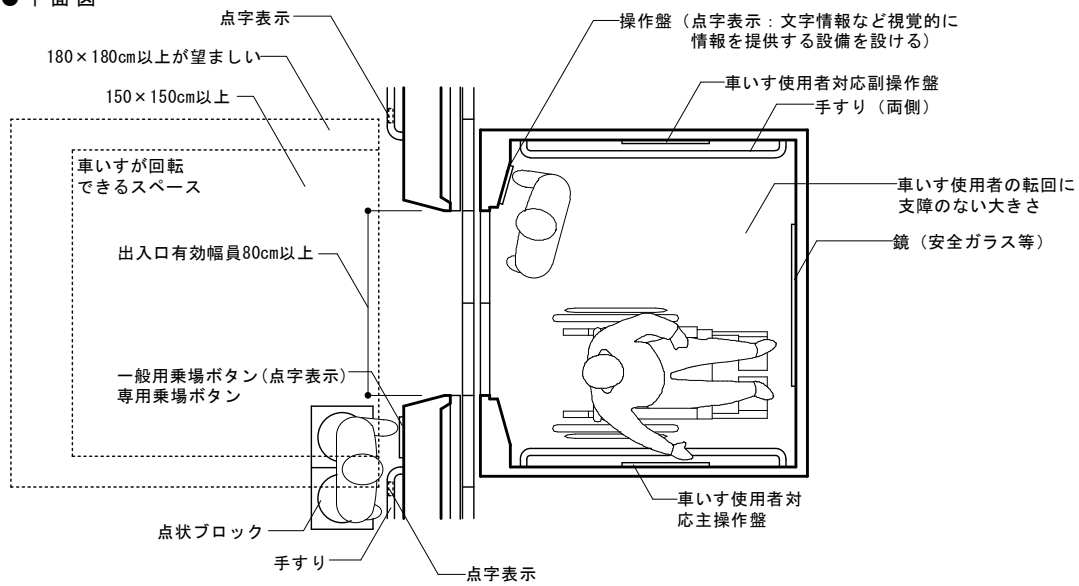
## 2. 6. 3 改善・改修のポイント

- ・ 2. 6. 1 エレベーターの設計標準 に基づき改善・改修することが望ましい。(構造上の理由により通常のエレベーターを設けることが困難な場合には、車いす利用者が利用可能な段差解消機の設置等により対応)
- ・ 音による案内を設けることが望ましい。
- ・ 大規模施設、集会施設、劇場等一度に多くの車いす利用者が集中することが想定される施設では稼働力が低下する時間帯があるため、エレベーターのかごの大きさ、設置数、配置等を十分に検討する。

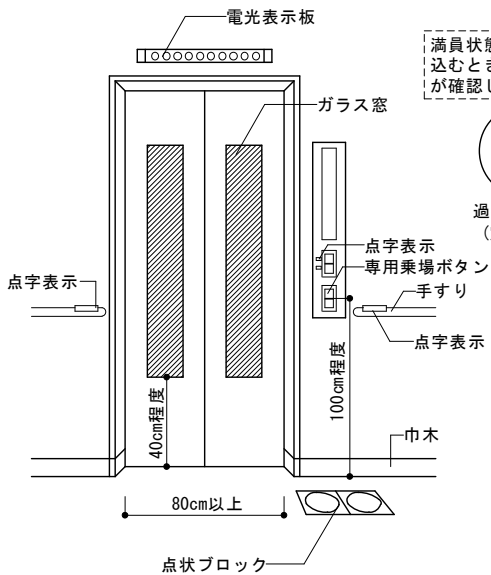
●エレベーターの設計標準

エレベーター 1

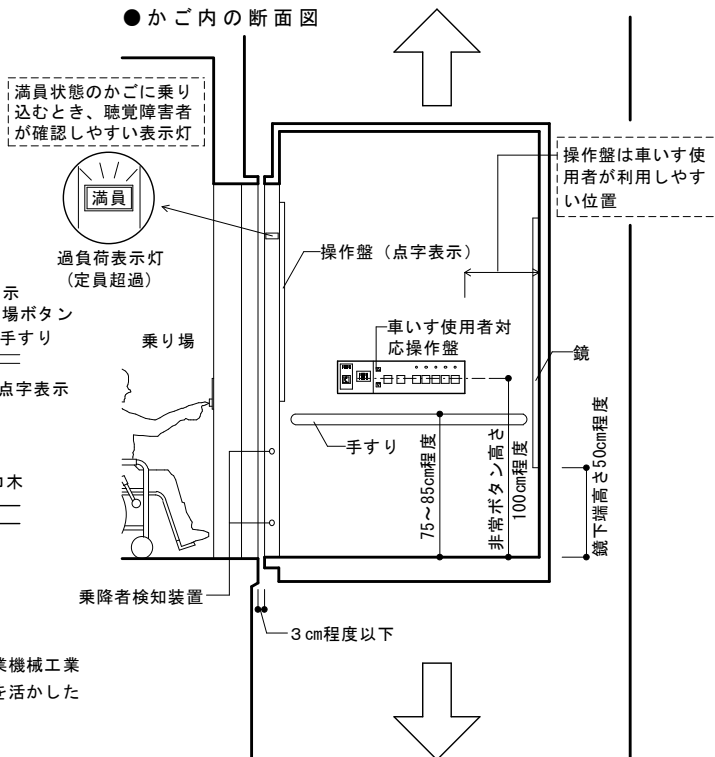
●平面図



●エレベーター出入口(乗り場)



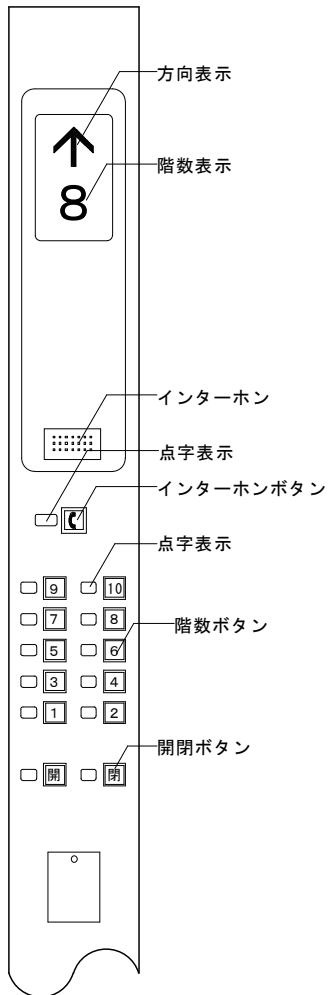
●かご内の断面図



※過負荷表示灯については、社団法人日本産業機械工業会技術委員会による「ユニバーサルデザインを活かしたエレベーターの研究報告」を参考とした。

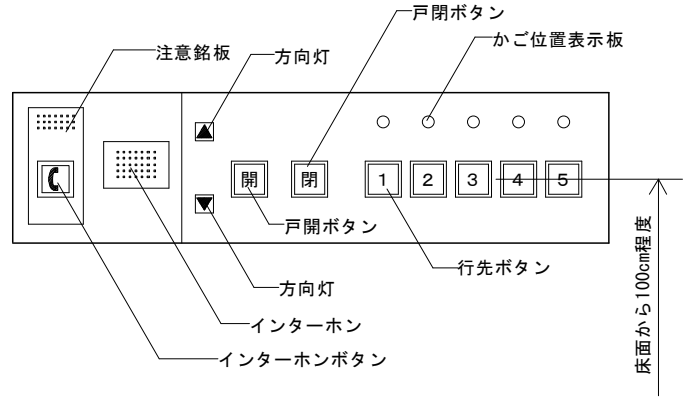
●エレベーター 操作盤仕様 (例)

●縦型操作盤

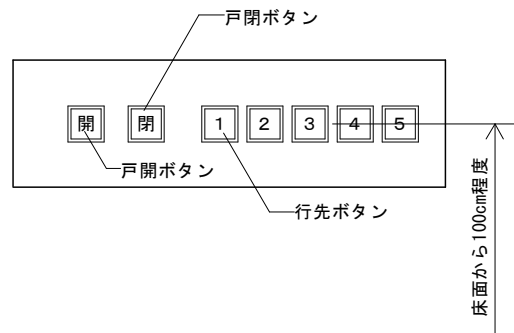


●車いす使用者対応主操作盤

(背面パネルにかご位置表示灯、方向灯を設けない場合)

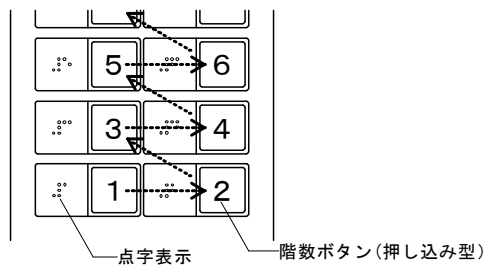


●車いす使用者対応副操作盤



●階数ボタン

- ・階数ボタンは浮彫階数表示が望ましい
- ・階数ボタンが2列になる場合は千鳥配列が望ましい



## 2. 6. 4 設計例



- ・床までのエレベーター出入口戸のガラス窓、TVモニターの整備



- ・かご内の電光表示
- ・緊急時に文字情報が提供できる



- ・わかりやすい車いす使用者対応副操作盤

## 2. 6. 5 エスカレーターの設計標準

### ◆設計のポイント◆

エスカレーターの設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ①エレベーターによる通常の対応が困難な場合は、車いす使用者対応エスカレーターを設置する。
- ②エスカレーターは、主要な経路に隣接して設置する。
- ③エスカレーターの乗降口には、高齢者・障害者等の安全性を高めるため、乗降口誘導用固定手すりを設ける。
- ④乗降口の近くの壁面または柱面等に非常停止ボタンを設ける。
- ⑤エスカレーターの乗降口部には、視覚障害者誘導用ブロック等のうち点状ブロック等を敷設するか、音声案内を設置して注意を喚起するものとする。
- ⑥エスカレーターを設置した場合は、案内表示を設置する。

#### (1) 寸法

- ① 踏段の幅は以下のものが望ましい。
  - イ. S600形 踏段幅60cm程度  
1つの踏段に1人が乗る踏段幅のエスカレーター
  - ロ. S1000形 踏段幅100cm程度  
1つの踏段に2人が乗ることのできる踏段幅のエスカレーター

#### (2) 設備・備品等

- ① 移動手すり
  - ・移動手すりの折り返し端は、乗り口では踏段手前くし部分から70cm程度、降り口では踏段後方くし部分から70cm程度の延長を設けることが望ましい。
- ② 乗降口誘導固定手すり
  - ・長さ100cm以上とすることが望ましい。

**留意点：固定手すりの取り付け位置**

- ・固定手すりを設ける場合エスカレーターの移動手すりとの間が狭いと、人や物が巻き込まれる危険性があるため、固定手すりの取り付け位置は十分吟味する必要がある。固定手すりを移動手すりの外側に一部重なるように設けることにより、この危険性を少なくすることができる。

- ③ 踏段
  - ・踏段の水平部分は3枚程度とすることが望ましい。
  - ・定常段差に達するまでの踏段は5枚程度が望ましい。
  - ・乗降口の足元は適宜照明を行い、乗り口、降り口をわかりやすくすることが望ましい。
  - ・踏段の表面は滑りにくい仕上げとすることが望ましい。
  - ・踏段の端部に縁取りを行う等により、踏段相互の認知をしやすくすることが望ましい。
- ④ くし板
  - ・歩行上支障のない形状、厚さとし、踏段との違いが認知しやすいように色表示を行うことが望ましい。
  - ・くし板の表面は滑りにくい仕上げとすることが望ましい。

#### (3) 車いす使用者対応エスカレーター

- ・車いす使用者の円滑な上下移動に配慮して、エレベーターの設置を原則とするが、や

- むを得ず車いす使用者対応エスカレーターを設ける場合は、以下の通りとする。
- ・係員の呼び出しインターホンを設置し、車いすで利用できることを表示する案内表示を設けることが望ましい。

#### (4) 表 示

- ・「点状ブロック等」を、エスカレーター乗り口、降り口部のランディングプレートから30cm程度離し、固定手すりの内側に敷設することが望ましい。
- ・その他 2. 1 3 H. 1 視覚障害者誘導用設備等を参照。

##### **留意点：エスカレーターへの誘導**

- ・慣れない場所で視覚障害者がエスカレーターを利用する場合、上り下りの区別がわかりにくい、乗降のタイミングがはかりにくい等の問題がある。このため、視覚障害者をエスカレーターへ誘導する場合は、点状ブロック等や誘導固定手すり或いは音・音声による案内、人的な対応等を組み合わせて安全に利用できるように配慮する必要がある。

#### (5) 音声案内

- ・複合的商業施設、百貨店等大規模建築物等ではエスカレーターの出入り口付近に乗降を誘導する音声案内を設けることが望ましい。

##### **留意点：エスカレーター事故防止**

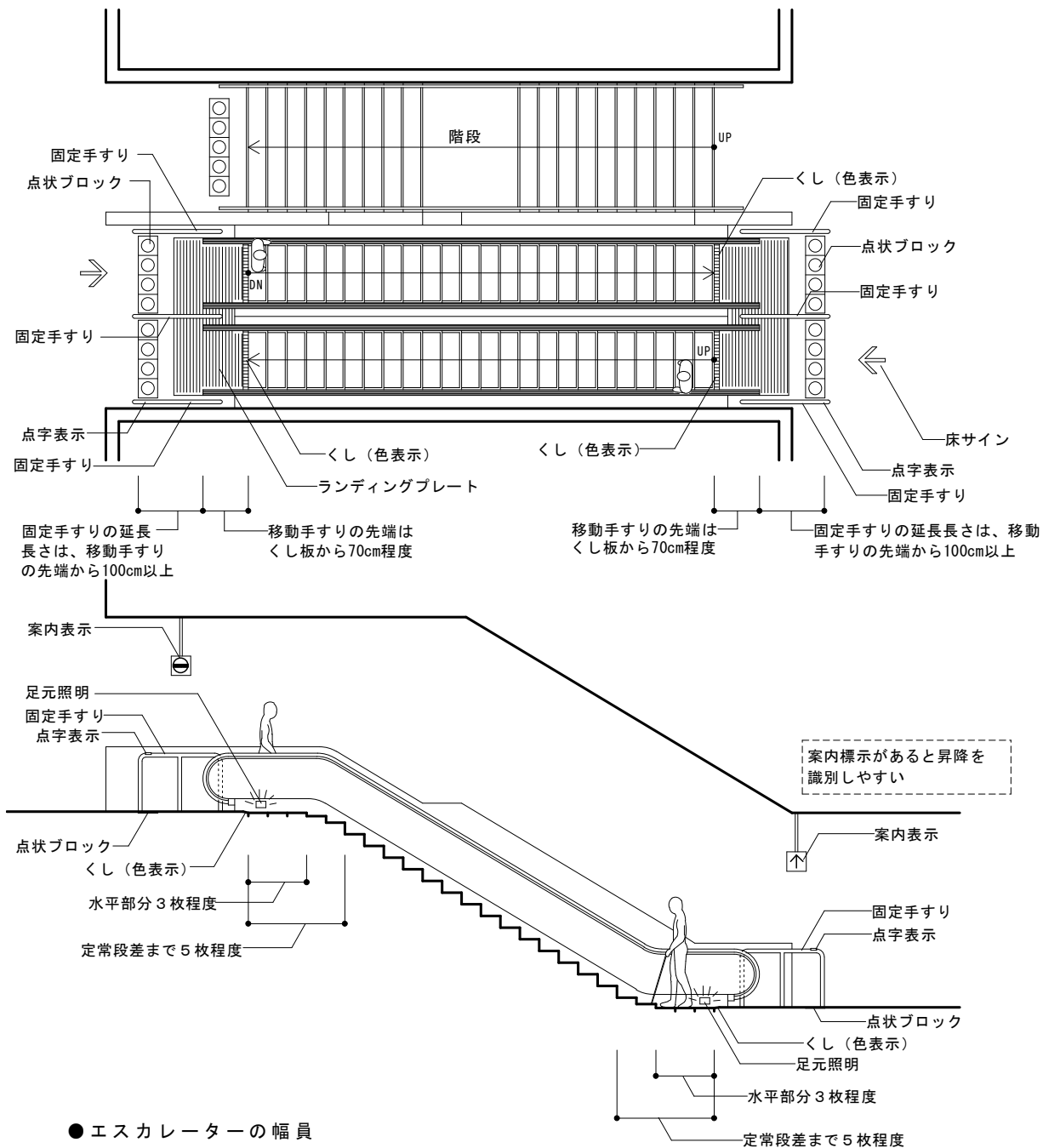
- ・近年エスカレーターでの児童、高齢者等の事故が多発している。踏段端部や蹴込み部分両端部は黄色系でわかりやすく表示する。
- ・エスカレーターの速度についても用途に応じてスピードを落とすなど安全な運行管理に十分留意する
- ・事故を誘発するエスカレーター内での歩行には十分な注意喚起を促すことが望まれる。そのための案内や掲示が必要である。

#### (6) 事故防止

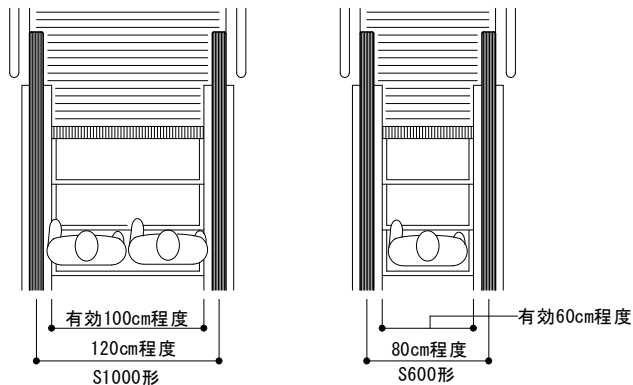
- ・エスカレーター利用時のはさまれ事故、転倒事故を防止するために利用者への注意を喚起することが望ましい。

● エスカレーターの設計標準

エスカレーター



● エスカレーターの幅員



## 2. 6. 6 設計例



- ・階に満たない段差解消のために設けた車いす  
使用者対応エスカレーター  
踏段の水平部分4枚（一般には3枚程度の場合が多い）、係員呼出ボタン、車いすで利用  
できる表示等整備

- ・車いす使用者対応エスカレーターの  
作動状態  
着色部分が車いす乗用踏段

## 2. 7 便所・洗面所

### ◆設計の考え方◆

- ・便所のバリアフリー化に際しては、面積的、コスト的な制約、施設用途、及び利用者意識などに配慮し、その設置方法等に工夫が必要である。
- ・便所に関し、従来は車いす使用者が利用できる便房のみが義務付け対象であり、整備が遅れていた車いす使用者用便房の設置をまず確保し、さらにオストメイト機能の設置やベッド、チェアの設置を併せて推進する観点で、広さのある車いす使用者用の便房内に多様な機能を含む多機能便房の設置を推奨してきたところである。
- ・バリアフリー法の制定に伴い、便所におけるオストメイト機能の設置についても義務付け対象に追加されたこと、多機能であることによる車いす使用者からの利用上の不便さを解消するために、また個別機能に応じた設備が効率的・効果的に利用されるよう、従来の考え方を一部改め、以下のような基本的な考え方で計画することが望ましい。
  - 1) これらの個別機能に応じた専用便房の設置、  
車いす使用者用便房、オストメイト機能付き便房等利用者のニーズに合わせて便房を設置
  - 2) 多機能便房と簡易型機能を備えた専用便房の設置  
車いす使用者用便房を多機能化することで機能の集約を図るが、施設用途を十分に考慮し、簡易型機能を併せ設置し、利用しやすさを工夫する
  - 3) 多機能便房の設置  
施設用途から多機能便房のみ（複数設置の場合も含む）の設置で十分に機能する場合。
- ・なお、こうした考え方を踏まえ、簡易型機能を備えた便房のみでトイレのバリアフリー対応を行うことは、既存建築物の改善・改修の場合を除き望ましくない。

### ◆基準◆

#### <建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
＜一般＞ 便所 (第14条)	①車いす使用者用便房を設けているか（1以上）	
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3) 標識を掲示しているか	
	②水洗器具を設けているか（オストメイト対応、1以上）	
＜同上＞ 標識 (第19条)	③床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けているか（1以上）	
	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	

#### <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
＜一般＞ 便所 (第9条)	①車いす使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具（オストメイト対応）の便房を設けているか（各階原則2%以上）	
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3) 出入口（当該便房を設ける便所も同様）	
	・幅は80cm以上であるか	
	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

施設等	チェック項目
	(4) 標識を掲示しているか
	(5) 車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか（当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く）
	①床置き式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けているか（各階1以上）
標識 （第14条）	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか

## 2. 7. 1 個別機能に応じた専用便房の設計標準

### ◆共通する設計のポイント◆

個別機能に応じた専用便房（以下専用便房）の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ①専用便房は、利用者が位置を把握しやすいよう、他の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設けることが望ましい。
- ②高齢者・障害者等を誘導するために、建物内の案内板に多機能便房の位置を表示することが望ましい。
- ③専用便房を設けた便所の出入口には、利用に適した構造や機能を有する便房が設けられていることをわかりやすく表示する。
- ④便所の場所、男女の別、機能を大きく、わかりやすく表示し、必要に応じて音声による誘導を行う。
- ⑤戸の把手は操作のしやすいものとする。
- ⑥床面は滑りにくい仕上げとする。
- ⑦滑りにくく、かつ転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものとすることが望ましい。
- ⑧設備は操作しやすいものとするとともに、分かりやすさにも配慮する。
- ⑨便所及び便房へ入るための通路、出入口は、段その他の障害物を設けない。

#### ⑩便房の戸

- ・ 2. 7. 4 その他の便所・洗面所の設計標準（3）を参照。

#### ⑪施錠等

- ・ 自動式の場合、施錠操作のしやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものが望ましい。
- ・ 視覚障害者に配慮し、施錠を開錠を示す形状、色彩に配慮する。
- ・ 手動式引き戸の場合、把手は握り易さを考慮することが望ましい。また、施錠は操作しやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとするが望ましい。

#### 留意点：接近しやすい錠の配慮

- ・ 車いす使用者が、錠へ接近しやすいよう配慮する。

#### 留意点：色

- ・ 施錠を示す色は、一般的に赤と緑に色分けされているが、色覚障害者に配慮して赤と青とすることが望ましい。このことは、個別機能に応じた専用便房のみでなく、一般便房にも同様である。

## ⑫手すり

- ・便器の両側に、水平、垂直に堅固に取り付ける等の整備をすること。
- ・水平手すりは、便器の側面高さ65～70cm程度の位置に取り付ける等の配慮をする。
- ・手すりの設置位置に対し、便器洗浄ボタン、呼び出しボタン、紙巻器等が使用しやすいように配慮する。

### 留意点：手すりの位置

- ・手すりの位置が遠すぎて体を預けることができない場合がある。使いやすい位置関係に配慮して手すりを設ける。

## ⑬ペーパーホルダー

- ・便座及び車いすに腰掛けたまま利用できる位置に設け、できるだけ両側に設置することが望ましい。
- ・便器の横壁面にペーパーホルダーを設ける場合はJIS S0026に基づく配置とすることが望ましい。

## ⑭便器洗浄ボタン

- ・便座に座ったまま操作しやすいものとするのが望ましい。
- ・視覚障害者に対しては、押しボタン式若しくは靴べら式の洗浄レバー等触知しやすく誤作動しにくいものが望ましい。
- ・便器の横壁面に便器洗浄ボタンを設ける場合はJIS S0026に基づく配置とすることが望ましい。

### 留意点：便器洗浄ボタンの位置

- ・車いすに座ったままの状態、操作できるように設置することが望ましい。

## ⑮呼び出しボタン

- ・便座及び車いすに座った状態から、手の届く位置に設けることが望ましい。床に転倒したときにも届くよう側壁面の低い位置に設けることが望ましい。
- ・便房内には確認ランプ付呼出し装置、出入口の廊下等には非常呼出し表示ランプ、事務所には警報盤を設けることが望ましい。
- ・便器の横壁面に呼び出しボタンを設ける場合はJIS S0026に基づく配置とすることが望ましい。

### 留意点：呼び出しボタンの位置

- ・手すりに掴まった時に、呼び出しボタンに触れてしまうことのないようにする。

### 留意点：ボタンの色

- ・洗浄ボタン、呼び出しボタンの色の違いや壁とボタンとの色のコントラストに配慮し、弱視者や色覚障害者の視認性を高めることが望ましい。
- ・ボタンの配色に関しては、一般便房においても同様の措置が求められる。

## ⑯便房内の手洗器

- ・水栓金具はレバー式、光感知式等簡単に操作できるものとするのが望ましい。

### 留意点：位置

- ・便座に腰掛けた状態で手洗い器を使用したい場合もあるため、便座から手の届く位置に手洗い器を設置することも有効である。

## (1) 車いす使用者用便房

### ①スペース

- ・便房は、車いす使用者が可能な限り容易に利用できるように、車いすの回転スペースの確保や介助者の同伴等多様な動作が可能なスペースを確保する。

② 出入口・通路

- ・便所及び便房の出入口及び通路は段差をなくし、車いす使用者の通行が可能な幅員を確保する。

③ 扉

- ・扉に戸を設ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる引き戸が望ましい。

④ 設備

- ・車いすから便座への移乗を容易にするために手すりを設置し、紙巻器、呼び出しボタン等が便座から及び車いすに座ったまま手の届く範囲に設置する。

⑤ 洗面器

- ・車いす使用者用便房内の洗面器には、使いやすい水栓を設け、車いすでひざ下が入るスペースを確保する。

⑥ バリエーション

- ・複数の車いす使用者用便房を設ける場合は、便器の位置は正面からのアプローチを確保し、左右からの移乗に配慮するものとする。

⑦ 設置数

- ・少なくとも1以上の車いす使用者用便房（男女の別があるときはそれぞれ1以上）を設ける。
- ・当該階に設けられる便房の総数が200以下の場合にあってはその総数の2%以上、200を超える場合にあってはその総数の1%に2を加えた数以上の車いす使用者用便房を設けることが望ましい。

⑧ 便房の広さ

- ・便房内において車いす使用者が回転して設備・備品等を使用できる広さとする
- ・便房全体の標準的寸法は以下の通りとすることが望ましい。
  - イ 200cm×200cm程度：標準的な寸法  
(設備によって、必要な広さは変わるので留意する)
  - ロ 200～160cm×200cm程度：改築等により建築計画上制約がある場合

⑨ 便房の出入口の有効幅員

- ・原則として80cm以上とする。
- ・車いす使用者等の利便性を考慮すると90cm以上が望ましい。
- ・出入口前には車いすが転回できる空間(140cm角)を設ける。

⑩ 便房の戸

- ・車いす使用者の利用に配慮して、戸は引き戸が望ましく、可能であれば自動式引き戸とする。

⑪ 便器

- ・便器の正面及び側面に移乗のためのスペース等を設ける。
- ・腰掛け式床置きまたは壁掛け等とする。
- ・腰掛け式床置き便器の前面は、車いすですできるだけ接近できるよう、フットレストの当たりにくい、トラップ突き出し

**留意点：便器**

- ・温水洗浄便座の操作ボタンは、前方から移乗する場合に配慮し、便座横の操作ボックスではなく、壁付けとすることが望ましい。
- ・座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、背もたれを設けるとよい。

の少ない形式等とする。

- ・座面高さは、蓋のない状態で、40～45cm程度とする。

## ⑫ 洗面器

- ・洗面器は、壁に堅固に取り付ける。手すりを設ける場合は車いす使用者の利用にも配慮することが望ましい。
- ・水栓金具は、レバー式、光感知式等操作の容易なものとする。ことが望ましい。
- ・車いす使用者が利用できるよう洗面器下部に車いすで膝が入るスペースを確保することが望ましい。
- ・吐水口の位置は、車いす使用者が利用し易い位置（手前縁から30～33cm程度）に設けることが望ましい。

### 留意点：洗面器

- ・車いす回転スペースに洗面器が張り出さないように、製品機種の選定に配慮する。

### 留意点：鏡

- ・傾斜式鏡は主に車いす使用者を想定したものであるが、立位では使いにくい。洗面所の鏡は傾けず、むしろ設置高さを下げることでだれにでも利用できるようになる。

## ⑬ 鏡

- ・鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ100cm以上の高さで設置することが望ましい。

## （2）オストメイト用設備を有する便房

### ① 汚物流し等

- ・オストメイト\*の利用に配慮してパウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し、または、これにかわる洗浄装置を設置する。
- ・洗浄のため温水が出るようにすることが望ましい。

### ② オストメイトのための設備

1. 汚物流し、2. 水栓、3. 洗浄ボタン、4. トイレットペーパー、5. 汚物入れ、6. 石けん、7. 多機能フック、8. 温水、9. 鏡、10. タオル（ペーパータオル、ハンドドライヤー）、11. 着替え用のマットや台、12. 衣服を置く台、13. 手すり（着替え時の姿勢保持のため）

### ③ 手荷物棚

- ・便房内に手荷物棚を設けることが望ましい。

### 留意点：手荷物棚、フック

- ・更衣台や手荷物棚やフックは、手荷物を置いたりコートをかけるだけでなく、介助者が荷物を広げたり、オストメイトの方が、脱いだ衣類やパウチを置いたりかけたりする等のために必要であり、また、車いす使用者の利用に配慮した高さとする。ことが望ましい。

### ④ 汚物入れ

- ・一般のものより大きくし、便座及び車いすに座った状態から、手の届く範囲に設けることが望ましい。

### ⑤ 鏡

- ・オストメイトのための鏡は、全身を移すことができるものが望ましい。

## （3）大型ベッド付き便房

- ・介助によって、着替え、おむつ交換、排泄などを行う際に使用される大型ベッドを設置する際には、介助者の動きを考慮し、十分なスペースをとるようにすることが望ましい。

\* 手術を受けて人工肛門、人工膀胱保持者となった者を言う

## 2. 7. 2 多機能便房の設計標準

### ◆設計のポイント◆

多機能便房の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ①多機能便房は、車いす使用者用便房の設計標準を基本とし、他の機能を付加するものである。したがって、設計の考え方は、2. 7. 1 個別機能に応じた便房の設計標準によるほか、以下の点にも留意する。
- ②機能の組み合わせは、スペース、建物の用途、建物全体の便所の機能分散などを考慮し、バランスよく配置する。
- ③設置する設備は、総合的に操作しやすいものとするとともに、分かりやすさにも配慮する。
- ④多機能便房を設けた便所の出入口には、高齢者・障害者等の利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する。

#### (1) 配置等

- ・高齢者・障害者等が使いやすい位置に配置する。
- ・多機能便房を設ける場合は、多機能便房以外の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設けることが望ましい。

#### (2) 設置数

2. 7. 1 個別機能に応じた専用便房の設計標準 (1) 車いす使用者用便房 参照

#### (3) 寸法

2. 7. 1 個別機能に応じた専用便房の設計標準 (1) 車いす使用者用便房 参照

##### 留意点：便房の寸法

- ・便房には車いすが360°回転できるように、直径150cm以上の円が内接できる空間を確保するとともに、便器への移乗のために車いす使用者の接近スペースを確保する。

#### (4) 設備・備品等

2. 7. 1 個別機能に応じた専用便房の設計標準 (1) 車いす使用者用便房⑧～⑩、(2) オストメイト用設備を有する便房①～⑤、(3) 大型ベッド付き便房参照

#### (5) 仕上

2. 7. 1 個別機能に応じた専用便房の設計標準◆共通する設計のポイント◆⑥、⑦参照

#### (6) 表示

2. 7. 1 個別機能に応じた専用便房の設計標準◆共通する設計のポイント◆③参照

## 2. 7. 3 簡易型機能を備えた便房の設計標準

### ◆設計のポイント◆

簡易型機能を備えた便房は、改修など限られた空間で整備する際に整備するものとし、以下の通りとすることが望ましい。

- ①機能の組み合わせは、スペース、建物の用途、建物全体の便所の機能分散などを考慮し、バランスよく配置する。
- ②限られたスペースにおいて、車いす使用者が利用可能なよう、出入口の位置やドアなどについて工夫をする。
- ③オストメイト用設備を整備するため、通常型便房に機能を付加する。
- ④各種設備機器については、開発途上のものもあり、今後技術革新や製品開発の進捗によって適宜導入を図ることが望ましい。
- ⑤設置する設備は、総合的に操作しやすいものとするとともに、分かりやすさにも配慮する。
- ⑥便所の出入口及び便房の扉には、機能を表示する。

## 2. 7. 4 その他の一般便所・洗面所の設計標準

### ◆設計のポイント◆

その他の便所・洗面所の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ①その他の便所においては、男女とも、各便所に1以上の車いす使用者も利用可能な腰掛け便座を設け、着座や立ち上がり等のための手すりを設置して、便房扉は外開き戸または引き戸等とすることが望ましい。
- ②便所にいたる経路は、障害者・高齢者等の利用に配慮して、有効な幅員を確保するとともに、段差を設けないようにすることが望ましい。
- ③視覚障害者のために、案内板等に便所の位置及び男女の別を点字等により表示することが望ましい。
- ④洗面所における1以上の洗面台は、座位でも容易に使用できる高さ、使いやすい水栓の設置、車いすでひざ下が入るスペースの確保等の措置を講じて、車いす使用者に配慮したものとする。
- ⑤視覚障害者の利用に配慮し、便房の戸に使用中か否かの表示装置の設置を行うことが望ましい。
- ⑥聴覚障害者の利用に配慮し、便房の戸に使用中か否かの表示装置の設置を行うことが望ましい。

#### (1) 配置等

- ・同一建築物内においては便所の位置・男女の位置が統一されていると分かりやすい。
- ・便所内部の配置を、出入口付近の外部に表示することが望ましい。
- ・視覚障害者は多機能型便房以外の便所に誘導することが望ましい。

#### 留意点：配置

- ・視覚障害者にとっては、どこの便所を使う場合にも、利用方法が同じで非常に分かりやすいため、同一建築物では、なるべく同じ配置、同じ部品を使用することが望ましい。
- ・階によって配置をかえる場合には、わかりやすく表示することが望ましい。
- ・多数の視覚障害者が利用する施設にあっては、音声による案内によって男女別位置等を案内することが望ましい。

#### (2) 寸法

- ① 出入口の有効幅員
  - ・便所の出入口の有効幅員は、車いす使用者も通過可能なように80cm以上、便所内通路に

#### 留意点：多機能便房以外の車いす対応便房の出入口の有効幅員

- ・出入口の有効幅員80cmは車いす使用者が直進で通過可能な寸法である。直進以外の出入りとなる場合は、通過のしやすさに配慮して80cm以上のゆとりある幅員の確保が望ましい。

は、車いすの転回スペースを確保し、多機能便房以外の便房の出入口の有効幅員を65cm以上とすることが望ましい。

② 多機能便房以外の車いす対応便房

- ・多機能便房以外の便所内の便房も、車いすで使用可能なゆとりある広さのものとし、手すりを設け、出入口の有効幅員を80cm以上とすることで、利用できる人が増え、より使いやすくなる。

### (3) 設備・備品等

① 男性用小便器

- ・便所の出入口から最も近い小便器は、床置き式ストールまたは、低リップの壁掛け式とする。
- ・受け口の高さが35cm以下のものとする。
- ・1以上の小便器には手すりを設けることが望ましい。

**留意点：設備・備品等**

- ・手すりは認知しやすい色とすることが望ましい。
- ・小便器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみあるいはフックを設けることが望ましい。

② 大便器

- ・便所には、1以上の腰掛け便座及び手すりを設けることが望ましい。
- ・和風便器についても、同様に手すりを設けることが望ましい。

**留意点：大便器**

- ・高齢者等の足腰の弱っている人にとって、和風便器の利用は困難を伴うため腰掛け便座が望ましい。

③ 洗面器

- ・洗面器は壁に堅固に取り付け、1以上の洗面器には手すり等を設け、寄りかけられる等の配慮を行うことが望ましい。
- ・水栓金具は、レバー式、光感知式等操作が容易なものとすることが望ましい。
- ・1以上の洗面器は車いす使用者の利用に配慮し、洗面器下部に車いすで膝が入るスペースを確保することが望ましい。
- ・吐水口の位置は、車いす使用者が利用しやすい位置に設けることが望ましい。

**留意点：洗面器**

- ・車いす使用者に使いやすいものと、立位で使いやすいものと、高さの異なる複数の洗面器を設けることが望ましい。

**留意点：鏡・フック等**

- ・洗面器の脇には、杖を立てかけるくぼみあるいはフックを設けることが望ましい。

④ 洗面所の鏡、備品

- ・車いす使用者の利用に配慮して、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ100cm以上の高さで設置することが望ましい。
- ・手荷物棚を設けることが望ましい。

**留意点：便房内の設備**

- ・ボタンがたくさん並んでいて、どれがどのボタンか分かりづらいものもあり、利用状況が想定できる場合は、必要最小限にとどめる。
- ・ボタンには、凹凸やふくらみ、へこみ、色のコントラスト等をつけ、また、点字や浮き出し文字、触覚記号等による表示を行う等、視覚障害者に分かりやすい配慮をするとよい。
- ・洗浄装置は、センサー式が使いやすい一方で、視覚障害者は触れることのできる形式の方が使いやすいため、センサー式の場合は、便器洗浄ボタンを併設する等の配慮をする。

⑤ 便器洗浄ボタン等（腰掛け便座の便房）

- ・便器洗浄ボタン、ペーパーホルダーは、便座に腰掛けたまま容易に操作できるものとすることが望ましい。

- ・視覚障害者が利用しやすいよう同一建築物内においては洗浄装置等の使用法や形状、配置を統一するとよい。便器の横壁面に洗浄ボタン等を設ける場合はJIS S0026に基づく配置とすることが望ましい。
- ・視覚障害者に対しては、押しボタン式若しくは靴べら式の洗浄レバー等触知しやすく誤作動しにくいものが望ましい。

#### ⑥ 便房の（扉）戸

- ・視覚障害者の利用に配慮し、案内板等への点字表示を行うことが望ましい。
- ・聴覚障害者の利用に配慮し、便房の戸に使用中か否かを表示する装置を設けることが望ましい。
- ・車いすは壁の隅には近寄れないため、多機能便房以外の車いす対応便房の戸の形式、把手の位置に配慮することが望ましい。
- ・車いすでの使用を想定した便房では、引き戸あるいは外開き戸等とすることが望ましい。
- ・使用時以外は開いているタイプとすることが望ましい。

##### 留意点：戸の形式

- ・戸袋のスペースがあまり取れない場合、2枚引き戸とすることも考えられる。
- ・内開き戸では、車いす使用者が利用できないが、外開き戸あるいは引き戸にすると利用できる場合がある。
- ・外開き戸とする場合は、奥に設ける等利用者が衝突する危険がないと判断できる場合に限る。
- ・内開き戸は、利用者が便房内で倒れたとき等に、倒れた利用者の体が障害となり開けることができず、救出できないおそれがある。内開き戸とする場合は緊急時に戸をはずせるタイプとする等の配慮が必要である。

#### ⑦ 非常通報

- ・聴覚障害者が便房でも非常通報の情報が分かるようにフラッシュライト等を設けることが望ましい。

#### ⑧ 照 明

- ・十分な照度を確保することが望ましい。

##### 留意点：照明器具の配置

- ・照明器具を、便房、小便器、洗面器に対応させて配置することにより、各設備の位置を分かりやすくする等の工夫も考えられる。はずせるタイプとする等の配慮が必要である。

### (4) 床仕上

- ・床面が濡れても滑りにくい材質とすることが望ましい。
- ・段を設けない。

### (5) 表 示

- ・移動円滑化経路となっている便所には、案内表示を設置する。
- ・視覚障害者の利用に配慮して建物全体を案内する点字等による案内板等に、便所の位置及び男女の別を表示、案内する。
- ・便所の出入口には点字等による表示を行うことが望ましい。
- ・点字以外にも弱視者等に配慮して、大きさや設置位置に配慮した案内表示を設置する。

## 2. 7. 5 改善・改修のポイント

改善・改修は以下の通りにすることが望ましい。

### (1) 車いす使用者用便房の設計標準に基づく寸法

- ・2. 7. 2 多機能便房の設計標準（3）に基づく改善・改修が望ましい。
- ・構造上やむをえない場合は、次善の方法として、簡易型機能を備えた便房の寸法による整備も考えられる。

**(2) 設備・備品等**

- ・ 2. 7. 1 (1) 車いす使用者用便房の設計標準 に基づく改善・改修が望ましい。

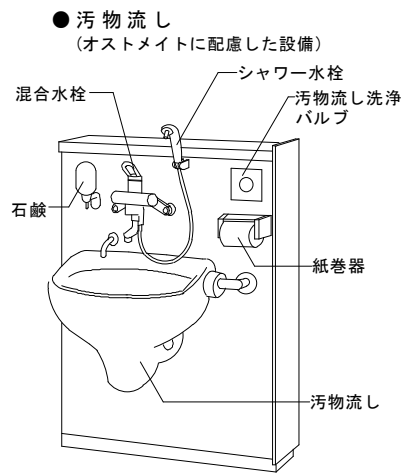
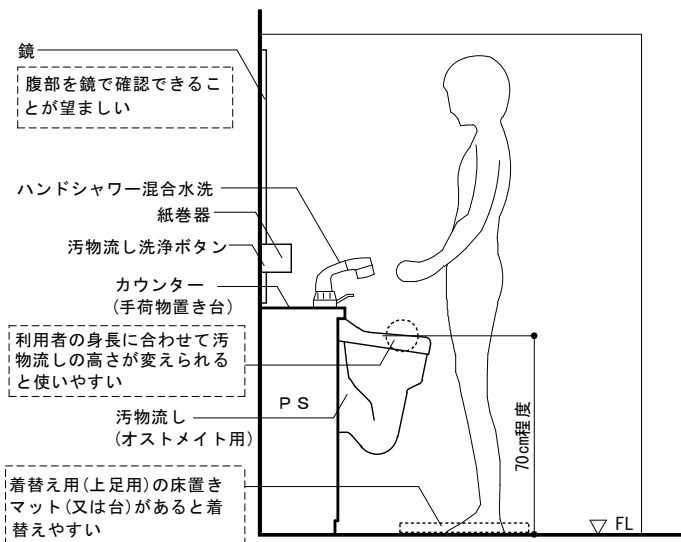
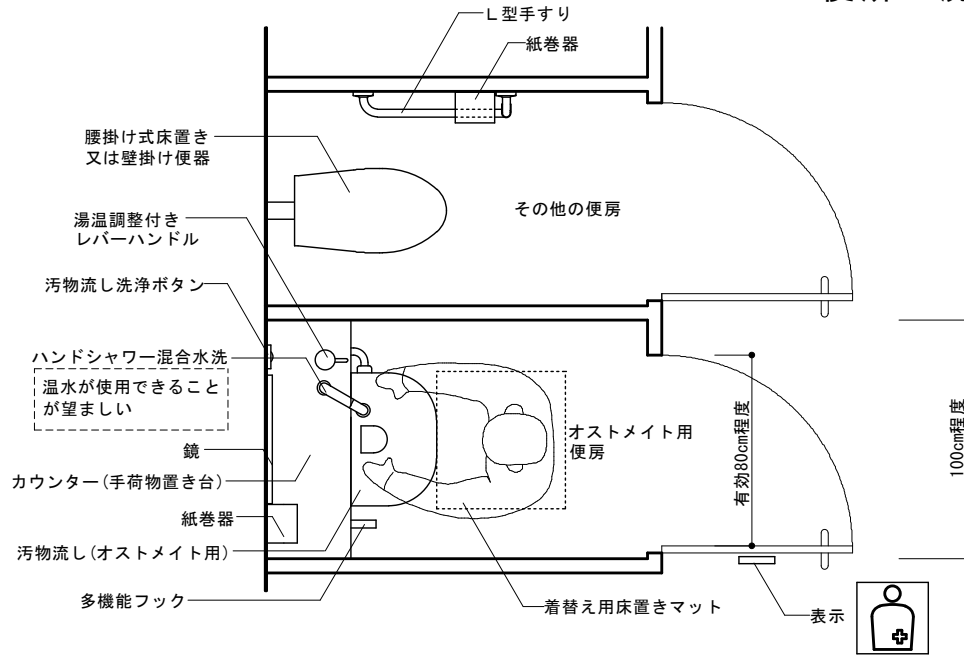
**(3) 経路**

- ・ 増築等によって車いす使用者用便房を設置する場合は、車いす使用者用便房から利用居室までの経路についても高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備する。

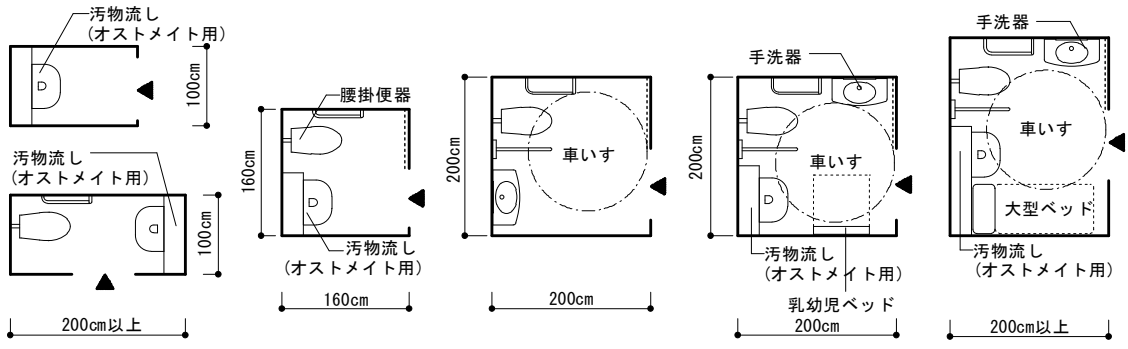


● オストメイト用便房

便所・洗面所 2



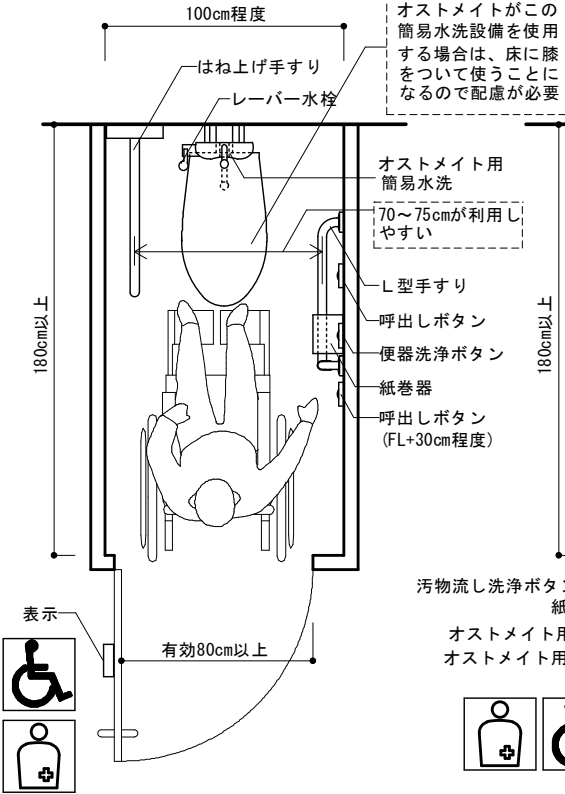
● 水洗設備等の導入例



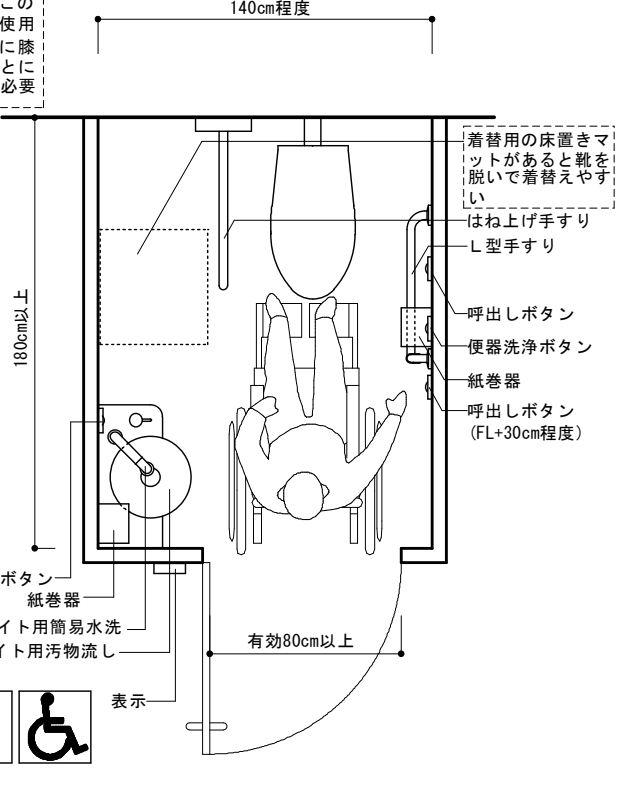
●簡易型機能を備えた専用便房

便所・洗面所 3

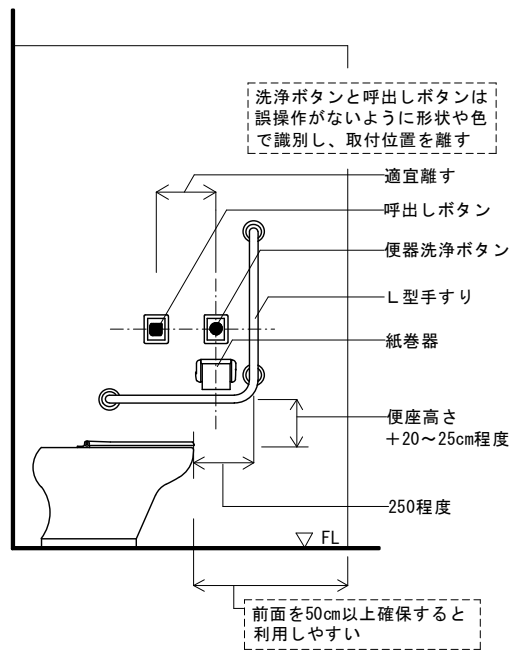
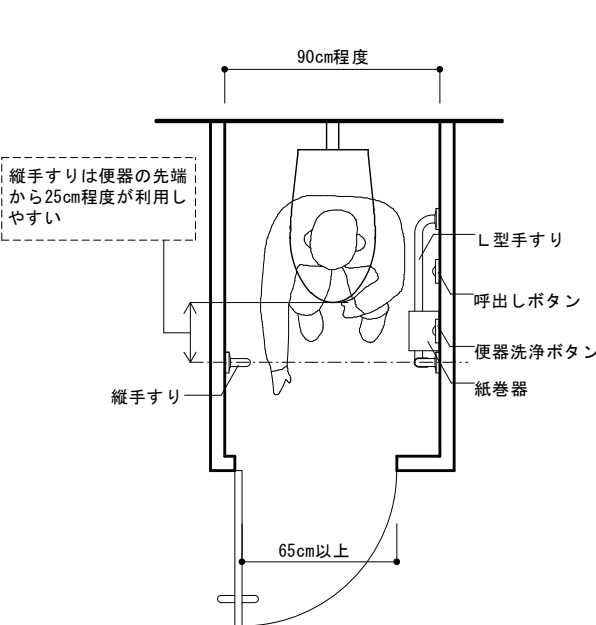
●直進進入の場合 1



●直進進入の場合 2

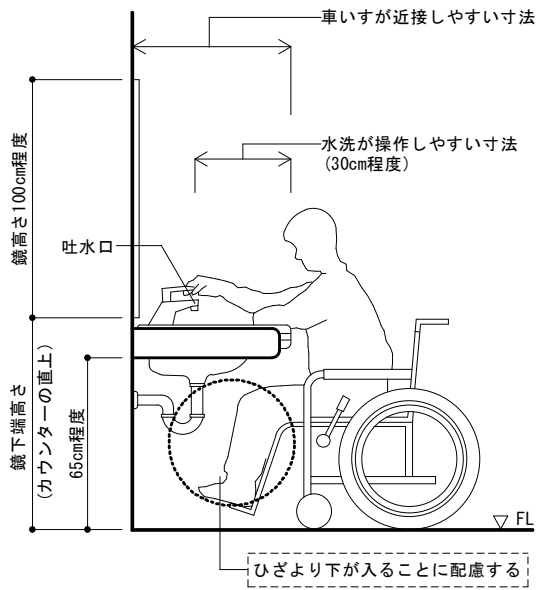


●その他の便所・洗面所

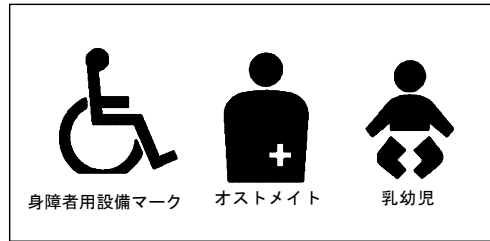


● 車いす使用者が利用しやすい洗面化粧台

便所・洗面所 4

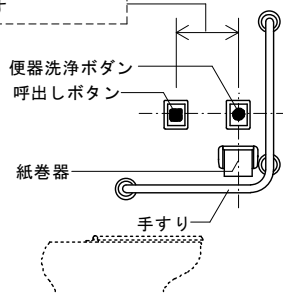


● 便房設備の表示例

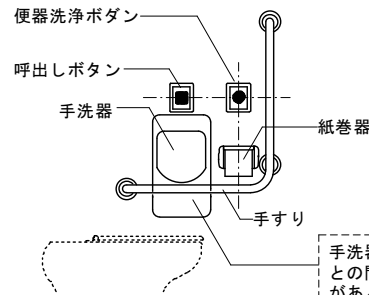


● 洗浄ボタン等の標準配置例 (JIS S 0026による)

洗浄ボタンと呼び出しボタンは誤操作がないように20~30cm程度離す

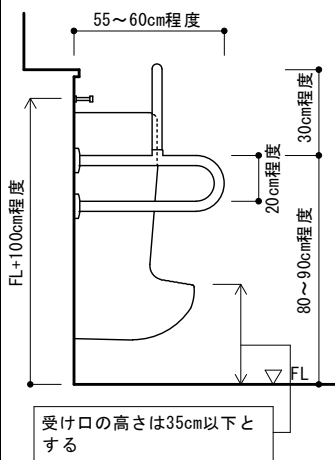


● 手洗器を設ける場合の洗浄ボタン等の配置例

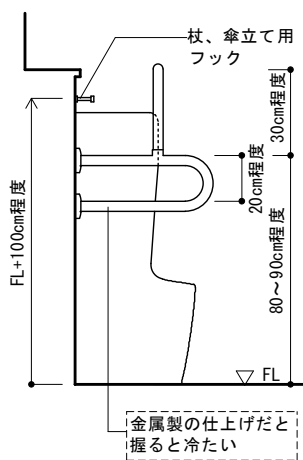


● 小便器

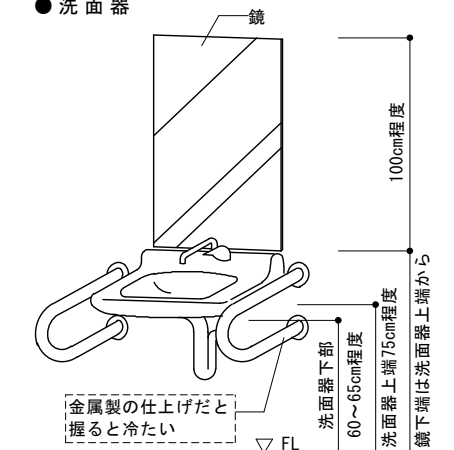
壁掛式低受け口



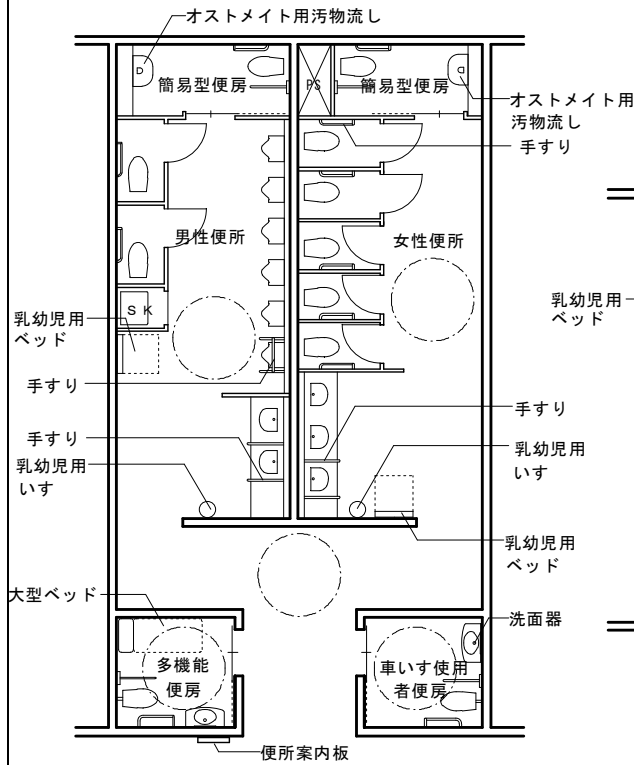
床置き式ストール



● 洗面器

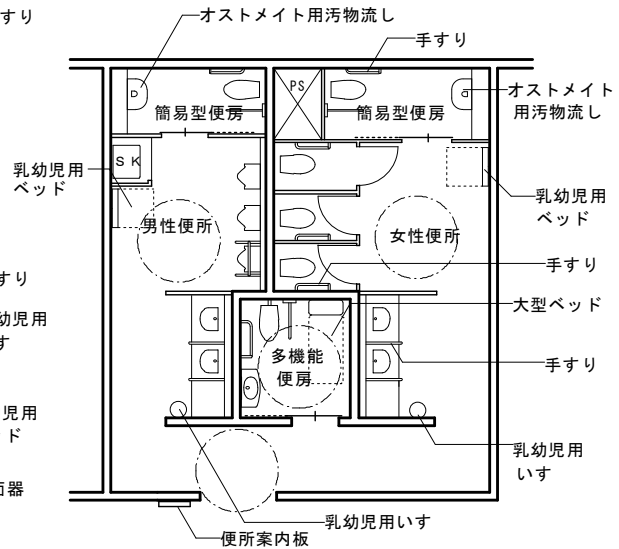


● 便所・洗面所の例 1

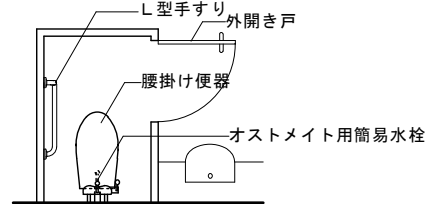
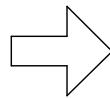
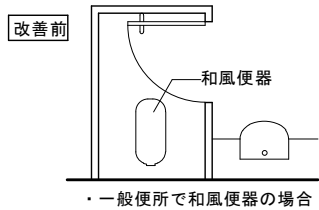


便所・洗面所 5

● 便所・洗面所の例 2

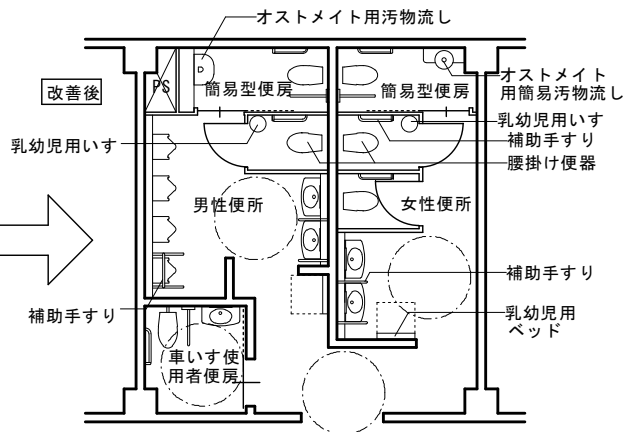
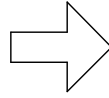
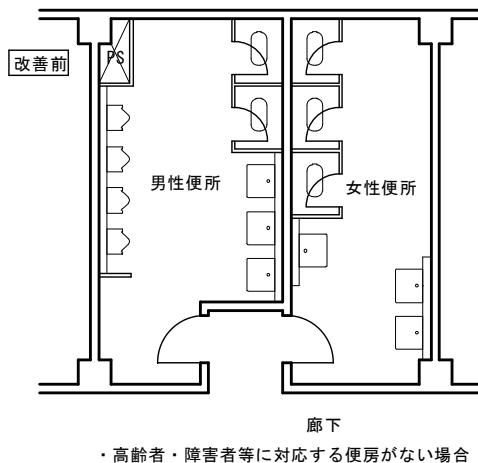


● 改善例 1



- ・和風便器を腰掛け便器に改善する
- ・内開き戸を外開き戸に改善し緊急時の対応をはかる
- ・便座からの立ち座りを補助する手すりを設置する
- ・オストメイト用簡易水洗を設置する

● 改善例 2



- ・車いす使用者用便房を設置する
- ・簡易型機能を備えた専用便房を設置する
- ・和風便器を腰掛け便器に改善する
- ・小便器を床置き式ストール又は低受け口の壁掛け式に改善する
- ・オストメイト用設備を設置する
- ・補助手すりや乳幼児設備を設置する

## 2. 7. 4 設計例



・オストメイト用設備と大型ベッド



・壁掛け式大型ベッドのある便所



・オストメイト用汚物流し



・案内表示例



・小児用便器を設置した例



・ボタン配置例

## 2. 8 利用居室の出入口

### ◆設計の考え方◆

- ・利用居室の出入口は、高齢者・障害者等が支障なく利用できると同時に、利用居室の名称等を分かりやすく表示する。
  - ・利用居室の主要な出入口は、十分な幅員を確保するとともに、段が生じないように設計する。改修等の場合でやむを得ず段が生じる場合は傾斜路を併設する等、高齢者・障害者等の利用に十分配慮する。
  - ・戸の形式は、車いす使用者の利便を考慮し、引き戸が望ましく、外開き戸とする場合は、通行者に危険がないような配慮が必要である。
- \*利用居室とは、不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室をいう。

### ◆基準◆

#### <建物移動等円滑化基準>

施設等	チェック項目	
(第18条第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか（傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除）	
出入口 (第二号)	①幅は80cm以上であるか	
	②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

#### <建築物移動等円滑化誘導基準>

施設等	チェック項目	
<一般>	①出入口（便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く）	—
出入口 (第2条)	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

## 2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準

### ◆設計のポイント◆

- 利用居室の1以上の出入口の設計は、以下の通りとすることが望ましい。
- ①利用居室の出入口には段を設けない。やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路等を併設する。
  - ②戸は、車いす使用者が開閉しやすい形式とする。廊下に面して外開き戸を設ける場合は、危険防止のため、開閉操作空間として十分なスペース（アルコーブ等）を設ける。
  - ③車いす使用者が戸の開閉・出入りを行うために必要なスペースを確保する。
  - ④戸のガラス等は、衝突時の事故防止のため、安全ガラスを用いる。
  - ⑤出入口（または戸）には、必要に応じて、点字、浮き彫り文字による表示を行う。

#### (1) 寸法

- ・利用居室の出入口の有効幅員は、原則として80cm以上とする。
- ・車いす使用者等の利便性を考慮すると90cm以上が望ましい。
- ・出入口には段を設けず、出入口前後に車いすが直進でき、車いすの転回が可能な水平な空間(140cm角)を設けることが望ましい。

## (2) 戸の形式

- ・開閉方法は、自動式引き戸、手動式引き戸が望ましい。
- ・やむを得ず開き戸とする場合は衝突防止、開閉動作等のスペースを十分考慮する。

### 留意点：戸の認知のしやすさ

- ・視覚障害者に配慮し、戸や枠の色またはドア把手と周囲の壁とのコントラストをつけて認知しやすくすることが望ましい。

## (3) 設備・備品等

- ・ガラス戸の場合は、床上35cm程度までの部分を車いすフットレスト当たりとして補強することが望ましい。
- ・戸の寸法、形式については、2.3.1 建築物の出入口 (1) (2) 参照

### 留意点：ガラス窓

- ・聴覚障害者は、ノックをしてもその音がわからないため、部屋の中の様子がわかるように戸にガラス窓を入れる等の工夫をするとよい。
- ・戸にガラス窓を設けることは、児童や幼児から居室内部の様子が分かるなどユニバーサルデザインの視点からも望ましい。

## (4) 表 示

### ① 室名表示

- ・文字による室名表示は、大きめの文字を用いる等、高齢者・障害者等に分かりやすいデザインのものとし、図や文字と背景の色及び明度、色相、彩度（輝度比）の差に配慮することが望ましい。また、点字表示も求められる。
- ・表示には、漢字以外にひらがな、ピクトなどを併記をすることが求められる。
- ・2.13G.1案内表示参照

### 留意点：「ピクト」

- ・知的障害者、発達障害者では、絵や図のほうがより理解しやすい場合もあるが、文字の方が分かりやすい場合もあるため、必ず文字表記を併用する。

### ② 表示位置

- ・文字による表示は、戸の把手側の壁面の目の高さの位置に分かりやすく行うことが望ましい。そのためには、立位の大人から、車いす使用者、子どもまで対応できるように床上110cmと160cm程度の2カ所に表示することが望ましい。
- ・ホテル客室や視覚障害者の利用の多い施設にあたっては、戸の把手側の壁面あるいは、利用居室の出入口に点字と浮き彫り文字による室名表示、手すりへの点字表示を行うことが望ましい。
- ・点字表示は、高さ140cm程度の位置とすることが望ましい。

### ③色による表示

- ・室名表示にカラーデザインを使用する場合は、色覚障害者の視覚特性に配慮する必要がある
- ・2.13G.1案内表示参照

## 2. 8. 2 改善・改修のポイント

2. 8. 1 居室の出入口の設計標準に基づき改善・改修することが望ましいが、特に以下の点に留意する。

### (1) 有効幅員の確保

- ・80cm以上が望ましい。

## (2) 戸の形式

- ・引戸が望ましい。
- ・やむを得ず開き戸とする場合は、衝突防止及び開閉動作スペースを十分考慮する。

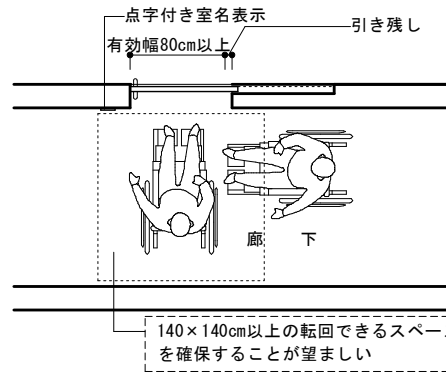
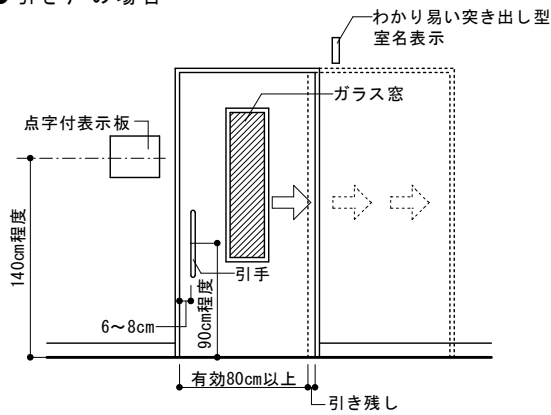
## (3) 出入口の段

- ・出入口の段を解消する（スロープでも可）。

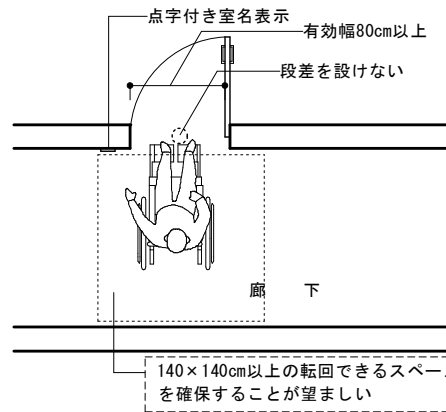
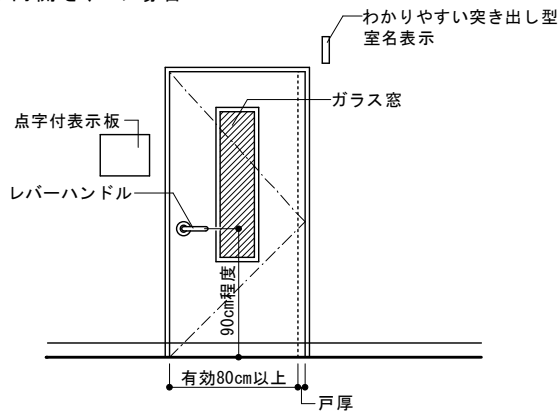
● 利用居室の出入口の設計標準

利用居室の出入口 1

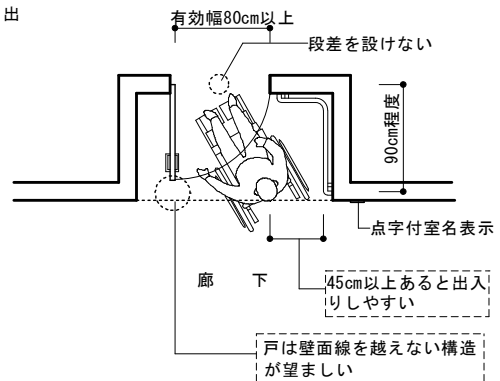
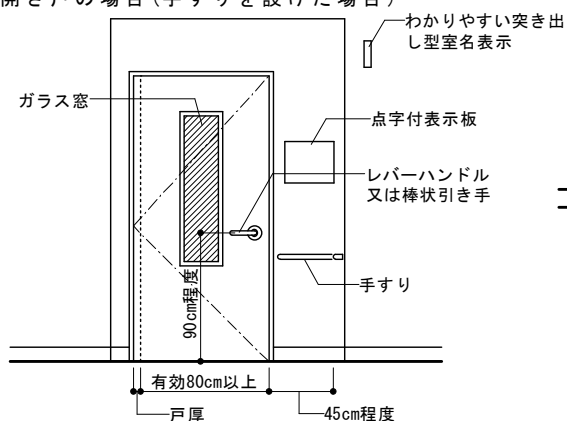
● 引き戸の場合



● 内開き戸の場合

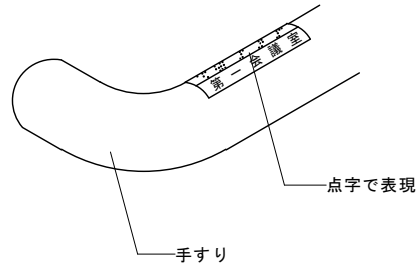
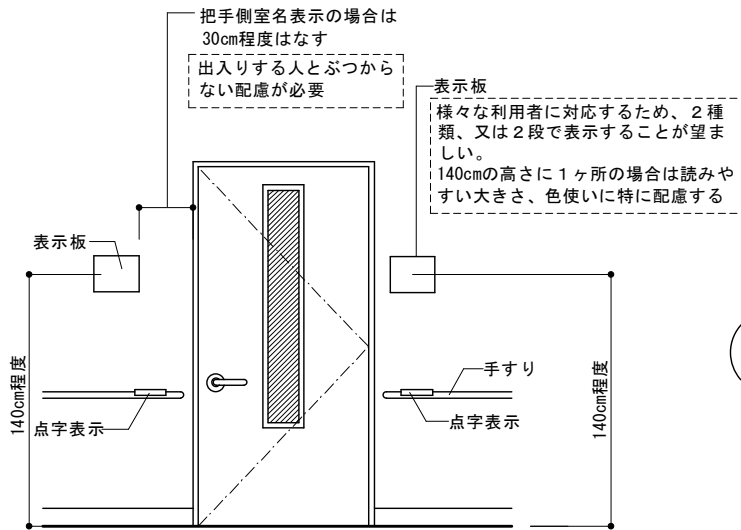


● 外開き戸の場合(手すりを設けた場合)



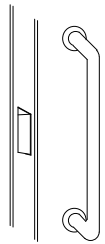
## 利用居室の出入口 2

### ● 表示例

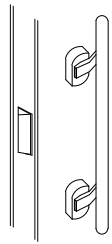


### ● 使いやすい把手

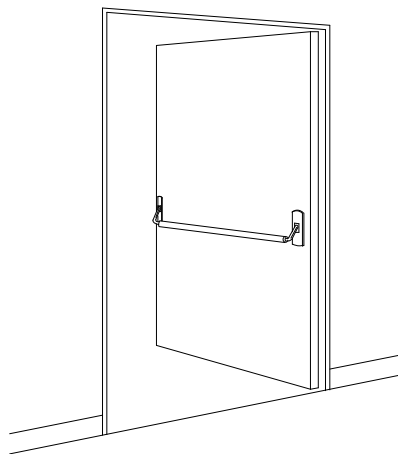
棒状



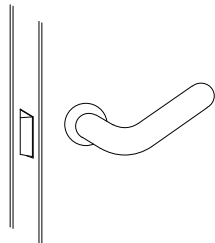
プッシュプルハンドル



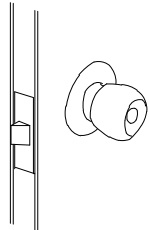
パニックバー



レバーハンドル

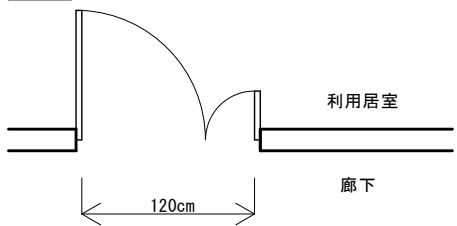


握り玉 ×

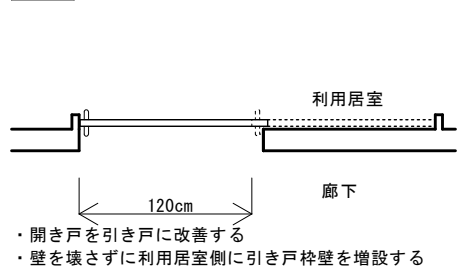


### ● 改善例 1

改善前



改善後



## 2. 8. 3 設計例



- 戸の手前で手すりを立上げ、戸位置をわかりやすくしている。戸は引き戸、下枠の段がなく、戸と壁の色のコントラストを明確にして認知しやすくし、表示は大きく明瞭である

## 2. 9 客室

### ◆設計の考え方◆

- ・高齢者・障害者等が、障害のない人と同様に外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められている。
- ・宿泊機能を有する建築物においては、高齢者・障害者等が円滑に利用できる客室を設けることが必要である。
- ・様々な客室のバリエーションを備えることによって利用者を拡大できる。設計にあたっては、宿泊施設の運営やサービス等ソフト面での対応を考慮することが重要である。
- ・建物の整備を行ううえで、具体的なサービスや人的な対応と建物の両面を考慮しつつ設計に当たることが重要である。

### ◆基準◆

#### <建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
＜一般＞ ホテル又は旅館の客室 (第15条)	①客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設けているか	
	②便所(同じ階に共用便所があれば免除)	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか (当該便房を設ける便所も同様)	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか (当該便房を設ける便所も同様)	
	③浴室等(共用の浴室等があれば免除)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

#### <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
＜一般＞ ホテル又は旅館の客室 (第10条)	①車いす使用者用客室を設けているか(原則2%以上)	
	(1)幅は80cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②便所(同じ階に共用便所があれば免除)	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか (当該便房を設ける便所も同様)	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか (当該便房を設ける便所も同様)	
	③浴室等(共用の浴室等があれば免除)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

## 2. 9. 1 客室の設計標準

### ◆設計のポイント◆

客室の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ①客室入口は高齢者・障害者等の利用を妨げないよう有効幅員の確保や戸の形式に配慮する。
- ②客室入口戸には、高齢者・障害者等が分かりやすいよう部屋番号、室名等を表示する。この場合、視覚障害者への対応として点字と浮き彫り文字による表示を併用する。
- ③客室内に和室を設ける場合は、車いすから和室へ容易に移乗できるよう高さ等に配慮する。
- ④段差を設けず、車いす使用者の回転が可能なスペース及び車いすで使用可能な便所・洗面所・浴室等を設ける。
- ⑤障害者に配慮した客室以外の客室においても、段差解消、車いす使用者の回転スペース、手すりの設置等に配慮することが望ましい。
- ⑥床の表面は滑りにくい仕上げとする。
- ⑦高齢者・障害者等に配慮した設備・備品等を設置または貸し出す。特に、視覚障害者、聴覚障害者への情報発信、入手に係る設備が求められる。

#### (1) 形状・配置等

- ・客室の出入口には段を設けないことが望ましい。
- ・出入口の戸については、2. 8. 1 居室の出入口の設計を参照。
- ・客室内又は共用部に、車いす使用者が利用可能な便所と浴室を設置する。

**留意点：振動呼出器の設置又は貸出し**

- ・聴覚障害者は、ドアのノックやドアチャイムが聞こえないため、ノック、ドアチャイムの音に反応して光や振動等で知らせる機器を設けるか、あるいはフロントで貸し出せるようにすることが望ましい。

#### (2) 設置数

- ・客室50室以上で、車いす使用者が円滑に使用できる客室を1以上設ける必要がある。
- ・全客室数の2%以上の車いす使用者用客室を設けることが望ましい。

#### (3) 寸法

- ① 車いすが回転できるスペース
  - ・客室内には、直径150cm以上のスペースを1以上設けることが望ましい。また、便所・洗面所・浴室内で回転可能とすれば、より望ましい。
- ② 出入口の有効幅員
  - ・80cm以上とすることが望ましい。
  - ・出入口前後に車いす使用者が直進でき、回転できる空間(直径150cm以上)を設けることが望ましい。

#### (4) 設備・備品等

- ① ベッド
  - ・ヘッドボードについては、高さは、マットレス上面より30cm以内とし、ベッド上で寄り掛かりやすい形状とすることが望ましい。
  - ・車いす使用者の利用に配慮して、高さはマットレス上面で、車いすの座面の高さ(40～45cm)程度とすることが望ましい。

**留意点：和室**

- ・客室が和室の場合、和室に車いす使用者が容易に移乗できる工夫をすることが望ましい。

- ・ベッドの下に車いすのフットレストが入るものとするのが望ましい。
- ② ベッドサイドキャビネット
- ・高さは、マットレス上面より10cm程度高くすることが望ましい。
- ③ 照明
- ・ベッド上で点滅できるものとするのが望ましい。
- ④ コンセント、スイッチ、収納棚
- ・車いすでの使用に適する高さ及び位置とすることが望ましい。
- イ コンセント、スイッチ、ボタン等  
高さ 40～110cm程度の範囲内
- ロ 収納棚
- |     |                         |
|-----|-------------------------|
| 下端  | 30cm程度                  |
| 上端  | 150cm程度                 |
| 奥行き | 60cm程度（車いすのフットレストが入るもの） |
- ⑤ 客室内の便所・浴室・洗面所
- 留意点：右勝手、左勝手**

  - ・浴室や便所では障害によって右勝手、左勝手等の選択ができるよう、バリエーションを準備しておくことが望ましい。
- ・便所・浴室・洗面所については以下の通りとする他、2. 7 便所・洗面所の設計標準、及び2. 1 1. 1 浴室・シャワー室・更衣室の設計標準も参考にすることが望ましい。
  - ・出入口は80cm以上とする。
  - ・便所は、車いす使用者用便房とする。
  - ・戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。
  - ・車いす使用者が円滑に使用できる浴室、又はシャワー室を設ける。
  - ・浴槽の深さは50cm程度、エプロン高さは車いす座面と同程度の高さ40～45cm程度とすると使用しやすい。
  - ・必要に応じ手すりを取り付ける。
  - ・緊急通報ボタンあるいは非常用を兼ねた浴室内電話機を設置することが望ましい。
  - ・水栓金具、シャワー等の設備は、高齢者・障害者等が使いやすいものとする。
  - ・床や浴槽の仕上げは、滑りにくく、体を傷つけない仕上げとすることが望ましい。
  - ・車いす使用者が、便所・浴室・洗面所に入ることができ、方向を転回でき、各設備を使用できるものとする。（下部において車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていればその部分も有効幅員と考えて良い）
  - ・浴槽の脇に、車いすから移乗しやすい高さ40～45cm程度の移乗台を設けることが望ましい。
- 留意点：ファクシミリ**

  - ・ファクシミリは、届いた時に、フラッシュライトやバイブレーター等聴覚障害者が分かる方法で知らせる機能がついているとよい。
- ⑥ 電話機
- ・聴覚障害者用点滅灯付音量増幅装置や上肢の巧緻障害者用電話機を設置又は貸出しすることが望ましい。
  - ・聴覚障害者用にファクシミリを設置又は貸出すことが望ましい。
- 留意点：その他の設備・備品**

  - ・聴覚障害者に配慮し文字放送を受信できるテレビ（非常時の文字表示もできるとよい）や、振動で時間を伝える目覚まし時計を設置又は貸出しすることが望ましい。
  - ・スイッチ類、緊急通報ボタンを設ける場合、同一施設内では設置位置を統一することが望ましい。

⑦ 非常警報装置

- ・聴覚障害者のために、フラッシュライト及びバイブレーターにより情報を伝達する非常警報装置を設置又は貸出しすることが望ましい。

⑧ 客室の鍵

- ・客室の鍵は視覚障害者に配慮し、分かりやすく操作しやすいものとするのが望ましい。

留意点：カードキー

- ・視覚障害者は、カードキーを円滑に利用することが困難であるため開錠・施錠が音等でわかるなど工夫することが望ましい。

⑨ その他

- ・その他の備品についても、高齢者・障害者に配慮したものを設置、または貸出すことが望ましい。
- ・具体的な対応例について以下に示す。



- ・補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）用備品（犬用セット、リードつなぎ、水とえさ用ボウル等）の貸出が望まれる。
- ・屋外に補助犬用の排泄場所の確保が必要である。

- ・補助犬用の貸し出し備品例：犬用マット、リードつなぎ用ロープ、水とえさ用ボウル、新聞紙とタオル

- ・室内信号装置は、ドアノック、電話やファクシミリのコール、ドアベルやインターホン、目覚まし時計、乳児の泣き声、火災報知器の警報音を感知して、スタンドや照明を点滅させたり、携帯型バイブレーターを振動させて、音声情報を視覚情報や体感情報に変えて伝える機器である。必要に応じてこれらのものを貸出すことが望ましい。
- ・筆談ボード等を受付に常備し、来客の求めに応じて貸し出す等の対応も望まれる。



- ・ファクシミリ他様々なセンサー類



- ・筆談ボード：書いて消せる白板



- ・文字放送テレビ  
文字放送用アダプターを装備したテレビ



- ・入力した文章を音声で出力できる音訳の装置

## (5) 仕 上

- ① 床の材料
  - ・滑りにくい仕上げとするとともに、車いすの操作が困難になるような毛足の長い絨毯を全面に使用することは避けることが望ましい。
- ② 段
  - ・障害者に配慮した客室においては、段を設けない。それ以外の客室においても、段の解消を行うことが望ましい。

## 2. 9. 2 ソフト面の工夫

- ・宿泊機能を持つ施設では、設備に加え、高齢者・障害者等に配慮し、従業員による人的な対応を行っている。
- ・右に（社）日本観光協会の「高齢者・障害者の利用に対応する宿泊施設のモデルガイドライン」の一部を例として示す。

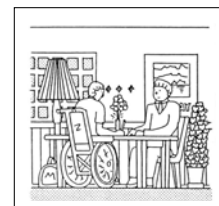
### 留意点：フロントにおけるソフト面での対応例

対 応 策 ・ 整 備 項 目	利用対象者				
	高 齢 者	車 い す 者	視 覚 者	聴 覚 者	障 害 者
◎予約の際に申し出のあった場合には、利用者の障害の種類・程度、年齢等を確認するとともに要望を伺い、整備状況等をふまえて対応可能範囲を的確に判断して伝える	○	○	○	○	○
◎障害の種類や程度によっては一般客室の中で適した部屋を手配する等、臨機応変な対応を心掛ける	○	○	○	○	○
◎予約受付後、利用者の障害の種類・程度等とともに、必要になると思われる誘導・案内・介助等について、各セクションに申し送りを行う	○	○	○	○	○
◎盲導犬の宿泊に際しては、関係箇所に的確な申し送りをしておく	○	○	○	○	○
◎従業員は常に館内の様子に気を配り、要望に応じて速やかな対応をとる	○	○	○	○	○
◎通常のハイカウンターの場合、金銭やキーの受け渡しの際等には、適宜カウンターを出て、目線の高さに合わせた対応をとる	○	○	○	○	○
●車いす使用者の利用に適したタクシー等の手配ができるようにしておくことが望ましい	○	○	○	○	○
○車いすの貸し出しを行なう	○	○	○	○	○
●老眼鏡の貸し出しを行なう	○	○	○	○	○
○コンシェルジュ等によって、手話等を交えたきめ細かい案内を行う	○	○	○	○	○
○館内施設の位置や利用時間、レストランのメニュー、売店の商品、非常口等について、パンフレットや点字ガイド、手話等を用いて説明する	○	○	○	○	○
○通常のパンフレットや客室内のインフォメーションを拡大コピーして渡す	○	○	○	○	○
○視覚障害者に対しては、チェックインの際に館内の各施設やエレベーター操作盤のボタン位置や使用方法、また非常口、客室内の設備について実際に案内・説明する	○	○	○	○	○

- ◎基本事項：宿泊施設においてクリアすることが望まれる、高齢者や障害を持つ人の受け入れに際して必要とされる基本的な事項。
- 重点事項：高齢者や障害をもつ人に対する快適な受け入れ体制を策定していくに際して重点的な整備・取り組みが期待される事項。
- 補充事項：高齢者や障害をもつ人の受け入れ体制づくりに際して、上記の基本事項や重点事項を補充するもの。ごく当然とされるものから、きめ細かな対応策等まで幅広い事項を含む。



車いす使用者等に対しては、フロントに低いカウンターを用意しておくことが望ましい。



ローカウンター代わりに、ロビーのテーブル等にて対応することも良い。

(社)日本観光協会「高齢者・障害者の利用に対応する宿泊施設のモデルガイドライン」より抜粋

## 2. 9. 3 改善・改修のポイント

2. 9. 1 客室の設計標準に基づき改善・改修することが望ましいが、特に以下の点に留意する。

### (1) 出入口

- ・車いすで通過できるように80cm以上確保することが望ましい。
- ・開閉操作がしやすい構造が望ましい。

**(2) 客室のスペース**

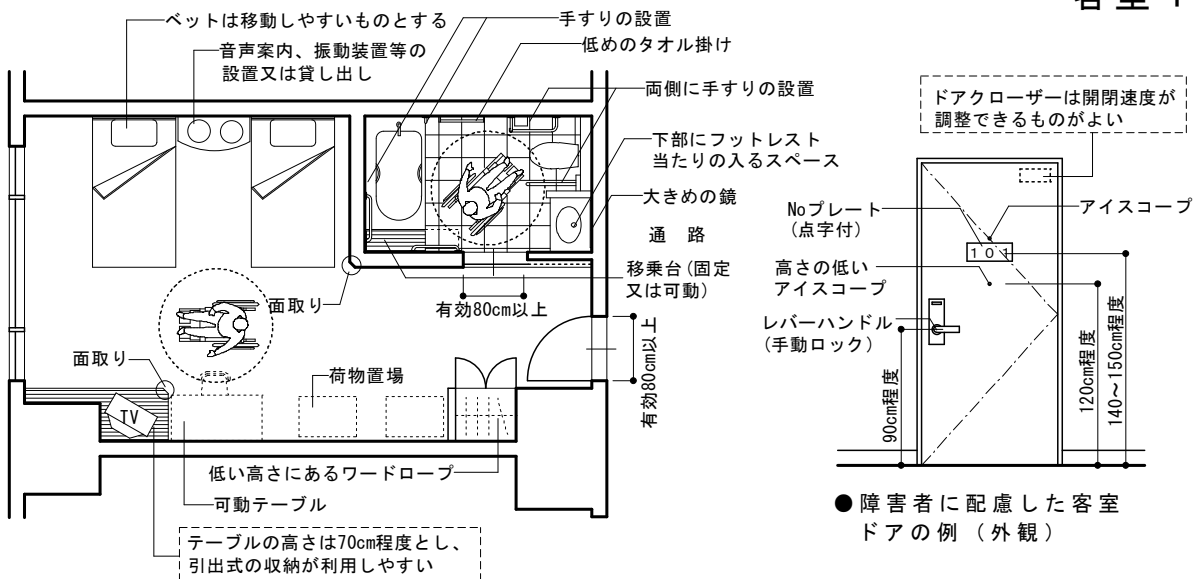
- ・車いすで移乗・転回・回転できるスペースを確保することが望ましい。

**(3) 客室内の便所・洗面所・浴室等**

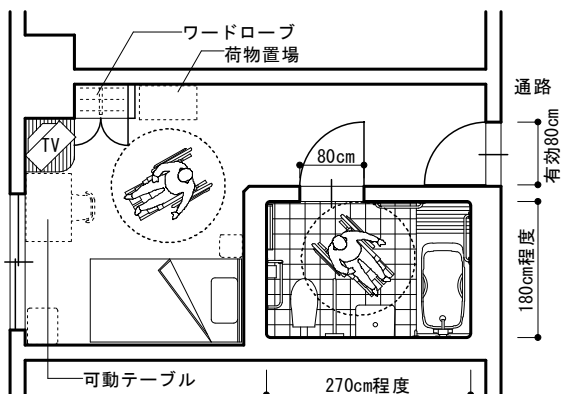
- ・車いす使用者が利用可能なスペースを確保することが望ましい。
- ・出入口には、段を設けないことが望ましい。段が残る場合には、傾斜路やすりつけで、段を解消することが望ましい。

# 客室 1

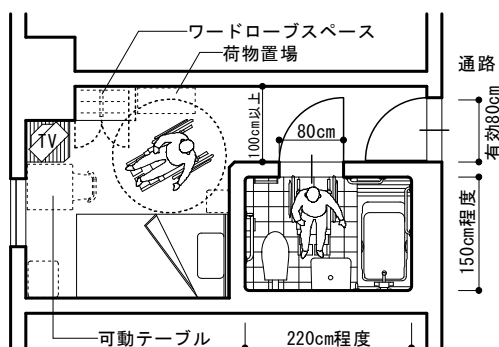
## ● ツインルームの例



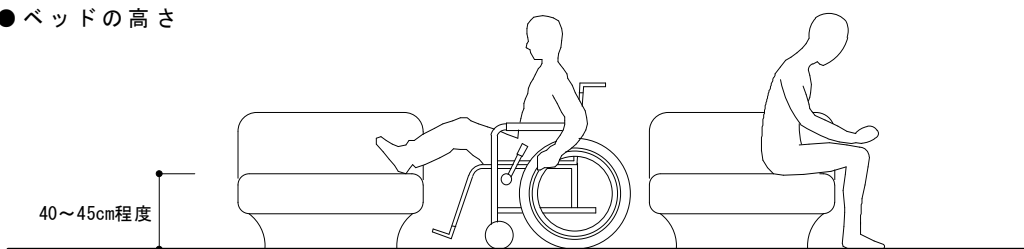
## ● シングルルームの例 1



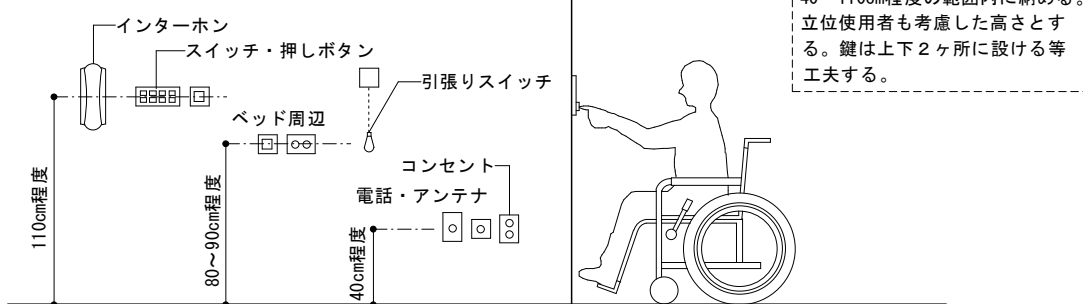
## ● シングルルームの例 2



## ● ベッドの高さ

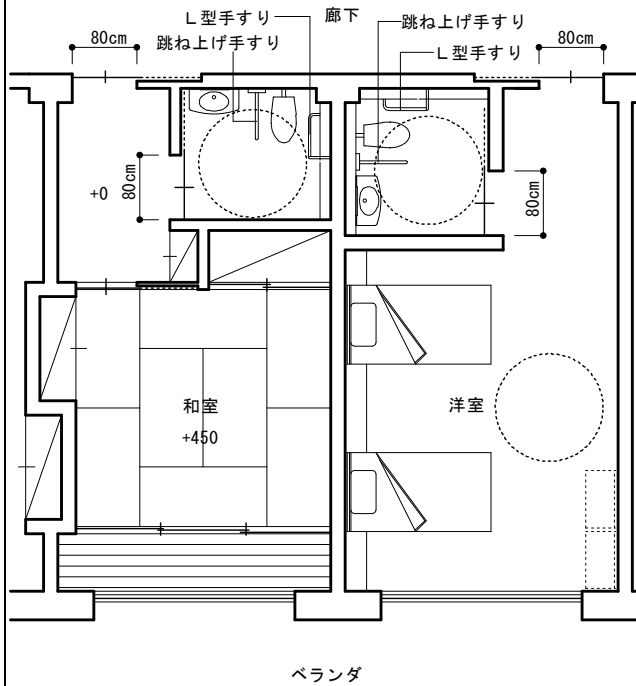


## ● コンセント、スイッチの高さの例



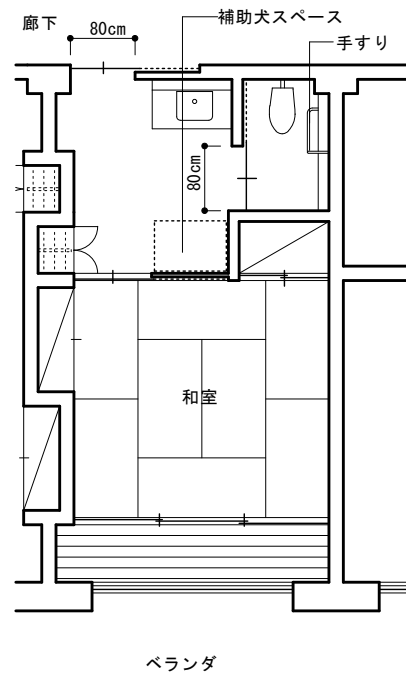
## 客室 2

### ● バリアフリー客室の例



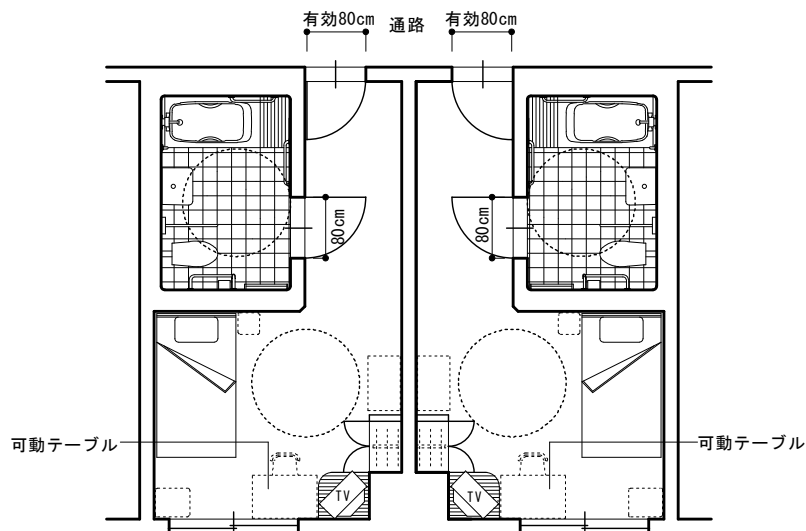
・共同浴場においてはバリアフリー対応を行い、客室内では、障害者対応の便房のみを設置した例

### ● 補助犬スペースを設けた和室の例



・共同浴場においてはバリアフリー対応を行い、客室内では、障害者対応の便房のみを設置した例

### ● 左右両勝手タイプの客室を設けた例



## 2. 9. 4 設計例



- ・段のない客室、車いす使用者が回転できるスペースの確保



- ・客室内の便所・洗面所・浴室は出入口、床に段をなくし、引き戸としている（改善・改修事例）

## 2. 10 劇場等の客席・観覧席

### ◆設計の考え方◆

- ・劇場やホール、体育館等の客席や観覧席を持つ建築物では、高齢者・障害者等が出入口から座席まで円滑に到達し、かつ、観覧できる配慮が求められる。
- ・高齢者・障害者等が障害のない観客と同様に座席を選択できる可能性を確保する配慮が望まれる。
- ・客席において、視覚障害者や聴覚障害者が情報を得ることが可能な設備を設けることが望まれる。
- ・高齢者・障害者等が舞台や楽屋を利用することにも留意する必要がある。

### 2. 10. 1 客席・観覧席の設計標準

### ◆設計のポイント◆

劇場等の客席・観覧席等の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ① 高齢者・障害者等の座席の配置は、固定せず、複数の選択が可能なよう配慮する。
- ② 車いす使用者用固定座席を設置する場合には、出入口から容易に到達できると共に、避難し易く、舞台やスクリーン等が見やすい位置に設ける。できるだけ同伴者と共に利用できるような配慮する。
- ③ 聴覚障害者用座席は、集団補聴装置（磁気ループ）の利用に配慮し、手話通訳や字幕・文字情報等が見やすい位置に設ける。
- ④ 出入口から車いす使用者用客席等までの経路には段差を設けない。経路に段がある場合は、傾斜路を設けるか、車いす使用者用の昇降機を設置する。
- ⑤ 視覚障害者のための音声装置等を設けることが望ましい。
- ⑥ 聴覚障害者に配慮した設備として、要約筆記用プロジェクター、スクリーン、要約筆記者作業スペース、集団補聴装置等を設けることが望ましい。
- ⑥ 乳幼児同伴の利用者等に対応して、安心して利用できる区画された観覧室を設ける。

#### （1）床・通路・傾斜路

- ① 車いす使用者用客席等部分の床
  - ・水平な床とし、傾斜させない。
- ② 傾斜路
  - ・出入口から車いす使用者用客席等までの通路に高低差がある場合は、2. 1. 2 傾斜路の設計標準 による傾斜路を設置することが望ましい。

#### （2）客席・観覧席

- ① 寸法
  - ・車いす使用者用客席の間口及び奥行きは以下の通りとすることが望ましい。
    - イ 間口：車いす1台につき90cm以上
    - ロ 奥行き：120cm以上
- ② 車いす使用者用客席等前後のスペース
  - ・容易に出入り及び転回が可能なスペースを設けることが望ましい。

③ 座席

- ・通路側の座席の肘掛けは、高齢者・障害者等が利用しやすいよう跳ね上げ式や水平可動式とすることが望ましい。
- ・座席番号、行、列等は、わかりやすく読みやすいように、大きさ、コントラスト、取付位置等に十分配慮する。

④ 同伴者（介護者、付添人等）用座席

- ・車いす使用者用客席等のスペースの中又はできる限り近い位置に同伴者用座席を設けることが望ましい。

**留意点：客席部分の照度と点字表示**

- ・上演時間以外は、客席部分の照度を十分確保することが望ましい。
- ・視覚障害者に座席番号がわかるように、座席番号付近に点字表示をすることが望ましい。

⑤ 区画された観覧室

- ・乳幼児同伴の観覧者に配慮して周囲に気がねなく観覧できる区画された観覧室を設けることが望ましい。

**留意点：乳幼児等同伴の利用者への配慮**

- ・区画された観覧室では、乳幼児等同伴の利用者以外にも必要とする人が利用できるように配慮することが望ましい。

### （3）設備・備品等

① 舞台・楽屋

- ・車いす使用者等が容易に舞台上に上がれるよう、段の無い通路の確保や、段がある場合には昇降機の設置等に配慮する。
- ・車いす使用者が利用しやすい楽屋、控室、付帯する設備、通路、出入り口等に十分配慮する。

② 音声・視覚による情報設備

- ・聴覚障害者用集団補聴装置（磁気ループ）やFM補聴装置（無線式）、赤外線補聴装置、字幕・文字情報等を表示する装置を設けることが望ましい。
- ・視覚障害者用音声情報案内装置等を設置することが望ましい。
- ・舞台もしくは客席周囲にパソコン要約筆記者用作業スペース（4名分の作業台）を確保することが望ましい。要約筆記者用スペースは演じられる内容により客席から分離することも考えられる。
- ・字幕・文字情報等のプロジェクターの設置スペースやスクリーンの配置を検討することが望ましい。

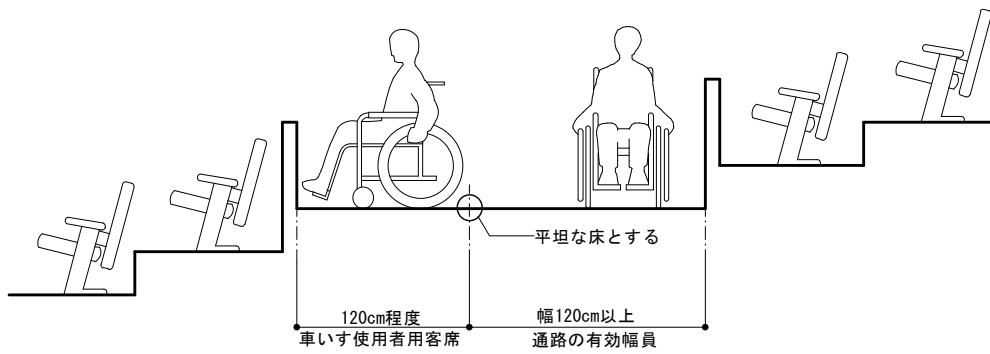
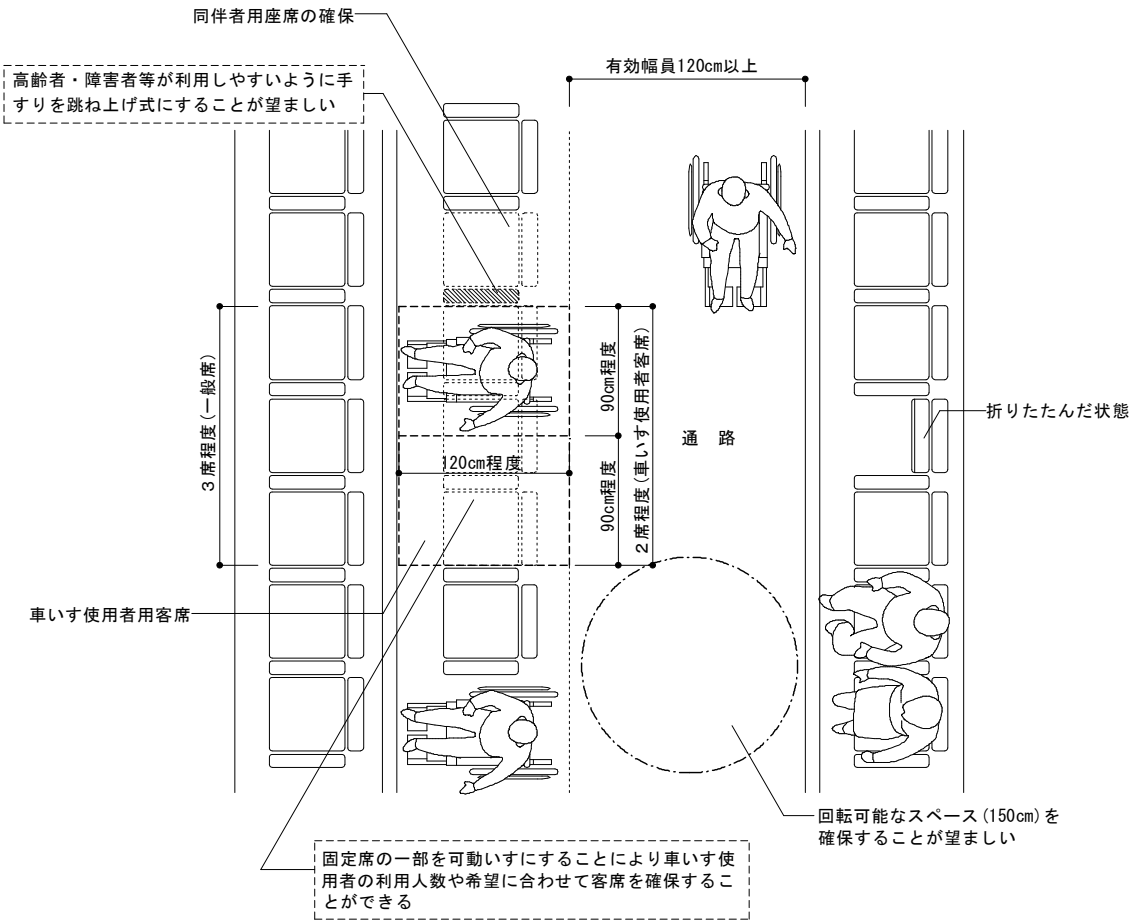
**留意点：視覚障害者・聴覚障害者への配慮**

- ・手話通訳位置を想定してスポットライトを設けたり、パソコン要約筆記装置等による情報提供も求められる。
- ・広い会場で手話や要約筆記等を行う場合には、画面を拡大する等の配慮が求められる。
- ・音声、字幕等の操作は実際の舞台等の進行具合を見つつ行う必要があるため、客席・観覧席に操作音が漏れず、舞台等の様子が分かるようにするとともに、機器操作のための配線がなされた場所を設けることが望ましい。他の作業を行う場所と兼用する場合には、作業が交錯しないような配慮が望まれる。

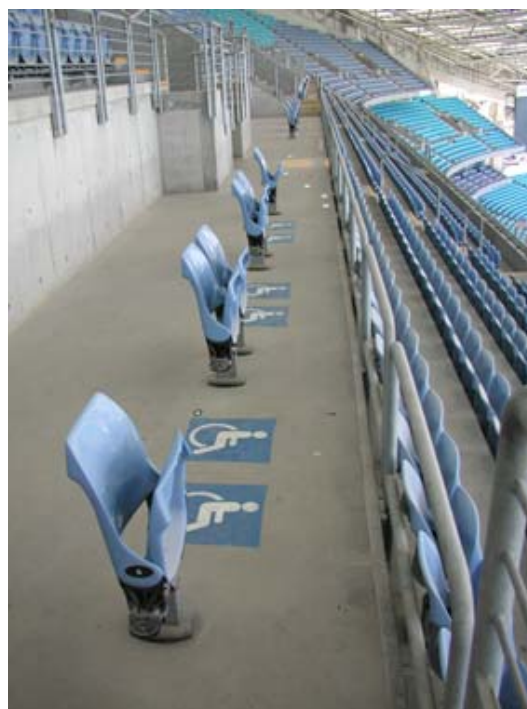
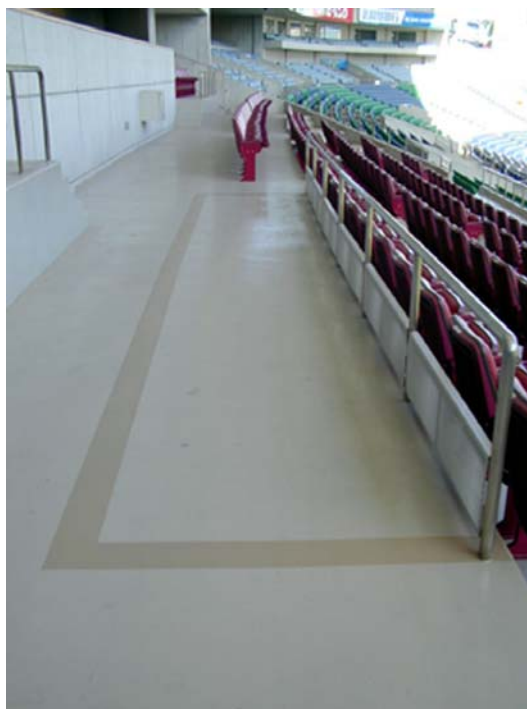
● 客席・観覧席の設計標準

● 基本寸法

客席・観覧席



## 2. 10. 2 設計例



・廊下階に設けられた、車いす使用者用客席



・客席端部のいす。通路側の手すりは水平可動式で、写真は標準の位置に納まっている状態



・高齢者・障害者等が利用しやすいように、手すりが開いた状態

## 2. 1 1 浴室・シャワー室・更衣室

### ◆設計の考え方◆

- ・客室の総数が50以上のホテル、旅館等では、車いす使用者が円滑に利用できる客室を1以上設けるものとされているが、浴室・シャワー室等も、車いす使用者が円滑に利用することができるものとする。
- ・公衆浴場、スポーツ施設を有する施設等における共用の浴室は少なくとも1以上（男女の別があるときはそれぞれ1以上）について、高齢者・障害者等の利用に配慮した設計とする。
- ・建築物の用途、利用者の障害の種類・程度、介助者の有無等の状況に応じて対応できることが重要である。
- ・浴室は、高齢者・障害者等にとって転倒等の危険の大きな場所であるため、安全性を重視した形状や規模とする。

### ◆基準◆

<建築物移動等円滑化誘導基準>

施設等	チェック項目	
＜一般＞ 浴室等 (第13条)	①車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上)	
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

## 2. 1 1. 1 浴室・シャワー室・更衣室の設計標準

### ◆設計のポイント◆

文中に使用する記号は以下の通りである。

Ⓔ：浴室、シャワー室、更衣室共通 Ⓕ：浴室 Ⓖ：シャワー室 Ⓖ：更衣室

また、浴室については、特に断りがない場合、個室用の浴室及び共同浴室について、共通の標準である。

浴室・シャワー室・更衣室の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ①Ⓔ 更衣室から洗い場及び浴槽、また、更衣室からシャワー室への一連の動作が円滑に行えるよう配慮する。
- ②Ⓔ 浴室・シャワー室・更衣室まで支障なくアプローチできるよう段を設けない。手すり等による誘導も考慮する。
- ③Ⓔ 出入口の有効幅員を十分に確保する。また、出入口に段差を設けないようにする。
- ④Ⓕ 浴室は、障害者や高齢者等にとって転倒等の危険の大きな場所であるため、脱衣室から洗い場までの動線、手すりの設置、床仕上げ等に十分考慮して計画する。
- ⑤Ⓕ 車いす使用者に配慮した浴室は、原則として車いす使用のままで浴槽に接近できるものとする。
- ⑥ⒼⒺ 浴室室内で車いす使用者が転回できるスペース(径150cm以上)を確保する。
- ⑦Ⓖ 体育館やスポーツ施設等でシャワー室を設ける場合には車いす使用者に配慮した大きさの

ブースを1以上設置し、併せてシャワー用車いすを用意する。  
⑧㊦ 扉等のガラスは、転倒等による事故防止を考慮し、安全ガラスを用いる。

## (1) 寸法

### ① ㊦ 出入口

- ・80cm以上とすることが望ましい。
- ・出入口前後に車いす使用者が直進でき、方向を転回できる空間(140cm角)を設けることが望ましい。

### ② ㊦ 浴槽

- ・浴槽の深さは50cm程度、エプロン高さは車いす座面と同程度の高さ40cm程度とすることが望ましい。

### ③ ㊦ 洗場

- ・洗場は車いすのまま利用できるスペースを確保するか、又は洗場台に、車いすから容易に移乗できる高さ40～45cm程度とすることが望ましい。
- ・下部には車いすのフットレストが入るようにスペースを確保することが望ましい。
- ・洗場から浴槽への出入りについても考慮することが望ましい。

#### 留意点：洗場と浴槽

- ・座面と同じ高さの洗場とした場合、洗場から浴槽に排水が流れ込まないように、浴槽の縁、縁からの水勾配、排水溝の工夫等配慮する。

## (2) 設備・備品等

### ① 手すり

- ・㊦ 洗場周囲及び浴槽周囲に手すりを取り付け、必要に応じて連続させることが望ましい。
- ・㊦ 手すりは水平及び垂直に取り付けることが望ましい。
- ・その他 2. 13 A. 1 手すり(7)を参照。

#### 留意点：手すり

- ・必要に応じて浴槽内にも手すりを設置する場合がある。

### ② 水栓

- ・㊦㊧ 水栓金具はレバー式等操作のし易いものとするのが望ましい。
- ・㊦㊧ 浴室用水栓においては湯水の混合操作を容易にするため、サーモスタット(自動温度調節器)の付いたワンハンド・レバー式が望ましい。
- ・サーモスタット(自動温度調節器)の付いた水栓には、適温の箇所に認知しやすい印等をつけることが望ましい。
- ・㊦ 個室用の浴室の場合、取り付け高さは、洗い場から手が届きかつ浴槽に座ったまま操作可能な高さとするのが望ましい。

#### 留意点：水栓

- ・点字を読めない視覚障害者も多いため、点字表示とともに、浮き彫り文字や音声による案内を併用する等の工夫が望まれる。
- ・浴槽からの湯水の溢れ出しを防止するために、水栓は定量止水機能のついたものとするのが望ましい。
- ・洗場での動作や、とっさの時に、水栓金具で怪我をしないような取付方法、取付位置、水栓金具の形状に配慮する。

### ③ シャワー

- ・ (浴) (シ) 原則としてハンドシャワーとし、シャワーヘッドは、垂直に取付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所の使いやすい位置にヘッド掛けを設けることが望ましい。

④ 緊急通報ボタン

- ・ (浴) (シ) 緊急通報ボタンを設置することが望ましい。浴室の場合、洗場及び浴槽から手の届く位置にループやひもをつけて設けることが望ましい。

**留意点：設置位置**

- ・ 緊急通報ボタンは、浴室内で倒れたとき等に使うので、低い位置にも設けることが望ましい。

⑤ 移乗台及び介助スペース

- ・ (浴) 浴槽の回りには、2方向以上から介助できるスペースを設けることが望ましい。
- ・ (浴) 車いす使用者の利用に配慮して、個室用の浴室には、浴槽の縁の1箇所に車いすから移乗できる移乗台を設けることが望ましい。移乗台の高さ及び奥行きは、浴槽と同程度とし、幅は45cm以上とすることが望ましい。

⑥ 収納棚

- ・ (更) 車いすでの使用に適する高さ及び位置とすることが望ましい。
  - イ 下端 30cm程度
  - ロ 上端 150cm程度
  - ハ 奥行き 60cm程度
 また、下部には車いすのフットレストが入るスペースを確保することが望ましい。

⑦ 脱衣・洗面所の設備

- ・ (更) 着替えの際には、ベンチ等の上に横になる必要のある場合もあるため、大型の脱衣ベンチを設置するようにすることが望ましい。

イ 寸法

- 高さ 40～45cm程度
- 幅 180cm程度以上
- 奥行き 60cm程度以上

- ロ 上体の寄り掛かるヘッドボードをつける。

- ハ 表面仕上げはクッション材付きとする。

- ニ 必要に応じ、上部にぶら下がり用の吊り輪又は壁面に縦手すりを設ける。

- ・ 洗面設備を設ける場合は、2. 7. 4 のその他の便所・洗面所の設計標準を参照。

**留意点：設備・備品等のわかりやすさ**

- ・ 洗面器や浴槽、水栓金具、脱衣ベンチ等の設備・備品等は、認知しやすいように周囲の壁等と識別しやすい色とし、形状もわかりやすいものとすることが望ましい。
- ・ 更衣室の下足入れや収納棚は、視覚障害者が認知しやすいように、点字表示等を行うことが望ましい。

(3) 仕上

① (共) 床の仕上げ

- ・ 濡れても滑りにくく、かつ転倒時や床をいざって移動する場合を考慮し、体を傷つけない仕上げとすることが望ましい。床マットも装備することも望ましい。

② ② 浴槽の床の仕上げ

- ・滑りにくく、体を傷つけない仕上げとすることが望ましい。

## 2. 1 1. 2 改善・改修のポイント

2. 1 1. 1 浴室・シャワー室・更衣室の設計標準に基づき改善・改修を行うことが望ましいが、特に留意すべき点は、以下の通りである。

### (1) 出入口

- ・出入口の段を解消することが望ましい。その方法として、床のかき上げを行うか、傾斜路を設ける。次善の策として傾斜板等で段を解消することが望ましい。
- ・80cm以上の出入口幅員を確保することが望ましい。

### (2) 経路

- ・増改築等によって高齢者・障害者等が利用可能な浴室等を設置する場合は、浴室等から利用居室までの経路についても高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう経路を整備する。

### (3) スペース

- ・各室とも車いす使用者が円滑に利用できるスペースを確保することが望ましい。また、必要に応じて介助スペースを確保することが望ましい。

### (4) 床の段

- ・出入口、脱衣・洗面所、浴室等の一連の動作スペースでは段を解消する。

### (5) 手すり

- ・浴槽まわり、洗場には、安全確保（転倒防止）、立上り補助（身体支持）、移動補助に配慮した手すりを適切に設けることが望ましい。

### (6) 水栓金具

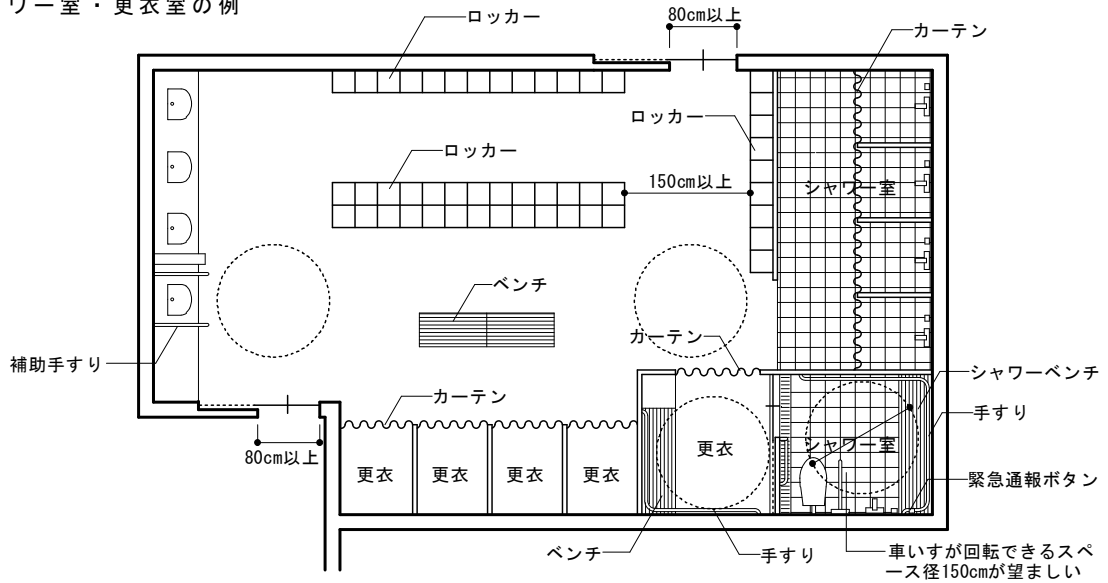
- ・水栓金具は、浴室内での動作の障害にならない位置、寸法のものとし、使いやすい操作のものを採用することが望ましい。

## 2. 1 1. 3 施設による配慮の工夫

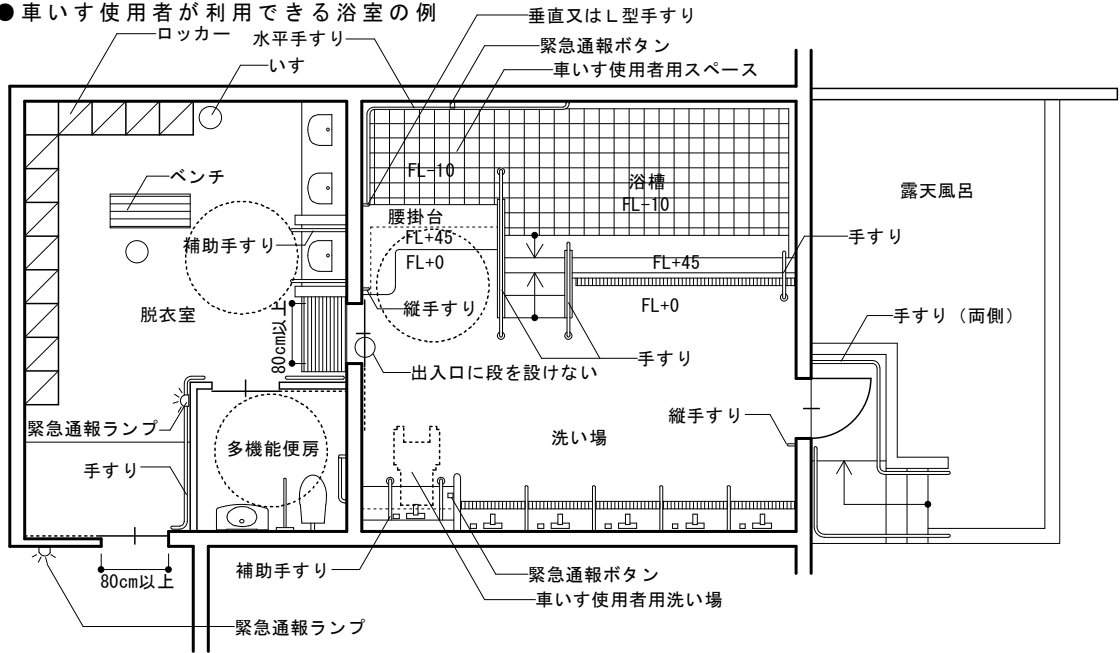
- ・専ら高齢者が利用する施設、専ら障害者が利用する施設では、入所者の入浴動作等の特性及び介助入浴の方法に応じた設計をすることが望ましい。
- ・これらは、設計標準を参照しつつ、福祉施設の設計技術書も参照して、実情に合った設計を行なうことが望ましい。

- 浴室・シャワー室・更衣室の設計標準
- シャワー室・更衣室の例

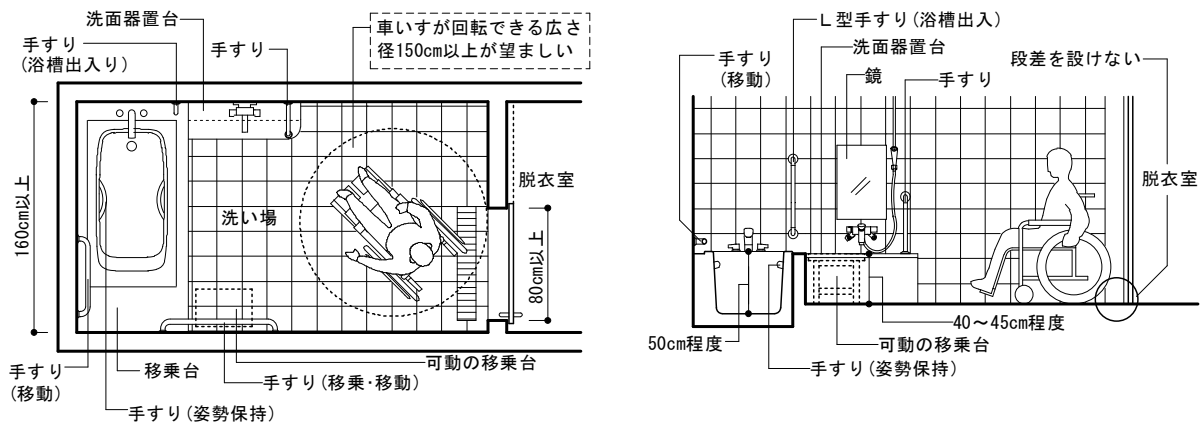
## 浴室・シャワー室・更衣室



- 車いす使用者が利用できる浴室の例

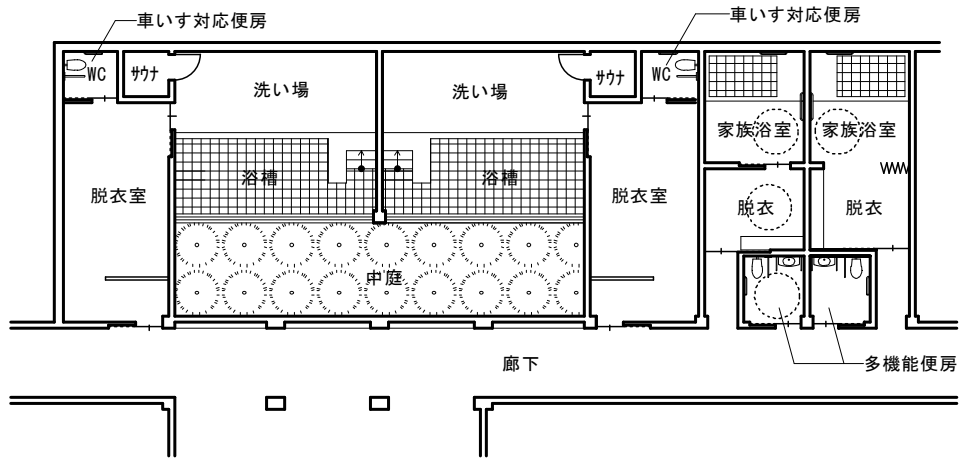


- 家族浴室の例



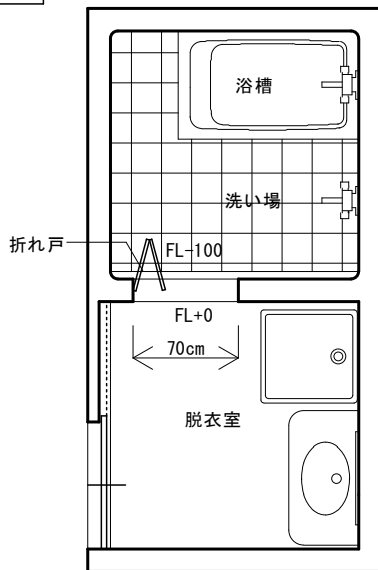
## 浴室・シャワー室・更衣室 2

### ● バリアフリー浴室の例 (バリアフリータイプの浴室、介助入浴用の家族浴室を別に設けた例)

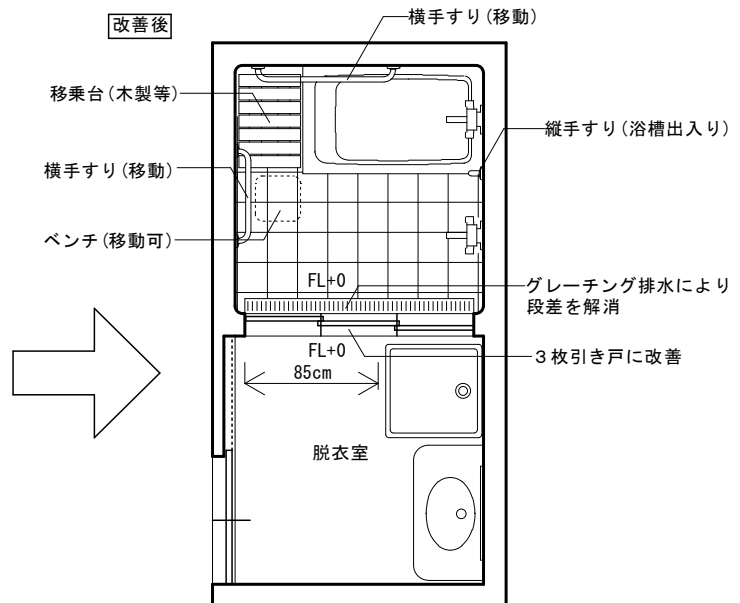


### ● 浴室の改善例 1

改善前



改善後



## 2. 1 1. 4 設計例



- 露天風呂まで車いすでアクセス可能な露天風呂。手すり、階段を整備（入浴は歩行による）



- 浴槽まで車いすでアクセス可能な大浴場。手すりを整備（入浴は歩行による）

## 2. 1 2 避難設備・施設

### ◆設計の考え方◆

- ・建築物の計画においては、防火区画、避難計画、加圧防煙等を総合的に行う必要がある。災害時における高齢者・障害者等の避難を円滑にするためには、利用者特性、建築物の用途、非常時の対応方法等に鑑み、設計上の工夫を施す必要がある。
- ・高齢者、障害者等の避難について十分検討し、分かりやすい動線計画とすることが求められる。
- ・災害等の発生時においては、非常事態の発生が、高齢者・障害者等に適切に伝達されるための方法を確立する必要がある。特に、非常警報装置や放送が認知できない利用者への対応が求められる。
- ・避難にあたっては、まず火元と隔てられた場所へ移動するための経路を確保し、適切に誘導することが求められる。階数が2以上の建築物においては、接地階以外の階において垂直移動が困難な利用者のために、一時避難施設等を設けて安全を確保する等の工夫が求められる。
- ・視覚障害者・聴覚障害者<sup>1</sup>に配慮した表示を行い、適切に誘導する必要がある。

### 2. 1 2. 1 避難設備・施設の設計標準

### ◆設計のポイント◆

避難施設・設備の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ① 分かりやすい動線計画とし、ゆとりあるスペースを確保する。
- ② 想定される避難経路は、段を設けない。
- ③ 非常用警報装置は、視覚障害者、聴覚障害者に対応したものを設置する。
- ④ 階段や廊下等に、非常時に待機できる安全な一時避難施設を設置する。
- ⑤ 避難時には、煙を避けるために、伏せる等姿勢が低くなることから、低い姿勢からも分かりやすい誘導に配慮する。視覚障害者、聴覚障害者に配慮して、音声誘導、フラッシュライト等による誘導を併せて行う。

#### (1) 誘 導

##### ① 表示位置

- ・煙を避けるために低姿勢となっても避難すべき方向が分かるように、床面や腰の高さに、非常口誘導灯や光走行式誘導装置、蓄光性のある誘導タイル等を併設することが望ましい。

##### 留意点：防火戸等の柱・枠

- ・エレベーター乗降ロビーに区画を設けるときは、防火戸や防火シャッターの柱や枠が避難を妨げないようにすることが望ましい。

##### ② 音声による誘導

- ・視覚障害者等に配慮し、音声による誘導を行うことが望ましい。

##### 留意点：緊急避難時の誘導システム

- ・光走行式の緊急避難時の誘導システム（火災が発生すると、点滅することで非常口の方向を示す等の工夫）は、聴覚障害者、弱視者だけでなく、誰にとっても有効である。

##### ③ 光・ピクト・文字による誘導

- ・聴覚障害者に配慮し、光・ピクト・文字等による誘導を行うことが望ましい。

<sup>1</sup> 火災時の聴覚障害者の避難誘導に関しては、「旅館・ホテルの火災時等における聴覚障害者への情報伝達手段のあり方」総務省消防庁（平成17年3月）の内容も参考とすること

## (2) 段

- ・車いす使用者の通行の支障になったり、高齢者や妊婦、肢体不自由者等が、つまずいたり転んだりする危険性があるため、想定される避難経路は段のない床の仕上げとする。

## (3) 一時避難施設等

- ・車いす使用者等は、階段を利用して避難することが難しいため、安全に救助を待つための、以下のような一時避難施設を設けることが望ましい。

### イ 設置場所

- ・階段の踊場、階段に隣接した

バルコニー、階段の付室に設置することが考えられる。

この場合、設置する場所は、救助を待つために必要な耐火性能や遮煙・遮炎性能等を有するものとする。

### ロ 車いす使用者の一時待機スペース

- ・車いす使用者が待機するのに十分なスペースを避難動線の妨げとならない位置に設ける。

### ハ 表示

- ・一時避難施設であることを、分かりやすく表示する。
- ・階段室や付室に設ける場合は、出入口に一時避難施設が設置してある旨を表示する。

### ニ インターホン

- ・一時避難施設には助けを求めたり、状況を伝えたりするためにインターホンを設置する。

### 留意点：バルコニー

- ・バルコニーを連続させ、車いす使用者が通行可能な幅員を確保し、隔板を高齢者・障害者等が破りやすくすると、避難上有効である。
- ・居室から段差なしに出入りできるバルコニーを設け、避難階まで傾斜路を設置すると、車いす使用者も避難できるようになる。

## (4) 非常放送設備等

- ・非常放送設備を設置する建築物については、視覚障害者・聴覚障害者に配慮した光、文字、音・音声等による非常放送設備を併設することが望ましい。

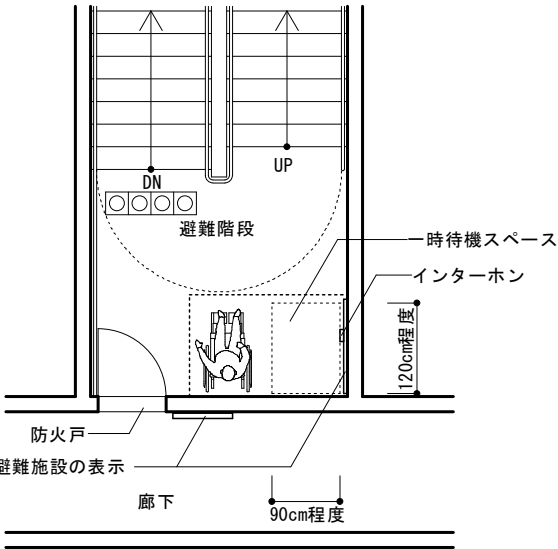
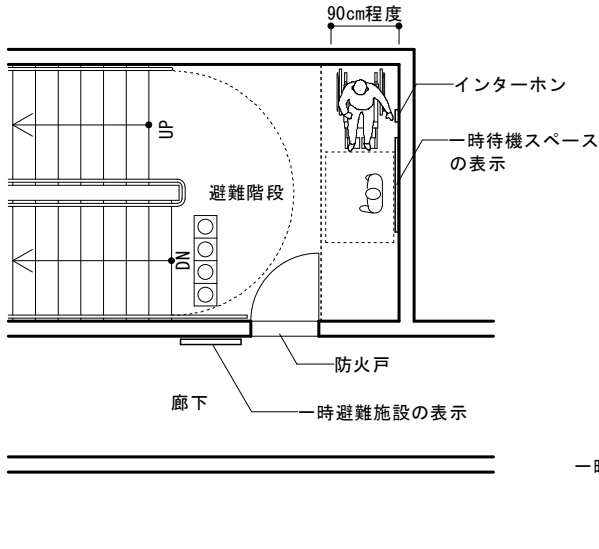
### 留意点：聴覚障害者に配慮した通報装置

- ・聴覚障害者等には、メール、振動機能のある携帯電話等で非常時に連絡する等の方法も考慮することが望ましい。

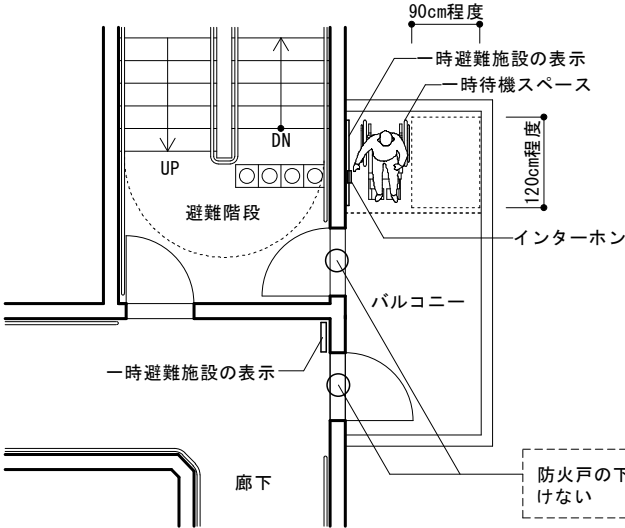
- ・非常放送設備とともに、通報装置も重要である。
- ・聴覚障害者に対しては、電子メールや振動機能のついた携帯電話を、視覚障害者に対しては、音声読み上げ機能のついた携帯電話を使用する等のシステムも有効である。

避難設備・施設

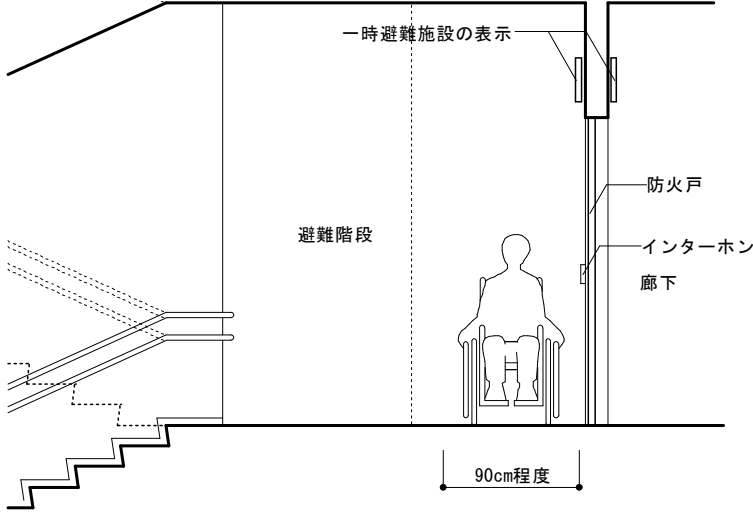
● 階段の一時待機スペースの例



● バルコニー等の一時待機スペースの例



● 一時待機スペースの断面イメージ (避難階段)



## 2. 1 2. 2 設計例



- ・階段に連続して設けたバルコニーは、車いす使用者の一時待機スペースとして利用できる

## 2. 1 3 造作・機器

### 2. 1 3 A. 1 手すり

#### (1) 設置場所等

- ・手すりは、高齢者・障害者等にとって、安全確保(転倒防止)、立上り補助(身体支持)、移動補助、誘導のために必要な設備であり、他の設備との組み合わせ内容に応じて適切な場所に設けることが望ましい。また、施設用途、設置場所、必要性等に応じ、適切な配置、形状及び寸法とすることが望ましい。

#### 留意点：手すりの設置

- ・手すりを設ける際には、移動動作はもとより、他の設備との位置関係に気を付けなければならない。例えば、手すりの近くに消火器や案内板等が置かれていたりすると、視覚障害者が衝突する危険があるため、このような配置は注意が必要である。
- ・形状、強度等に十分配慮する必要があるが、棚、窓の棧等を握りやすい形状とし、手すりとしても併用できるようにする方法も考えられる。
- ・将来新たな手すりをつけることが可能なように、より広い範囲に、手すりの取り付けが可能な下地を入れて壁を補強しておくことより望ましい。

#### (2) 連続性等

- ・手すりは起点から終点まで連続して、壁に堅固に設置することが望ましい。
- ・廊下の手すりは両側に連続して設けることが望ましい。柱型の突出部分についても、手すりをまわすことが望ましい。

#### 留意点：不連続の問題点

- ・手すりが連続していないと、高齢者・障害者等の移動に困難が生じ、また、視覚障害者にとっては進むべき方向が分からなくなったりすることが考えられる。

#### (3) 高さ

- ・手すりの高さ(廊下、階段等)は以下の通りとすることが望ましい。  
(注：手すりの高さは、手すりの上端の高さを示す。)

##### ① 通路、廊下、傾斜路

- ・1本の場合 H=75~85cm程度
- ・2本の場合 H=75~85cm程度  
H=60~65cm程度

##### ② 階段

- ・1本の場合 H=75~85cm程度
- ・2本の場合 H=75~85cm程度  
H=60~65cm程度

#### (4) 移乗等動作補助用手すり(便所、浴室等)

- ・動作に応じて水平及び垂直に適切に設けることが望ましい。
- ・その他 2. 7 便所・洗面所、2. 1 1 浴室・シャワー室・更衣室の設計標準を参照。

#### 留意点：立上り補助(身体支持)、移動補助の手すり

- ・出入り口部分の戸から離れた通路部分に設けた場合などでは、動作の補助とならないため、適切な位置に設ける。
- ・便房内の場合、手すりの設置により、便器洗浄ボタンや緊急通報ボタン、ペーパーホルダー等が利用しにくくならないよう注意する。
- ・手すりを連続設置した場合であっても、ベンチ、案内板、植木鉢、自動販売機、消火器等が動線上に設置されると障害物となり危険である。
- ・これらを防止するため、設計段階から設備・備品の設置場所をあらかじめ計画しておくことが望ましい。

#### (5) 形状

- ・断面の形状は、円形など握りやすいことを第1の条件とし、外

径3～4cm（小児用の場合3cm）程度とすることが望ましい。

- ・端部は、衝突時の危険性を少なくし、服の袖の引掛りをさける等のため、曲げて納めることが望ましい。

## （6）壁との関係

- ・壁との間隔は、4～5cm程度とし、手すりの支持は、下側で行うことが望ましい。
- ・手すりがとりつく部分の壁の仕上げは、なめらかなものとするが望ましい。
- ・手すりの位置が認識できるよう周囲の壁等と識別しやすい色とすることが望ましい。
- ・手すり端部は壁側にしっかり回して固定することが重要である。

## （7）材 質

- ・肌触りがよく、耐食性、耐久性があり、メンテナンスの容易なものとするが望ましい。
- ・階段、傾斜路等の手すりは体重をかけた時に滑りにくいものとするが望ましい。

### 留意点：手すりの材質

- ・金属製の手すりは、冬期には冷たくなるため、高齢者や視覚障害者、肢体不自由者等、手すりを頼りに移動する者にとって支障となる。気温が低い場合でも冷たさを感じにくい材質とするなどの配慮が望まれる。

## （8）点字表示

- ・階段手すり及び廊下等の手すりの端部、曲がり角部分等には、現在位置と誘導内容等を点字表示することが望ましい。
- ・階段手すりの点字表示は、現在位置及び上下階の情報等を、上端・下端の水平部分に表示することが望ましい。

## 2. 13 A. 2 施設による配慮の工夫

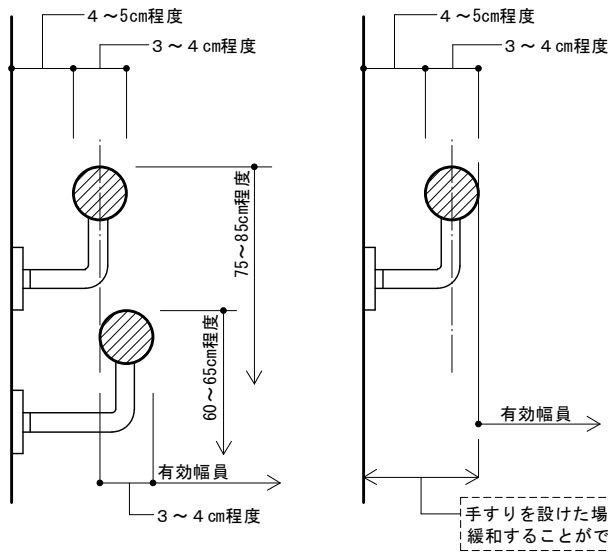
手すりの機能には、安全確保（転倒防止）、立上り補助（身体支持）、移動補助、視覚障害者等の誘導の機能がある。

- ・移動のために手すりによる移動補助、立上り補助（身体支持）の必要な高齢者・障害者等が主に利用する施設においては、致命的な転倒を防止する観点から、玄関ポーチ・玄関・廊下等にも連続して手すりを設置することが望ましい。
- ・施設の用途や構造等により、誘導を目的とした手すりを設置できない場合にあつては、手すりに代わる音声案内、または従業員による誘導とすることが望ましい。

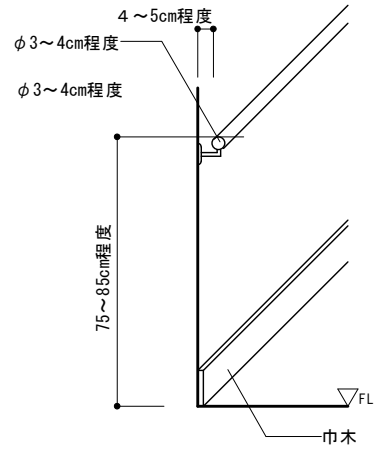
● 手すり

造作・機器 13A

● 手すりと有効幅員



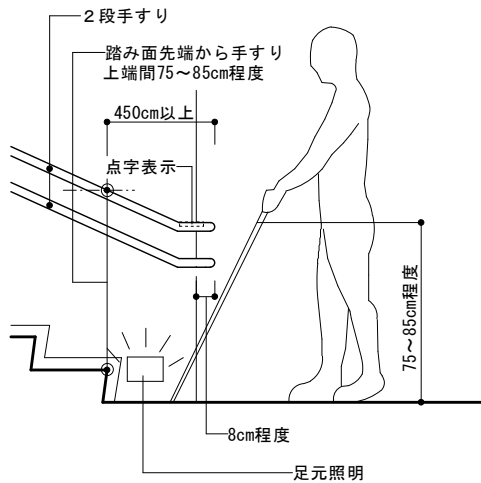
● 壁面の設置例



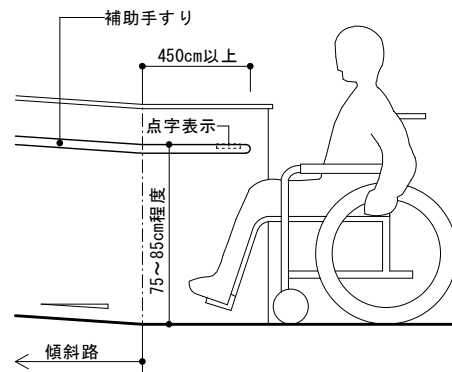
● 手すりの端部と点字表示



● 階段の手すり



● 傾斜路の手すり



## 2. 1 3 A. 3 設計例



- ・引き戸の戸袋部分にも連続して設けられた手すり

## 2. 13B. 1 段差解消機

既存施設の改修、地形や建築物の構造等によりやむを得ず段が生じる場合にあつて、エレベーターや傾斜路による段差の解消が困難な場合には、段差解消機を使用することも考えられる。段差解消機の計画にあたっては下記のような考え方・設計標準とする。

### ◆基準◆

<建築物移動等円滑化誘導基準>

施設等	チェック項目
<移動等円滑化経路> (第18条第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか (傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除)

<建築物移動等円滑化誘導基準>

施設等	チェック項目	
<一般> エレベーター及びその乗降ロビー (第五号)	①かごは必要階(利用居室または車いす使用者用便房・駐車施設のある階、地上階)に停止するか	
	②かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	③かごの奥行きは135cm以上であるか	
	④乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	⑤かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	⑥かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	⑦乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	⑧不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合	—
	(1)上記①から⑦を満たしているか	
	(2)かごの幅は、140cm以上であるか	
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	
	⑨不特定多数の者または主に視覚障害者が利用するもの場合 <sup>1</sup>	—
	(1)上記①から⑧を満たしているか	
(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		
(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫りまたは音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		
(4)かご内または乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		
<一般> 特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第8条)	①エレベーターの場合	—
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの)であるか	
	(2)かごの幅は70cm以上であるか	
	(3)かごの奥行きは120cm以上であるか	
	(4)かごの床面積は十分であるか (車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	
②エスカレーターの場合	—	
(1)車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか		

### (1) 設置位置

- ・ 段差解消機は、大別して、斜行型と鉛直型があり、敷地条件、建築条件に基づき選択する。
- ・ 主要な動線上にある階段等に添って設けることが望ましい。

<sup>1</sup> 告示で定める以下の場合を除く(告示第1494号)  
・ 自動車車庫に設ける場合

## (2) 段差解消機の構造・規模

- ・平成12年建設省告示1413号、第1415号、第1423号等の基準による。「構造上主要な部分」、「制御器」及び「安全装置」については、国土交通大臣の認定する構造とすることもできる。
- ・4.7 段差解消機関連告示参照。
- ・車いす使用者が直線移動で乗降する場合のかごの大きさは、幅70cm以上奥行き120cm以上とする。
- ・車いす使用者がかご内で90度転回して乗降する必要がある場合のかごの大きさは、間口140cm以上、奥行140cm以上とすることが望ましい。

## (3) 乗降場所のスペース確保

- ・段差解消機への乗降時には、車いすの方向転換が必要な場合を考慮し、転回可能な乗降スペースを確保することが望ましい。
- ・乗降スペースの床は、水平とし、間口150cm以上、奥行150cm以上のスペースを確保することが望ましい。
- ・乗降スペース周辺には車いす使用者の転落等を生じる可能性のある段などを設けないものとする。

## (4) 段差解消機斜行型の配慮事項

- ・昇降路は、階段と区画した専用路または、共存型がある。原則として共存型の場合は、はさまれ防止措置を講じなければならない。
- ・使用者が単独で使用する場合は、安全上専用路が望ましい。
- ・改善・改修の場合等で、階段幅員に余裕がない場合は共存型とするが、階段の有効幅員の確保に留意する。

### 留意点：非使用時の保管スペース

- ・段差解消機本体はかさばるので、使用していない時の保管場所を、歩行者の障害とならない位置に定めておく。壁際に出張った状態で保管すると、高齢者・障害者等が手すりを利用する際の障害となるので注意を要する。

## (5) 段差解消機鉛直型の配慮事項

- ・上部乗降場からの転落防止に配慮し、安全のための措置を講じる。
- ・昇降路とかごの床にはさまれないように、昇降路下部及び出入口には、手すり、柵、戸等の安全のための措置を講じる。

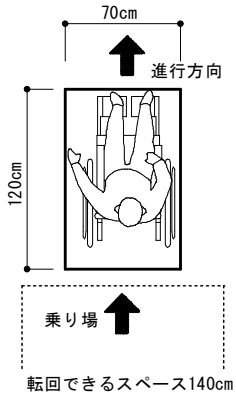
## (6) 運行・運用

- ・使用者が単独で安全に操作できる構造にすることが望ましい。
- ・介助者が同乗して操作できることが望ましい。
- ・段差解消機の利用は車いす使用者に限定せず、段差の昇降を困難と感じる高齢者・障害者等より多様な人々が使える利用システムが望ましい。

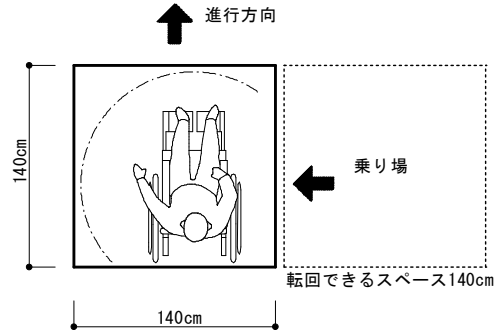
## 造作・機器 13B

### ● 段差解消機の構造の例

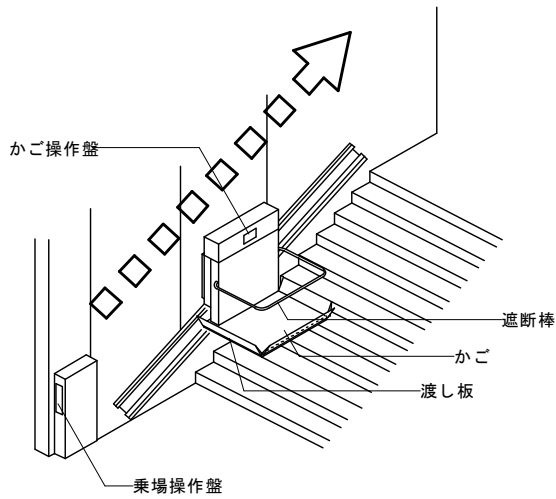
#### ● 定員 1 名のかご (直線形式の場合)



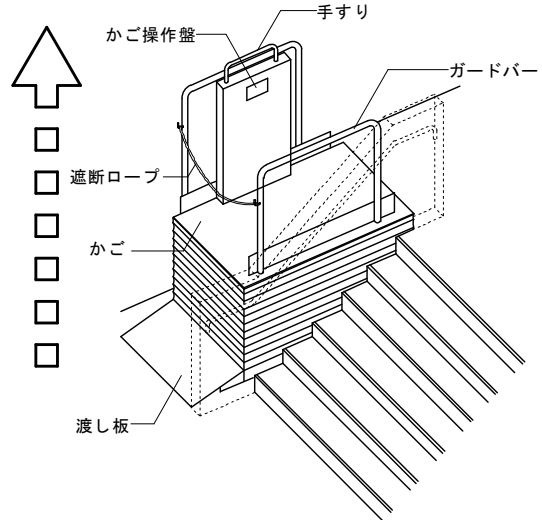
#### ● 定員 1 名のかご (90° の転回形式の場合)



#### ● 斜行型 (※障害物検知装置を設置した場合には、壁又は囲いは設けなくてよい)



#### ● 鉛直型



## 2. 1 3 B. 2 設計例



・鉛直型段差解消機の例



・既存施設のホール部分の階段に設置した斜行型階段昇降機の例



・既存施設の階段に設置した斜行型階段昇降機の例

## 2. 13C. 1 カウンター・記載台・作業台・事務机等

### (1) カウンター等

- ・立位で使用するカウンター等は、身体の支えとなるよう床及び壁にカウンターを固定し、必要に応じ手すりを設けることが望ましい。また、車いす使用者用カウンター等を併せて設置することが望ましい。

#### 留意点：高齢者・障害者等への配慮

- ・カウンター等を設ける場合は、物品の受け渡し、筆記、対話など、使用する内容を考慮し、高齢者・障害者等が使用しやすい形状や設置位置とすることが望ましい。
- ・カウンター等には、杖を立てかけられる場所や、掛けることのできるくぼみ等を設けると使いやすい。
- ・カウンターに溝を設けると、立ち上がる時、車いすで寄り付く時等に手をかけることができる。
- ・机上の照度を十分に確保することが望ましい。ただし、障害によっては明るさが支障となる場合もあるので、手元で点滅操作ができる手元照明がより望ましい。なお、スポットライトは避ける。

### (2) 車いす使用者用カウンターの寸法

- ① 高さ
  - イ 下端寸法 60～65cm程度
  - ロ 上端寸法 70cm程度
- ② カウンター下部スペースの奥行き 45cm程度

#### 留意点：カウンター前面のスペース

- ・車いす使用者が接近しやすいように、カウンター等の前面には車いす使用者が転回できるスペースを設け、また、床面は水平であることが望ましい。

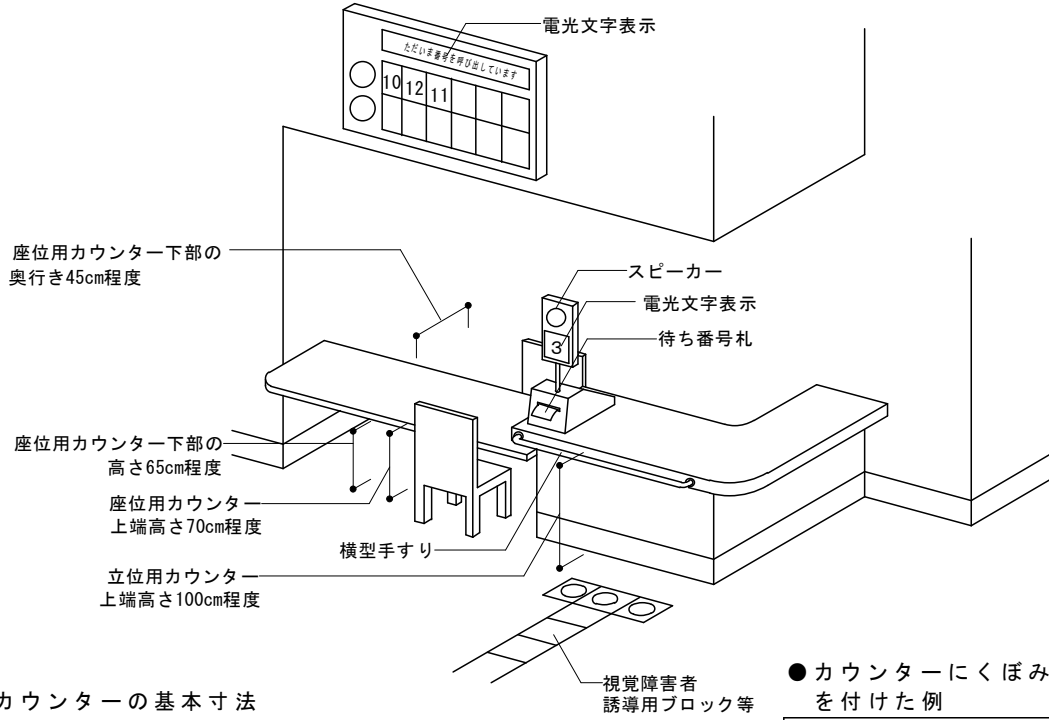
### (3) 表示

- ・銀行、病院等で呼び出しを行うカウンターでは、音声によるほか、聴覚障害者の利用に配慮して電光表示板等を併せて設置することが望ましい。

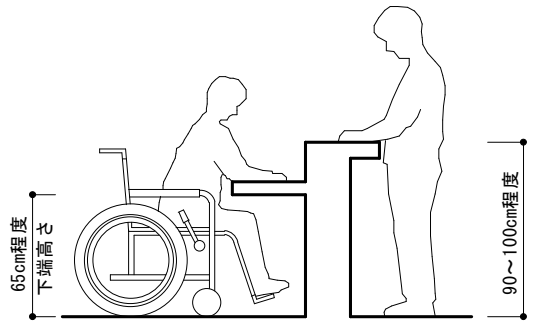
#### 留意点：電光掲示の色彩

- ・赤い光の電光掲示は、弱視者や色覚障害者には見えにくい。色覚に障害がある人には、光った赤は、黒に近い色に見える。

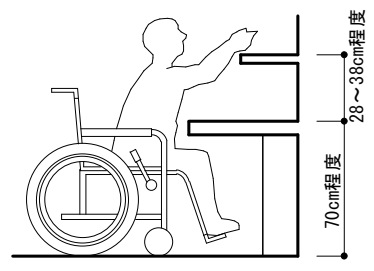
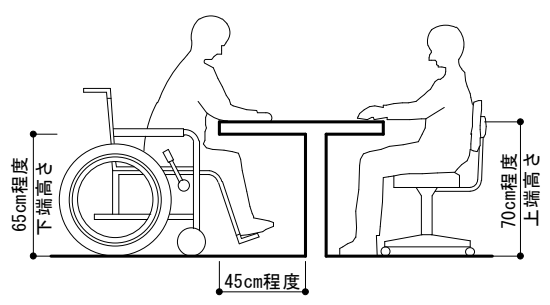
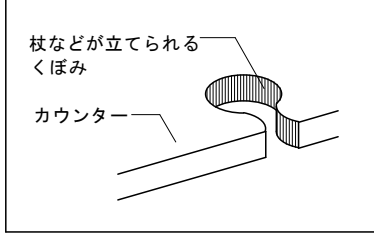
●カウンターの標準モデル



- カウンターの基本寸法
- カウンター・記載台等

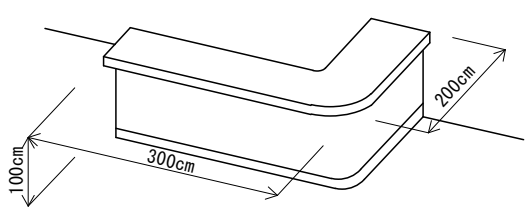


●カウンターにくぼみを付けた例



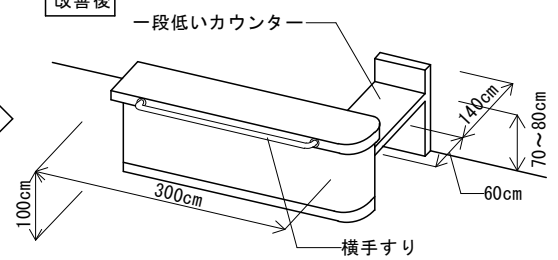
●カウンターの改善例

改善前



・高さが一律のカウンターの場合

改善後



・高さが2段あるカウンターに改善する  
・手すりを設置する

## 2. 13 C. 2 設計例



- 子どもや車いす使用者にも使いやすい高さのカウンター。



- 車いす使用者の膝が入るように設計されたカウンター。

## 2. 1 3 D. 1 水飲み器・自動販売機等

### (1) 水飲み器

- ① 飲み口高さ
  - ・70～80cm程度とすることが望ましい。
- ② 給水栓
  - ・光電管式、ボタン式またはレバー式とし、足踏み式の場合は手動式のものを併設することが望ましい。
- ③ 下部スペース
  - ・車いす使用者の利用に配慮して、下部に膝下が入るスペースを確保することが望ましい。
  - ・壁掛け式の場合は、下部にスペースを設けることが望ましい。下部に設けられるスペースは段を設けないことが望ましい。
- ④ 杖や傘を立てかけるフック等や腰掛、荷物を置ける台等を設けることが望ましい。

**留意点：押しボタン**

  - ・セルフサービスの場合の給水器では、押しボタン等は、視覚障害者に分かりやすい色や形とすることが望ましい。
- ⑤ セルフサービスの場合の給水器等
  - ・寸法は次のようにすることが望ましい。

イ 給水器等の設置台の高さ	70～75cm程度
ロ コップ等の位置	85～95cm程度
ハ 給水器等の設置台の下部スペースの奥行き	45cm程度

### (2) 自動販売機

- ① 金銭投入口等の高さ
  - ・金銭投入口、操作ボタン及び取り出し口等がそれぞれ高さ40～110cm程度の範囲に納まるものを選ぶようにすることが望ましい。

**留意点：金銭投入口等**

  - ・金銭投入口や釣り銭受け等は、大きいものとする使いやすい。また、料金表示等も大きく読みやすい文字や色を採用することが望ましい。

**留意点：操作面の見やすさ**

  - ・操作面が斜めになっている販売機では、車いす使用者等が低い位置から利用する場合に、照明の反射で見づらいたいことがないよう配慮することが望ましい。

### (3) 設置の配慮

- ・水飲み器、自動販売機等の周辺には、車いす使用者が接近できる水平部分を確保することが望ましい。
- ・水平部分は、間口150cm以上、奥行150cm以上のスペースとすることが望ましい。



## 2. 1 3 D. 2 設計例



- 車いす使用者に配慮した自動販売機の例。自動販売機の前面に高さ70cm程度のカウンターを設置し、そこに金銭投入口・操作ボタン・取出し口を集め、車いす使用者も容易に利用できる機種を選定している



- 2種類の高さで設置した水飲み器

## 2. 13E. 1 コンセント・スイッチ類

### (1) 設置高さ

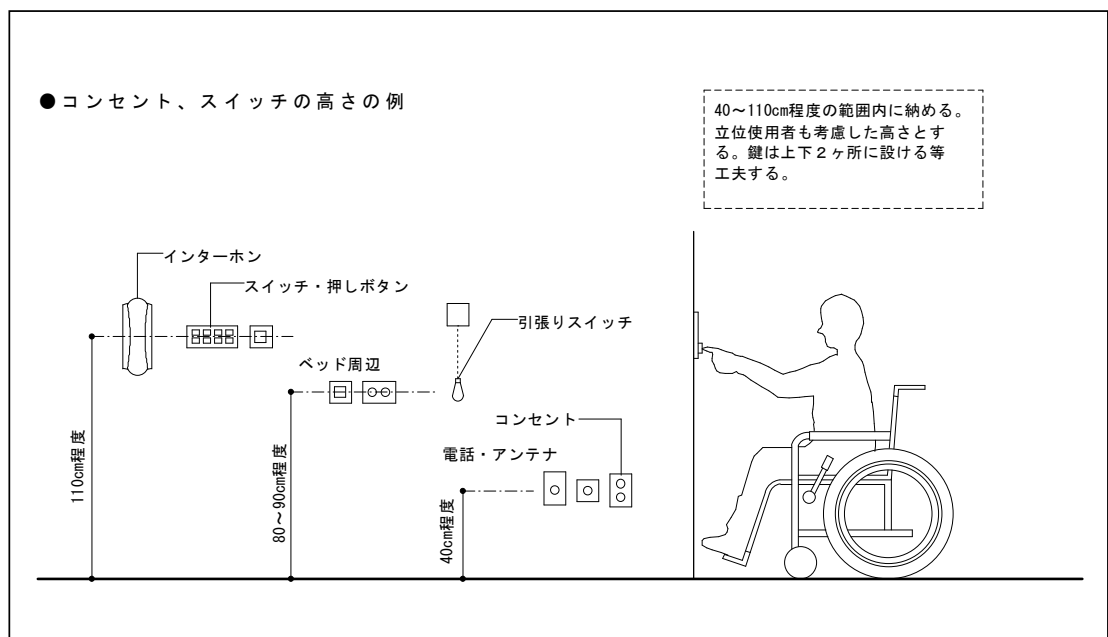
- ・コンセントは40cm程度、スイッチ類（特殊なスイッチを除く）は110cm程度（ベッド周辺においては80～90cm程度）とすることが望ましい。  
（注：いずれも中心の高さである。）

### (2) 操作性

- ・スイッチ、ボタン等は大型で操作が容易なボタン形式のものとすることが望ましい。
- ・ボタンとボタン周囲との識別が可能なようにコントラスト等に配慮する。

#### 留意点：スイッチのデザイン

- ・同一の建築物内では、同一の用途のスイッチ類は統一した設置高さ、設置位置、デザインとすることが望ましい。
- ・視覚障害者にはタッチパネル式はわかりにくい。



2. 1 3 E. 2 設計例



## 2. 13F. 1 乳幼児等用設備

乳幼児を同伴した者が利用する施設では、以下のような設備を設けることが望ましい。なお、男性も利用できるよう十分配慮をすることが望ましい。

### (1) 乳幼児用いす

- ・男女それぞれの便所には、乳幼児用いす等の乳幼児を座らせることのできる設備を設けた便房を1以上設けることが望ましい。

#### 留意点：乳幼児用いす

- ・乳幼児用いすは乳幼児が落ちたりしないように、ベルトをつけるなど、安全に座らせることができるような配慮が必要である。
- ・多機能便房内に乳幼児用いすを設ける場合は、車いす使用者が必要とするスペースを確保しつつ設置することが必要である。

### (2) 乳幼児等用ベッド

- ・乳幼児を同伴した者が利用する施設には、乳幼児用ベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けることが望ましい。
- ・男女それぞれの便所には、乳幼児用ベッドを1以上設けることが望ましい
- ・乳幼児以外の障害児等のおむつ交換ができるよう、必要に応じ大型ベッドの設置も考慮する。

#### 留意点：乳幼児用ベッド

- ・多機能便房内に設ける場合は、車いす使用者が必要とするスペースを確保しつつ設けることが必要である。
- ・乳幼児用ベッドの周辺には、荷物置き場を設けることが望ましい。
- ・乳幼児用ベッドは落下防止措置が講じられたものが望ましい。
- ・乳幼児用ベッドを利用する乳幼児に対し、照明の光が直接目に入らないように、器具の配置に配慮する必要がある。

### (3) 授乳のためのスペース

- ・母乳及び哺乳ビンによる授乳に対応した設備の設置が望ましい。
- ・授乳のできる場所には、乳幼児用ベッド等を適切に配置し、おむつ替えもできるようにすることが望ましい。
- ・出入口付近には授乳のできる場所である旨を表示することが望ましい。

#### 留意点：整備の配慮事項

- ・母乳による授乳のためのスペースは、カーテンやついたて等によりプライバシーを確保し、腰掛を備える。
- ・男性による哺乳ビンによる授乳にも配慮する必要がある。
- ・乳幼児用ベッドや乳幼児用いす等の配置は、ベビーカー等の通行を妨げないように配慮する。
- ・授乳のためのスペースの周辺には、荷物置き場を設けることが望ましい。
- ・授乳のためのスペースには、給湯やほ乳瓶の消毒ができる設備を設けることがより望ましい。

**遊び場、子ども用雑貨やおもちゃの売り場と、託児サービスが提供されるコンビニエンスストア**

設計：環境デザイン研究所（仙田満）

ローソンの30周年記念事業として、子育てに資する店舗に関する要望をインターネット上で募った。この意見に基づき、1階がコンビニエンスストア、2階が子どもの遊び場、託児施設、子ども用品売り場、飲食スペースという機能をもった新しいコンビニエンスストアを開発した。託児サービスでは、保育士に子どもを預けることができる。

遊び場は、2階建てであることを活かした立体的なもので、木とロープ、網などを使ってアスレチック風に仕立てられている遊具が設置されている。このほか、絵本、畳のスペースなどがある。子ども用便所、ミルクやベビーフードを食べるための設備等、避難用滑り台が準備されている。（このプロジェクトは時限的なものである）

託児、遊び場	飲食	子ども用品 売り場
コンビニエ ンスストア		



・託児スペース



・階段を取り巻くように作られた立体的な遊具



・子どもが乗れる買い物用カート



・同上



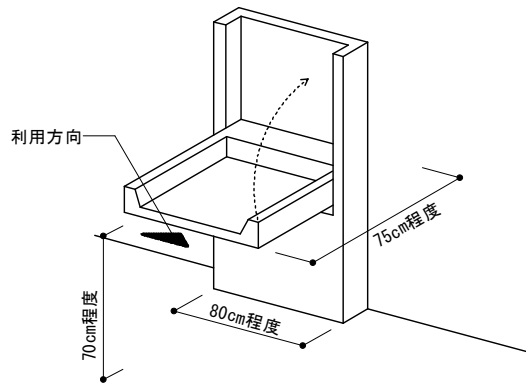
・遊具の角につけられたプロテクター

ハッピーローソン日本橋店

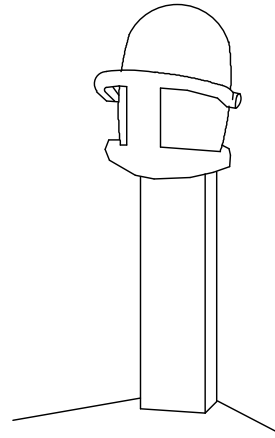
● 乳幼児用いす・乳幼児用ベッド

造作・機器 13F

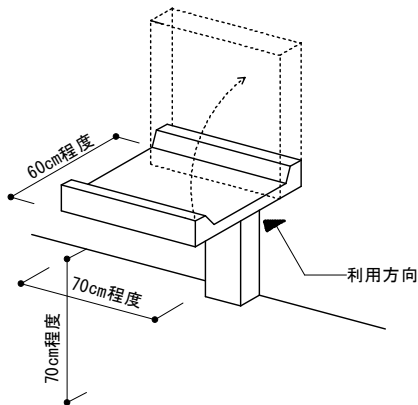
● 壁・床取付乳幼児用ベッド  
(生後1ヶ月～2歳半程度)



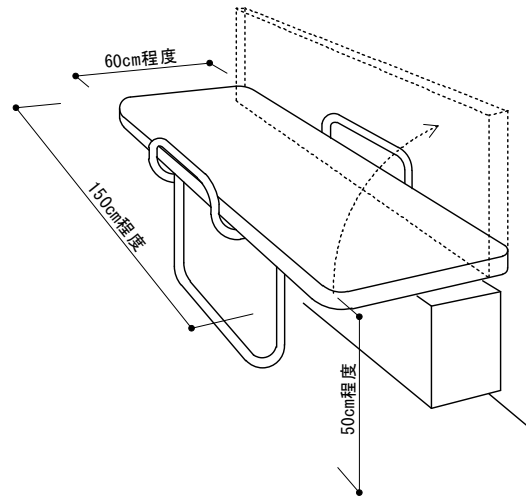
● 乳幼児用いす  
(生後5ヶ月～2歳半程度)



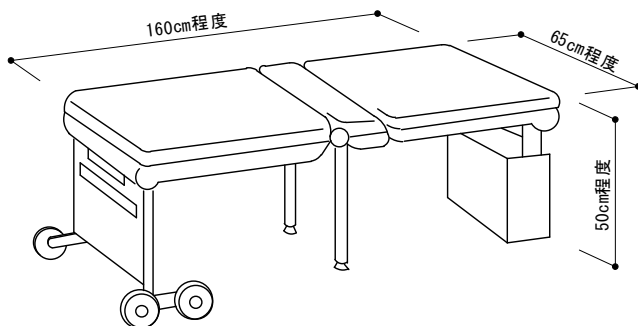
● 壁取り付け乳幼児用ベッド  
(生後1ヶ月～2歳半程度)



● 大型ベッド1  
(幼児～大人まで：折畳み収納型)



● 大型ベッド2  
(幼児～大人まで：折畳み収納型)



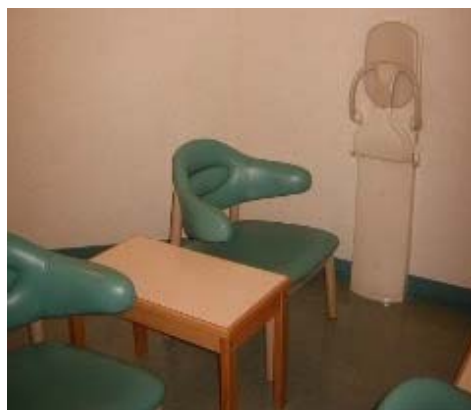
## 2. 13 F. 2 設計例



・乳幼児用ベッドの例 1



・乳幼児用ベッドの例 2



・授乳用いすとテーブル 1



・授乳用いすとテーブル 2 (個室タイプ)



・子ども用便所の例

## 2. 13G. 1 案内表示

高齢者や障害者に配慮してその内容が判断しやすい案内表示を分かりやすくかつ適切に設ける。

### ◆ 基準 ◆

#### <建築物移動等円滑化基準>

施設等	チェック項目
標識 (第19条)	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)
案内設備 (第20条)	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫りまたは音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)

#### <建築物移動等円滑化誘導基準>

施設等	チェック項目
<一般> 標識 (第14条)	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)
案内設備 (第15条)	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫りまたは音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)

### (1) 案内板・表示板等

案内板や表示は、空間全体や各空間の用途、順路などを示すために有効である。文字が読めない、あるいは、文字より絵のほうが理解しやすいといった障害を持つ人や、子どもに対して情報を提供することができる手段でもある。

#### ① 仕様

- 案内板等の表示は、大きめの文字や、図を用いるなど、分かりやすいデザインのものとし、背景色との色及び明度の差に配慮することが望ましい。
- 障害者が利用可能な便所や車いす使用者用客席の位置等は案内板に表示することが望ましい。
- 案内表示は、視覚障害者誘導用ブロック、案内板、サイン、音・音声や光による誘導が効果的に組み合わせるよう配慮する。
- 白内障の高齢者の黄変化視界でもわかりやすいものとするのが望ましい。

#### 留意点：文字、図、色

- 文字が多いものや、デザインが複雑なものは、分かりにくいため避け、できる限りシンプルなものとするのが望ましい。
- タッチパネル式の案内は、視覚障害者には使いにくい。
- 案内板等は各フロアに設けることが望ましい。
- 文字の書体は認知のしやすいものとするのが望ましい。
- 施設の用途により主要な案内板・表示板等は外国語を併記することが望ましい。
- 色についてはJIS Z 8210:2002や「標準案内用図記号ガイドライン」(「(2) サイン」参照)などが参考となる。<http://www.ecomo.or.jp/>
- 文字と背景の色の組み合わせは、白内障や色覚障害者、弱視者の色の見え方に配慮して明るさや明度を大きく対比させたものとする。
- 褪色しやすい色を用いない。
- 点字表示とともに、文字等を浮き出させたり、音による案内を行う等の工夫が望まれる。
- 点字等による案内板を設けない場合、受付カウンターまで誘導し、館内の点字等による案内等を貸出しすることも考えられる。

- ・文字表記と併用して点字表示も行うことが望ましい。
- ・漢字、ひらがな、ピクトなどを組み合わせて案内することが望ましい
- ・弱視者、色覚障害者に対応して、色や表示の仕方に工夫をする。  
(2.13H.1 視覚障害者誘導用設備等 参照)

**留意点：配置上配慮すべき事項**

- ・大きな建築物や構造・空間構成が複雑な建築物等においては、案内表示や誘導、音声案内、文字情報等の配置は、特に注意する必要がある。また、人によるサポートがあると誰もが安心して使えるので、建築的な対応に加えて人やインターホン等を配置し、ソフト面で対応することも考えられる。



ピクトグラムによる表示の例  
絵、漢字、ひらがなを併記している

③ 設置位置

- ・案内表示は、建築物の主要な出入口まで、全ての人にわかりやすいように設けることが望ましい。
- ・受付カウンターやエレベーターホール等の動線の要所には、わかりやすい案内表示を設置する。
- ・車いす使用者や視覚障害者の通行の妨げとならないよう配慮する。
- ・誘導用の案内板は、曲がり角ごとにわかりやすい位置に設けることが望ましい。
- ・掲出高さは、視点からの見上げ角度が小さく、かつ弱視者や目線の低い車いす使用者にも見やすい高さとするが望ましい。
- ・逆光や反射グレアが生じないように、案内板等の仕上げや、設置位置、照明に配慮することが望ましい。また、ケースがある場合、光の反射により見にくくならないよう配慮することが望ましい。

**留意点：サインと案内板**

- ・サインの設置は、照明計画、コントラスト等の総合的な計画とともに反射やちらつきがないような配慮をすることが望ましい。
- ・サインの設置については、「旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」（発行：交通エコロジー・モビリティ財団、2007年9月）及びホームページが参考となる。  
<http://www.ecomo.or.jp/>
- ・動線を示す主要な案内板は、必要な情報が連続的に得られるように配置することが望ましい。

(2) サイン

案内板等に用いるサイン（図記号）は、JIS規格等標準化されたものを使用することが望ましい。

標準化されたサインの例としては、以下のようなものがある。

① 国際シンボルマーク

身体障害者が使用可能な建物・施設であることを示す。  
※1969年に国際リハビリテーション協会が定めた。

② 日本工業規格「案内用図記号」(JIS Z 8210:2002)

JISの案内用図記号には安全・禁止・注意及び指示図記号に用いる基本形状、色、及び使い方について定めている。また、公共・一般施設を案内する図記号についても定めている。

なお、この中に定めていないものについては、下記③によることが望ましい。

③ 標準案内用図記号ガイドライン

標準化された各種案内用図記号が定められている。

※国土交通省の関係公益法人である交通エコロジー・モビリティ財団が日本財団の助成を得て設置した「一般案内用図記号検討委員会」において、2001年3月に策定されたものである。

125種類の図記号と共に、使用上の注意も掲載されており、交通エコロジー・モビリティ財団のホームページ (<http://www.ecomo.or.jp>) において閲覧できる。



④ オストメイトマーク

オストメイトに配慮した設備が設けられているトイレ表示にする。

「公共交通機関の旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」(2007年9月 交通エコロジー・モビリティ財団) 及びホームページ <http://www.ecomo.or.jp/> 参照。

⑤ コミュニケーション支援用絵記号

文字や話し言葉によるコミュニケーションが困難な障害を持つ人の理解を助けるための手段として、コミュニケーション支援用絵記号が開発されている。絵記号を描く際の基本形状(面と線での表現、物を正面、真横、斜め方向からとらえた表現等)、作図原則(既存の絵記号との整合性、主題の明確化等)を規定し、描きやすく、伝えたい内容が理解されやすい絵記号を描くためのルールを示している。(JIS T0103)規格は、日本工業標準調査会(JISC)のホームページで閲覧することができる。( <http://www.jisc.go.jp/> ) また、規格には参考として約300の絵記号の例を収載している。(財) 共用品推進機構のホームページ (<http://www.kyoyohin.org/>) 参照。



難聴者への筆談対応を示すマークが設置されたカウンター受付、窓口などに設置して、聴覚障害者への対応を行っていることを示すことができる。

## 2. 1 3 G. 2 設計例



- ・点字等による案内板  
図面は、晴眼者にも使えるように、彩色され、墨字の表記もされている。風除室内に設置され、視覚障害者誘導用ブロックにより誘導している



- ・晴眼者も使えるように大きめの墨字を併記するとともに、音による案内、インターホンも設置した例



- ・赤色に工夫をし、図を縁取りして視認性を高めている例



- ・廊下に設置されている大きく分かりやすい案内表示、接近して見ることも可能



- ・色彩を使って分かりやすく表現している案内図と表示（病院内）



- ・背景色を白、女性用便所のマークの色彩を朱赤にして色覚障害者の視認性を高めている



- ・色分けだけでなく表示に色名をつけて情報を提供している

**市民参加型プロジェクトからの事例**

- ・これらの写真は、市民参加型のプロジェクトとして建設された草加市民病院（埼玉県草加市）の写真である。視覚障害者の参加のもとに色彩、及びサイン計画が実施された。

## 標準案内用図記号

標準案内用図記号は125種類が定められているが、ここではその内の一部を紹介する（推奨度A及び推奨度Bの中から抜粋した）。

詳細及びこの他の図記号については、一般用図記号検討委員会の「標準案内用図記号ガイドライン」を参照のこと。

同ガイドラインには、使用上の注意も掲載されているので、必ず参照すること。

なお、※印のある図記号は、既存のもの等が採用されたものである。

### 〈推奨度A〉



案内所  
Question & answer



情報コーナー  
Information



救護所  
First aid



警察  
Police



お手洗  
Toilets



男子  
Men



女子  
Women



身障者用設備  
Accessible facility  
(国際シンボルマーク) ※



車椅子スロープ  
Accessible slope



飲料水  
Drinking water



消火器  
Fire extinguisher



非常電話  
Emergency telephone



非常ボタン  
Emergency call button



非常口  
Emergency exit ※



障害物注意  
Caution, obstacles



上り段差注意  
Caution, uneven access / up



下り段差注意  
Caution, uneven access / down

【注1】(文字による補助表示が必要)

### 〈推奨度B〉



電話  
Telephone



ファックス  
Fax



エレベーター  
Elevator



エスカレーター  
Escalator



階段  
Stairs



乳幼児用設備  
Nursery



水飲み場  
Water fountain



くず入れ  
Trash box



タクシー / タクシーのりば  
Taxi / Taxi stop



駐車場  
Parking



レストラン  
Restaurant



喫茶・軽食  
Coffee shop

## オストメイトに配慮した設備が設けられている便所に表示するマーク

オストメイトに配慮した設備を設けている便所には、右に示すマークを男性用、女性用の図記号と共に表示することが望ましい。

多機能便房を設けた便所の出入口の表示例（男女共用の場合）



オストメイトに配慮した設備を設けたトイレ



男女共用



身障者用設備・オストメイト・乳幼児用の設備も備えています



会計  
Cashier

【注2】(通貨記号差し替え可)

## 2. 13H. 1 視覚障害者誘導用設備等

### (1) 誘導用ブロックの形状・色

#### ① 形状

- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、JIS T 9251（視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列）による形状のものを使用する。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、歩行方向を案内することを目的とした、移動方向を指示するための線状突起のある「線状ブロック等」と、前方の危険の可能性若しくは歩行方向の変更の必要性を予告することを目的とした、注意を喚起する位置を示すための点状突起のある「点状ブロック等」とする。

#### 留意点：視覚障害者誘導用ブロック等の材料

- ・金属製の視覚障害者誘導用ブロック等は、弱視者によってはわかりにくい場合があること、雨滴によりスリップしやすいこと、施工上の精度や、はがれ等の問題がある。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等の材料には様々なものが考えられるが、採用にあたっては周囲の床の材料との対比、視覚障害者が使いやすいか、などの配慮が求められる。

#### ② 色

- ・視覚障害者誘導用ブロック等の色は、黄色を原則とする。弱視者が認知し易いよう、敷地内の通路の床仕上げ材料と視覚障害者誘導用ブロック等の明度差あるいは輝度比に配慮することが望ましい。

#### 留意点：色

- ・視覚障害者誘導用ブロック等の色について黄色を選択した場合であっても、白や薄いグレーの床に黄色の視覚障害者誘導用ブロック等を敷設した場合は見にくい。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等と周囲の床の仕上げとは少なくとも輝度比2.0以上確保することが望ましい。（輝度比は輝度計により測定することができる）
- ・場所により視覚障害者誘導用ブロック等の色が異なると利用者が混乱するためなるべく統一する。特に敷地境界部分など、管轄の違いなどにより色が異ならないように配慮する。

#### ③ 敷設幅

- ・30cm以上とすることが望ましい。

#### 留意点：視覚障害者誘導用ブロック等の敷設・維持管理

- ・視覚障害者誘導用ブロック等の敷設位置は壁・塀に近すぎないように余裕を確保する必要がある。壁・塀の付属物や電柱等の路上施設は視覚障害者が衝突する場合もあり、敷設位置は十分配慮する。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等の敷設方法により、視覚障害者が方向を見失い、場所の認知が困難になる場合があるので、視覚障害者誘導用ブロック等は可能な限り標準的敷設方法とする。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、車いす使用者や高齢者、杖使用者、肢体不自由者にとっては通行の支障になる場合もあるため、敷設位置については十分な検討を行い、車いす使用者が円滑に通行できる余裕を確保することが望ましい。

## (2) 視覚障害者誘導用ブロックの敷設

- ・視覚障害者は、音、人の流れ、風、触知などを感じながら通行している。このような特性を踏まえつつ設計を行う必要がある。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等は可能な限り標準的敷設方法を踏襲する。
- ・視覚障害者が実際に施設を利用する際の動線を検討して、円滑な利用が可能な経路に設置できるよう配慮する必要がある。
- ・特に歩道から敷地に至る連続的な敷設が得られる場合には、道路管理者と建築主等の十分な協議を行うことが望ましい。

### ① 敷設方法

- ・視覚障害者誘導用ブロック等の敷設にあたっては、「点状ブロック等」と「線状ブロック等」を適切に使い分け利用者を混乱させないよう、十分な配慮が求められる。
- ・誘導の方向と「線状ブロック等」の線状突起の方向を平行にして、連続して敷設する。
- ・原則として湾曲しないよう直線状に敷設し、屈折する場合は直角に配置することが望ましい。
- ・危険の可能性、歩行方向の変更の必要性を予告する部分には「点状ブロック等」を使用する。

#### 留意点：敷設にあたって

- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、受付等案内設備まで敷設することが求められるが、受付等案内設備以外にもエレベーターへの誘導の必要度が高い。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、車いす使用者や高齢者、杖使用者、肢体不自由者にとっては通行の支障になる場合もあるため、敷設位置については十分な検討を行い、車いす使用者が円滑に通行できる余裕を確保することが望ましい。
- ・壁・扉の付属物等は視覚障害者が衝突する場合もあるため、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設位置について、十分配慮する。
- ・屈折する場合に直角に配置するのは、全盲者が方向を間違えないよう配慮したものであるが、極端に遠回りになるなどの歩行ルートとならないように注意する。
- ・クリーニング店のように入口に近接して受付カウンターがある場合には、視覚障害者誘導用ブロック等が敷設されていなくてもアプローチできる。

### ② 単位空間ごとの敷設方法

- ・各空間ごとの敷設方法については、2. 3. 1 建築物の出入口の標準設計 (3) ②、2. 4. 1 屋内通路の設計標準 (5) ①、2. 5. 1 階段の標準設計 (5) ①、2. 6. 1 エレベーターの設計標準 (3)、2. 6. 5 エスカレーター設計標準 (4) を参照する。
- ・「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」を参照する。

### ③ 建築物の用途による敷設方法

- ・市役所等、日常的に多様な人が利用する施設では、敷地の入口から案内カウンター等案内設備、エレベーター、階段、トイレ、福祉関係の窓口などの利用頻度が高いところまでの連続的な誘導が必要である。
- ・専ら高齢者が利用する施設等については、2. 4. 4 施設による配慮の工夫 (2) を参照する。

#### 留意点：建築物の用途による配慮

- ・施設の用途により、敷設の考え方は異なる。手すり、音声を併用又は代替することによって、よりわかりやすくなる場合もある。

### ④ 人的な対応

- ・建築物内の案内や誘導については、2. 1. 3 ソフト面の工夫 (1) 及び、2. 3. 2 ソフト面の工夫 (1) を参照。

### ⑤ 敷設後の維持・管理

- ・視覚障害者誘導用ブロック等の機能・効果が低下しないよう、継続した適切な維持・管理・保守が

#### 留意点：保守

- ・視覚障害者誘導用ブロック等は使用しているうちに輝度比や色が劣化するため、保守は重要である。

望ましい。

### (3) 弱視者の特性と誘導設備

- ・弱視は、視野の欠損、視野の低下などさまざまな障害や程度があり、個人差が大きい。
- ・弱視者は、点字を読めない場合もあるため、視覚障害者対応として、点字を設置すればよいというわけではない。
- ・案内表示は、接近して読むことができる位置に設置することが望ましい。
- ・弱視者の誘導にあたっては、分かりやすい案内表示、音声案内、人的な誘導などを組み合わせる必要がある。

#### 留意点：高齢者に多い白内障への対応

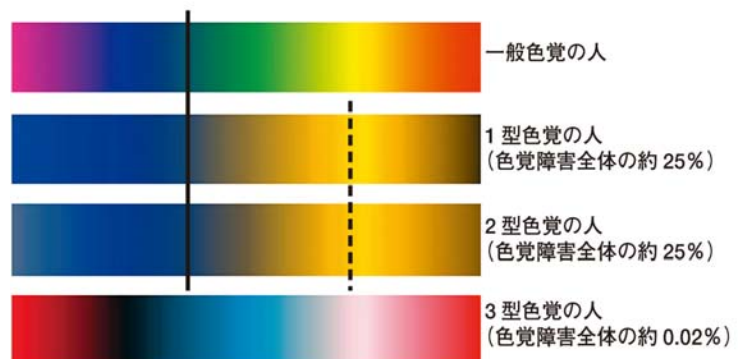
- ・白内障の人は、黒い背景と青の組み合わせが見難いため、背景が黒の場合は水色のほうが分かりやすい。
- ・白い背景では、白内障の人は黄色と白の区別がつきにくい。やむを得ずこれらの色を使用する場合には黒で縁取りをつける。

### (4) 色覚障害者の特性と誘導設備

- ・色覚障害は、色と色の違いを見分けにくいという特性を持っているが、障害によって、見分け難い色の組み合わせが異なる。
- ・案内表示など誘導設備をデザインするにあたって、見分け難い色を組み合わせないように留意する必要がある。大多数を占める赤緑色覚障害の特徴として、図 見え方のシミュレーション をみると黒い実線から右側の「赤～緑の領域」で色の差が小さくなっている。このため、多くの色覚障害者には赤と緑の組み合わせが見分けにくいとされる。
- ・色で識別する案内図などでは、離れたところに設置された凡例の色を直ちに見分けることが難しいので、案内表示には色の名称を併記するとともに文字による案内を併記する。
- ・案内表示のデザインやボタンなどの設備の設置の際には、背景色とのコントラストに配慮をする必要がある。

#### 留意点：色覚障害と障害のある人の割合

- ・人間の目の網膜には三種類の錐体細胞がありそれぞれ赤、緑、青を感じる視物質を持っている。このうちどれかの機能が失われた状態が「色覚障害」である。色覚障害の人の多数は赤感受性の視物質の遺伝子に変異を生じた「第1色覚障害」（色覚障害全体の25%）か緑感受性の視物質の遺伝子に異変を生じた「第2色覚障害」（色覚障害全体の75%）である。青感受性の視物質の遺伝子に変異を生じた「第3色覚障害」は色覚障害全体の0.02%と希である。
- ・色覚に障害のある人の割合は、日本人の場合、男性では20人に1人、女性では500人に1人の割合で存在する。このため、小中学校の40人学級（男子20人）では各クラスに1人は色覚に障害を持った人がいることになる。（出典：「カラーバリアフリー 色使いのガイドライン」神奈川県）



註：この図は各タイプの色覚の中でもっとも程度が強い人の見え方をシミュレートしたもので、全員がこのように見えるわけではありません。

図 見え方のシミュレーション

(出典：同上)

- 色覚障害を持つ人の見え方は、「1型色覚」、「2型色覚」の例に示されたように一般色覚とは異なる。たとえば、水色とピンクは区別が付きにくい、緑系と赤系の区別が付きにくい等の特徴がある。したがって、案内表示などの色遣いについては、このチャートを参考に背景色、対比させる場合の色の選び方に配慮することが求められる。



図 色覚障害の人の色の見え方<sup>2</sup>

留意点：色の選び方と施設設備などで配慮すべきこと

<色の選び方>

【赤】

- 赤は濃い赤を使わず、朱色やオレンジを使う

【黄緑、緑】

- 黄色と黄緑は赤緑色覚障害の人にとっては同じ色なので、なるべく黄色を使い、黄緑色は使用しない
- 濃い緑は赤や茶色と間違えるので、青みの強い緑を使う

【青】

- 青に近い紫は青と区別できないので赤紫を使う

【黄色と白】

- 細い線や小さい字には、黄色や水色を使わない
- 明るい黄色は白内障では白と混同するので使わない

<確認方法>

- 白黒でコピーしても内容を識別できるか確認する
- 以下のサイトからシミュレーションソフトをダウンロードすることができる  
<http://www.vischeck.com/downloads/>

<施設整備で配慮すべきこと>

- 色覚に障害を持つ人は、色は見分けられても色の名前が分からないことがある
- 受付などを用件にあわせて色分けする場合は番号も併記する
- 色分けしたパネルには色名を併記する
- 案内表示は、大きくわかりやすい平易な文字、図等を使い、これらの色は地色と対比効果があり明暗のコントラストのはっきりした色を使用する

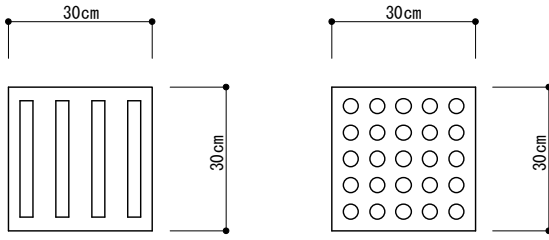
参考資料：「カラーバリアフリー 色使いのガイドライン」神奈川県（平成17年4月）より抜粋し一部加筆

<sup>2</sup>出典：「カラーバリアフリー 色使いのガイドライン」神奈川県（平成17年4月）

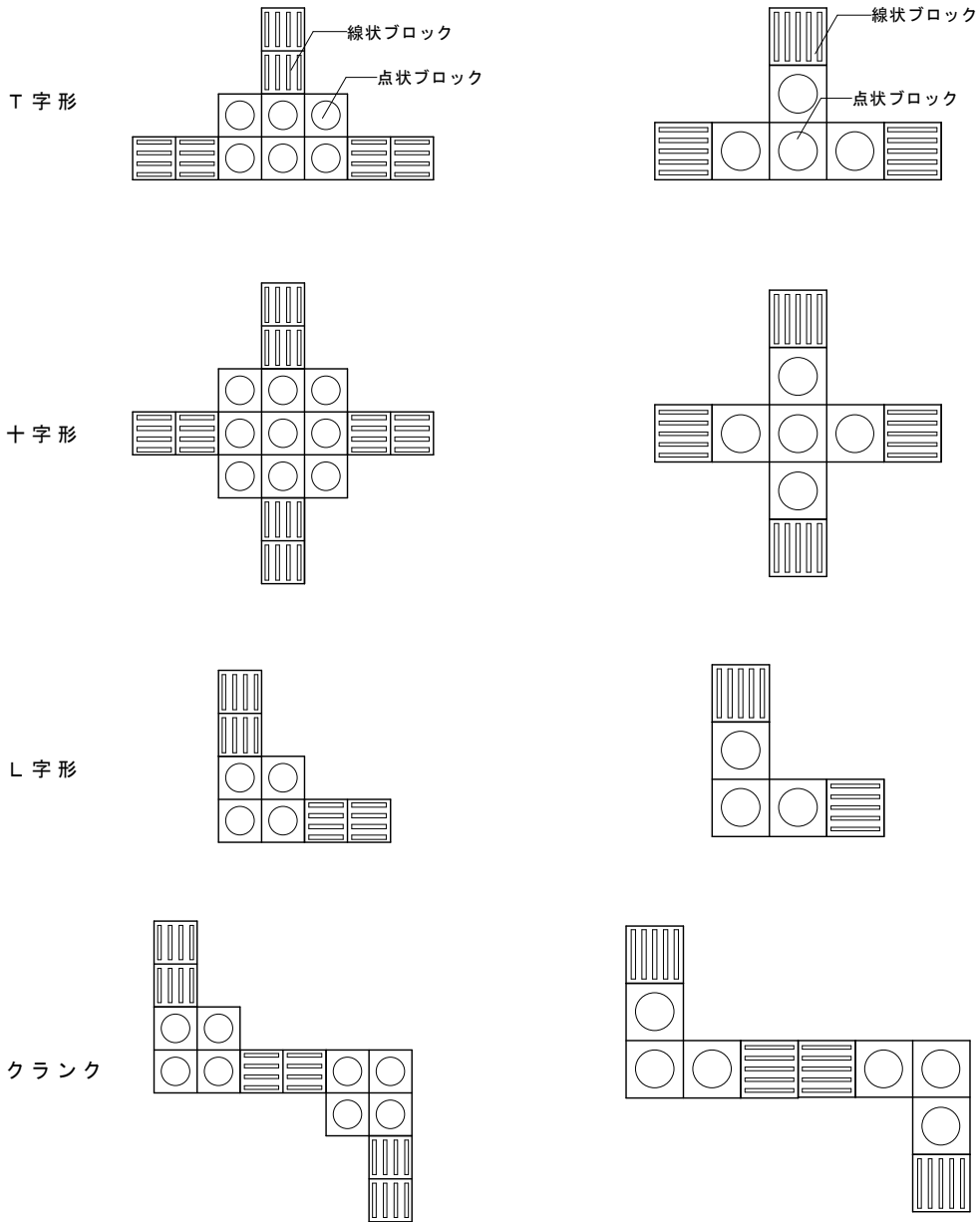
● 視覚障害者誘導用ブロック等 (4章:JIS T 9251を参照)

● 線状ブロック (誘導)

● 点状ブロック (警告・注意・喚起)



● 経路分岐点における標準的な敷設方法の例



## 2. 1 3 I. 1 情報伝達設備

案内表示や視覚障害者に対する視覚障害者誘導用ブロック等以外にも、下記のような音や画像・光・振動による情報伝達設備がある。施設用途や規模など必要に応じて設置することが有効である。

### (1) 音による案内

#### ① 音による案内

##### イ 電波方式

- ・視覚障害者の持つ送信機と、施設側のアンテナ、主装置、固定スピーカーから構成される。
- ・視覚障害者が小型の送信機を持ち、送信機のボタンを押す、あるいは送信機が電波に反応することにより、送信機からアンテナに電波が送信され、主装置を介し、固定スピーカーから音声案内が行われる。

##### ロ 赤外線方式

- ・視覚障害者の持つ受信機と、施設側の電子ラベルから構成される。
- ・視覚障害者が小型の受信機を持ち、受信機のボタンを押すことにより、電子ラベルから赤外線で送信される情報を受信し、受信機のスピーカーあるいはイヤホンから音声案内が行われる。

##### ハ 磁気方式

- ・白杖の先端部に貼り付けた磁気テープと、施設側の、通路に埋め込まれた磁気センサー、主装置、固定スピーカーから構成される。
- ・白杖が磁気センサーの上を通過すると、磁気センサーが反応し、主装置を介し、固定スピーカーから音声案内が行われる。

##### ニ 性能・設置位置

- ・いずれの方式にあっても、音による案内は音声をはっきりと聴き取れ、音声の発生場所が把握できるような音響性能を持つものが望ましい。

#### 留意点：音による案内

- ・音による案内は開発途上であるため、今後、共通化、標準化を推進することが課題である。
- ・音による案内で誘導を行う場合、単純な音とし、同一建築物内においては統一することが望ましい。
- ・音声情報はこれを利用しない人から過剰サービスと認識される場合があるため、障害者向けの案内であることを表示することも一案である。

#### ② 音声・点字等による案内板

- ・必要に応じ点字等による案内板を設けることが望ましい。
- ・点字等による案内板の機能に、音声による案内装置を付加したものは有効である。
- ・弱視及び色覚障害者への対応に関しては（2. 1 3 H. 1 視覚障害者誘導用設備等参照）

#### 留意点：点字等による案内板

- ・点字等による案内板だけでは情報を読み取れる視覚障害者はかなり少ないといわれている。設置にあたっては、視覚障害者が読みやすいデザインを心がけると共に、視覚情報や音による案内を組み合わせる等の工夫をすることで、より情報が伝わりやすく、誰にでもわかりやすい情報伝達設備とする必要がある。
- ・有効に使用するためには、清掃管理を適切に行う必要がある。
- ・点字を設置する際は、施設内、あるいは、近隣施設内では設置位置などを統一し、視覚障害者が点字を見つけられるように配慮する必要がある。

#### 留意点：個室への配慮の必要性

- ・個室（会議室等で1人になった場合、エレベーターやトイレなどで1人になった場合など）で、不安を感じる視覚障害者が多い。

## (2) 画像・光・振動による案内

### ① 計画上の配慮

- ・設備設計の段階で視覚情報設備の導入を検討する必要がある。
- ・聴覚障害者には館内放送やアナウンス、サイレンなどの音声情報が伝達されないため、これらを視覚（文字）・光・振動等の情報に転換して伝えることが望ましい。
- ・ドアに大型のガラス窓のある出入口戸など、内部・外部の様子がわかる工夫は、安心して建築物を使えるため望ましい。

### ② 文字情報

#### イ 電光表示板

- ・聴覚障害者の利用に配慮し、利用者案内や呼び出し窓口には、電光表示板を設けることが望ましい。

#### 留意点：筆談機等

- ・聴覚障害者とのコミュニケーションの手助けとして、筆談用のメモの他、話したことが文字に変換される音声認識装置や筆談機を受付などに整備することが望ましい。

#### ロ ソフト面の対応（人的な対応・備品の整備）

- ・聴覚障害者とのコミュニケーションの手助けとして、筆談ができる備品の整備等の配慮も望ましい。

### ③ 光による告知

#### イ 照明器具の点滅

- ・出入口のドアのノックの振動やインターホンの音、電話のベルなど発生する音の情報を、センサーで受信し、照明器具の点滅やフラッシュライトなどで知らせる方法も望ましい。

#### 留意点：カラーライトの使用

- ・聾学校では廊下で、赤・黄・緑のカラーライトの点灯により、チャイムや館内放送の意味を知らせる工夫が行われている。施設によっては応用可能な方法と考えられる。

### ④ 振動による告知

#### イ 振動器の設置・携帯

- ・音の情報を、センサーで受信し、振動器を作動させる方法も望ましい。
- ・振動器は携帯するものもある。

#### 留意点：屋内信号装置

- ・屋内信号装置によって、目覚し時計、ドアベル、乳児の泣き声、電話、ファクシミリの受信音などを感知し、照明器具（フラッシュライト、回転灯、スタンドを含む）や振動器を作動させる装置の検討も望ましい。
- ・屋内信号装置の技術は発展途上にあり、まだ統一化・規格化もされていないため様々な方法が採用されている。今後の技術革新、標準化も視野に入れた対応が望ましい。
- ・聴覚障害者対応の技術は、必ずしも建築物ではなく、備品で対応するものも少なくないが、建築物との連携には十分な配慮が望ましい。

### ⑤ 整備の工夫

- ・音声情報を視覚・光・振動に転換する方法は、建築物に組み込んだ建築設備によるものと、備品等で対応する方法がある。施設の利用形態により、どの方法を採用するかは、十分な検討が望ましい。
- ・宿泊施設においては、2. 9. 1 客室(4) ⑥、⑦、⑨を参照する。

#### 留意点：IT技術の活用

- ・IT技術の向上により聴覚障害者のための携帯電話のメール等を利用した案内装置の導入などが考えられる。IT技術を活用した案内装置の導入促進のためにも、国内の統一した規格化、国際規格化が望まれる。

・屋内信号装置の事例



目覚まし時計、ドアのロック、インターホン、ドアチャイム、乳児の泣き声、火災報知機の警報音、赤外線遮断、電話、ファックスの着信音などを感知し、親機、子機、携帯型バイブレータなどに微弱電波を利用して通報するシステム。通報は、親機、子機に接続し、振動や電気スタンドの点滅などで知らせる。  
 (左記システムは上記機能の一部に対応している)



大型押しボタンの電話  
 (高齢者(難聴・弱視)電話機)



ドアロックセンサー



フラッシュライト



フラッシュライト2

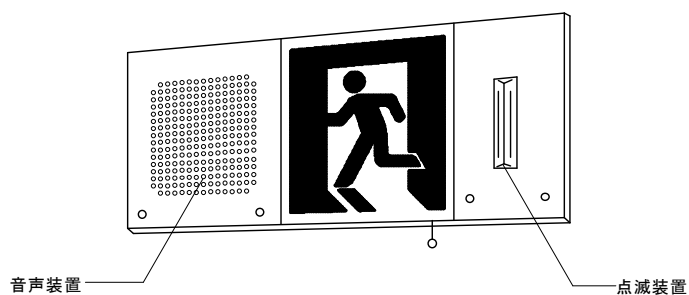


テレビレシーバー

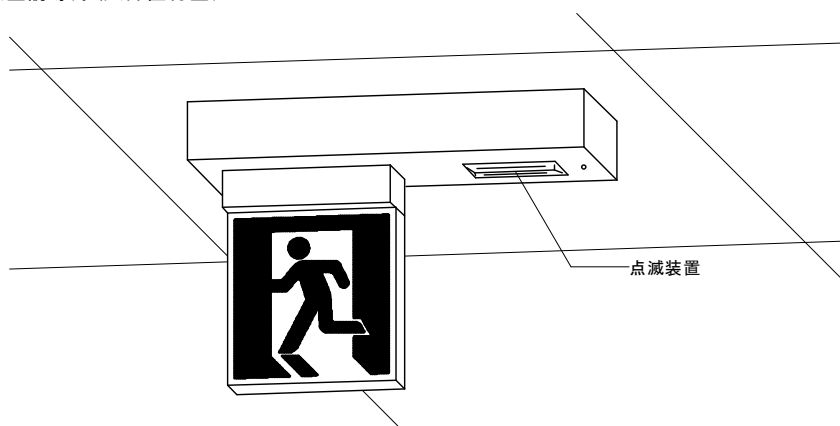


タイループ

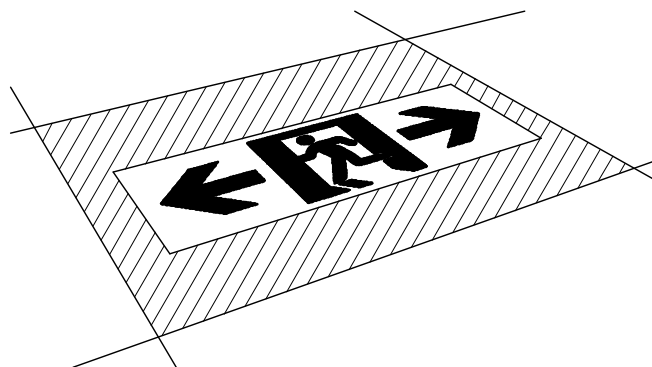
●点滅式誘導音付加誘導灯(壁埋め込み型)



●点滅型誘導灯(天井直付型)



●床埋め込み式誘導灯



## 2. 1 3 1. 2 設計例



- ・誘導灯に組み込まれた音による案内



- ・受付カウンターに設けた電光表示板。呼び出しだけでなく、施設のサービス内容や地域情報も表示している



- ・公衆電話横に備え付けられた誰でも使うことができるFAX（病院）

## 2. 14 写真の出典

章	位置	撮影場所、出典、または提供者
2. 1. 5	上	国際障害者交流センター
	中上	白脇ケアセンター
	中下	代々木オリンピックセンター
	下	〃
2. 2. 3	上	せんだいメディアテーク
	下左	クレアこうのす
	下右	埼玉県北足立福祉保健総合センター・埼玉県鴻巣保健所
2. 3. 4	上	静岡文化芸術大学
	下	カタログハウス
2. 4. 5	上	草加市民病院
	下左	びっぷクリニック
	下右	ふれあいセンターびらとり
2. 5. 3	上	ハッピーローソン
	下	ジャスコ茅ヶ崎店
2. 6. 4	上・中	国際障害者交流センター
	下	埼玉スタジアム2002
2. 6. 6	上左	MM21ランドマーク・プラザ
	上右	三菱電機株式会社提供
2. 7. 4	上左	草加市民病院
	上右	INAX提供
	中左	INAX提供
	中中	TOTO提供
	中右	東京ディズニーランド
	下左	ハッピーローソン
	下右	高橋儀平委員長提供
2. 8. 3		国際障害者交流センター（ビッグアイ）
2. 9. 4	上下	富士レークホテル
2. 10. 2	上左右	埼玉スタジアム2002
	下左右	高橋儀平委員長提供
2. 11. 4	上下	犬吠埼京成ホテル
2. 12. 2		東京都江東高齢者医療センター
2. 13A. 3		びっぷクリニック
2. 13B. 2	上左	(株)メイキコウテクノ商品カタログ
	上右	佐倉市役所
	下	長崎家庭裁判所佐世保支部
2. 13C. 2	上	せんだいメディアテーク
	下	高橋儀平委員長提供
2. 13D. 2	上	北九州市総合保健福祉センター
	下	埼玉スタジアム
2. 13E. 2		玉川学園高齢者在宅サービスセンター
	P. 2-137	ハッピーローソン
2. 13F. 2	全部	東京ディズニーランド
2. 13G. 2	上	浜松市ザザシティ
	下	静岡文化芸術大学
	P. 2-143	高橋儀平委員長提供
	P. 2-146	伊藤啓氏提供

章	位置	撮影場所、出典、または提供者
2. 13 I. 2	上	国際障害者センター（ビッグアイ）
	中左右	びっぷクリニック
	下	草加市民病院

## 第 3 章 設計事例集

### 第3章 設計事例集

#### 3.1 都道府県推薦優良事例一覧

公共団体名	建物用途	建築物名称	所在地	認定年月日	述べ床(m <sup>2</sup> )	設計者名	施主名	優れている部位など	特徴
北海道	温泉施設	洞爺月浦温泉ポロモイ	虻田郡洞爺湖町月浦3番地8	H17.5.13(当初) H18.5.2(変更)	1,832.47	日本都市・ウエルネス・北星特定共同企業体	(株)エフシーエヌ	家族風呂・脱衣室・受付カウンター・多目的便所 など	体の不自由な家族のいる方が一家団らんの入浴を楽しむように、個室の家族風呂が設置されており、シャワーチェアにも対応できる広めの洗い場が確保され、浴槽・洗い場とも補助手すりが設置されている。
	病院	深川市立病院	深川市6条6番1号	H14.11.6(当初) H16.12.1(変更)	23,965.27	山下・中原・大洋特定建築委託業務共同企業体	深川市	エントランス・待合ホール・階段・総合案内・オストメイト対応トイレ など	病院建物周辺と接する駐車場・通路についてはすべてフラット(バリアフリー)で接続していること、シニアカー置き場を2台確保していること、エレベーター入り口には安全に配慮した安全センサーを設置していること、オストメイト対応トイレ(昇降式)を1階と2階に設置し病院利用者以外の方にも利用しやすい位置に配置している。
	火葬場	登別市葬斎場	登別市豊浦町186番地1	ハートビル法認定なし H16.2.16(北海道福祉のまちづくり条例認定)	1,775.70	日本都市設計(株)	登別市	車いす使用者用駐車場、点字ブロック、休憩用ベンチ、オストメイト用パウチ洗浄装置、ゴムチップで舗装した経路 など	屋根付の車いす使用者用駐車場から出入口までの敷地内通路にロードヒーティングを施すとともに点字ブロックを設置し、風徐室・ロビー前の2カ所には点字表示付総合案内標示板を設置している。

公共団体名	建物用途	建築物名称	所在地	認定年月日	述べ床(m <sup>2</sup> )	設計者名	施主名	優れている部位など	特徴
青森県	展示場	立佞武多の館	五所川原市字大町21-1	H16.4.21	7,598.20	㈱INA 新建築研究所	五所川原市	観光・交流施設のため、高齢者・障害者等の対応職員を配しており、メインエントランス、サブエントランスにふれあいコール（インターホンのようなもの）を設置している。 また、設計時においてオストメイト協会から要望があり、街中の公共施設としての位置付けから、1階多目的トイレをオストメイト対応とし、各階には多目的トイレを設置している。 (その他別添資料参照)	バリアフリー対応の施設として認知され、県内外からの老健施設等の来館者に好評である。
岩手県	公民館	雫石町中央公民館	岩手県岩手郡雫石町上曾根田114番地	受賞等無し	7,565.00		雫石町	オストメイト対応等便所	オストメイト対応等便所等の設置(S60建設のH17改修)
宮城県	物販店舗	ダイヤモンドシティ仙台名取ショッピングセンター	宮城県名取市増田字関下458他	H18.6.16	116,171.42	㈱松田平田設計	㈱ダイヤモンドシティ	便所等	別紙参照 → NIKKEI ARCHITECTURE 2007-3-26_現地での検証 UD 先進事例_第3回 ダイヤモンドシティ・エアリ 子連れに配慮した動線とトイレ

公共団体名	建物用途	建築物名称	所在地	認定年月日	述べ床(m <sup>2</sup> )	設計者名	施主名	優れている部位など	特徴
山形県	ホテル	ホテルメトロポリタン山形	山形市香澄町一丁目1-1		16,109.00		仙台ターミナルビル(株)	従業員研修	従業員を研修に派遣し、お年寄りや体の不自由な人に対する「おもてなしの心」と「介助技術」を身につけさせている。
	集会場	酒田市民会館「希望ホール」	酒田市本町二丁目2-10		8,674.00		酒田市	ホール内設備 楽屋出入口等	大ホールに階段解消スロープが設置でき多くの車いす利用者の入場が可能であり、また、聴覚支援システムがあり聴覚障害者も音楽を楽しむことができる。楽屋もバリアフリーになっており、出入口はスロープ、引き戸であり、車いすでも利用できるトイレがある。
	複合施設 (病院、老人保健施設、店舗)	酒田中町第3ビル	酒田市中町三丁目5-23		16,806.00	(株)アール・アイ・エー	酒田市中町三丁目地区市街地再開発組合	各店舗出入口	壁面後退により店舗前の空間を大きくとり、市道と一体になるように段差を解消して整備した。
福島県	学校	平養護学校	いわき市平上平窪字羽黒40番	無	12,972.00	(株)ティ・アール建築アトリエ	福島県	流し	流しにバリアフリーとし、さらにフットスイッチを設置
茨城県	研究所	霞ヶ浦環境科学センター	土浦市沖宿町1853番地		5,424.96	久米設計・早川設計JV	茨城県	オストメイト設置の多目的トイレ	ユニバーサルデザインを取り入れた設計
栃木県	学校	栃木県立のぞわ養護学校	宇都宮市岩曾1177-2		15,454.83	(株)桂設計	栃木県	エレベーター	車いす4台と大人2名が乗れる大型エレベーター2基。かごの前後に扉を設けてある
群馬県	なし								
埼玉県	図書館	深谷市立花園こども情報交流図書館	深谷市	H18.5.26		福島建築設計事務所	深谷市	多機能トイレ 視覚障害者誘導ブロック	県産材を使用し、木でつくられた「こども図書館」。ユニークな木製家具を使用。

公共団体名	建物用途	建築物名称	所在地	認定年月日	述べ床(m <sup>2</sup> )	設計者名	施主名	優れている部位など	特徴
東京都	ホテル	京王プラザホテル	東京都新宿区西新宿2-2-1	—	175,043.00		(株)京王プラザホテル	ユニバーサルルーム(25室)の設置	改修 客室を改修しユニバーサルルームを設置 平成14年 東京都福祉のまちづくり功労者知事感謝状
	店舗	京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター	東京都多摩市関戸1-10-1	—			京王電鉄(株)	ユニバーサルデザイントイレの設置	改修 計画段階から障害のある方々の意見を取り入れユニバーサルデザインのトイレを設置 平成16年 東京都福祉のまちづくり功労者知事感謝状
神奈川県	福祉センター	南保健センター	相模原市相模大野6-22-1		6,695.47	(株)アルコム		全体	社会福祉施設ということもあり、全体的にバリアフリー化が徹底されている。
	中学校	大和市立渋谷中学校	大和市下和田49		12,550.25	(株)豊建築事務所	(財)大和市学校建設公社	学校施設全体がユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮している	エレベーターを棟毎に設置、各階にみんなのトイレを設置している。学校開放部分についてもユニバーサルデザインとしている
新潟県	スタジアム	東北電力ビッグスワンスタジアム	新潟市中央区清五郎67番地12		88,420.00	(株)日建設計	新潟県	エレベーター 車椅子席 便所	身障者用エレベーターを3台設置。  水平移動で3階コンコースから1層目スタンド最上段の車椅子席へ移動が可能  3階コンコースに身障者の方でも利用しやすい多目的トイレを設置
	病院	新潟県立新発田病院	新発田市本町1-2-8	H18.8.11	49,555.06	(株)山下設計	新潟県	便所	屋内便所をバリアフリーとし、オストメイト用の汚物流しや水洗を設置

公共団体名	建物用途	建築物名称	所在地	認定年月日	述べ床(m <sup>2</sup> )	設計者名	施主名	優れている部位など	特徴
富山県	集会場等 (福祉複合施設)	氷見市いきいき元気館	氷見市中央町12番21号		6,980.28	鈴木一級建築設計事務所	氷見市	全館バリアフリー	新設した「元気館」には、1～2階の保健センター機能に3階の大・小会議室、ホールを備え、旧総合体育館を改修した「いきいき館」には、ボランティア総合センター、地域子育てセンター等が入り、市民の健康づくりを支援し、乳幼児から高齢者までが集い、世代間交流のできる多機能施設とするため、全館バリアフリーとした。
石川県	学校	かほく市立宇ノ気中学校	かほく市宇ノ気281番地		12,751.00	(株)五井建築設計研究所 西川栄治	かほく市	敷地内の歩車分離 屋外スロープ トイレ	敷地内の歩車分離が徹底されている。 屋外スロープは庇、融雪装置が設けられており車いす使用者に配慮されている。
	店舗兼工場	塗り太郎	輪島市河井町1-100-1		96.00	中宮春男	中宮春男	通路	車いす使用者が切り返しなしに店内を一周できるようになっている。
福井県	店舗	県民せいきょうハーツはるえ	坂井市春江町随応寺25字1						店内通路を広く確保、商品の陳列も全体的に低めに設定されている。また、思いやりトイレとして車いす使用者用トイレと併せてベビーシートや小児用トイレも設置しているほか、車いす使用者用駐車区画の理解促進にも努めている。
		敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」	敦賀市東洋町4-1						館内の2段手すりやホールステージ横の昇降機、オストメイトトイレの設置など様々な来場者を想定した整備を行っている。また、屋外には介助犬用トイレも設置している。
		坂井市立丸岡南中学校	坂井市丸岡町高瀬15-2						徹底した段差解消やエレベーターの導入、車いす使用者用トイレ(2か所)の設置など、地域に開かれた学校として建物全体のバリアフリー化に努めている。

公共団体名	建物用途	建築物名称	所在地	認定年月日	述べ床(m <sup>2</sup> )	設計者名	施主名	優れている部位など	特徴
福井県		パレア若狭	若狭町市場 18-18						建物全体のバリアフリー整備に加え、音楽ホールの難聴者対応装置やオストメイトトイレ、点字案内板、高齢者対応公衆電話の設置など高齢者や障害者の方々に配慮したやさしい整備を行っている。
		大衆割烹 蔭	越前市芝原 5-5-39						車いす使用者用駐車区画や車いす使用者用トイレの設置、点字ブロックの敷設など県内でも数少ないバリアフリー化された飲食施設であり、車いす使用の方も気軽に食事が楽しめる。
		ともだくりニック	坂井市坂井町長畑 25-3-5						小規模施設ながら、車いす使用者用トイレの設置や点字ブロックの施設に配慮し、また、待合室に子どもの遊び場を設けるなど、来院の方が快適に過ごせるよう努めている。
岐阜県	オフィスビル	大岐阜ビル	岐阜市神田町9-27		14,300.00	(株)日本設計名古屋支社	大岐阜ビル	多目的便所、駅前ペDESTリアンデッキとの連続性	オストメイト対応設備を設けた多目的便所の複数設置
	図書館	高山市図書館 煥章館	高山市馬場町2丁目115番地	H16.1.30	3,901.63		高山市	聴覚障害者用設備等の充実、親子トイレの設置	1・2階カウンターに聴覚障害者用の非常用電光掲示板、回転燈、出入口にフラッシュライトの設置 親子トイレの他、オストメイト対応の多目的トイレも設置

公共団体名	建物用途	建築物名称	所在地	認定年月日	述べ床(m <sup>2</sup> )	設計者名	施主名	優れている部位など	特徴
愛知県	旅客ターミナルビル	セントレア	常滑市セントレア一丁目1番地	H16.10.7	228,942.48	(株)日建設計	中部国際空港(株)	移動経路、トイレ、エレベーター等	ユニバーサルデザイン研究会を設計段階から立上げ、実物の検証、確認等を行っている。
	パーキングエリア	刈谷ハイウェイオアシス	刈谷市東境町吉野55番地	なし	7,950.76	(株)鶴飼哲矢事務所	刈谷市、日本道路公団、刈谷ハイウェイオアシス(株)	トイレ、サイン	親子トイレ、多目的トイレを男女別に完備。ドラックストイレは機能性だけでなく、快適性と楽しさを追求した。
	複合店舗施設	イオンナゴヤドーム前ショッピングセンター	名古屋市東区矢田南4-102-3	なし	154,288.00	イオン(株)	イオン(株)	駐車場	身障者駐車区画における当該外駐車を防止し、身障者が安心して車で来店できる「身障者向け専用駐車場区画管理システム」を導入。
滋賀県	スポーツ施設	におの浜ふれあいスポーツセンター	大津市におの浜4-2	なし	3,796.49	東畑建築事務所	大津市	便所、アリーナ、プール	便房内のレイアウトに関して利用者の使い勝手に配慮し様々なタイプ便房を設置している。プール用のスロープが設置されている。
	博物館	安土城考古博物館	蒲生郡安土町下豊浦6678	なし	246(増築)+5,846(既存)	(株)中田設計	滋賀県	車いす駐車場から玄関までのアプローチ	増築改修に際して、利用者意見反映委員会を設置し、設計段階で2回の委員会を開催し、設計に反映した。
	聴覚障害者通所施設	びわこみみの里	守山市水保町165-1	なし	693.38	(株)莫設計同人	(福)滋賀県聴覚障害者福祉協会	文字や視覚の情報装置	障害者が安心して過ごせる作業所となるよう、車いす使用者、盲ろう者、聴覚障害者が利用しやすいように工夫されている。
京都府	総合交流センター	バンビオ1番館	長岡京市神足2丁目3-1	認定申請なし	10,300.00	(株)アール・アイ・エー	長岡京駅西口地区市街地再開発組合	屋内便所	館内全てがバリアフリー化 各階の便所が障害者対応 3階~7階の便所がオストメイト対応

公共団体名	建物用途	建築物名称	所在地	認定年月日	述べ床(m <sup>2</sup> )	設計者名	施主名	優れている部位など	特徴
大阪府	病院	関西医科大学附属枚方病院	枚方市新町2-3-1	認定申請なし	73,093.93	(株)竹中工務店	(学)関西医科大学	病院へつながる公共用歩廊	体に不調のある利用者の安全と安心、利便性に対し、最大限の配慮がなされている。また、地理的にも他の福祉施設とのアクセスがよく、周辺地域との垣根を感じさせない。
	物販店	そごう心斎橋本店	大阪府中央区心斎橋筋1-8-3	H17.8.24	58,175.05	(株)竹中工務店	(株)そごう	アクセスの良さ 明快なサイン計画	1階には東西に主要な出入口を設け、障害無くアプローチできる。また、地下鉄からも福祉対応EVによりアクセス可能。従業員の人的サービス対応が充実している。
兵庫県	体育館	洲本市文化体育館	洲本市塩屋1丁目1-17	H15.7.10	12,068.00	(株)日建設計	洲本市	トイレ 観覧席 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多機能トイレが6箇所あり、全てオストメイト対応汚物流しとベビーキーパーを設置</li> <li>・観覧席には点字付き座席番号、足元空調を設置し、車いす用観覧席も設置</li> <li>・舞台に車椅子でも上がれるよう取り外し式のスロープを設置</li> <li>・親子連れでも安心して観覧できるよう、幼児室や親子室を設置</li> <li>・補聴器の方にも良く聞き取れるよう、磁気コイルを床に埋め込んだ会議室を地域解放</li> </ul>
	物販店舗	イトーヨーカドー明石店	明石市二見町西二見1454番地	H15.7.30	54,696.00	(株)パシフィック総合開発研究所	(株)イトーヨーカ堂	出入口 便所 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の全ての出入口に点字表示付き呼び出しブザーを設置</li> <li>・幼児専用トイレ等を備えた赤ちゃん休憩室、手すり・ベンチを設置した段差のない試着室、オストメイト対応汚物流しや介護ベッドを備えた多目的便所等を設置</li> </ul>

公共団体名	建物用途	建築物名称	所在地	認定年月日	述べ床(m <sup>2</sup> )	設計者名	施主名	優れている部位など	特徴
奈良県	銀行	南都銀行 真美ヶ丘支店	香芝市瓦口 2144		1,316.43	㈱福本設計	㈱南都銀行	エレベーター	狭い空間を効率よく移動できるように、2階駐車場から専用のエレベーターを設置
	駅	近鉄大阪線 大和高田駅	大和高田市北本町 14-4		1,562.08	全日本コンサルタント(株)	近畿日本鉄道(株)	多目的便所	電動開閉式扉であり、かつ、その配置を示す触地図つきで整備
和歌山県	官公庁舎(防災センター)	和歌山県 庁南別館	和歌山市 湊通丁北1丁目2の1番地		11,432.23	梓・高松工事設計共同体		身体障害者専用駐車場2台分、インターホン、玄関に音声誘導、点状ブロック、エレベーター、多目的トイレ、多目的トイレ案内表示 ※添付の写真より転記	
	税務署	海南税務署	和歌山県 海南市名高 255番4		952.21	近畿地方整備局営繕部(株)小林総合計画			
山口県	庁舎	周南総合庁舎	周南市		17,173.00	類設計室・異設計コンサルタントJV	山口県	多機能便所	札幌式トイレの採用 盲導犬用トイレ オストメイト対応
	劇場・図書館	山口情報芸術センター	山口市		14,824.67	磯崎新アトリエ	山口市	多目的トイレ、点字ブロック、障害者対応EV	オストメイト対応、乳児シート
	公衆便所	三軒家公園公衆便所	山口市小郡三軒屋町 5-2		9.72	山口市建築課	山口市	公衆便所	オストメイト用水洗汚物流し

公共団体名	建物用途	建築物名称	所在地	認定年月日	述べ床(m <sup>2</sup> )	設計者名	施主名	優れている部位など	特徴
福岡県	航空旅客ターミナル施設	北九州空港	北九州市小倉南区空港北町6番	H19.3.2 (最終認定)	16,120.67	梓・HOK設計共同企業体	北九州エアターミナル(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合案内における聴覚者用サイン・FAXの設置</li> <li>・館内における案内表示の充実</li> <li>・通常よりも緩やかなスロープの設置</li> <li>・トイレにおける音声案内装置での誘導及び全階にオストメイト対応トイレの設置</li> </ul>	基本設計の段階からの北九州福祉まちづくりネットワーク、北九州高齢者福祉事業協議会など福祉団体の方々と話しあい、利用者の意見を施設計画に取り込んでいる。旅客ターミナルビルは、初めての人にもわかりやすいよう出発・到着及び国内・国際を明確な動線にしており、また、総合案内に聴覚者用サイン・FAXの設置したり、館内における案内表示の充実などわかりやすい配慮を施している。トイレにおける音声案内装置での誘導や、全階にオストメイト対応トイレの設置、スリットを入れた誘導ブロックの整備などを施している。
長崎県	博物館	長崎歴史文化博物館	長崎市立山1丁目1番1号	—	13,309.00	(株)黒川紀章建築都市設計事務所	長崎県・長崎市	多目的トイレ	バリアフリーとし、オストメイト用の汚物流しを設置
	美術館	長崎県美術館	長崎市出島町2番1号	—	9,981.00	(株)日本設計/隈研吾	長崎県	多目的トイレ	男女別々の多目的トイレを設置
	病院	長崎県立子ども医療福祉センター	諫早市永昌東町24-3	—	7,793.00	三建・八光特定設計業務共同企業体	長崎県	床の段差	水廻り部分と廊下間、中庭と廊下間など、床の段差をなくした。

公共団体名	建物用途	建築物名称	所在地	認定年月日	述べ床(m <sup>2</sup> )	設計者名	施主名	優れている部位など	特徴
熊本県	物販店舗他	ダイヤモンドシテイクレア	上益城郡嘉島町大字上島字長池 2232番地	H17.9.5	104,595.41	(株)竹中工務店	ダイヤモンドシテイ	トイレ・通路・車いす使用者用駐車場・入口他	カーペット張りの通路の両端部を石張りとして車椅子での通行に配慮。トイレは色・サインを統一し分かりやすく。トイレ前にカートロッカーを設置し、買い物中でも利用しやすい。車いす使用者用駐車場はコインシステムとし、一般車が駐車できないよう工夫。各入口に場所を記したカードを置いて、どの入口から入店したか分かる等。
	福祉センター他	こども総合療育センター	宇城市松橋町豊福 2900番地	-	8,152.96	(株)日建設計	熊本県	トイレ、洗面台、浴室、個室他	パブリックコメントの実施や実物大模型(モックアップ)を作成してのシミュレーションを通じて、使いやすい施設の整備を行った。
	物販店舗、飲食店舗他	(上通地区プロジェクト)	熊本市上通商店街地区	-	-	-	-	トイレ・案内サイン	各店舗のトイレを買い物客・通行客に公衆トイレとして提供。地区の各店舗で案内サインを統一等。
宮崎県	集会所	高鍋町総合交流ターミナル施設	高鍋町大字上江 6900	H13.4.20	1,649.52	(株)創建・設計事務所	高鍋町役場(農業振興課)	床段差 20mm以内。	農産物販売所、レストラン部、温泉浴場の三つの機能が別棟で構成されている。
鹿児島県	学校	障害者職業能力開発校	薩摩川内市入来町浦之名 1432番地		8,803.83	(株)安井建築設計事務所	国土交通省	障害者トイレ	ワストメットの設置。 遠赤外線ヒーターの設置。

## 3. 2 設計事例集

### (1) 将来の地域開放や障害児の受け入れを考慮して設計された小学校



#### 久居市立誠之小学校

所在地 三重県久居市西鷹跡町 424  
設計者 日新設計(株)  
構造 鉄筋コンクリート造  
階数 地上3階(一部平屋建)  
竣工年 2000年3月  
敷地面積 3,948.72㎡  
建築面積 2,933.12㎡  
延床面積 2,901.31㎡  
用途 小学校

障害の有無に関わらず、共に学び、共に生きるノーマライゼーションの理念を実現するため、また、地域開放対象となるため児童以外にも高齢者・障害者等に対しても優しい施設づくりを目指し、校舎のバリアフリー化を図っている。仕上げには木をふんだんに使い、温もりのある優しい仕上げとしている。また、児童の体験学習を行うなどみんなでバリアフリー教育をも推進している学校である。平成12年度三重県バリアフリーまちづくり賞受賞。

#### A 駐車スペース

来客用の玄関脇には車いす使用者用駐車スペースを配置。また、傾斜路は、障害者用駐車スペースから最も近い位置に配置している。



#### D エレベーター

身体に障害を持つ児童の受け入れだけでなく、怪我をした児童や、地域開放時の高齢者・障害者等に配慮し設置。



#### B アプローチ (上)

#### C アプローチ (2) (下)

視覚障害者誘導用ブロックにより、玄関前のインターホンに誘導し、職員を呼び出す。内部の廊下には、誘導を目的とした視覚障害者誘導用ブロックは敷設されていない。

#### E 児童用出入口

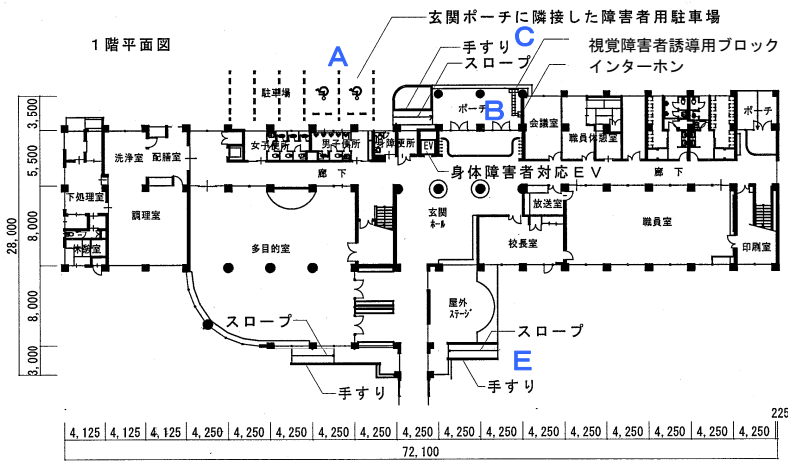
児童用の出入口にも傾斜路と階段が併設されている。



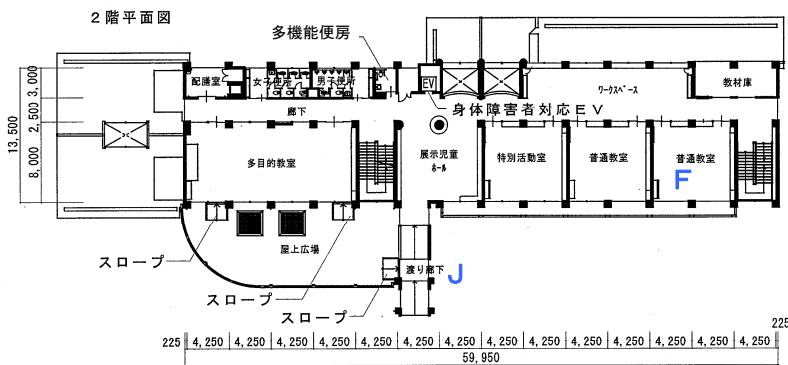
#### F 黒板

各教室に設置されている黒板は、容易に上下させることができる。身長が低い人にも書きやすく、児童もいすの上に乗って書くなどの危険な状況を回避できる。また、黒板がやや前に突出しているため、車いす使用の先生からも、足が黒板の下に入る形となり書きやすいと好評である。

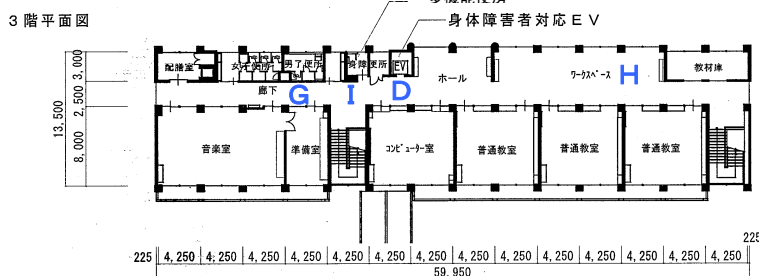
- エレベーターや多機能便房の設置
- 黒板などの設備にも細かな配慮
- 各所交流スペースにおいて木製ベンチを設け、ゆとりをもった利用に配慮



**G 室名表示**  
文字だけでなく、ピクトグラムを利用し、低学年の児童でも分かりやすいよう配慮されている。



**H ワークスペース**  
廊下幅は広く取られている。また廊下の一部をワークスペースと一体化してゆったりさせている。



**I 多機能便房**  
1階の多機能便房の大便器(左)は一般的な大きさのものを使用しているが、2階の多機能便房の大便器(右)は子ども用のやや小さい便器を使用しており、バリエーションを持たせている。



**J 渡り廊下**  
隣棟との渡り廊下も、段差を無くし緩やかな傾斜路としている。



**K 既存棟児童出入口**  
改修を行っていない既存棟についても児童出入口に傾斜路を設置している。

## (2) 車いす使用者に配慮した幼稚園



A 道路からの全景

### 原宿幼稚園

所在地	東京都渋谷区神宮前
設計者	アンリ・ゲイダン+金子文子/ シエル・ルージュ・クレアシオン
構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上2階
竣工年	1998年7月
敷地面積	685.11㎡
建築面積	437.99㎡
延床面積	655.57㎡
用途	幼稚園+住宅

本建築物は、牧師館併設のキリスト教系幼稚園である。

東京都福祉のまちづくり条例適合建築物で、小規模ながら障害者等への配慮がなされており、内外共にデザイン性の高い快適な空間として整備されている。

- ・ 通りから中心の多目的ホールまで傾斜路等で段差なしでアプローチできる。
- ・ アプローチルートには視覚障害者誘導用ブロックも敷設している。
- ・ シャワーコーナー付多機能便房を園児用便房に近接して設けている。
- ・ シャワーコーナーは園児の下洗い場としても機能している。



B 園庭からの全景

左端には道路と園庭を結ぶ路地途中に障害者用入口がある。

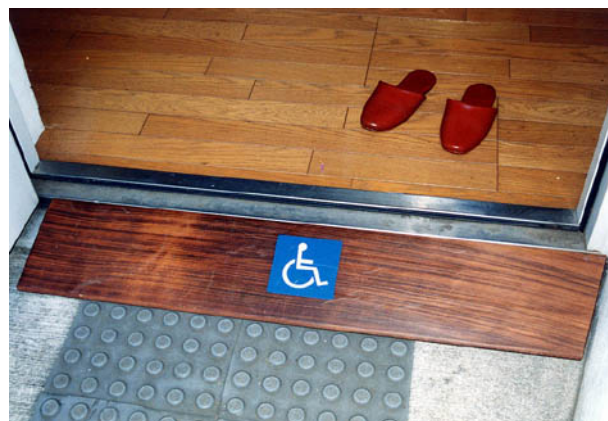


C 正面玄関横の障害者用通路

園庭に通じる路地に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている。勾配 1/20



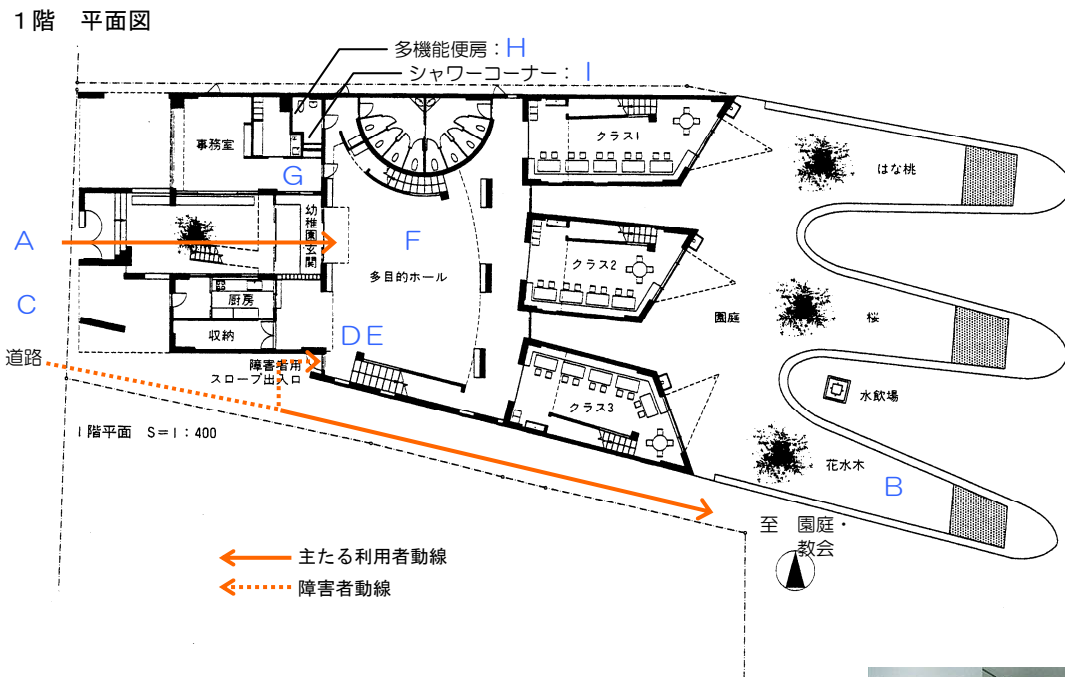
D 障害者用入口



E 障害者用入口のドア付近

段差解消用傾斜路を使用時に設ける。

- 中心の多目的ホールまでの段差のないアクセス
- シャワーを備えた多機能便房の設置



F 多目的ホール  
奥に多機能便房を設けている。



G 多機能便房入口



H 多機能便房  
緊急呼び出しボタン、洗浄ボタン（自動・手動兼用）も装備している。



I シャワーコーナー  
多機能便房内にシャワーコーナーを設けている。

### (3) 多様な利用者が快適に利用できる音楽・スポーツ・展示会等の多目的イベント施設



#### さいたまスーパーアリーナ

所在地 埼玉県さいたま市  
 設計者 MAS・2000 共同設計室 (代表 日建設計)  
 バリアフリー指導 高橋儀平東洋大学教授  
 構造 鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート・RC造  
 階数 地下1階、地上7階  
 竣工年 2000年3月、2000年9月オープン  
 建築面積 45,007m<sup>2</sup>  
 延床面積 132,397m<sup>2</sup>  
 用途 アリーナ+コミュニティアリーナ、  
 スタジアム (ムービングブロックの移動により可変)、  
 文化アミューズメント施設

本施設は、さいたま新都心の賑わい、文化、情報発信の中核施設として位置づけられている。

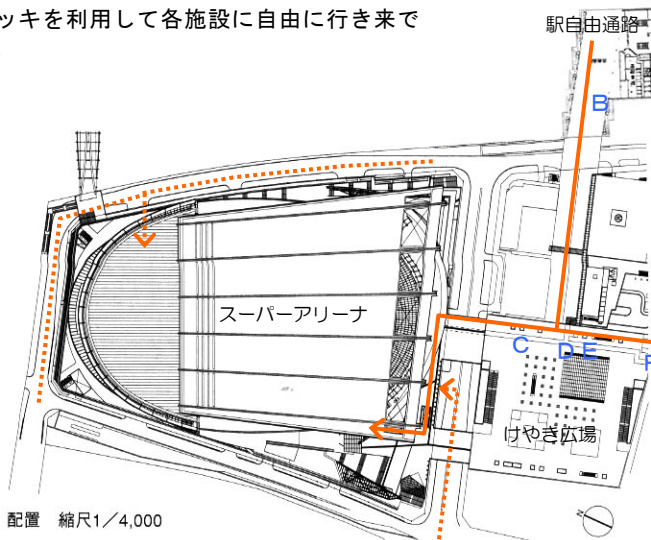
バリアフリー都市宣言の街にふさわしく、子どもから高齢者まで、障害のある人も外国人もすべての人が安心して快適に活動できるよう、先進的な誘導案内システムが整備され、イベント時にはマンパワーによるサポートもなされている。

(街全域)

- ・ 駅から施設まで街全体に2階レベルの歩行者デッキやシェルターを連続して整備し、人と車を完全分離し安全で快適な歩行者動線を確保するとともに、歩行者デッキと地上との上下移動のため、随所にエレベーターやエスカレーターを設置。
- ・ 視覚障害者のためには、視覚障害者誘導用ブロック、触知図及び音声誘導装置を、聴覚障害者のためには、LED (発光ダイオード) 文字表示装置を設置するなど、障害者に配慮した歩行者系サインを整備。
- ・ 案内窓口による地区や施設案内、車いす、ベビーカー、音・音声案内端末の無料貸出サービス、視覚障害者のための点字版ガイドマップの配布及び点字プリントサービス、聴覚障害者のためのFAXサービス、外国人のための4か国語版のガイドマップの配布。
- ・ 「バリアフリーまちづくりボランティア」による障害者や高齢者などのガイドヘルプ (移動助助) (スーパーアリーナ内部)

#### A 2階歩行者デッキからの全景

デッキを利用して各施設に自由に行き来できる。



← 主たる利用者動線  
 ← 車動線

配置 縮尺1/4,000



#### B さいたま新都心駅自由通路 2階歩行者デッキとつながり、総合案内所がある。

#### C 誘導ブロック上に架けられたシェルター けやきひろばでは車いす利用者も直接樹木に触れることができる。

#### D デッキ階と1階を結ぶ車いす対応エレベーター 出口には視覚障害者誘導用ブロック、案内板が設置され、シェルターとつながる。



#### F 音声案内誘導装置付案内ポール 上部は電光掲示盤。

#### E 案内板 触知図、音・音声案内付きとなっている。

【携帯端末】  
 総合案内所、ふれあいプラザで貸し出しをしている

- 都市レベルで整備された誘導・案内システム、ソフトサービス
- 車いす使用者をはじめ、様々な障害者の安全性、快適性に配慮した多目的イベント施設



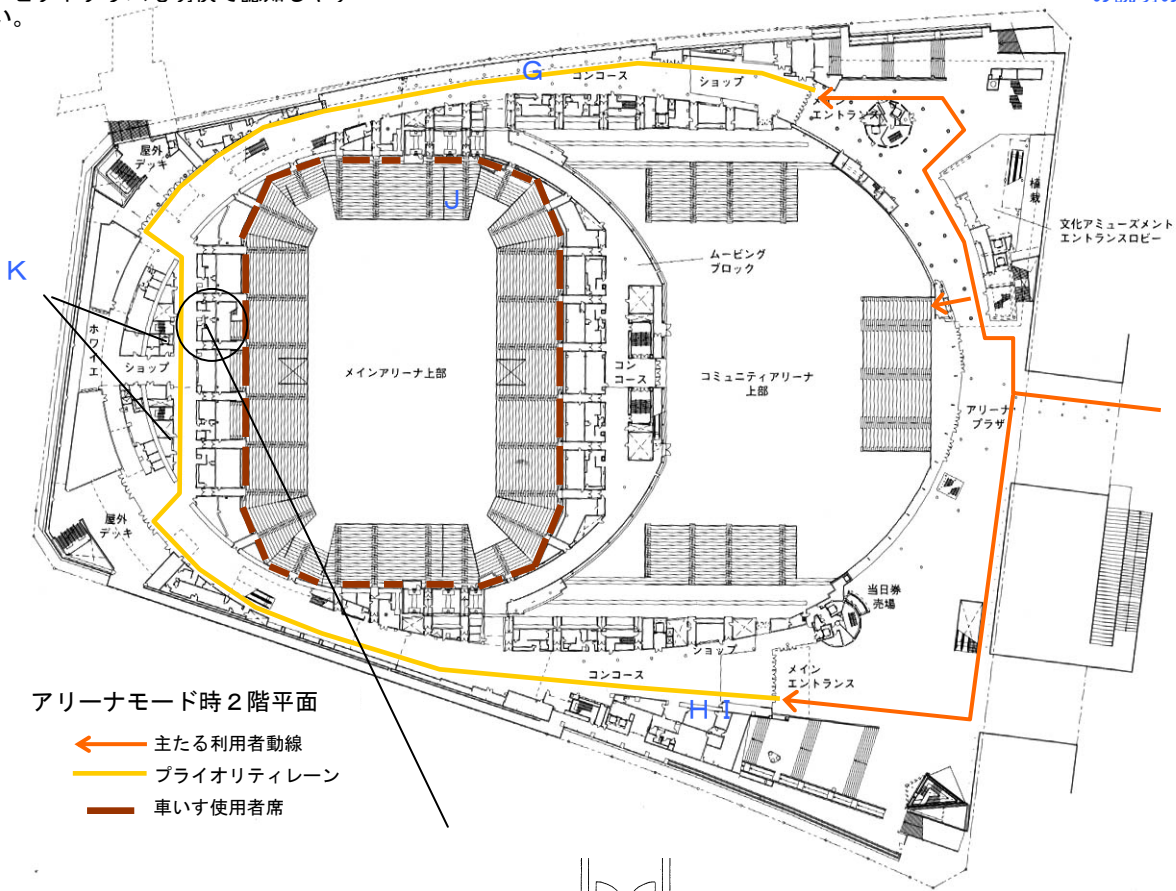
**G** 2階コンコースの黄色のプライオリティレーン  
視覚障害者(弱視)、車いす使用者の導入ルートとして機能する。ピクトグラムも明快で認知しやすい。



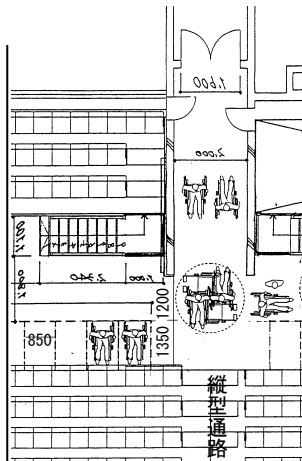
**H** コンコース入口部プライオリティレーン手前の案内板・視覚障害者用触知図  
聴覚障害者用大型映像装置が設けられている。



**I** プライオリティレーンの説明の入った触知図



**J** 余裕のある車いす使用者席  
縦型通路方式により一般利用者の背後通行が少なく災害時の安全性も高い。縦型通路に沿って見えやすい黄色の手すりが設けられている。



車いす使用者席平面図 1/200



**K** 大型ベッド(収納式)付多機能便房



**L** シャワー付多機能便房  
一階S1エントランスに設置

## (4) 駐車場から診察室まで段差をなくしたアクセシビリティの高い診療所



### 小竹整形外科

所在地 群馬県前橋市三俣町 3-30-10  
設計者 エムロード環境造形研究所  
構造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造  
階数 地上1階  
敷地面積 510.00 m<sup>2</sup>  
建築面積 231.03 m<sup>2</sup>  
延床面積 218.94 m<sup>2</sup>

A 敷地入口から建物を見る

本建築物は、整形外科の単科診療所である。認定建築物であるため、218 m<sup>2</sup>と小規模ながら設計段階から高齢者・障害者等への配慮が考慮されており、デザイン性も高い快適な空間として整備されている。小規模な建築物においても工夫次第で多くの人が快適に利用できる空間として整備できることがわかる。

- ・駐車場には、障害者用の駐車スペースが最も入口に近い部分に設けられている。
- ・駐車場から診療室内まで全て傾斜路などによって段差を排除している。玄関での靴の履き替えもなくしている。
- ・視覚障害者対応の視覚障害者誘導用ブロックが敷地の入り口から受付まで敷設されている。
- ・便所は、多機能便房とそうでないものが両方設置されている。



B エントランス

玄関まで視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている。



C 入口

傾斜路が設置されている。



D 玄関

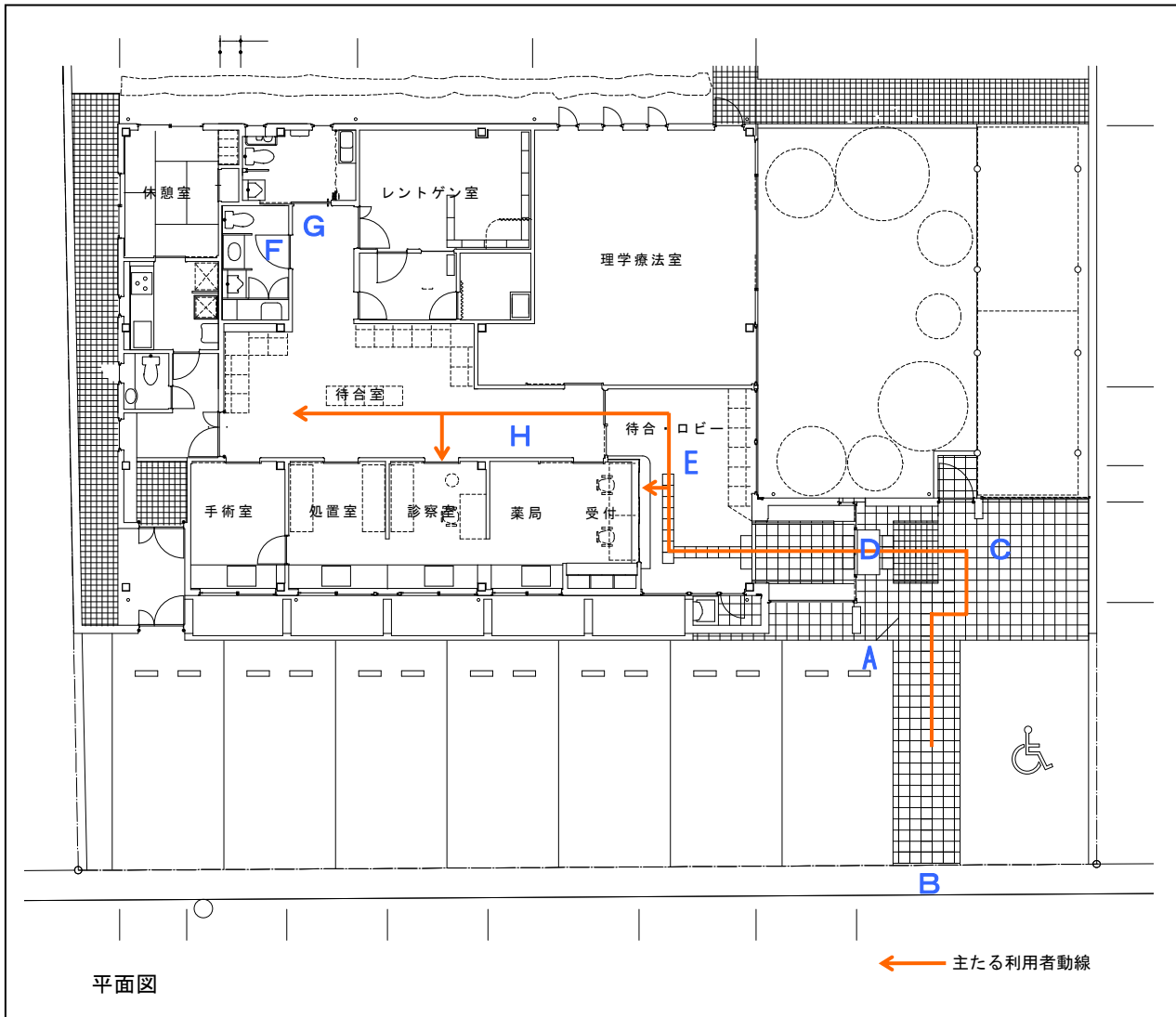
入口の段差はなく、履き替えもしない。



E 受付

受付に視覚障害者誘導用ブロックが設置されている。

- 玄関の段差を排除
- 高齢者、乳幼児を連れて人、車いす使用者なども利用しやすい多機能便房を設置



F 多機能便房



G 多機能便房のサイン

H 廊下  
すっきりしたデザインとなっている。



## (5) 高齢者・障害者等が利用しやすい町営診療所



### 比布町立ぴっぷクリニック

所在地 北海道上川郡比布町中町 1-2-10  
 設計者 (株)サン設計事務所  
 構造 鉄筋コンクリート造  
 階数 1階  
 竣工年 2000年  
 面積 1,614.99㎡

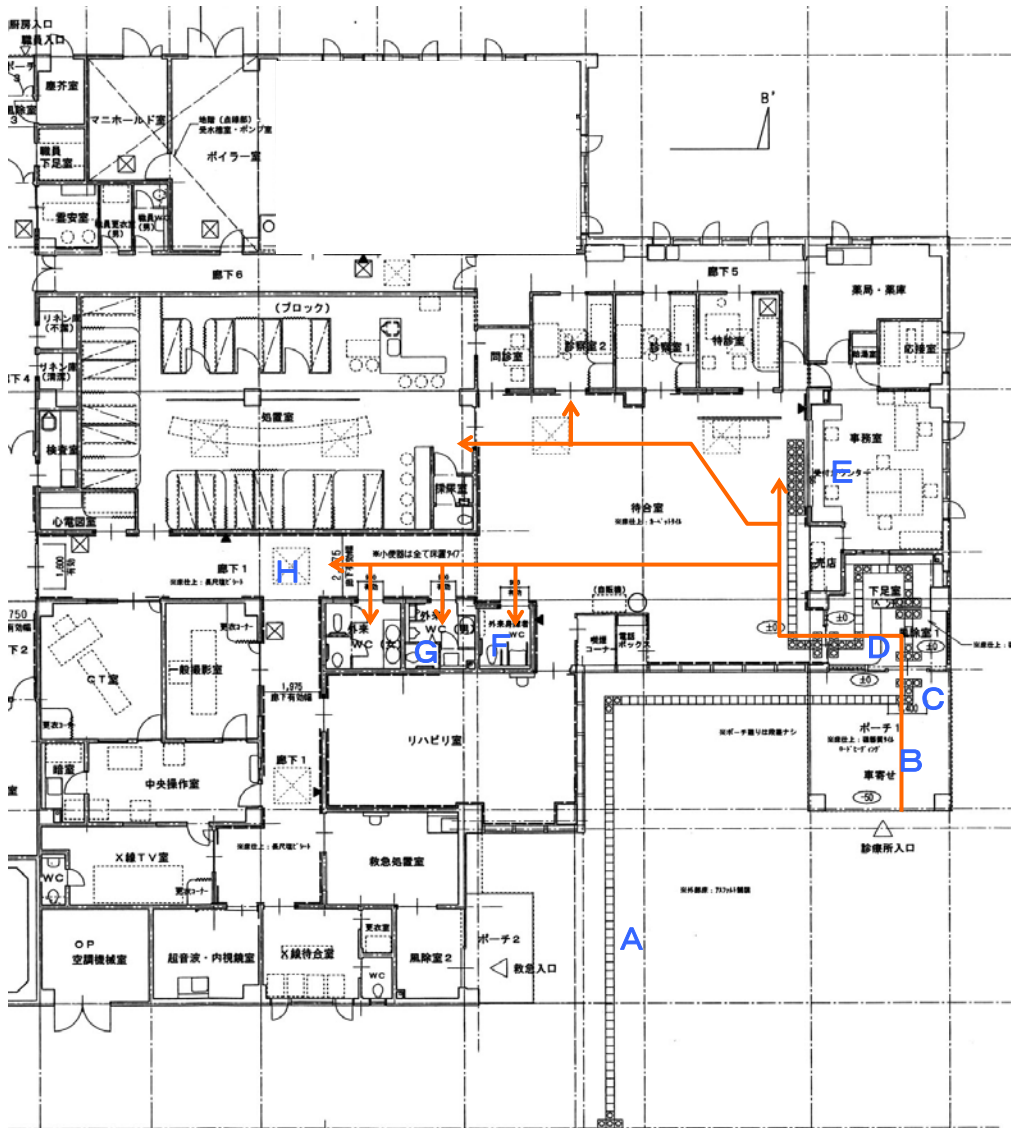
町立の地域医療の中心施設として整備され、療養型、介護型、医療型の病床計 19 床を持っている。

施設整備の理念として、「思いやりと健康」をあげ、ハートビル法の基準遵守と共に、社会的、心理的な障壁の除去に配慮した計画を行っている。

来院者は1日約 130 人で、その約 2/3 は 65 歳以上の高齢者である。また、車いす使用者は、1日に5～6人である。このため、施設の整備は、高齢者・障害者等に使いやすい居心地のよい、ゆったりとしたスペースを確保している。

#### A. B. C 視覚障害者誘導用床材、

ポーチ部分のロードヒーティングや、幅の広い自動ドア、段差のない出入口が整備されている。



- 電光掲示による案内がある受付カウンター
- 手すりに点字による室名を表示



**D 連続した視覚障害者誘導用ブロックの敷設**  
2連引戸の自動ドア、段差のない玄関。ここでスリッパにはき変えるが、外部から内部まで段差はない。



**E 受付までの連続した誘導**  
高さ 750mm のカウンター、電光掲示による案内・情報提供がなされている。



**G 便所 (男子用)**  
小便器、大便器共に手すりを整備している。



**F 多機能便房**  
折りたたみ式の乳幼児用ベッドも整備されている。



**H 病棟の幅広い廊下**  
ドアの内外がわかるガラス窓、連続した手すり(点字シールと文字の室名表示)、壁に埋め込んだ消火器が設置されている。

右: 院内PHSを使ったハンディナースコールシステム



## (6) 異なるバリエーションの多機能便所を設置した庁舎



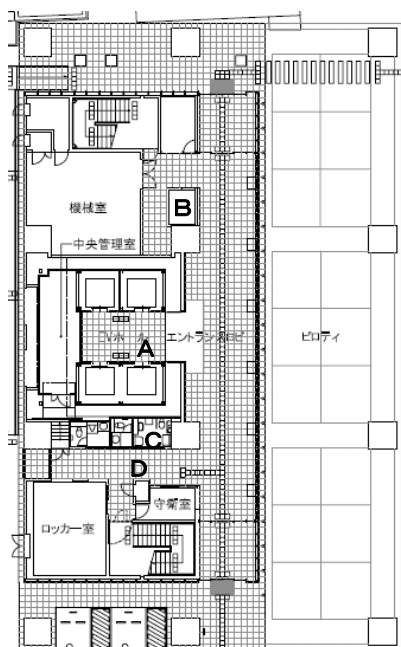
外観

### 和歌山県庁南別館

所在地 和歌山県和歌山市湊通町北  
1丁目2番地の1  
設計者 梓・高松工事設計共同体  
構造 S造一部RC、SRC造  
階数 地上10階  
竣工年 2007年3月  
敷地面積 4,558.00㎡  
建築面積 1,195.82㎡  
床面積 11,431.16㎡  
用途 官公庁舎（防災センター）

和歌山県庁南別館は、県庁の分庁舎機能と、大規模災害対策の中核となる防災拠点としての機能を持ち合わせた施設である。防災拠点として十分な耐震性能・免震効果を保持しており、かつ全ての人が利用しやすい設備設計となっている。

中でも便所は、各階に女子便所、男子便所、多機能便所が各1ヶ所ずつ配置されている。また多目的便所は、高齢者・障害者・車いす使用者等が快適に利用できるように、各階で異なるバリエーションとなっており、利用者は自分にあった多目的便所を利用することが可能である。



1階平面図



#### A. 障害者対応エレベータ

4台設置されており、うち1台は非常用エレベータとなっている。



#### B. 授乳室

1階北側入口付近に設置されている。

#### C. 1階多機能便所

左手の多機能便所となっている。入口には、便所のレイアウトがよくわかる案内図及び各階多目的便所の案内が表示されている。



D. 1階多機能便所入口



・トイレ案内図（上）  
各便所入口に設置されている。

・各階案内表示（右）  
各階多機能便所入口に設置されており、利用者にわかりやすい表示になっている。

各階多目的トイレのご案内	
10F	背もたれ 男女用
9F	縦型 男女用
8F	洗浄機能付き背もたれ 男女用
7F	洗浄機能付き背もたれ 男女用
6F	背もたれ 男女用
5F	縦型 男女用
4F	洗浄機能付き背もたれ 男女用
3F	洗浄機能付き背もたれ 男女用
2F	縦型 男女用
1F	背もたれ 男女用

- 建物内に様々な利用者を想定した多機能便所を分散
- 各便所入口にトイレ案内図、多機能便所入口に各階多機能便所の案内表示を設置
- 1階に授乳室、2～10階多機能便所に乳幼児用イスを設置



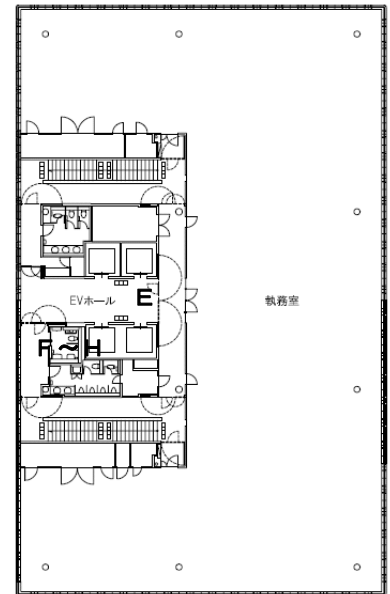
**E. エレベータ横案内図**

各階エレベータ横にはフロア案内図が設置されており、その階の多機能便所の種類も表示されている。



**F. 2階多機能便所**

右勝手の多目的便所で、細長型の便器となっている。



基準階平面図



**G. 3階多機能便所**

左勝手の多目的便所で、オストメイト対応となっている。また、ベビーシートが設置されている。



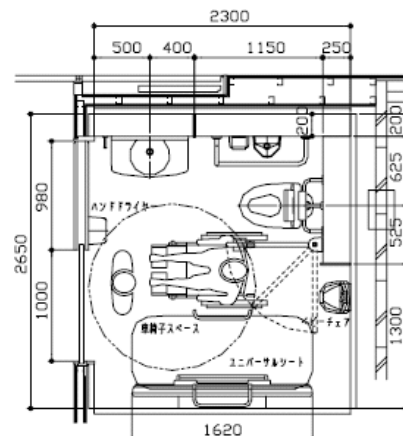
**H. 4階多機能便所**

右勝手の多目的便所で、ユニバーサルシートが設置されている。

・各階多機能便所の種類

(※2～10階には乳幼児用イスを設置)

10F	背もたれ オストメイト	ベビーシート	(右勝手)
9F	細長型		(左勝手)
8F	洗浄機能付き ユニバーサルシート	背もたれ	(右勝手)
7F	洗浄機能付き オストメイト	背もたれ ベビーシート	(右勝手)
6F	背もたれ ユニバーサルシート		(左勝手)
5F	細長型		(左勝手)
4F	洗浄機能付き ユニバーサルシート	背もたれ	(右勝手)
3F	洗浄機能付き オストメイト	背もたれ ベビーシート	(左勝手)
2F	細長型		(右勝手)
1F			(左勝手)



・4、8階多機能便所平面図

## (7) 視覚障害者等にも配慮した音楽ホール



A 音楽堂正面

### 石川県立音楽堂

所在地	石川県金沢市昭和町 20-1
設計者	芦原建築設計研究所
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
階数	地下2階地上5階
竣工年	2001年8月
敷地面積	6,904.69㎡
建築面積	6,155.56㎡
延床面積	29,400.99㎡
用途	劇場（コンサートホール、邦楽ホール、交流ホール）

本施設は、藩政以来培われてきた伝統芸能とオーケストラ・アンサンブル金沢に代表される質の高い洋楽文化を育んだ土地柄を背景に、邦楽と洋楽の交流及び、内外に向けて音楽文化を発信する拠点として計画された。

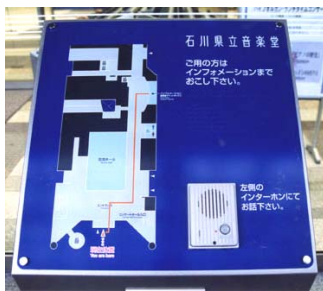
南北に配置された両ホール入口を結ぶインナーモールは、常時公開されており、中央の1階インフォメーションを経由する動線を中心に、施設内外には視覚障害者をはじめ、様々な障害者への配慮がなされている。

- ・視覚障害者への配慮として、両ホールエントランス前に音声標識ガイドシステム及び、音声触知図案内板を設け、視覚障害者誘導用ブロック等を併設して1階インフォメーションまで誘導している。インフォメーションでは、音声情報案内システムの端末受信機を貸出し、この誘導・案内を利用して2階クロークまで誘導する。クロークから座席までは係員が案内する。
- ・通路側座席には、座席番号の点字表示を行っている。
- ・聴覚障害者への配慮として、同時通訳装置を利用した赤外線方式による補聴システムを用意している。
- ・車いす利用者への配慮として、両ホール内に車いす利用者用観覧席を設けている。また、一般便房の手前には多機能便房を設け、インナーモールに面する多機能便房はオストメイトへの配慮も行っている。
- ・子ども連れでも周りに迷惑をかけずに鑑賞できる防音仕様の親子室を設置している。



### B コンサートホール玄関入口

利用者は携帯している小型送信機のボタンを押し、必要な時だけ音声触知図案内板のスピーカから音声案内を受ける。「触知図案内板はこちらです。入口は案内板の右手3mの所にあります」



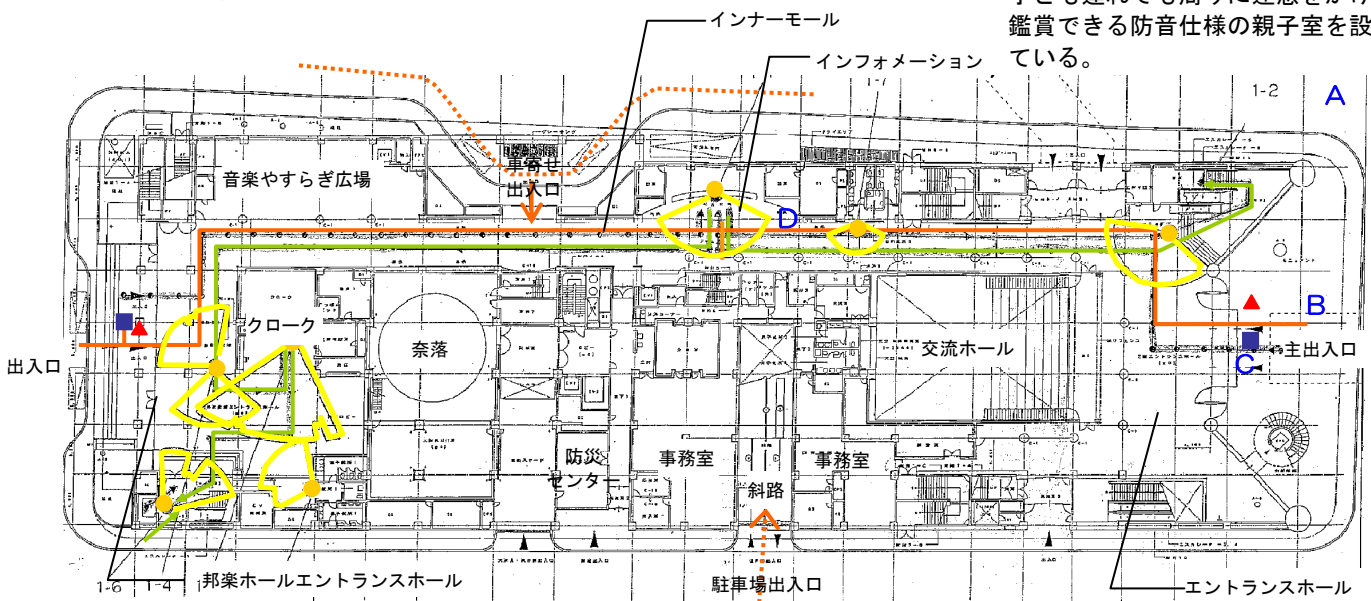
### C 音声触知図案内板

インターホンを使ってインフォメーションに案内要請ができる。

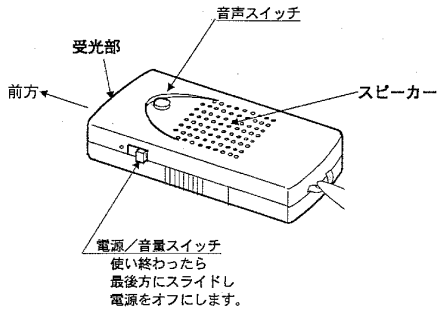


### D インナーモール中央部のインフォメーション

音声情報案内システムの端末受信機の貸出しと使用説明を行っている。



- 視覚障害者をはじめ、様々な利用者に配慮した音声案内システム
- 親子室の設置



**E 音声情報案内システムの端末受信機**

利用者は受信機のスイッチを押しながら発信器の方向に向けて、手元の受信機のスピーカーから音声で案内情報を得ることができる。赤外線通信の指向性を利用して、最も良く聞こえる方向に進むことで、目的地に到達できる。



**F 2階コンサートホール ラウンジ**

1階インナーモールと連続して常時公開されているエリア。音声情報案内システムによって、ホワイエ出入口、クローク、トイレ、EV、バーコーナーへの案内・誘導が受けられる。



**G 車いす使用者用観覧席**

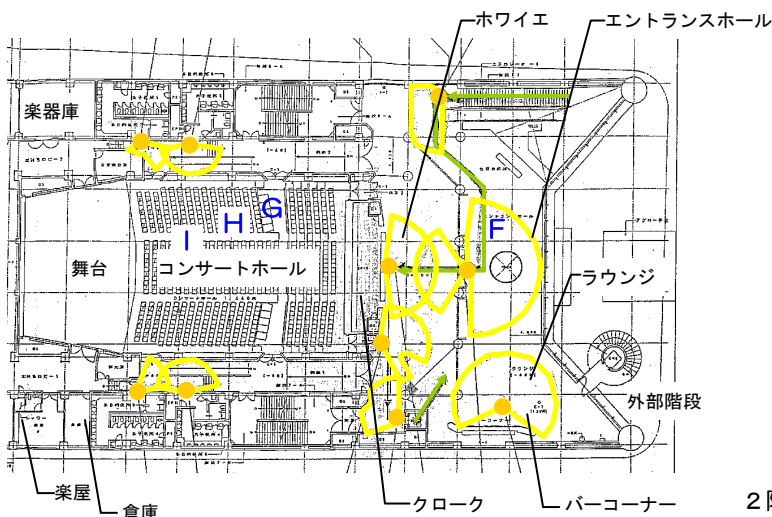


**H 通路側座席背板の点字座席番号**



**I コンサートホール内部**

2階席の奥の左右に親子室が設けられている。



2階 平面図



**J 親子室内の観覧席**

必要な場合にいつでも使えるように予約席とせず、常時空けてある。



**K FM (2カ国) 赤外線誘導無線方式の同時通訳受信機とイヤホン**

イヤホンの代わりに磁気ループを接続し、首に架けると使用している補聴器から音声案内や音楽が聴ける。



**L 磁気ループ**

## (8) 様々な配慮が随所に見られる百貨店



### A フィットングルーム

出入口の段差を解消し、中で車いすが回転できるスペースをとっている。また、2人がけのソファもあり、ゆったりと試着が可能。



### B 店内通路

車いすのすれ違いに十分な有効幅員を確保。



### C 障害者対応エレベーター

障害者用のエレベーターが4機設置されており、うち1機は車いす、ベビーカー専用としている。機内の画面に停止階の表示が出るなど、聴覚障害者にも配慮されている。(左)

また、機内に設置された2種の高さの手すりのうち、低い位置のものについては、子どもがぶつかるなどの利用者の声に応じてクッション材を巻く対応を行っている。(右)

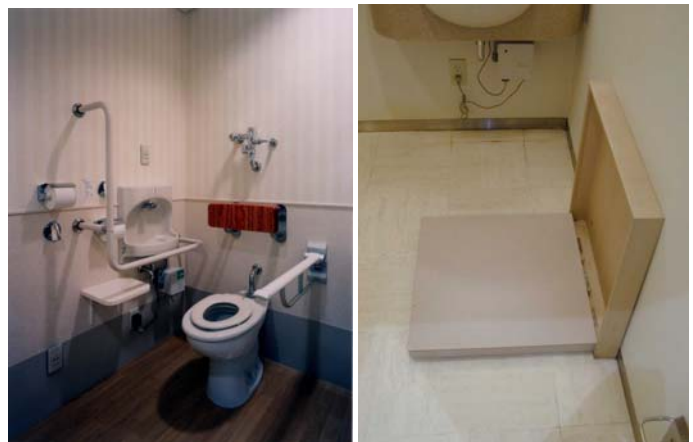
## 新宿高島屋

所在地	東京都渋谷区千駄ヶ谷
設計者	(株)日建設計
構造	鉄筋コンクリート造、鉄筋鉄骨コンクリート造、一部鉄骨造
階数	地上14階、地下4階、塔屋2階
竣工年	2000年3月
敷地面積	14,501.11㎡(ビル全体・他店舗含)
建築面積	11,163.29㎡(ビル全体・他店舗含)
延床面積	160,147.45㎡(ビル全体・他店舗含)
売場面積	55,000㎡
用途	店舗

新宿高島屋は、複合型商業施設の都市型マルチエンターテインメントショッピングセンターとして建設された新宿タイムズスクエアのアンカー店舗であり、東京都の認定第1号である。

規模も大きな店舗であり、高齢者・障害者等への配慮、設備も多くの箇所に見られる。

また、フィッティングルームにも車いすが入れる大きさのものを用意するなど配慮されている。



### D 多機能便房

店内16箇所に多機能便房が設置されている。

- ・車いす使用者に配慮した広い空間
- ・手すりの完備
- ・子どもも使用可能な二重便座(写真左)
- ・乳幼児用ベッド
- ・傘立ての設置
- ・個室内で着替えができる、フィッティングボード(写真右)
- ・2箇所はベッド付き多機能便房となっている。

### E 便房

多機能便房以外の便房にも以下のような配慮がある。

- ・便房前通路に手すり設置
- ・女性用エリアにゆったりしたパウダールーム
- ・男性用エリアに各1箇所手すり設置の小便器
- ・和式便器に手すり設置
- ・滑りにくい床材採用

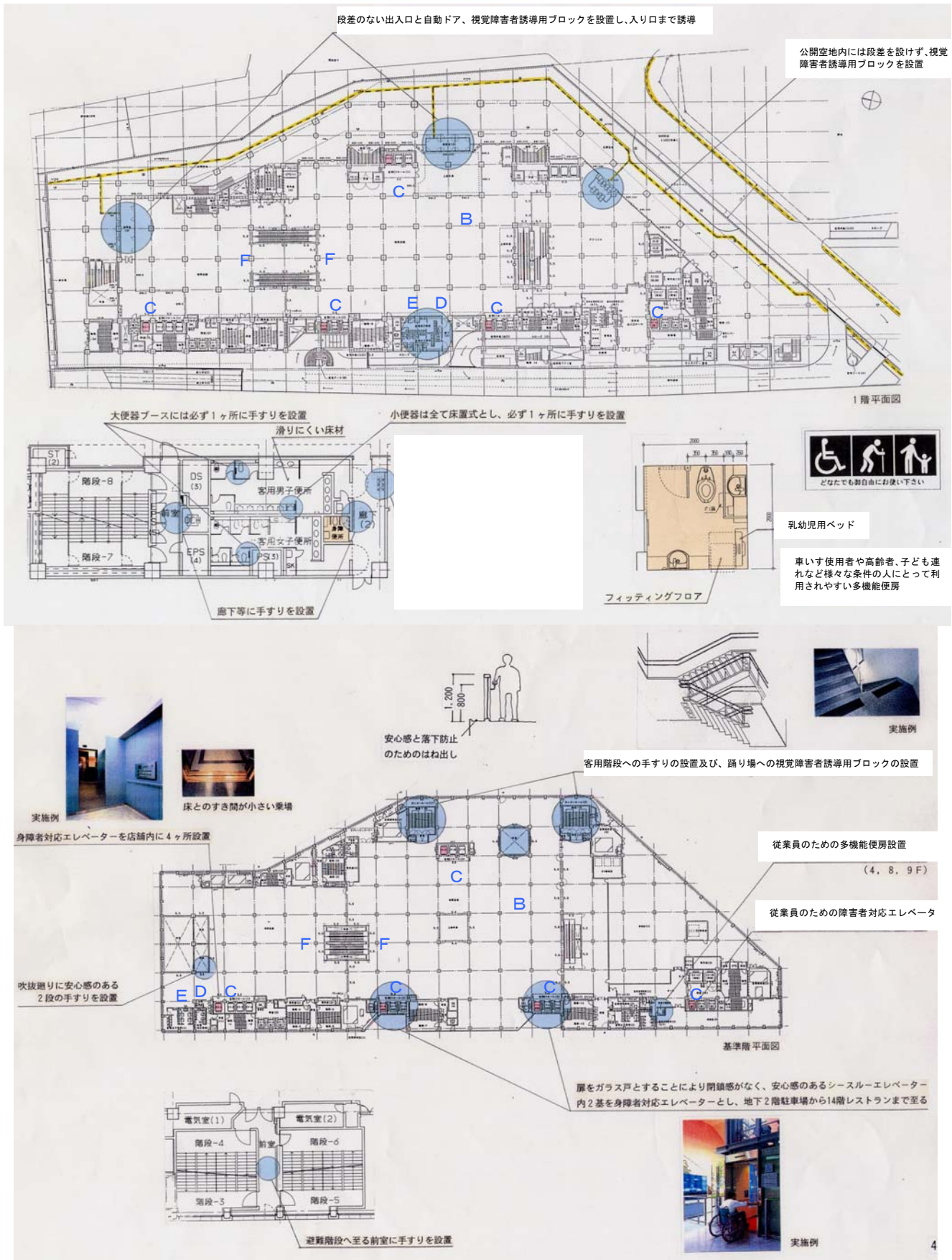
### F フロア表示

エスカレータを使っていると、昇り降りが続くと、自分のいるフロアがすぐに分からないことがある。

エスカレータの乗降口には、フロア案内を設けているが、階数を大きく表示し、階毎に色を変え、4カ国語で表示するなど、分かりやすさに配慮している。



- 多機能便房の機能充実
- 車いす利用者対応フィッティングルームを設置
- 障害者対応エレベーター4機を配置



## (9) 買い物のしやすさにも配慮したコンビニエンスストア



### A アプローチ

歩道から出入口までの間は視覚障害者誘導用ブロックを敷設。また、数cmある出入口の段は傾斜路にして解消している。



### B 駐車場

車いす利用者用駐車スペースは、通常よりも広く取っている。また、出入口に最も近い位置に配置している。



### C 出入口

出入口は自動ドアとなっている。

## ローソン勝島一丁目店

所在地	東京都品川区勝島1-2-8
設計者	ローソン(株)建設部
構造	造
階数	地上1階
竣工年	2000年3月
建築面積	172.83㎡
延床面積	172.83㎡
売場面積	99.45㎡
用途	店舗



### D 従業員呼び出しチャイム

車いす利用者や子どもなどが、高い位置にある商品を取れないときなど、従業員を呼び出すためのチャイムが2箇所に設置されている。



### F 店内通路

他の店舗よりも広く取り、車いすも通行できる有効幅員としている。

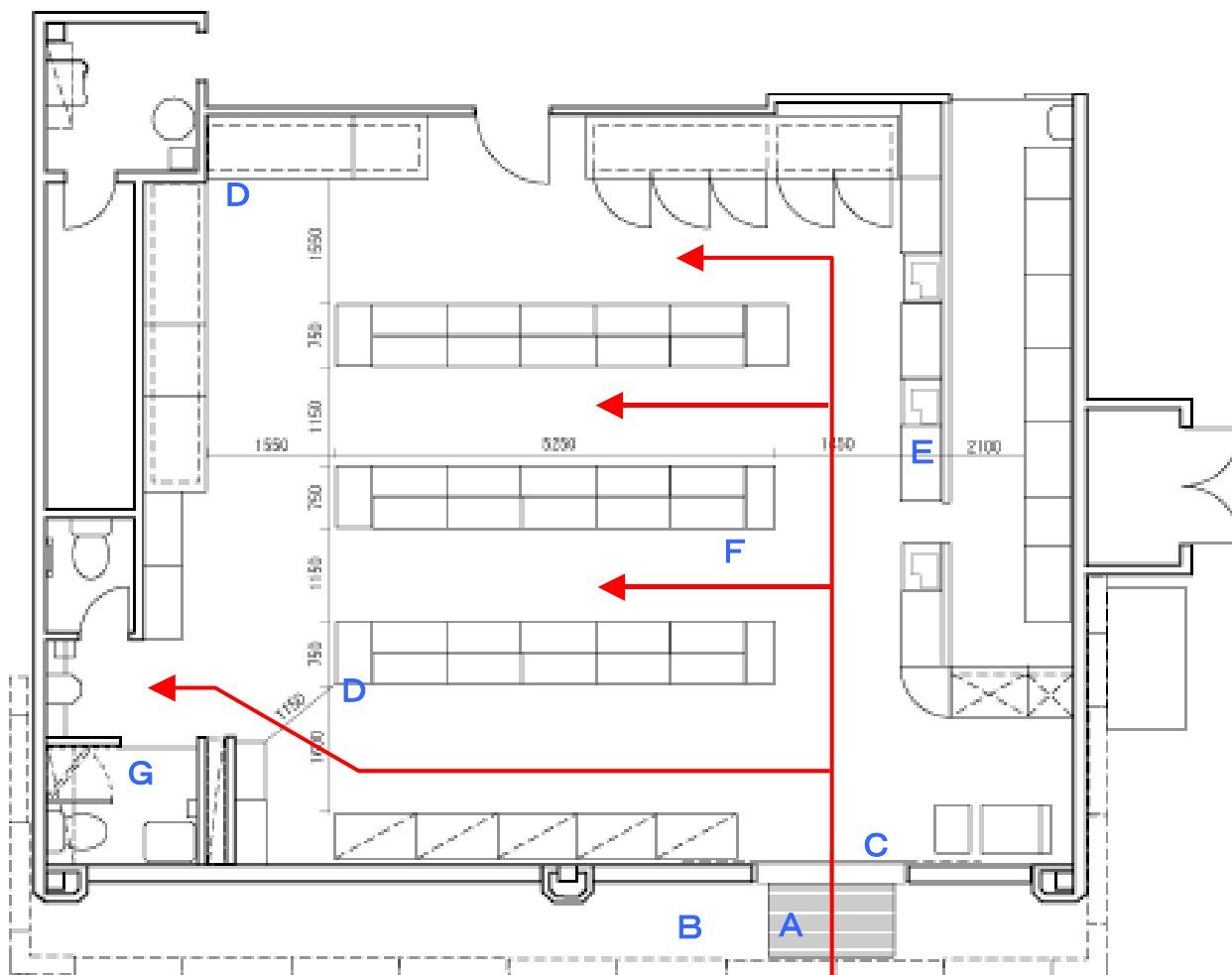


### E レジカウンター

車いす利用者や子どもなどの利用に配慮し、一般の高さのカウンターと約15cm低くしたカウンターの2種類を併設している。

また、車いすフットレスト当たりを設置。

- 多機能便房とそれ以外の便所を設置
- 高い位置にある商品が取れないときのために、従業員呼出チャイムを設置
- 高さの異なるレジカウンターを設置



← 主たる利用者動線



G 多機能便房

車いす利用者も利用できる便房を設置。入口には、「どなたでも御自由にお使い下さい」との札を付けている。

## (10) 地域の障害者団体が店舗の計画に参加したスーパーマーケット



### ジャスコ茅ヶ崎店

所在地 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎3-3000-1 他  
 設計者 (株)東畑建築事務所、(株)大本組  
 構造 鉄骨造  
 階数 5階建  
 竣工年 2000年10月  
 敷地面積 26,384.23㎡  
 建築面積 17,120.11㎡  
 延床面積 64,673.25㎡  
 用途 店舗

#### A 外観

歩道との境界に段が無く、店舗入口横のインターホンまで、視覚障害者誘導用ブロックが設置されている。



#### B インターホン

1階に4ヶ所設置。このボタンを押すと、サービスカウンターでキャッチして店員が対応

#### C 歩行補助車

- ・歩行補助車 10台
- ・幼児用カート 100台
- ・車いす 10台
- ・車いす用買物補助具 7台を無料で貸出している。正面入口、南側入口と4階駐車場に設置。



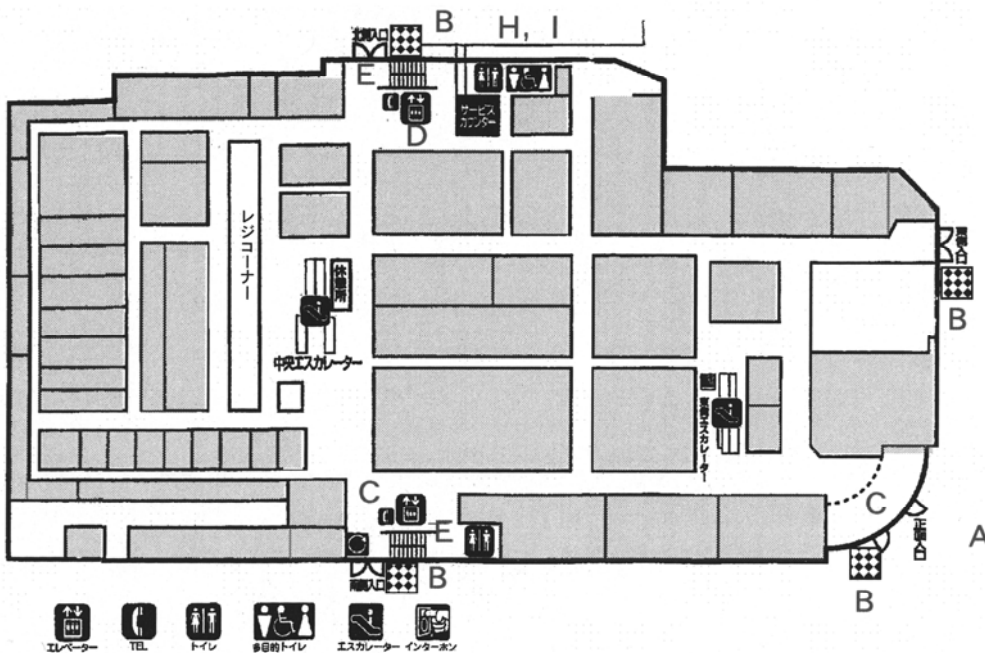
#### D 障害者対応エレベーター

通常のエレベーターより戸の開閉速度が遅い。

このスーパーの開店にあたっては、地域の障害者団体が計画、建設に参加し、その意見を様々な形で反映したものである。その結果、障害者だけにかぎらず、子どもや妊婦まで幅広い利用者が使いやすいようハード面とソフト面の両面からの工夫が実現されている。

- ・地元の障害者団体との3回の協議の結果、様々な意見が採り入れられた。
- ・車いすのまま入れる大きな試着室が設置されている。
- ・多機能便房に尿器や高齢者・障害者等のオムツ交換用に大型ベッドを設置した。
- ・聴覚障害者用緊急灯を設置している。
- ・手すりには、点字表示がある。
- ・ソフト面でも、係員が付き添ったり、インフォメーションカウンターに手話ができる人員を配置している。(FAXで予約も可能)
- ・要望があれば、ガイドヘルパーとして買い物につきそう人員を配置している。

### 1F 食品と美容健康・ファッショングッズのフロア



#### 地域障害者団体の参加の経緯

- |           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 1999年3.5  | 出店説明会                     |
| 2000年4.17 | 障害者団体から計画への参加の打診          |
| 2000年4.25 | 第1回協議 (障害者団体からの要望書提出)     |
| 2000年6.23 | 第2回協議 (要望に対するジャスコからの回答説明) |
| 2000年8.23 | 第3回協議 (最終調整)              |
| 2000年10月  | オープン                      |

- 地域住民の意見を反映してバリアフリー化
- 多機能便房に尿器・大型ベッドを設置
- 売り場に車いす使用者も使える大型フィッティングルームを設置
- 飲食店に昇降テーブルを設置



#### E 階段

階段はゆるやかに連続して、視覚障害者誘導用ブロック及び左右に2段手すりを設置。手すりに点字表示があり。



#### F フィッティングルーム

車いすでも試着できるように、広めのブースになっている（左）。手すりの設置や広めの腰掛けが設置してあり、使いやすくなっている（右）。



#### G 飲食店の昇降式テーブル

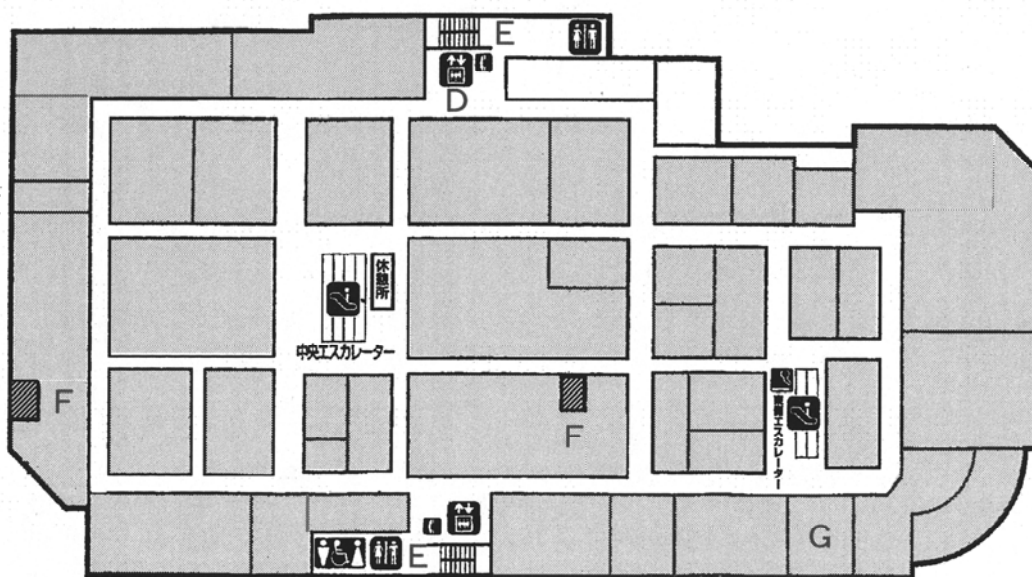
車いす使用者や子どもの使いやすい高さに合わせられる。障害者団体との協議により設置。



#### H 多機能便房

両側に手すり、自動洗浄機、子ども用便座、大型ベッドを設置。

### 2F 婦人と紳士のファッションフロア



- 店舗 H, I
- 大型フィッティングルーム
- インターホン

※各所に点字表示あり



#### I 尿器の設置

障害者団体との協議により尿器を設置。

# (11) 改修によって各階ごとに異なるバリエーションの便房を整備した百貨店



## 松坂屋上野店

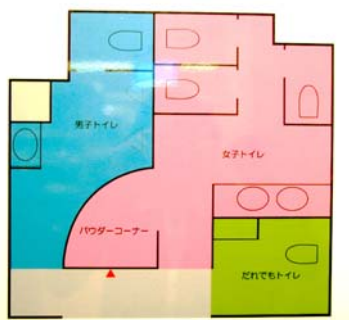
所在地 東京都台東区上野 3-29-5  
 設計者 ㈱竹中工務店  
 階数 地下3階地上8階  
 竣工年 1929年4月  
 改修工期 3F 2001年8月~9月  
 4F 1998年8月~9月  
 敷地面積 5,842㎡  
 延床面積 51,638㎡  
 用途 店舗

百貨店の改修工事によって、3階、4階に様々な障害者が使えるように右勝手と左勝手の多機能便房を設置した。各階に異なるバリエーションの便房を設置する事によって、利用者は、身体状況や必要に合わせて、自分にあった設備の便房を利用する事が可能となった。この便所がある建物は、昭和32年に増改築されたもので、この工事によって、利用者の快適性も各段に向上した。

各階において異なるバリエーションを採用する事によって、利用者の幅を広げた好例である。

- ・3階は、改修工事という制約が多い中で工夫が凝らされた例であり、男・女用便所と、右勝手の便房とした。4階は、女性用品を販売している階であることから、女性専用便所階として改修し、多機能便房では、便器や手すりを左勝手の配置とした。
- ・多機能便房は、車いす、ベビーカー利用者、子連れ、ストックの履き替えなど、だれもが使えるように整備されており、便座にはウォシュレット、背もたれシート等を設置している。
- ・便房内はすべて、ゆとりがあるスペースを確保しており、荷物を置く為の棚や、高さが異なるフックを設置している。

A 外観



B 便所入口

便所入口には、全体のレイアウト、ゾーン分けが良く分かる案内図を設置している。

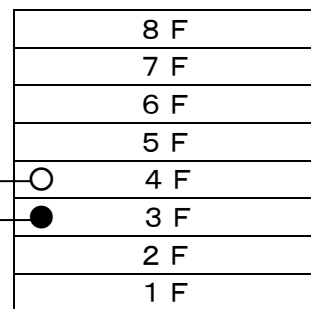


C 多機能便房の大便秘器まわり

右勝手の多機能便房が3階に設置されている。

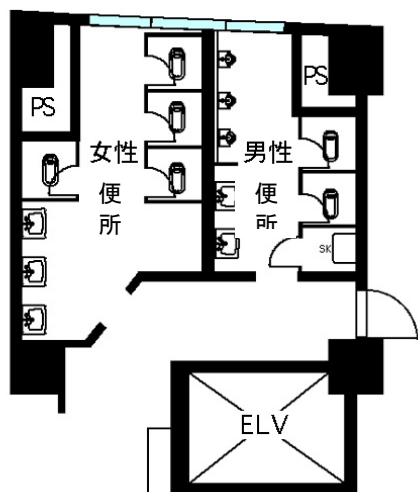
女性用便所+左勝手の多機能便房として改修

男性・女性用便所+右勝手の多機能便房として改修



3 F 便所平面図

改修前



改修後



- 便所のゾーン分けが良くわかる案内図を設置
- 3階、4階の便所を改修し、右勝手と左勝手の多機能便房を設置
- 男性用便所にも乳幼児用いすを設置



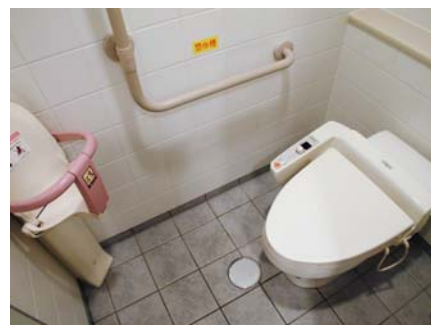
**D 多機能便房**

乳幼児用いす、乳幼児用ベッド、フィッティングボードを3階に設けている。



**E 男性用便所の小便器便房**

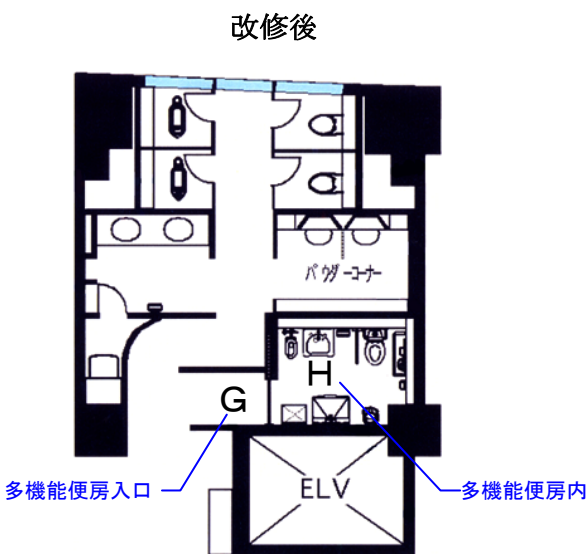
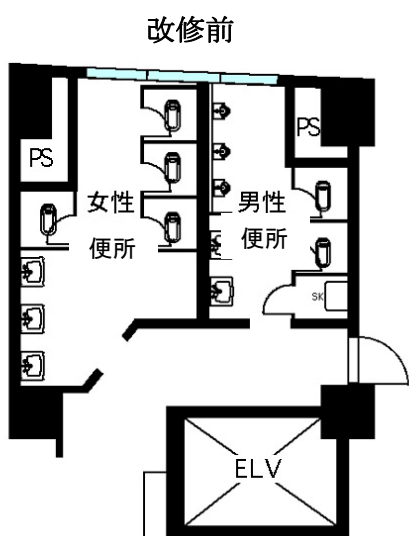
3階男性用便所の小便器にも手すりを設けている。



**F 男性用便所の大便器便房**

3階男性用便所の大便器便房にも乳幼児用いすを設けている。

**4 F 便所平面図**



**G 多機能便房入口**

デザイン性にも配慮した、4階多機能便房入口

**H 多機能便房**

4階に設置された左勝手の多機能便房



## (12) 敷地内・建物内に段差を設けない斎場



A 全景

### やわらぎ斎場厚別

所在地	北海道札幌市厚別区厚別3丁目
設計者	日本都市設計(株)
構造	鉄骨造
階数	地下1階、地上2階
竣工年	2001年11月
建築面積	1,697㎡
延床面積	2,757㎡
用途	斎場

本施設は、札幌近郊を中心に複数の冠婚葬祭場を展開している民間企業が運営している。本施設を計画するにあたり、「斎場を利用される全てのお客様がストレスを感じずに見送ることのできる施設」とすることが求められた。

その実現のために建築的に求められたのは、ハートビル法認定建築物と札幌市福祉のまちづくり条例適合建築物の両方の条件を満たすことであった。

主な建築的手法としては

- ・アプローチ、エントランス部分には車いす使用者が通過する際に支障となる段差は設けていない。
- ・視覚障害者への対応としてエントランスから受付まで視覚障害者誘導用ブロックを設置している。
- ・施設全体に車いす使用者や高齢者の障害となる段差を無くし、床面は滑りにくい材料で仕上げている。
- ・葬儀式場、法要室、親族控室等の斎場利用者が使用する部屋の戸は全て引戸としている。
- ・階段は手すり、視覚障害者誘導用ブロックを設け、踏面は粗面とし、滑りにくい材料で仕上げている。
- ・葬儀式場の引戸は軽めのものとし、ストッパー及び自動閉鎖装置付とする。床面は粗面とし、滑りにくい材料で仕上げている。
- ・エレベーターは車いす使用者専用ボタン、視覚障害者用誘導用ブロック、音声案内装置を設け、車いすが回転できるスペースを確保している。
- ・多機能便房は乳幼児用ベッド、自動洗浄、非常用呼出しボタンを設置している。
- ・車いす使用者用駐車スペースは雨雪を考慮し、屋根を設け、エントランスまでの段差を無くし傾斜路で対応している。



B アプローチ

段差を排除したエントランスとなっている。



C 風除室

エントランスホールまで連続して、視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている。

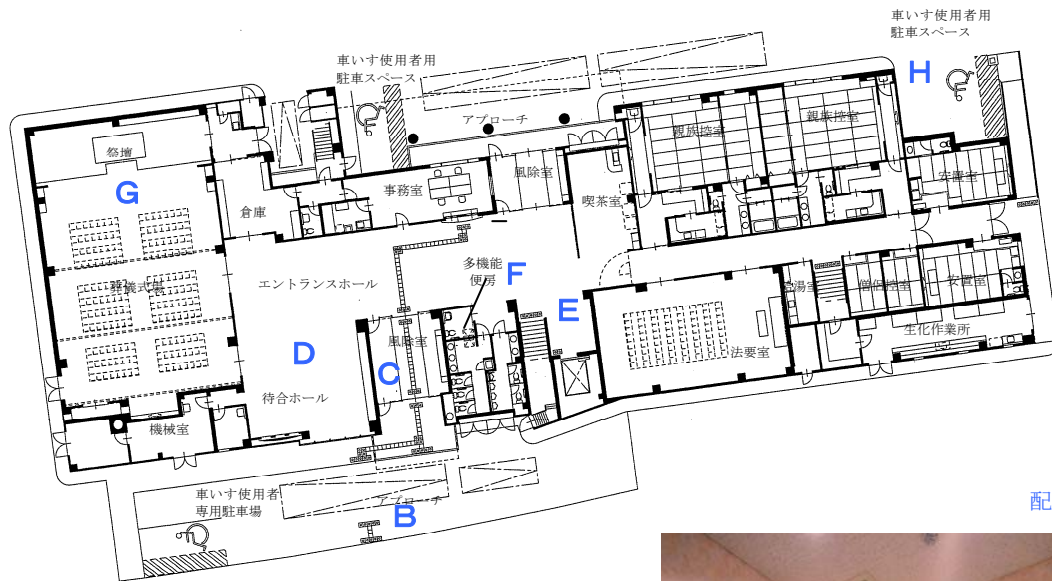


D 待合ホール

明るく広々とした待ち合わせの場となっている。

滑りにくい床材が使用されている。

- 視覚障害者に配慮したエントランスホール
- 車いす使用者に配慮した駐車場



**E エレベーターホール**  
エレベーターには音声案内装置が設けられ、車いすが回転できるスペースも確保されている。



**F 多機能便房**  
折たたみ式の乳幼児用ベッドが設置されている。



**G 葬儀式場**  
滑りにくい床材の仕上げとなっている。



**H 車いす使用者用駐車スペース**  
雨雪時を考慮した屋根が設置されている。

# (13) バリアフリー改修により、高齢者・障害者等も快適に宿泊できるシティホテル



A 北側入口

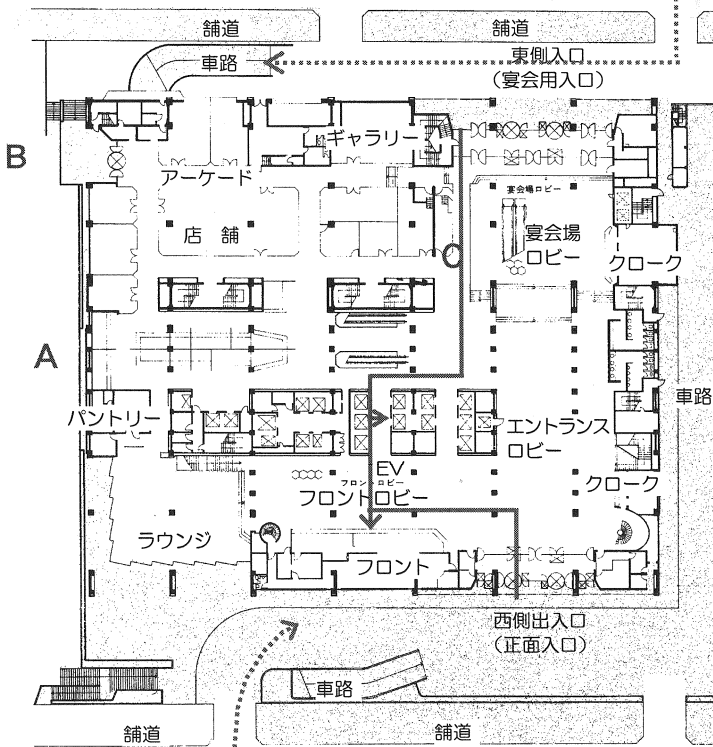
増設された北側入口のスロープ

## 京王プラザホテル

所在地 東京都新宿区  
 設計者 日本設計  
 構造 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート  
 階数 本館-地下2階・地上47階  
 南館-地下2階・地上34階  
 1988年6月ユニバーサルルーム15室設置  
 2001年4月新ユニバーサルルーム1室設置  
 2002年3月新ユニバーサルルーム9室設置  
 (設計:三井不動産ケアデザイン)  
 竣工年 1971年3月、6月オープン  
 延床面積 175,042.56㎡

1987年「国際リハビリテーション会議」の会場となって以来、客室のバリアフリー化(15室)をはじめ、車いす使用者のための液晶ドアスコープ、聴覚障害者のための客室伝達装置・電話筆談装置、視覚障害者のための音声情報案内システム等、障害者支援の最新機器を導入している。

客室やユニットバスの位置・大きさは変えず、出入口・手すり・備品等の改修でバリアフリー化を図っている。



3階 平面図

← 主たる利用者動線  
 ←..... 車動線



B 4号街路歩道から北側入口までのアプローチ(北東角部)  
 駅からのアクセスを考慮。2段手すりあり。



C 東側入口(宴会用入口)のスロープ  
 駅からフロント、レストラン等への通路であるため、幅の広い傾斜路。手すりあり。

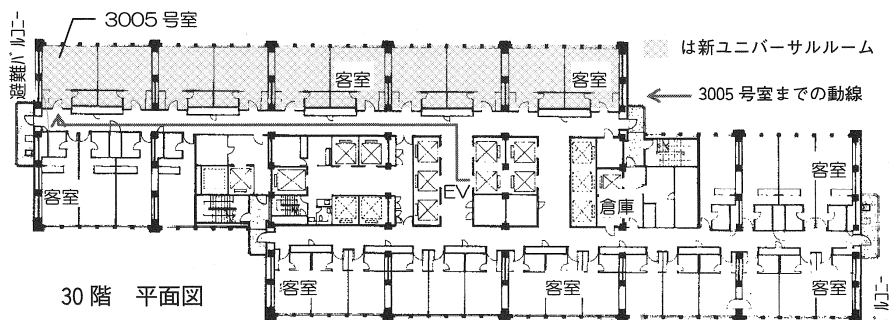


D 2階共用便所内の多機能便房

入口は自動ドアで内部はカーテンで間仕切る。手すり、感知センサー式洗浄ボタン、呼び出しボタンあり。  
 男性用便所の通路の途中に独立型の男女共用多機能便房を増設。



E 2階の多機能便房のサイン  
 男性用便所のサインの下に設置。



30階 平面図

- バリアフリーへの数々の取り組みを集約したユニバーサルルーム
- 車いす使用者等に配慮したエントランス階廻りの多機能便房、傾斜路の整備改修



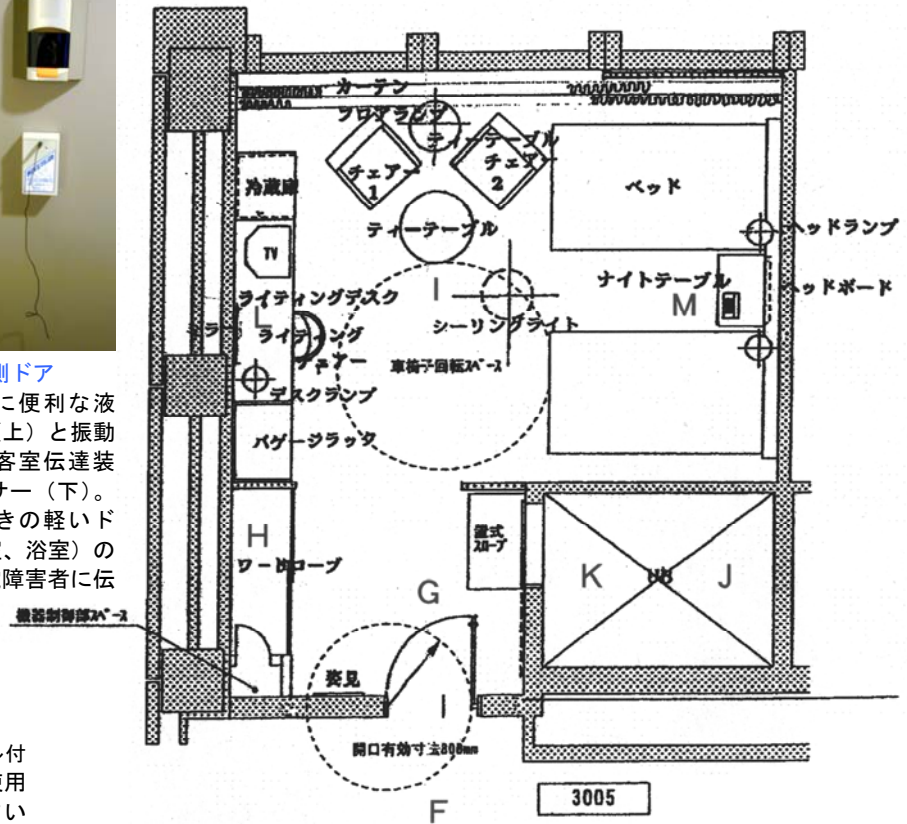
**F 3005号室の外側ドア**  
 ドアの赤外線発信機とトーキングサイン（音声情報案内システム）。音声案内が手元のレーザーから流れ、目的地まで案内。



**G 3005号室の内側ドア**  
 車いす使用者に便利な液晶ドアスコープ（上）と振動により反応する客室伝達装置のノックセンサー（下）。バーハンドル付きの軽いドア。天井灯（客室、浴室）の点滅により、聴覚障害者に伝達。



**H クローゼット**  
 軽いバーハンドル付の引き戸。車いす使用者でも利用しやすい低いハンガーラック。握りやすい袖壁端部。



**I 新ユニバーサルルーム内部**  
 ヘッドボードに聴覚障害者用表示パネルが組み込まれている。90°まで起き上がりを補助できる電動ベッドを2つ設置。ベッドの振動により、来客等を伝達。テーブルにはスキャントーク（しゃべるルームサービスメニュー）も設置。



**J 改修したユニットバス**  
 傾斜路を設け、段差を解消。補助手すりの追加。洗面器下奥の確保。便器前スペースの確保。調節可能で軽量のシャワーヘッドに取替。水栓のシングルレバー化等の改良を行う。



**K ユニットバス内の便所**  
 聴覚障害者用表示パネルと電話が設置されている。両側手すり、背もたれあり。

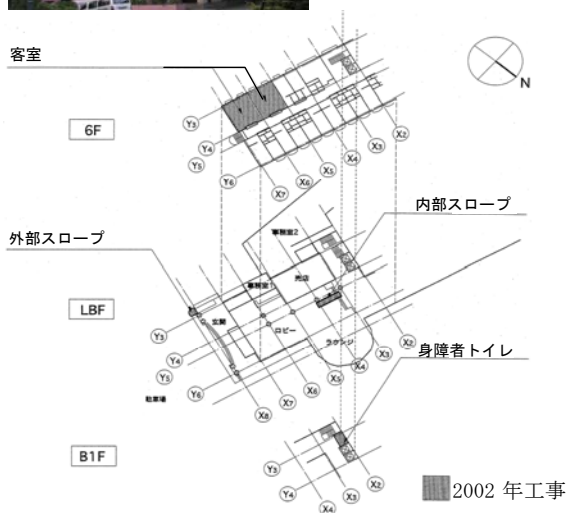


**L ライティングデスク（左）**  
 車いす対応にするため引出しを外し、足元のスペースを確保。コンセント等の位置を左手前に設置。

**M ナイトテーブル（右）**  
 電話と並んで置かれている電話筆談機。フロント、ルームサービス、客室間との筆談連絡ができる。FAX送信も可。フラッシュランプパイプライター付。



## (14) 計画的にユニバーサル・デザイン化を目指すリゾートホテル



改修部分キープラン

### 富士レークホテル

所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1番地  
 設計施工者 (UD) トライポッド・デザイン (株)  
 梶原工業所 (客室)、川上建設 (レストラン)、  
 ADA (インテリア)  
 構造 鉄筋コンクリート造  
 階数 地下1階、地上6階  
 客室改修 客室2室を1室に改修、浴室の改修  
 改修年 1999年、2001年、2002年、2006年  
 客室面積 42~70㎡

- ・このホテルは、約25年前より全国のホテル旅館業界の中で先駆け、障害者の雇用に積極的に取り組んできた。現在、従業員100名の内、5名(5%)が何らかの障害を持つスタッフである。
- ・そのような組織土壌の中、1999年以降、高齢化社会、及び障害者と障害のない人が共生する社会へ向けて、ハードとしての建物のユニバーサル対応(バリアフリー対応)に着手することとなった。
- ・現在、少しずつユニバーサル化(バリアフリー化)に取り組んでおり、改修工事予算を計上し、既存建物を修繕している。

### 2006年改修部分

- ・既存UDルームを改修し、既存洋室(21㎡・全室)2部屋を1部屋に統合した。結果全部で13室となった。
- ・部屋は、和洋室とし、窓側に露天風呂を設置。客室よりスロープを使って入浴できる。
- ・入口のブザーをフラッシュランプ付きのタイプとしてUD対応としている。
- ・トイレ、風呂には非常ボタンを設置し、「緊急呼び出し(フロント)」対応できるようにした。



A 玄関前スロープ



B ロビー階スロープ



C バリアフリー貸し切り風呂



D 座シャワー



E バリアフリールーム洋室

- 継続的、かつ計画的に、バリアフリー改修を行っているホテル
- 既存客室を2戸1化して改修しユニバーサル室を全13室整備



F 客室：スイートルーム（70㎡）



G 客室：スタンダードルーム（42㎡）

#### レストランの改修

- ・2006年のUDルーム改修に伴い、レストラン（総面積1000㎡）も同時に改修し、食事場所におけるUD化に取り組んだ。
- ・スロープをつけて段差を解消し、バーやカラオケルームを含む1階フロア全体をUD化した。
- ・オストメイト対応の便所を設置した。
- ・ハード面の改修と同時に、食事自体も、刻み食、ペースト対応、アレルギー対応などUD化に取り組んでいる。



H レストラン部分



I ロビー通路（改修後）



J 便所（オストメイト用汚物流しを設置）

## (15) 住棟アプローチを車いす使用者がアクセスしやすい傾斜路に改修した分譲マンション



### 千里山田BC住宅A4棟

所在地 大阪府吹田市山田西1丁目  
22番  
設計者 集合住宅管理機構  
階数 地上14階、168戸  
延床面積 15,795.82㎡

A 傾斜路  
改修後なだらかになった状態。

千里ニュータウンの外周部に、1970年代に建設された集合住宅（分譲）である。大規模改修に併せて、急勾配の傾斜路を車いすの自力走行でも登れるような勾配に改修し、夜間の利用にも配慮した。

- ・この住宅は、駐車場を経て共用玄関にアプローチするようになっているが、駐車場と玄関とのレベル差が2.5m以上ある。新築時から傾斜路が設置されているが、勾配が1/8程度と急勾配で車いすの利用は難しい状況であった。そこで、大規模改修を実施するにあたって、傾斜路の改修も実施した。
- ・改修では、傾斜路の勾配は、1/16~1/20とし、車いす使用者が自力走行で傾斜路を登れるようにした。
- ・足元灯を設置して、夜間の通行にも配慮した。



B 駐車場から続く傾斜路



C 改修後の傾斜路



E 足元灯  
設置後、明るく安全になった。

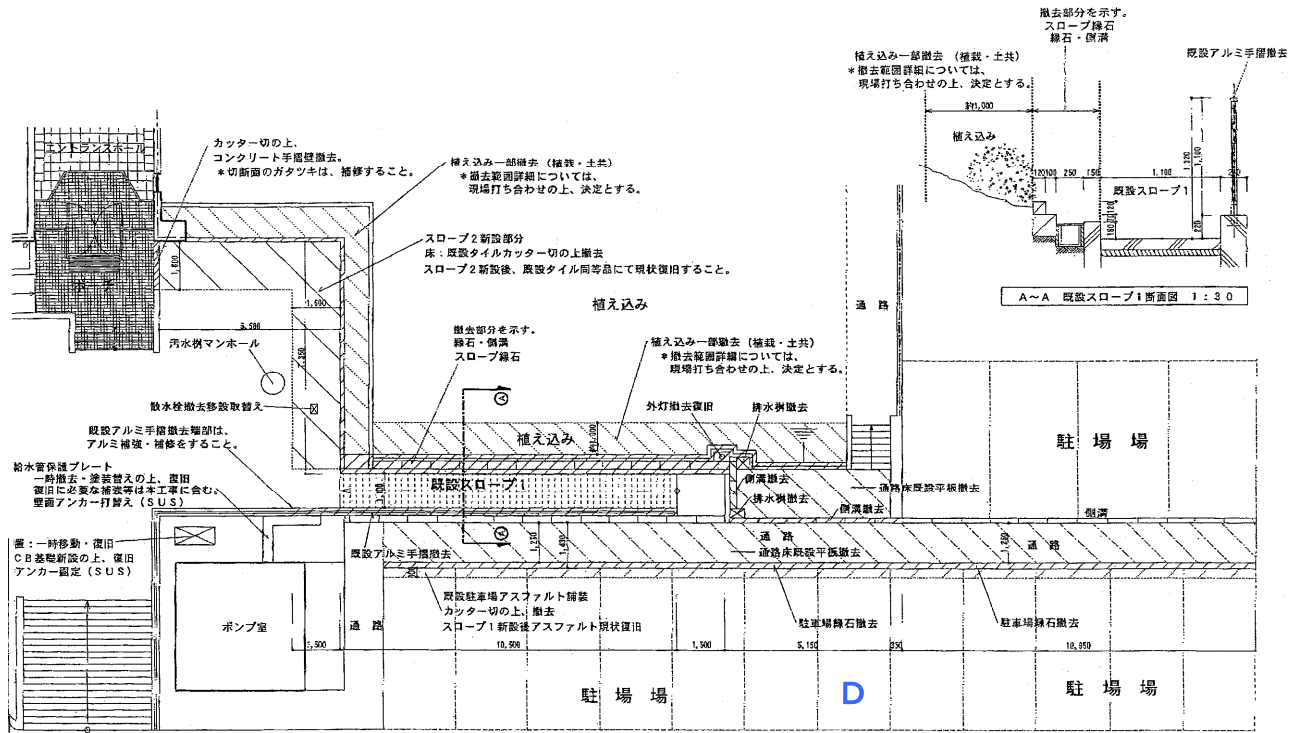


D 駐車場から傾斜路を見る

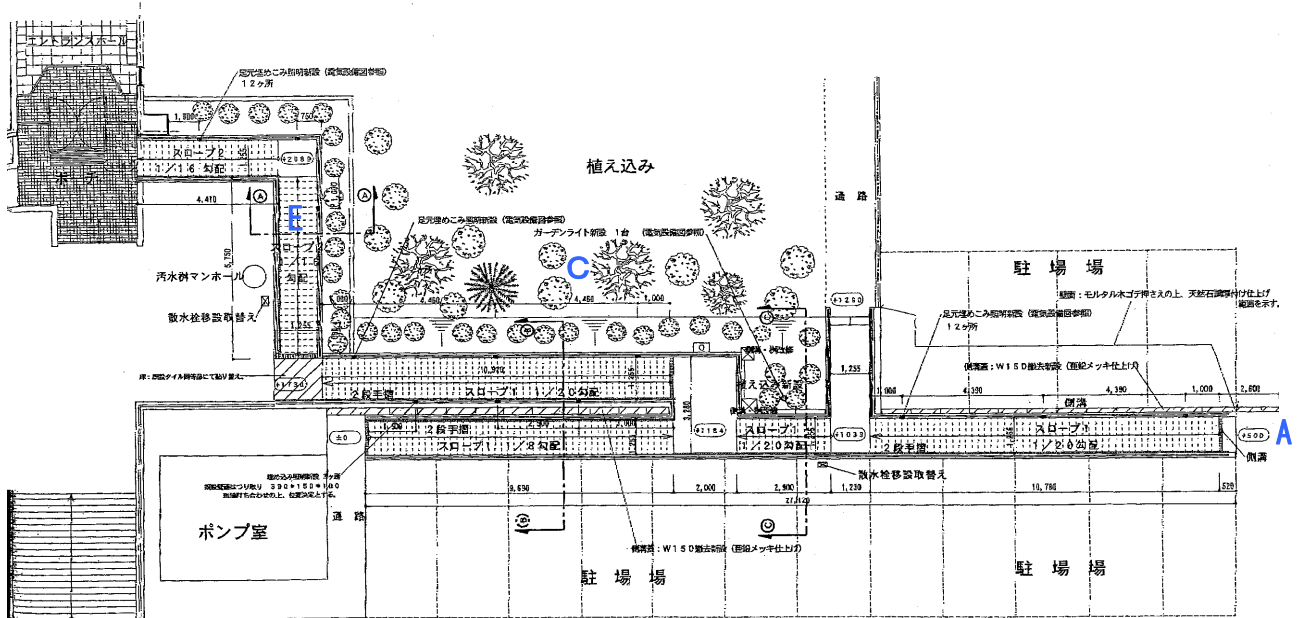


改修前の傾斜路

- 大規模改修にあわせて分譲マンションの傾斜路を改修
- 急勾配の傾斜路を車いす使用者が自力で登れる勾配に改修
- 夜間の利用にも配慮

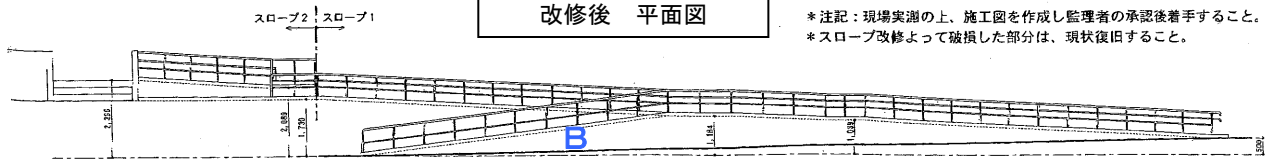


改修前 平面図



改修後 平面図

\*注記: 現場実測の上、施工図を作成し監督者の承認後着手すること。  
\*スロープ改修によって破損した部分は、現状復旧すること。



改修後 立面図

## (16) モックアップ<sup>1</sup>による検証を行った障害者交流センター



A 全景

### 国際障害者交流センター (ビッグ・アイ)

所在地 大阪府堺市  
 設計者 国土交通省近畿地方整備局+日建設計  
 設計監修 田中直人 (摂南大学)  
 構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造  
 階数 地下1階地上3階塔屋1階  
 竣工年 2001年  
 敷地面積 7,901.47㎡  
 建築面積 4,918.11㎡  
 延床面積 11,917.19㎡

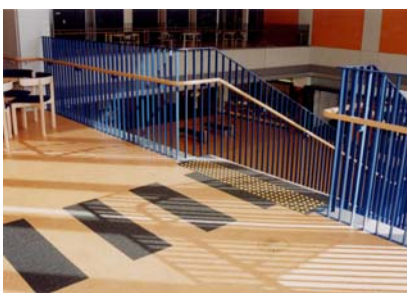


B 風除室

触知案内板が設置され、インターホンが組み込まれている。



C 多目的ホールの文字表示板



E 階段への誘導のための床の貼り分け



D エレベーター

手話の画面表示、手で操作するボタン、足で操作するスイッチが併設されている。



H ホワイエ壁面の文字表示装置



G ホワイエ非常用扉上部の誘導灯



F 光走行式誘導装置

ホワイエの非常用扉へ誘導している。



I 移乗板付きの浴槽



J 浴室

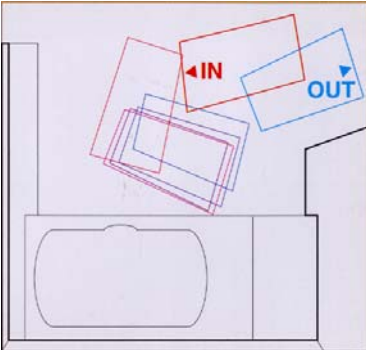
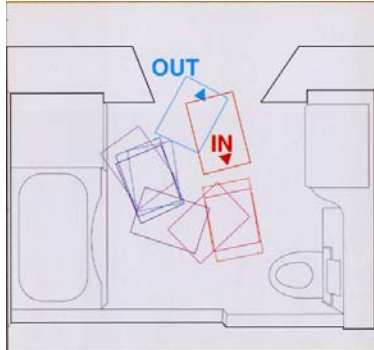
アイランドタイプとなっており、左右どちらからでも使用できる。

1981年の国際障害者年から20年が経過し、「完全参加と平等」を踏まえた様々な取り組みが行われてきた。「国連・障害者の10年」は、高齢者・障害者等への理解も深まり、福祉の転機にもなった。これを記念してシンボルとなるような施設を作ろうと建設されたのが、本施設である。国際的な高齢者・障害者等の交流施設として、スポーツのみならず文化活動に対しても積極的に支援しようとして計画されている。様々な工夫が凝らされているが、特に以下の点が特徴である。

- ・わかりやすい動線計画が明快であり、目的の部屋へのアプローチが円滑である。
- ・視覚障害者、聴覚障害者、移動に制約がある障害者など、多様な利用者を想定して、決め細やかな対応がなされている。
- ・耐熱ガラス入りの自動ドア、宿泊室とバルコニー間の段差をなくし、災害時の避難にも配慮した。
- ・右勝手、左勝手の便房を半々に設置した。
- ・兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所の協力を得て、第1回目は、基本的な宿泊室の浴室と便所、共用便所のモックアップを作成し、検証を行った。第2回目は、宿泊室と前後を挟む廊下、バルコニーを含む、宿泊者が使う空間そのものをモックアップで作成し、検証した。(右表がその経緯)

<sup>1</sup> 実物大の模型をつかって、実際に使い勝手を検証すること

- モックアップによる設計検証を実施
- 多様な利用者への配慮を充実

	第1回モックアップ（予備実験）	第2回モックアップ（本実験）
実験日時	肢体不自由者／1999年7月13日（火）～14日（水） 視覚障害者／1999年7月15日（木）	視覚障害者／2000年3月1日（水） 肢体不自由者／2000年3月2日（木）
場所	兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所内住宅・都市・交通実験室	兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所内住宅・都市・交通実験室
被験者	23名／肢体不自由者（男性16名・女性4名） 視覚障害者（男性1名・女性2名）	30名／肢体不自由者（男性14名・女性6名） 視覚障害者（男性4名・女性6名） 予備実験の結果に基づき、モデルの妥当性を検討するとともに、新たに廊下および宿泊室の各部位についてモデルを用いて検討を加えることを目的に行った。Aタイプ宿浪室については、廊下から宿泊室前室、ユニットバス、宿泊室、バルコニーへの一連の動きを検証。
Aタイプ 宿泊室ユニットバス・ビデオ解析結果	<p>実験装置の真上より撮影したビデオから、ブースの広さについての検討材料として、車いすの軌跡を追跡。 被験者：頸髄損傷・男性（立位不可能）</p>  <p>被験者の車いすの動作軌跡（3秒間によるプロット） 入り口から浴槽の移乗台への移動について、とくに車いすの切り換えもなく、スムーズに動いていた。立位が不可能なため、移乗台に接近する際、数回の切り返しが見られるが、その際にもとくに障害になっているものはなく、ユニットバスの広さは十分である。</p>	<p>実験装置の真上より撮影したビデオから、ブースの広さについての検討材料として、車いすの軌跡を追跡。 被験者：頭部外傷・女性（立位可能）</p>  <p>被験者の車いすの動作軌跡（2秒間によるプロット） 入り口からトイレ、浴槽の移乗台への移動について、とくに車いすの切り換えもなく、スムーズに動いていた。立位が可能のため、便器へ移乗するのあまり便器へは接近していない。ヒアリング調査からも、ユニットバスの広さは十分であることが得られている。</p>
ヒアリング結果	<p>対象：被験者</p> <p>ユニットバスの移乗台の広さ(10名)とシャワーの位置(9名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浴室における各手すりは、とくに問題なし。</li> <li>・移乗台については広くしてほしいとの意見が多い(10人中3人)。</li> <li>・移乗台や浴槽内からのシャワーの位置が遠いとの指摘も多い(9人中5人)。</li> </ul> <p>便座の高さ(N=20)と腰壁の横手すりへの代替の可能性(N=9)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレにおいても各手すりについては、とくに問題はない。便座の座面が“低い”とする指摘が多く(20人中12人)、実験を辞退した被験者もいた。腰壁は、とくに立位不可能者から“便器から腰壁が突き出る分、あいだが狭くなる”という指摘が出たが、全体的には“横手すりの代わりになる”と、設置については肯定的だった。</li> </ul>	<p>対象：肢体不自由者(19名)</p> <p>ユニットバス・便所における問題点の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「戸の操作性」や「タオル・ドライヤーの位置」については、ほぼ「問題ない」という結果となった。「手すりの位置」についての指摘が多く(19人中9人)、とくにサイド手すりに関するものが見られた。</li> </ul> <p>対象：視覚障害者(10名)</p> <p>便所における問題点の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・便器まわりのスイッチ類について位置確認しづらい人もいたが(10人中2人)、全体的にとくに問題はない。洗面台の位置や操作およびドライヤーなどの位置の確認についての問題もない。</li> </ul> <p>※なお、予備実験、本実験は宿泊室（前室・宿泊室・バスルーム・バルコニー）以外に廊下・共用便所についても行われた。実施設計は実験結果の修正をふまえる。</p>

資料：TOTO通信 別冊 2001冬号

# (17) あらゆる障壁(バリア)からの自由を理念とし、最先端の知と文化を提供する公共施設



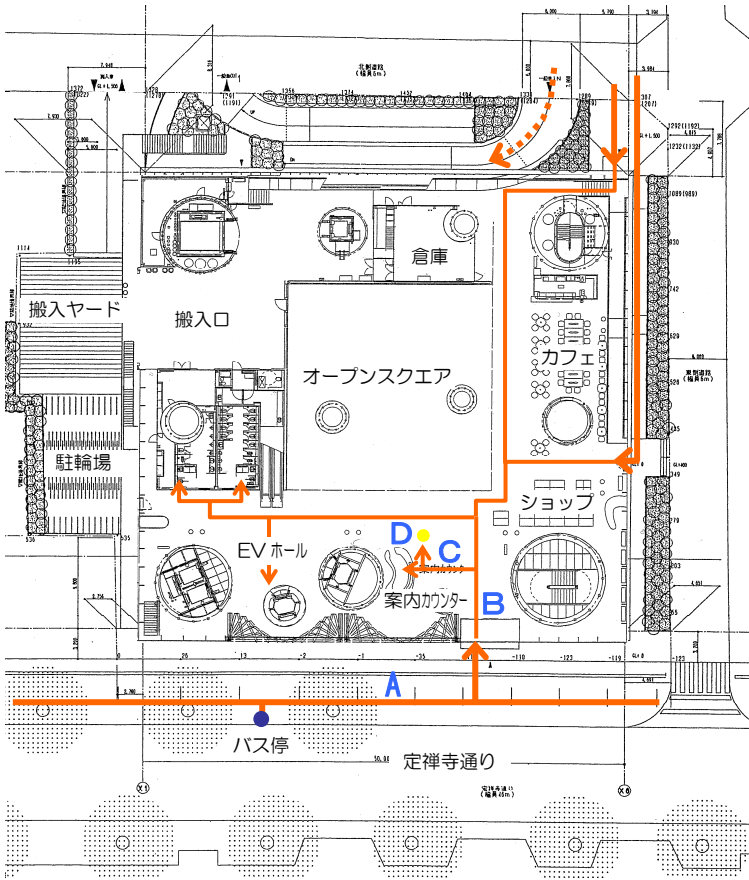
## A 全景

定禅寺通りの南側ファサード。

## せんだいメディアテーク

所在地 宮城県仙台市青葉区春日町 2-1  
 設計者 (株)伊東豊雄建築設計事務所  
 構造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造  
 階数 地下2階・地上7階+屋上階  
 竣工年 2000年8月、2001年1月オープン  
 敷地面積 3,948.72㎡  
 建築面積 2,933.12㎡  
 延床面積 21,682.15㎡  
 用途 図書館(視聴覚教材センター等)、美術館、映画館

透明なチューブ状の鉄骨独立柱と薄い鉄骨フラットスラブのユニークな構造。上下階を視覚的に貫通するガラス張りチューブ状柱及び透明ガラスカーテンウォールにより、明るく、見通しの良い、開放的な市民広場を形成している。視覚障害者への配慮として視覚障害者誘導用ブロックの敷設、点字による表示を行っている。建築的な対応と同時に人的対応も重視している。あらゆる障害者等に対応するため、最新設備機器を備えている。ハートビル法認定建築物。

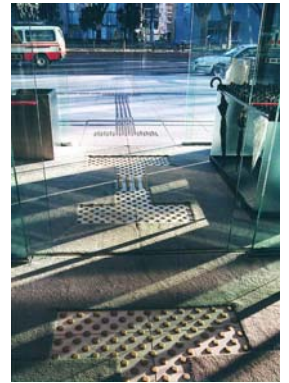


1階 平面図

← 主たる利用者動線  
 ← 車動線  
 ● 触る模型

## B エントランス

バス停から館内まで視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設している。



## C 案内カウンター

手話で案内も可能。カウンターの前には触る模型も設置。スタッフ呼び出し連絡用PHSや車いすの館内貸し出しを行う。



## D 触る模型

その階の地図を立体的にした模型で、現在地が最も高くなっている。音声装置、点字表示あり。1, 2, 3, 7階に設置している。



## E 館内視覚障害者誘導用ブロック

各階入口(シースルーEV)から案内カウンター、触る模型、便所に単純明快に誘導している。

## F フラッシュランプ付非常口誘導灯

非常時に点滅し、聴覚障害者にも注意喚起される。



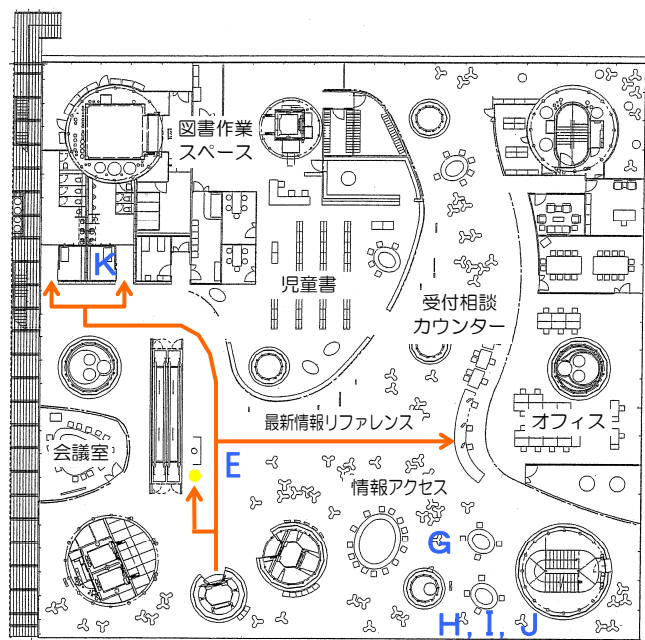
- 視覚障害者誘導用ブロックを明快に敷設
- 様々な障害者の利用を考慮した、最新の設備機器
- 充実したスタッフサービス



**G 2階ブラウジングコーナー**  
視覚障害者用パソコン、拡大読書器、音声読書器が設置されている。



**H 視覚障害者用パソコン**  
点字付キーボードで入力し、ディスプレイ画面の拡大、読み上げ、点字ディスプレイでの確認もできる。



← 主たる利用者動線  
← 車動線  
● 触る模型

2階 平面図



**I 音声読書器**  
墨字資料をスキャナーで読み取り、自動音読される。



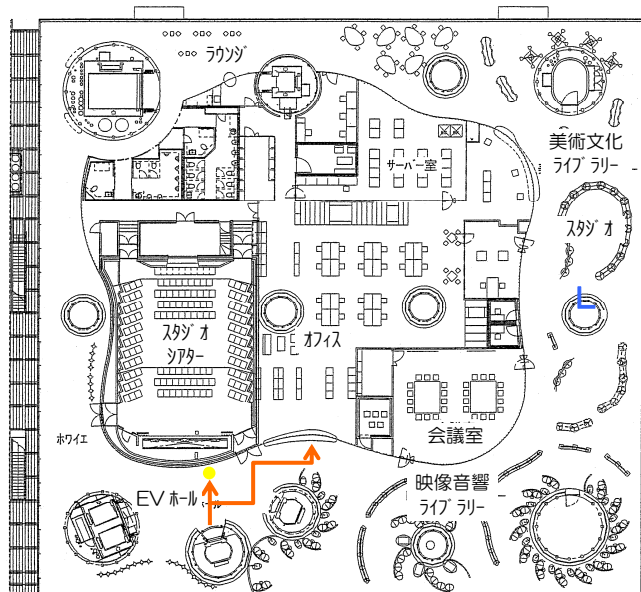
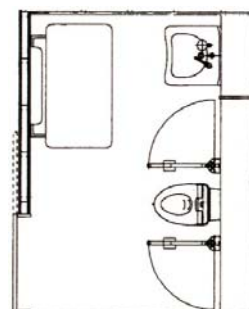
**J 拡大読書器**  
モニターに拡大されて表示される。



**K 多機能便房**

左右勝手を考慮して、各階に男女共それぞれ1か所ずつ設置。全ての便房に手すり、洗浄ボタン、呼び出しボタン、大型ベッド装備。背もたれ(7階)、感知センサー付き洗浄ボタン(2階)もある。

(上右) 折りたたみ式大型ベッド  
(上左) 2階便所内部  
(右) 2階女性用便所平面図



7階 平面図



**L スタジオ**

可動パーティションで間仕切り、シニア向けIT講習等、自由に利用可能な空間となっている。

## (18) だれもが楽しめる温泉浴場

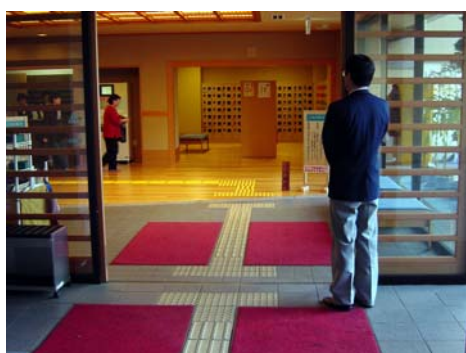


### A 外観

道路からの境界には段が無く、車いすでスムーズに施設内へ入ることができる。

## 弘法の里湯

所在地 神奈川県秦野市鶴巻北 3-1-2  
設計者 (株) 国設計  
構造 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造  
階数 地上2階  
竣工年 2000年8月、10月オープン  
敷地面積 3,603.85㎡  
建築面積 1,513.4㎡  
延床面積 2,088.79㎡  
用途 公営公衆浴場  
(日帰り入浴施設)



### B 正面玄関

室内まで段差が無く、スムーズに入れる。



### C 下駄箱

利用者からの要望により点字が併記された。



### D 建物内廊下

2段手すり使用。触っても冷たくないよう、木製を採用。  
手すり高：上段 800mm  
下段 650mm



### E 自動販売機、入浴券販売機

高齢者・車いす利用者等が使いやすいように、小銭投入口を大きくしてあり、操作ボタンも大きい。  
入浴券も同様の使用となっている。

### F わかりやすい便所のサイン

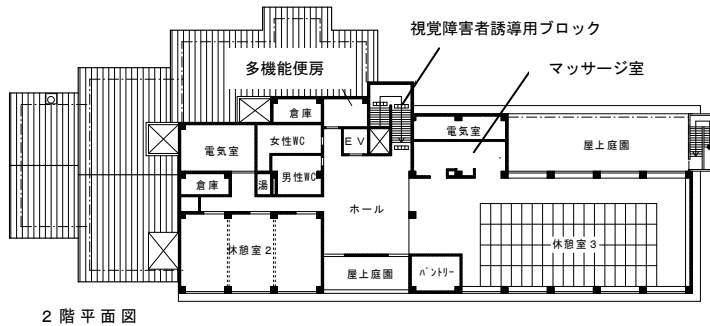
多機能便房には全て設置している。



弘法の里湯は、神奈川県鶴巻温泉郷にある秦野市営の日帰り温泉である。利便性の高い駅前に立地し、誰もが気軽に快適に利用できることを目指して整備、運営されている。同じ敷地内には、宮永岳彦記念美術館が併設され、訪れる人は、温泉のくつろぎと美術鑑賞の楽しみを満喫できる。

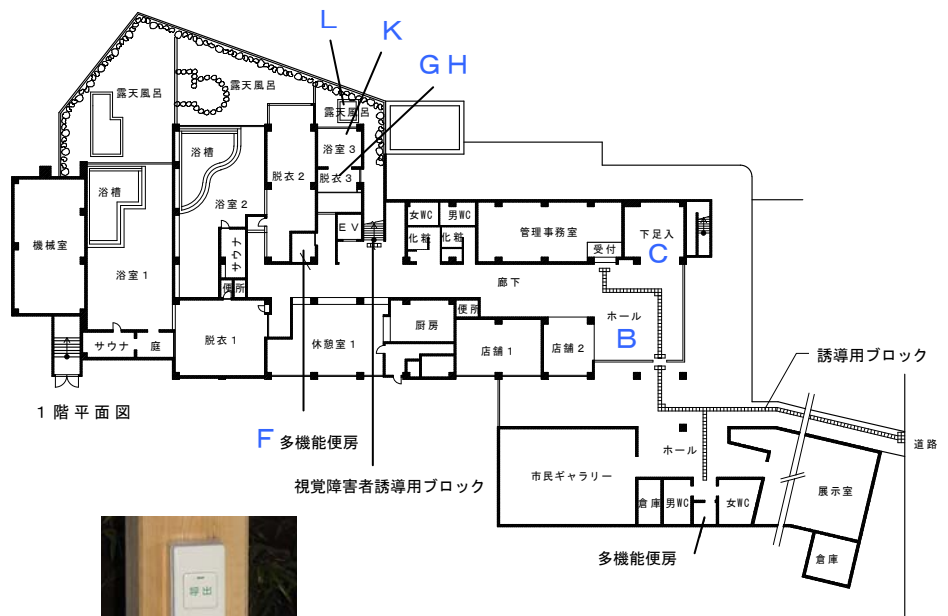
- ・動線計画は、明快で分かりやすく、サインも大きく読みやすいよう配慮されている。敷地内から、建物受付まで視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている。玄関入り口は、段を排除し、車いすの利用や、つまずきの防止に配慮した。
- ・下足入れには、当初点字表示がなかったが、利用者の要望により設置した。
- ・高齢者の利用も多いため廊下にも手すりを設置した。手すりは、高さを変えて2段にした。冷たい感触を避けるため木製としている。
- ・貸し切り浴室は、介助が必要な方及び家族での入浴に配慮したものである。ひとりで入浴する事が困難な高齢者・障害者等も介助者とともに入浴することができる。ハード面では、段の解消、手すり及び可動式シャワーかけを設置している。浴槽のまたぎ越しは低くして、両側に手すりを設置している。ソフト面では、必要な場合には、浴室で使用できるシャワーチェアやバスボードの貸し出しをしている。また、呼出ボタンを設置し、緊急時の対応が可能となっている。

- わかりやすい動線計画とサインの設置
- 車いす使用者、視覚障害者等への配慮がきめこまかい
- 異性介助者でも一緒に入浴できる露天風呂付き貸し切り浴室を設置



**G 貸切浴室（脱衣室洗面台）**

天板下を開かし、車いす使用者対応となっている。手すりも設けられている。



**H 貸切浴室（脱衣室）**

手すりを設置。浴室内で使用可能な手すりやバスボードがあり、ソフト面での細かい配慮が伺える。



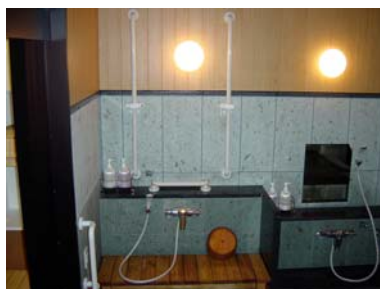
**I 貸切浴室（露天風呂）**

緊急呼び出し装置が浴室以外にも多機能便房等に設けられている。



**J 貸切浴室（シャワーチェア）**

車いす使用者が浴室内で使用できるシャワーチェアを設置。



**K 貸切浴室（洗場）**

段を無くし、手すり及び可動式シャワー掛けを設置。



**L 貸切浴室（露天風呂）**

高齢者・障害者等が使いやすいように、跨ぎ越しを低くし、手すりを設置。

## (19) ユニバーサルデザイン化をめざす銀行



### みずほ銀行六本木支店

所在地	東京都港区六本木 7-15-7
設計者	株式会社竹中工務店
構造	鉄筋コンクリート造
階数	地下1階地上8階 (RH2階)
竣工年	2006年12月
敷地面積	1438.00㎡
建築面積	946.71㎡
延床面積	8234.77㎡
用途	金融機関

障害者の社会参加の増加等の社会状況の変化を背景に、CSR（企業の社会的責任）の一環として、「年齢、性別、障害の有無に関わらず、誰にでも利用しやすい銀行」を目指し、「ハートフルプロジェクト」として、多面的なバリアフリー化を推進している。同プロジェクトでは、店舗・設備・機器類等の「ハード面」、お客さま対応、お客さま向け書類・インターネットコンテンツ等の「ソフト面」役職員一人ひとりの接遇等の「ハード面」におけるバリアフリー化に取り組んでいる。



**A 入口の自動ドア化**  
 ドア有効幅員の拡張も含めた自動ドア化を実施している。



**C 通路幅の整備**  
 接客カウンターの間仕切りの間隔は車いす使用者が利用可能な間隔を基本としている。ロビー内の什器類についても、車いす使用者の通行のしやすさを考慮した配置としている。



**E 車いす使用者用駐車場の設置**  
 車いす使用者用駐車場を設置し、店舗入口までの動線上の段差を解消するとともに扉を自動化している。



**B 視覚障害者誘導の整備**  
 輝度比および店舗内装との調和を考慮した鋳を設置。階段手すりは両側に設置することを基本としている



**D 視覚障害者対応ATMの整備**  
 すべてのATMに音声案内用のハンドマイクセットが整備されている。一部のATMについては端末両端の間仕切り間隔も拡張している



**F 多機能便房の設置**  
 1階ロビーに多機能便房を設置している。オストメイト対応のパウチ尿瓶洗浄水栓・多目的ベッド・手元手洗器・手すりを設置している。  
 なお、壁面の操作鈕、非常鈕はJIS規格に基づき配置、自動ドアの開閉スイッチは大型鉤式を採用し車いすで利用しやすい位置に設置している。



- 耳マーク、サインの設置などによる情報の提供の充実
- 接客に関する教育訓練
- 段差解消、自動ドア化、通路幅の整備、視覚障害者誘導用設備ほかハード面の充実



地下1階平面図

聴覚表示マーク・自動開閉スロープ・自動ドア化



1階平面図

多機能トイレ  
目録提供機  
筆談用ホワイトボード・耳マーク表示版  
自動ドア



2階平面図

多機能トイレ  
目録提供機  
自動ドア化



#### 役職員教育の推進

高齢のお客さまやお身体が不自由なお客さまへの接客時の留意点をまとめたマニュアルを作成し、役職員の研修を推進している。



#### G 店内サインの工夫

文字の縫取りにより、コントラストを強め、視認性を向上させている。



#### H 貸金庫閲覧ブースの改修

車いすのお客さまでも利用できるようブースを大きくし、車いすでも回転できるスペースを確保。入口扉はコンパクトな納まりの引き戸を採用した。



#### I 筆談用ホワイトボード・耳マーク表示版の設置

筆談等の準備があることをお客さまにお伝えする「耳マーク表示版」と「筆談用ホワイトボード」を設置している。



#### J 快適な店舗づくり

お客さまに店内で快適に過ごしていただく為に、各種情報の発信を行う大画面モニターの設置、お客さまの嗜好に合わせた雑誌のご用意等、待ち時間を感じさせない工夫をしている。

## (20) 車いす使用者が楽々利用できる美容院



A 全景

### わかば美容院

所在地 北海道北見市若葉1丁目1-2  
設計者 (有)ヤマグチ住建+田中 稔浩  
構造 木造(併用住宅)  
階数 1階  
竣工年 1999年  
面積 約54㎡(美容室部分)

駐車場・入口から、セットスペース、多機能便房まで、一連の美容サービスをバリアフリーに整備した個人美容院。

この美容院は、個人経営の住宅併用建築物であり、小規模ながら車いす使用者に配慮した整備が行き届いていて、誰にでも使いやすい整備が実現している。基本設計は自ら車いすを使用している方が行っており、きめ細かい配慮が随所に見られる。

このバリアフリー整備に対して「北海道福祉のまちづくり賞」(H12年度、優秀賞)を受けている。その選考理由として以下のように評価された。

「出入口の段を無くし、多機能便房及び車いすのままカットが可能なスペースを整備するなど、障害者等の意見を取り入れた設計となっており、個人の美容室として先駆的な取り組みを行っています。」



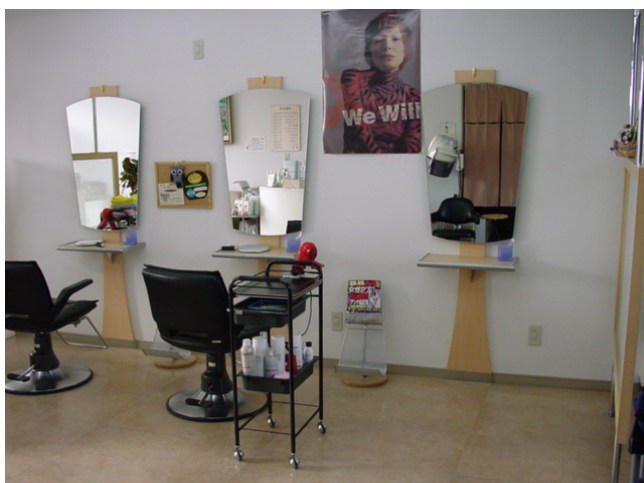
B 視覚障害者誘導用ブロックと車いす使用者用駐車スペース

屋外の通路は、幅員1,800mmで、平坦な仕上げ(アスファルト舗装)になっており、視覚障害者誘導用ブロックを歩道から玄関まで連続的に敷設。また、ロードヒーティングにより除雪。

車いす使用者用駐車スペースは、W3,500mm×D5,000mmで、出入口に近く、表示を明記している。



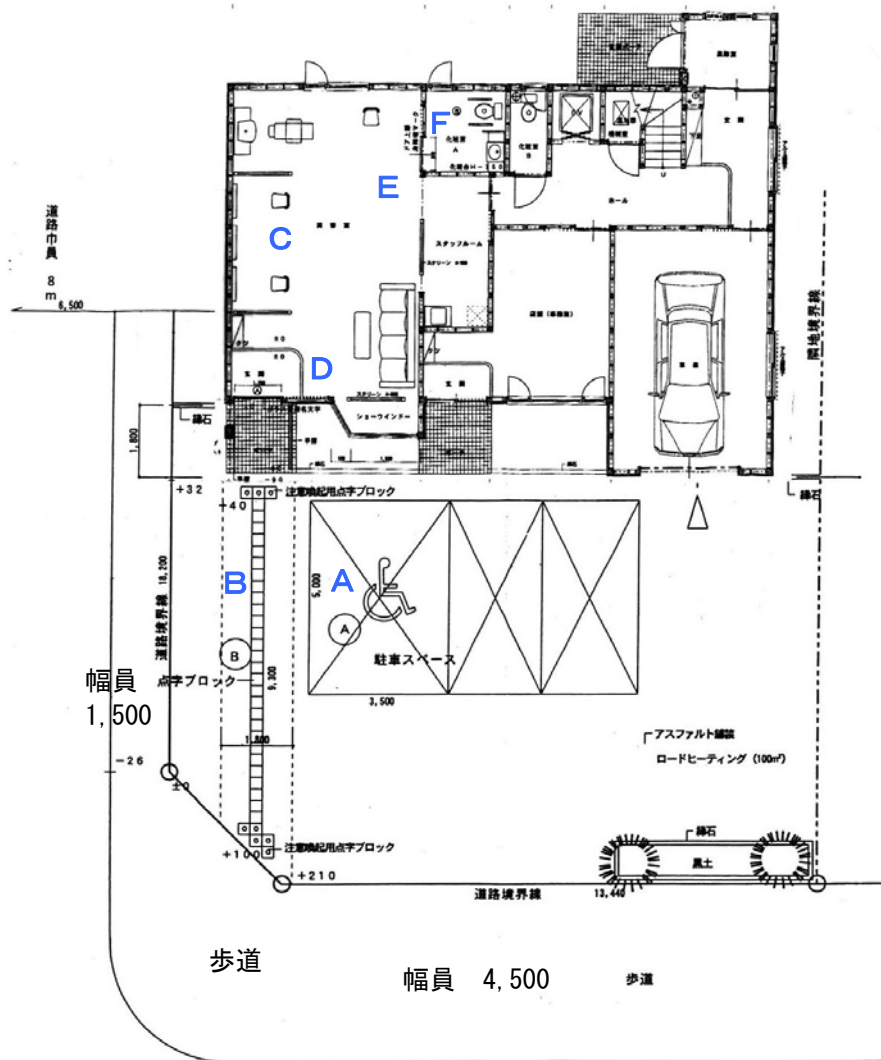
D 段差のない玄関踏込みまわり



C カットスペース

車いすのままカットが可能なスペースとなっている。

- 駐車場から屋内まで段差を排除
- 車いすのままカットが可能なスペースを設置
- 高齢者・障害者等の意見を取り入れた設計



1階 平面図



E 便所出入口とスタッフルーム出入口まわり  
床に段差のない仕様となっている。



F 多機能便房  
車いす使用者に配慮されている便房となっている。

## (21) 住民参加によってバリアフリー化を図った庁舎



A 外観

### 鳥取県東部総合事務所

所在地 鳥取県鳥取市立川町六丁目  
176番地  
設計者 (株)新居千秋都市建築設計  
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造  
階数 地下1階地上5階  
竣工年 2000年12月  
敷地面積 9,634㎡  
建築面積 5,514㎡  
延床面積 9,014㎡(庁舎棟)  
8,660㎡(立体駐車場棟)  
用途 庁舎

鳥取県東部総合事務所は、県税事務所、鳥取地方県土整備局など県の地方機関と各種団体が集積された公共性の高い建築物である。県では、福祉のまちづくり条例を積極的に推進する立場から、県有施設を建設、改修する際には、障害者団体の参加を通例としている。このため、本庁舎の設計コンペを行う際にも、「地域の障害者の参加」を条件とした。

- ・本プロジェクトでは、障害者団体への意見聴取のための全体会議は2回実施。団体ごとの個別の会議を多く行っている。
- ・本庁舎を設計する際には、地域の障害者団体の協力により、簡易模型を使って使い勝手を検証した。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの敷設の仕方については、障害者団体の要望を反映し、受付に加えて、エレベーター前まで敷設した。
- ・乳幼児同伴の利用者にも配慮して、授乳室を設置、便房には、乳幼児用いすを設置した。



B 入口ドア

上部に音・音声案内装置が設けられ、視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている。



C 音声誘導装置

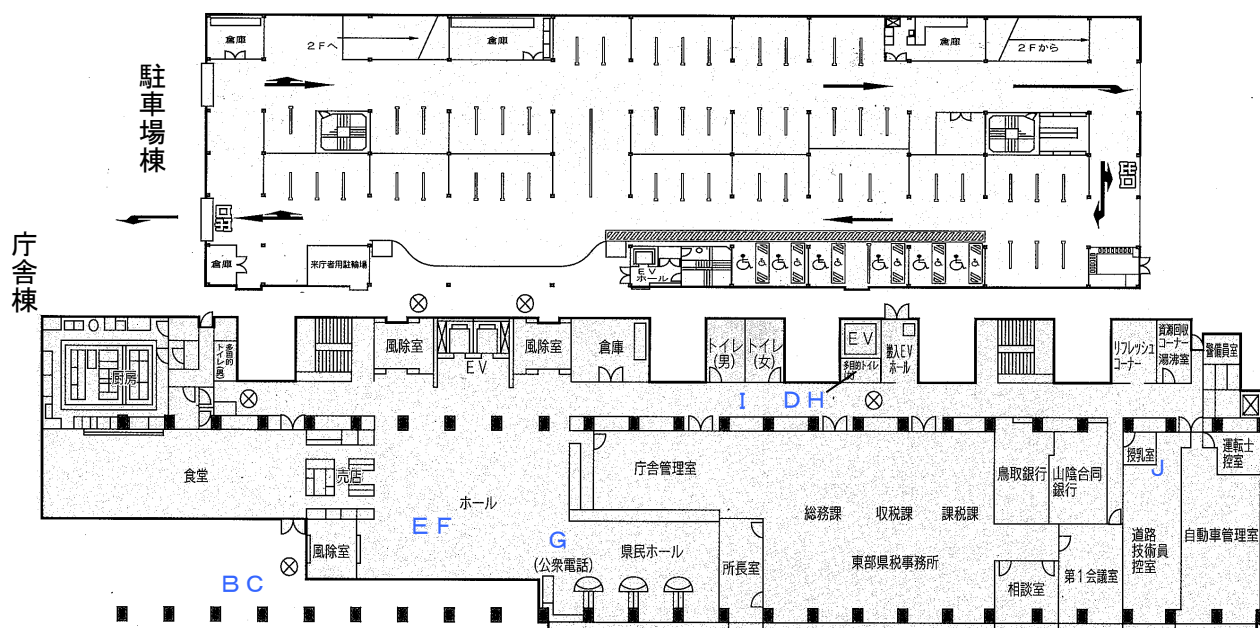
入口ドア上部に設けられている。

D 多機能便房

左手の多機能便房が設置されている。



1F 平面図



- 乳幼児連れから、高齢者まで様々な利用者の利便性に配慮
- 障害者団体、地域住民の意見を取り入れてバリアフリー化



**E ホール入口**  
視覚障害者誘導用ブロックは右が受付へ、左はエレベーターホールへ導いている。



**F ホール入口全景**  
シンプルで分かり易い動線となっている。



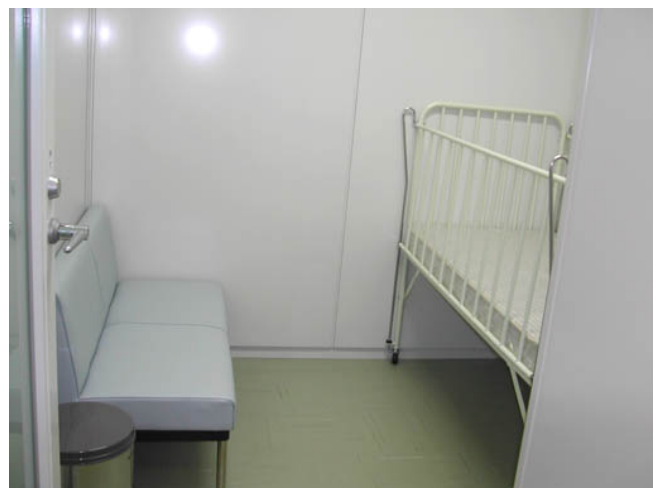
**G 県民ホール入口**  
段のない入口。



**H 多機能便房**  
乳幼児用ベッドが設置されている。



**I 便房**  
乳幼児用いすが設置されている。



**J 授乳室**  
乳幼児用ベッドと、授乳用椅子が用意されたスペースがある。

## (22) 誰もが使いやすい公衆便所



A 全景



B 手すり、荷物台付洗面器



C 手すり、荷物台付の小便器

高齢者・障害者等は、手荷物があると不便であり、荷物台は大変便利。この床のプレートを外し被災時に仮設小便器を取り付けることができる。

### 林試の森公園一公衆便所

所在地 東京都目黒区下目黒  
品川区小山台  
設計者 東京都建設局東部公園  
緑地事務所  
榎建築設計社  
構造 鉄筋コンクリート造、一部木造  
階数 1階  
竣工年 2001年  
面積 68.8㎡

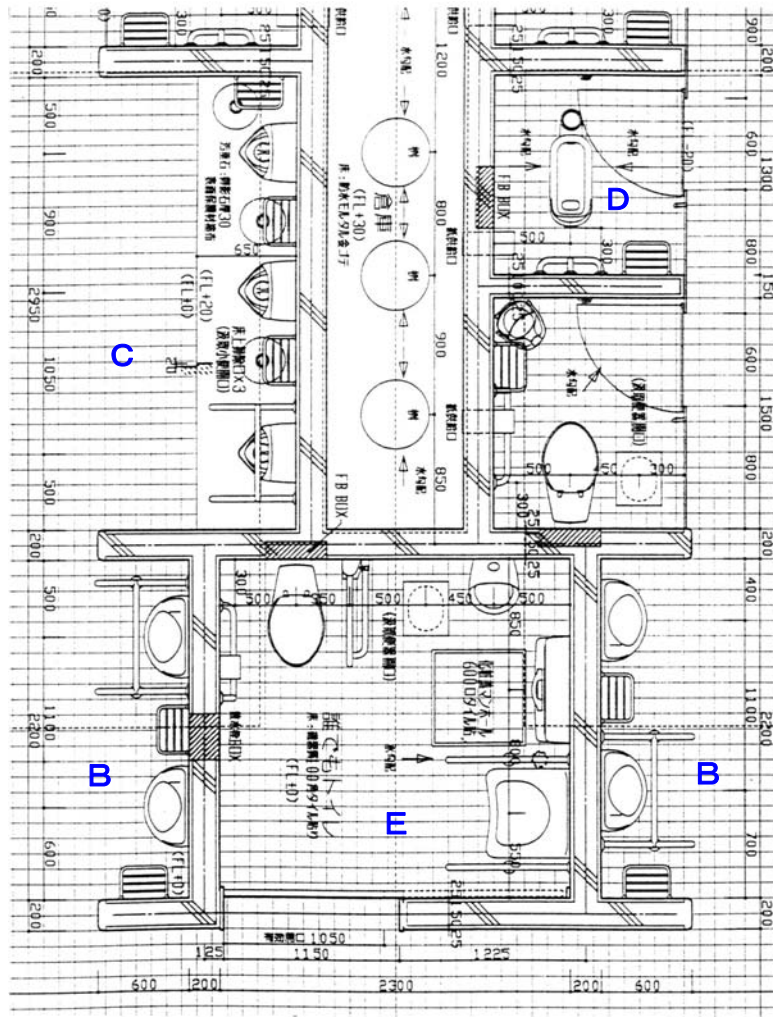
- ・多機能便房、その他の便房ともゆとりのある幅員を確保。  
手すり及び荷物台付き小便器、手すり及び荷物台付き洗面器を備えた公衆便所
- ・この公衆便所は、被災時には地下ピットを利用した汲み取り式の便所に緊急改修できるように、あらかじめ配慮されている。
- ・洋式便器は脇の床開口を使って仮設便器を取り付け、和式便器は破壊してピットに落とした後、仮設便器を取り付けられるようにしている。いずれも被災時に車いすでも使えるのが大きなメリットである。小便器も、床開口を使った仮設小便器の設置ができる。



D 手すり、荷物台付和式便房

くつべら式の洗浄ボタンを使用している。

- 小便器に手すり、荷物台を設置し、使いやすさに配慮
- 災害等の避難時には、車いす使用者が使えるよう工夫



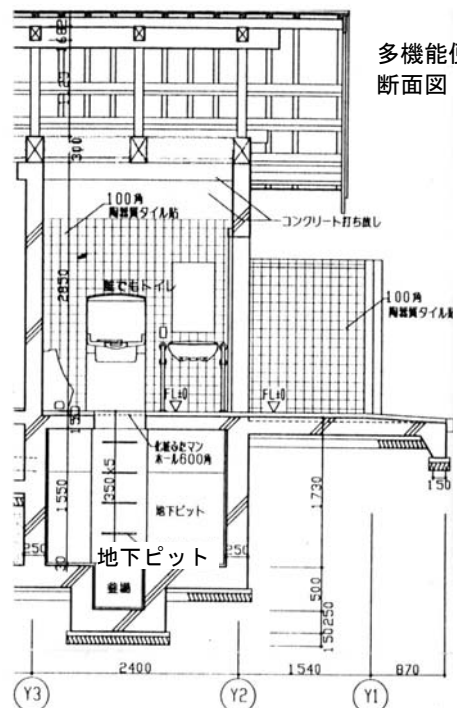
平面図

A



E 多機能便房内部

乳幼児用ベッドと子ども用小便器を設置。  
また、この床のプレートを外すことで、被災時に仮設便器を取り付けることができる。



多機能便房  
断面図

## (23) 高齢者・障害者等の円滑な利用に配慮して整備された駐車場



### 松山市役所前地下駐車場

所在地	愛媛県松山市 (一般国道11号地下)
整備主体	国土交通省、松山市
駐車場形態	自走式(地下2層)
竣工年	1998年
収容台数	290台

松山市役所前地下駐車場は道路管理者である国及び松山市が整備した自動車庫であり、全体としてハートビル法に基づく基礎的基準に適合、便所、階段、昇降機は誘導的基準に適合するなどバリアフリー対応が図られている。

- ・ 出入口から車いす使用者用駐車スペースに至る駐車場内の通路は段をなくし、滑りにくい材料で仕上げている。
- ・ 本事例は「駐車場設計・施工指針」に基づき、基礎的基準に適合するよう整備されている。

#### A 車いす使用者用駐車スペース

収容台数 290 台のうち 360cm の幅の車いす使用者用駐車スペースを 8 台確保し、出入口に接続するエレベーターに近接させて設置している。



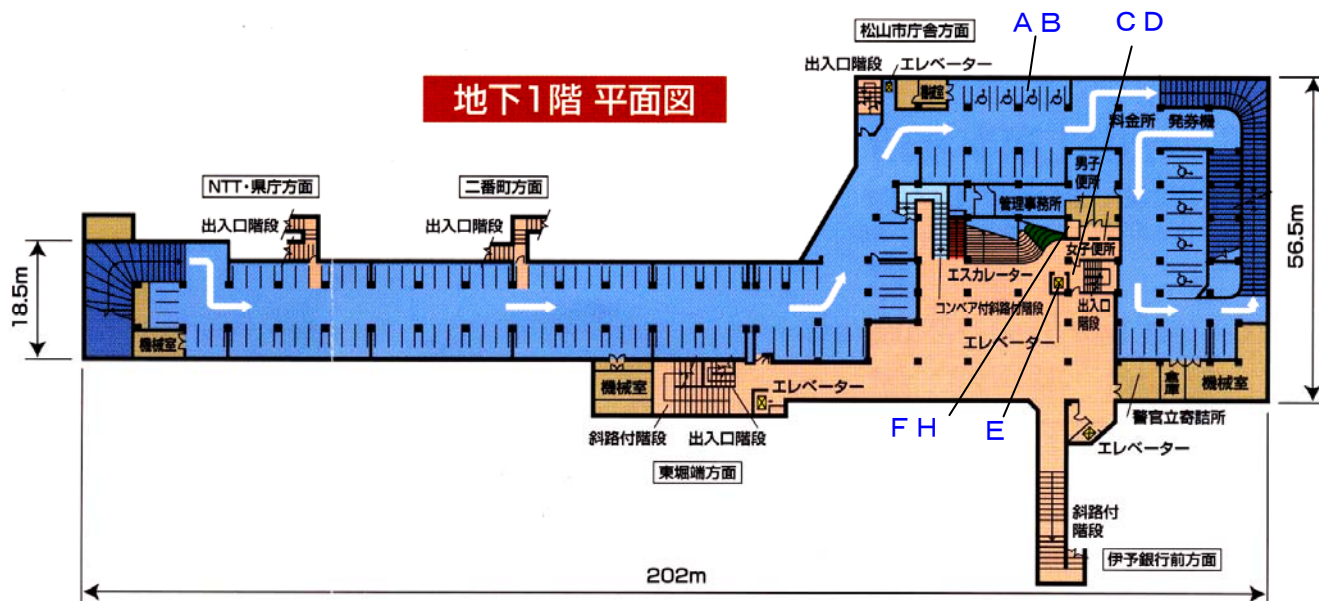
#### B 電光掲示板

電光掲示板等により車いす使用者用である旨の表示をしている。



#### C 階段

階段の段鼻部分は明度を変化させたタイルを使用している。手すりには点字がつけられている。



- 8台分の車いす使用者用駐車スペースはエレベーターに近接
- 電光掲示板等の設置により車いす使用者用であることが明確



**D 階段踊り場**  
廊下に接する踊り場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設している。

**E エレベーター**

昇降機のかごの床面積は 2.99 m<sup>2</sup>、かごの奥行きは 230cm、出入口の幅 110cm とし、乗降ロビーは幅 150cm、奥行 230cm としている。



**G 男子小便器**

男子小便器は床置き式としている。



**F 多機能便房入口**

多機能便房の戸は引き戸としている。



**H 多機能便房**

十分な面積を確保した多機能便房を設けている。



## (24) 面的にバリアフリーが広がるまち



### 世田谷区松陰神社通り

所在地 東京都世田谷区

施工概要

所在地：東京都世田谷区

舗装：道路延長 約400m  
道路幅員 約6m  
施工面積 約2,390㎡  
排水溝：円形側溝 約330m

サイン：路面サイ 8箇所  
交差点サイン 3箇所  
庁舎案内サイン 1箇所

踏切：線形改良及び拡幅

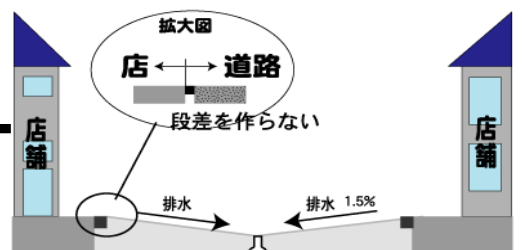
世田谷区では、まち全体を対象としたバリアフリーの実現のために、「福祉的環境整備推進地区」を指定し、住民参加型でバリアフリーの計画づくり、整備などを行っている。

- ・ 商店街は東急世田谷線松陰神社前駅を挟み南北に延びる区道の沿道に位置する商圈 500m 程度の生鮮三品等物販店が中心となる近隣型の商店街である。延長約450m、道路幅員約6m、歩車道の区別がない単断面の区道である。
- ・ 区役所周辺地区では、松陰神社通り商店街を中心に「街づくり協議会」を設置し、商店主、地区住民、障害者の参加を得て提案や啓発活動を実施
- ・ 中央排水型の車道整備により、ほとんどの店舗で段差が解消された
- ・ 沿道の商店と道路との段差を解消
- ・ AM ラジオ放送を使った音声案内など

東京都のユニバーサルデザイン福祉のまちづくり推進モデル事業地区にも指定された。

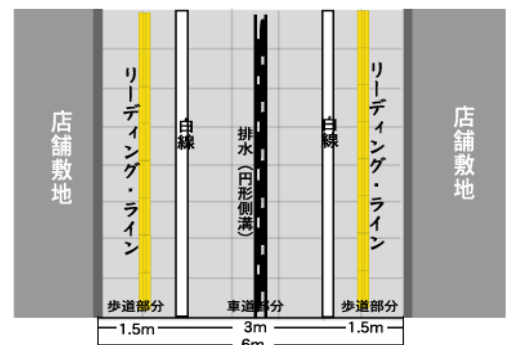


立面図



平面図

\*勾配は1.5%と見た目ではわからない程度です。図では勾配を誇張して描いています。



自主ルールとして「商店街まちづくりルール」を策定

【元気でやさしいまちづくりルール】

1. 歩行者の安全のために商店街は道路上の看板、商品を自粛します
2. 商店は駐輪スペースを設け、利用者は歩行者の妨げとならないような駐輪に心がけましょう
3. 店舗のバリアフリーを推進します
4. 建物の1階部分は店舗、事務所とし、商店街機能を維持します
5. 景観に配慮した町並み・店舗づくりを推進します
6. 地域の人が商店街まちづくりに参加する関係を作り、一緒に安全・安心な商店街環境維持活動を実践します

ほか

A 勾配を店側から道路中心の方向につけることにより、店と道路の段差を解消した。

- 商店街の店舗の敷地と道路との境界の段差を解消
- わかりやすい表示、案内
- 面的にバリアフリーに取り組むまち



B 自転車・乳母車・車椅子等横断しづらく危険な斜め交差の踏切を改良。歩行者等の安全性の向上を図った



C ひらがな表記により誰にでもわかりやすく、高齢者や車椅子利用者が見やすいように路面にサインを敷設した。



D 誰もが分かりやすい区役所庁舎内のサインを、住民参加により整備。目の不自由な方の触地図や音声案内も整備した。

#### 心のバリアフリーと商店街活性化の取組み

- ・ 店の前に近づくと、店主の声で店の情報が聞こえる音声案内装置を設置（20店舗に導入）
- ・ 路上のはみ出し看板の代わりに店前の敷地部分に各店が売り出し情報を黒板で提示
- ・ やさしい商店街マップを発行
- ・ 障害者自身による介助研修が開催され、商店の人々が参加した。

## (25) バリアフリー化を点（建物）から面（地域）へ展開する



### 訓子府町

所在地 北海道訓子府町

施工概要

- 街並み整備事業
- 道道整備事業
- 商店街近代化事業
- 電線類地中化事業

#### A. 街並み整備事業

道道整備事業、商店街近代化事業、電線類地中化事業により整備された街並み



- ・ 訓子府町は、人口6,400人あまりの小規模な街である
- ・ バリアフリーをまちづくりのコンセプトの一つとして位置づけ、道路整備、商店街近代化、電線類地中化などの事業を総合的に進めるとともに、町並みと一体化した役場庁舎・総合福祉センター「うらら」の整備、町独自の補助による店舗の改築、駅舎（第3セクター鉄道）の整備をバリアフリーに配慮して行っている
- ・ 役場庁舎・総合福祉センターの正面ロビーには、障害者の意見を契機に精神、知的、肢体不自由者合同の共同作業所「喫茶たんぽぽ」を開設し、障害者の自立支援を進めている
- ・ ハード整備に当たっては、当初から利用者参加が行われており、車いす使用者や高齢者、町職員による町並みウォッチングや研修会などの機会を通して多くの町民から意見を聞きながら進めた
- ・ 福祉系のコミュニティ活動も活発で、それとも連動しながら、整備面で随時検証が行われた。さらに、町主催のリハビリ教室、いきいきライフ教室の開催など、障害のある人や高齢者の社会参加活動へと広がりを見せている



ポケットパークの噴水で水遊びする子供たち



整備された街路を活用した夏のイベント「くねっぷふるさとまつり」



ポケットパークの夜景  
町民の憩いの場となっている

- 街並整備事業により街並み整備とまちづくりの拠点、バリアフリーを一體的に整備
- ハード面での整備、障害者の働く場の整備など総合的なバリアフリーに取り組む
- 面的なバリアフリーに取り組むまち



#### 訓子府町役場庁舎・総合福祉センター「うらら」

- ・平成13年度建設、ハートビル法、北海道福祉のまちづくり条例認定建築物



#### 庁舎内の多目的トイレ

- ・身障者用便器、幼児用便器、身障者用洗面器、ベビーベッド等を設置している



#### 役場庁舎の窓口

- ・車いす利用者も利用しやすい低いカウンター
- ・補聴器サポートシステムの設置

#### 街並み整備事業

- ・花に飾られた歩道と近代化された店舗の風景



#### 訓子府駅・農業交流センター「くる・ネップ」

- ・駅舎と農畜産物加工施設を備えた農業交流センターを併設
- ・入り口に設けられたスロープによるアプローチ



#### 総合福祉センター「うらら」内に開設された喫茶「たんぼぼ」

- ・障害者の働く場として多くのボランティアや町民の協力を得て運営されている。

## (26) 利用者への「温もり」「わかりやすさ」「使いやすさ」に配慮した学校



### A 渡り廊下

雨天時に濡れることなく移動ができる様に各棟を渡り廊下で繋いでいます。

## 静岡県立浜松大平台高等学校

所在地 静岡県浜松市大平台四丁目2番地1号

設計者 株式会社 松田平田設計  
構造 鉄筋コンクリート造 一部骨造 木造

階数 地上4階

竣工年 2006年3月

敷地面積 64,847.34㎡

建築面積 10,199.63㎡

延床面積 19,857.78㎡

静岡県立浜松大平台高等学校は、ユニバーサルデザインを活かし、生徒、教職員及び地域開放利用者の全ての人にとって「温もりを感じ」、「わかりやすく」、「使いやすい」施設となっている。

- ・ 生徒ホールでは、各所で木材を採用し温かみのある交流スペースとなっています。また、手に触れる階段などの手摺には集成材を採用している。
- ・ 地域開放利用者が迷うことなく施設を利用できるように、わかりやすいグラフィカルなサイン計画を行っている。
- ・ 多目的トイレ及びエレベーターは各棟各階に設置していて、施設のどこに居ても利用しやすい配置計画となっています。また、雨天時には濡れることなく移動できるようにインナーの渡り廊下で各棟を繋いでいる。
- ・ 県では、「しずおかUD行動計画2010」を策定し、この中に県立学校の整備に関する施策を位置づけている。



### B 生徒ホール

生徒、教職員及び地域開放利用者の交流の場となる生徒ホールは、温もりのある木質空間(一部県産材)としている



### F 受付

車いす利用者が利用しやすいように受付カウンターの高さを低くしている



### サイン

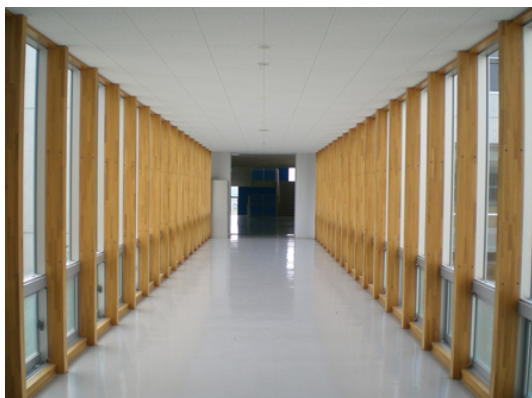
グラフィカルで見やすいサインを各所に設置している



### K 多目的トイレ

オストメイト対応の多目的トイレは、地域開放利用に配慮しベビーシートやベビーチェアを設置しています。また、各棟各階に設置している

- 県のUD計画に則った計画的なバリアフリーの推進
- 高等学校のユニバーサルデザインモデル



### C 渡り廊下（内部）

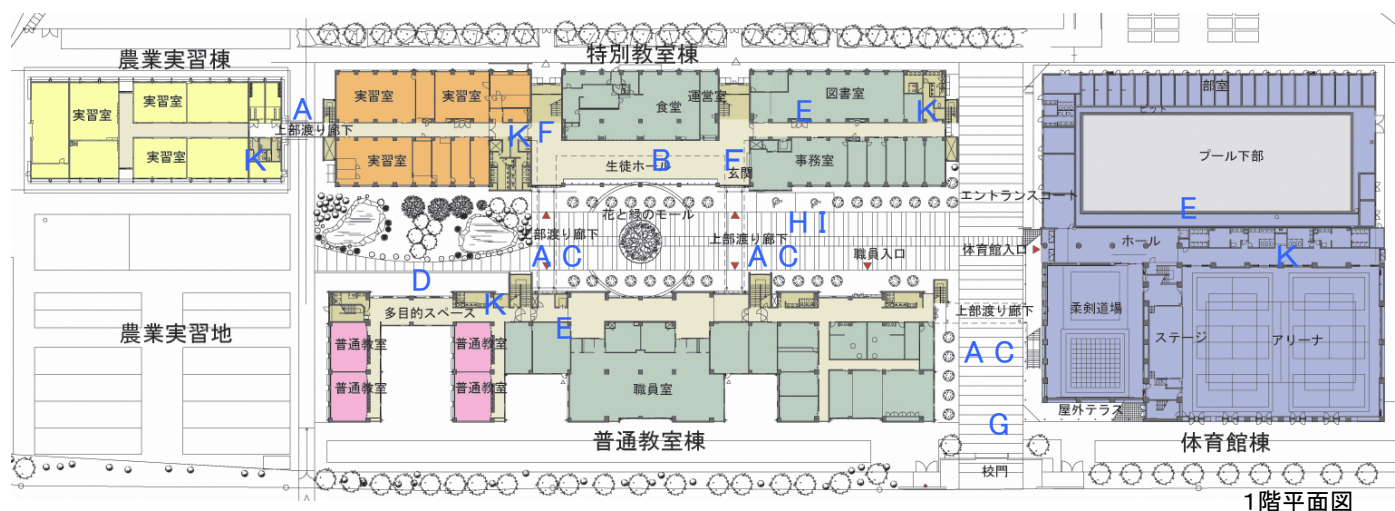
県産材を使用した明るく温かみのある渡り廊下は、ゆとりのある廊下幅を確保している

### D 多目的スペース

生徒同士の交流の場となる多目的スペース

### E エレベーター

利用者の利便性に配慮し、各棟に配置している



## 「しずおかUD行動計画 2010」における学校関係施策計画（計画期間平成 15-22 年）

### ● 県立学校のUD整備計画 (現状値 H15→目標値 H22 年)

- ・ スロープ、視覚障害者誘導用ブロック、階段、手すり、車いす使用者駐車場 73%→100%
- ・ 車いす使用者用トイレ 46%→60%
- ・ 自動ドア 20%→40%
- ・ エレベーターの整備 21校→26校

### ● 学校における優先順位

- ・ 原則として校舎改築とセットで実施
- ・ 加えて障害のある生徒の入学時に整備

### ● 学校施設のUD整備の基本方針

- ・ エレベーターは校舎改築に際し1校1基を整備
- ・ 車いす使用者用トイレ及び自動ドアは校舎改築または耐震補強工事に際して1校1カ所を整備
- ・ 上記は障害がある生徒が入学したとき及び在校生に障害が発生したときにも実施
- ・ スロープ、階段手すり、視覚障害者誘導用ブロック、車いす使用者用駐車場は耐震補強に際し全校に整備

## 第 4 章 基本寸法等

## 第4章 基本寸法等

### 4. 1 バリアフリー対応を図るべき利用者について

建築物を計画し、設計する側があらかじめ留意すべき点について以下に示す。なお、これらは施設用途や規模により対応が異なる場合も考えられるので、必要に応じて利用者が建築物の計画に参画することも期待される。

対象者	建築的対応の考え方
①高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加齢による移動の困難、視認性の低下等への対応が求められる</li> <li>・機器類の操作性への対応が必要である</li> </ul>
②身体障害者 肢体不自由者（車いす使用者、杖使用者、上下肢障害者等） 視覚障害者（全盲、弱視） 聴覚障害者（聾者、難聴者） 内部障害者（腎臓、心臓、呼吸器障害、人工肛門、人工膀胱保有者等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高低差がバリアとなるので、上下移動や、段差への処理を行う</li> <li>・ボタン、機器類の操作性、位置等への対応が必要</li> <li>・上肢障害者では、設備や器具等の操作の容易性にも配慮する必要がある</li> <li>・視覚情報を体感、聴覚等の情報として伝達する必要がある</li> <li>・必要な安全確保、誘導、注意喚起等に対して視覚障害者用ブロックや音声等を適切に配置することによって対応する</li> <li>・視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法、スイッチ、ボタン類等の配置、形状の統一化、標準化が求められる</li> <li>・ガイドヘルプ等ソフト面での対応が求められるほか、建物の用途、運営方法に応じた建築的対応が必要である</li> <li>・音情報を視覚情報に変える対応（設備）が求められている</li> <li>・手話通訳等ソフト面での対応が求められる等、建物の用途、運営方法に応じた設備や人的対応が必要である</li> <li>・腎臓、心臓、呼吸器障害は、階段の昇降等が困難であるため、特に長い移動、上下移動に配慮が必要である</li> <li>・人工肛門、人工膀胱保有者（オストメイト）への対応は、特に便所設備での配慮が求められている。本設計標準では、「オストメイト対応」として記載している</li> </ul>
③知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り、建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさとともに、人的サポート等ソフト面での対応が求められる。建物の用途、運営方法に応じた建築的対応が必要である</li> <li>・案内表示では、ピクト、ひらがな表記をすることが望ましい</li> </ul>
④精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り、建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさとともに、人的サポート等ソフト面での対応が求められる場合もある。建物の用途、運営方法に応じた建築的対応が必要である</li> <li>・投薬や療養によって疲れやすい場合もあるため、休憩できる場所が必要とされている</li> </ul>
⑤発達障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り、建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさとともに、人的サポート等ソフト面での対応が求められる。建物の用途、運営方法に応じた建築的対応が必要である</li> <li>・言葉による認知が難しいこともあるため、建物の案内や表示においてピクトを使用するなどの工夫（併用）が必要である</li> <li>・音に敏感な障害であるため、学校や遊び場などで一人で静かにできる部屋があると助けになる</li> </ul>
⑥児童、乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性の確保が重要である</li> <li>・低い位置からの視認性、操作性を配慮した設計が求められる</li> <li>・乳幼児では、保護者同伴の場合が大半であると考えられ、建築的な対応については、保護者への対応も必要となる。便所等では乳幼児を伴っている者が男性、女性両者の場合があることに配慮する必要がある（例：便所の乳児用いす、オムツ交換用シーツの設置は、男女両方の便所に設置）</li> <li>・乳幼児を同伴する際のベビーカー利用に対しても配慮する必要がある</li> </ul>
⑦妊婦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階段の昇降等が困難であるため、特に長い移動、上下移動に配慮が必要である</li> <li>・足元が見えない、前かがみの姿勢、しゃがみが難しい等の動作困難があることに配慮する必要がある</li> </ul>

対象者	建築的対応の考え方
⑧外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報伝達上の配慮が必要である</li> <li>・特にソフト面での対応が求められるため、建物の用途、運営方法に応じた対応が必要である</li> </ul>
⑨上記外の市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体の寸法には個性があり、また、誰でもけが、病気等によって一時的に障害が生じる可能性がある。このため、様々な障害に対する配慮をすることが、上記以外の市民にも使いやすい建物となる</li> </ul>

#### 4. 2 主要寸法の基本的な考え方

本設計標準で採用している主要寸法及びその意味は次の通りである。

寸法	意味
80cm	車いすが通過できる寸法
90cm	車いすで通過しやすい寸法 通路を車いすで通行できる寸法
120cm	通路を車いすで通行しやすい寸法 人が横向きになれば車いすとすれ違える寸法 杖使用者が円滑に通過できる寸法
140cm	車いすが転回（180度方向転換）できる寸法 杖使用者が円滑に上下できる階段幅の寸法
150cm	車いすが回転できる寸法 人と車いすがすれ違える寸法
180cm	車いすが回転しやすい寸法 車いす同士が行き違いやすい寸法

## 4. 3 車いす使用者の寸法

### (1) 車いすの寸法

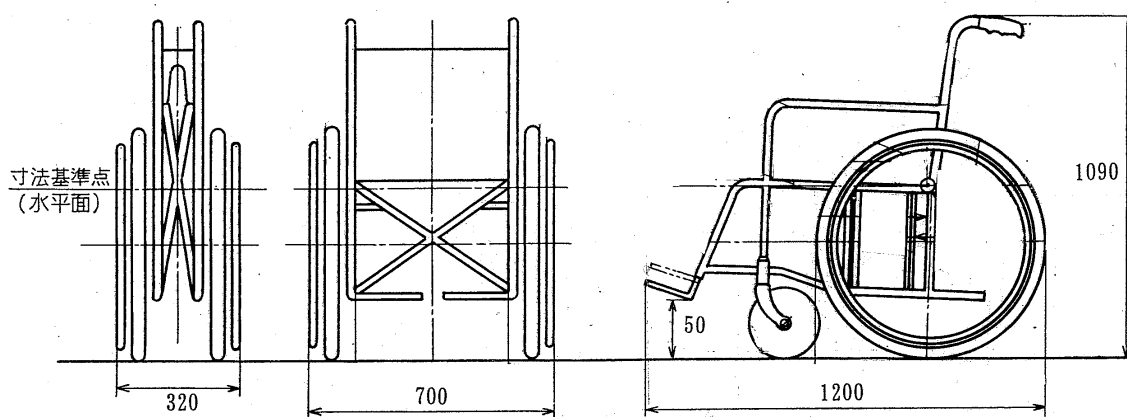
#### ①手動車いすの寸法 JIS T 9201 (手動車いす)

車いすの形状・寸法は JIS 規格 (日本工業規格) により定められている。その分類は主としてその外観及び用途によって、自走用と介助用に分けられる。自走用には、標準型、座位変換型、スポーツ形、特殊型があり、介助用には標準型、座位変換型、浴用型、特殊型がある。

車いすの全幅は 700 以下としているが、日本国内の建築関係の現状を考慮し、当分の間 650 以下が推奨されている。また、JIS では、車いすの座面の高さについては規定がないが、介助用車いすでは、自力移動を助けるために座面の高さが低くなっているものがあるため、建物の設計の際には配慮を要する。

以下は、JIS T 9201 より基本的な寸法を抜粋して紹介する。

自走用標準型の例



JIS 規格による車いすの寸法は、以下の通りとなっている。

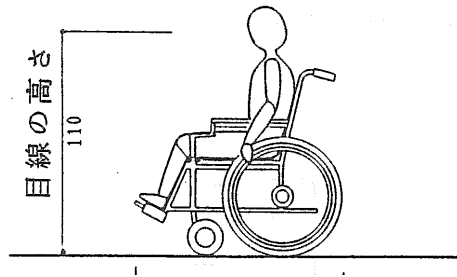
手動車いすの寸法

(単位：mm)

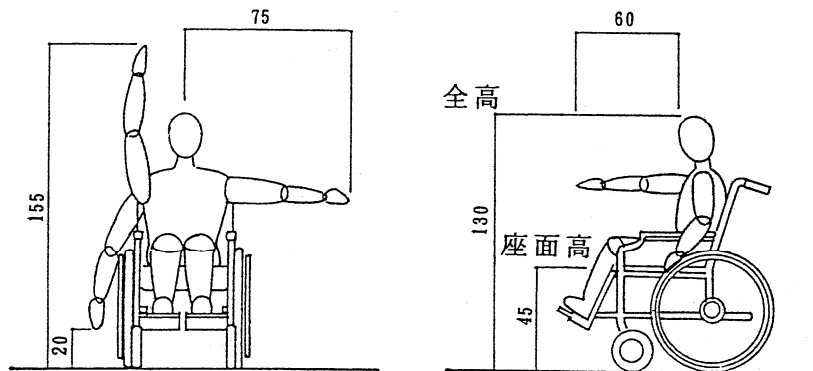
部位	寸法値
全長	1200 以下
全幅	700 以下
レッグサポート (フットレスト) 高	50 以上
折り畳み幅	320 以下
全高	1090 以下

## (2) 人間工学的寸法

車いす使用者の人間工学的寸法は、以下の通りである。  
目線の高さ



手の届く範囲



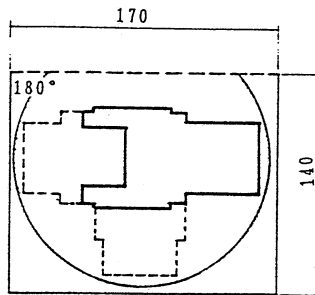
出典：ハンディキャップ者配慮の設計手引き/日本建築学会設計計画パンフレット 26/昭和 59 年/発行：彰国社

### (3) 車いす使用者の基本動作寸法

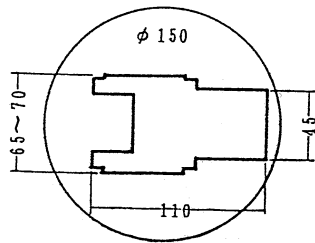
車いす使用者にとって最小限必要な動作空間は、以下の通りである。

#### ① 手動車いすの最小動作空間

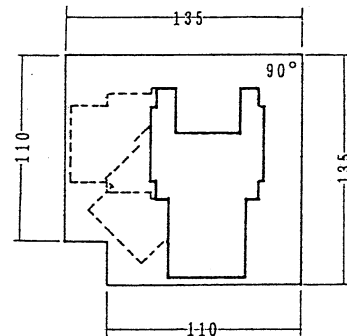
180° 回転 (車輪中央を中心)



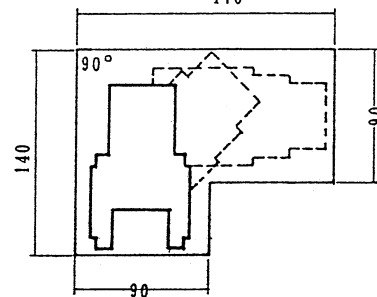
最小の回転円



90° 回転 (車軸中央を中心)

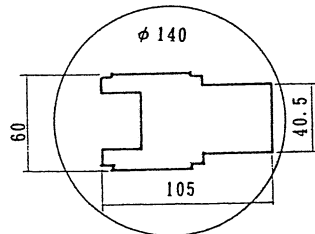


直角路の通過

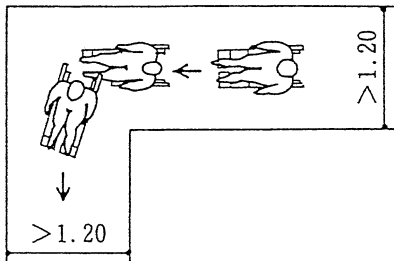


#### ② 電動車いすの最小動作空間

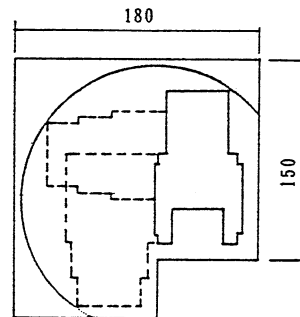
360° 回転 (車軸中央を中心)



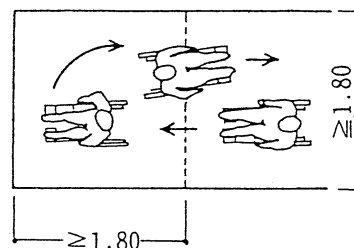
直角路の通過 (屋外用)



180° 回転 (車軸中央を中心)



方向転換



出典：ハンディキャップ者配慮の設計手引き/日本建築学会設計計画パンフレット 26/昭和 59 年/発行：彰国社

## 4. 4 杖使用者の寸法

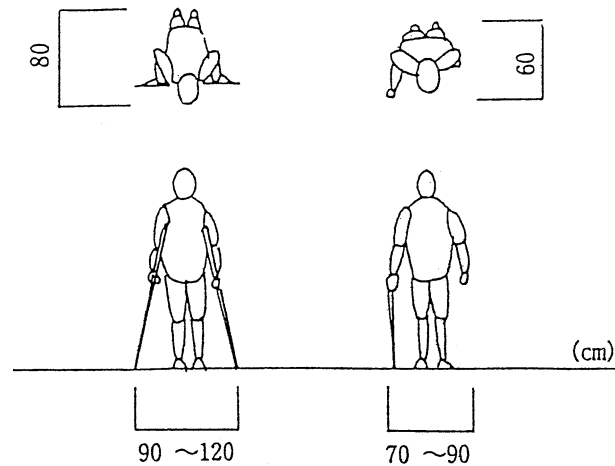
### (1) 杖使用者の基本動作寸法

#### ① 人間工学的寸法

杖使用者の人間工学的寸法は、以下の通りである。

- ・松葉杖使用者の歩行時の幅は、90cm から 120cm 程度。
- ・杖を片手で使用した際の歩行時の幅は、70cm から 90cm 程度。
- ・低いところに手が届かない。(しゃがむことが出来ない)

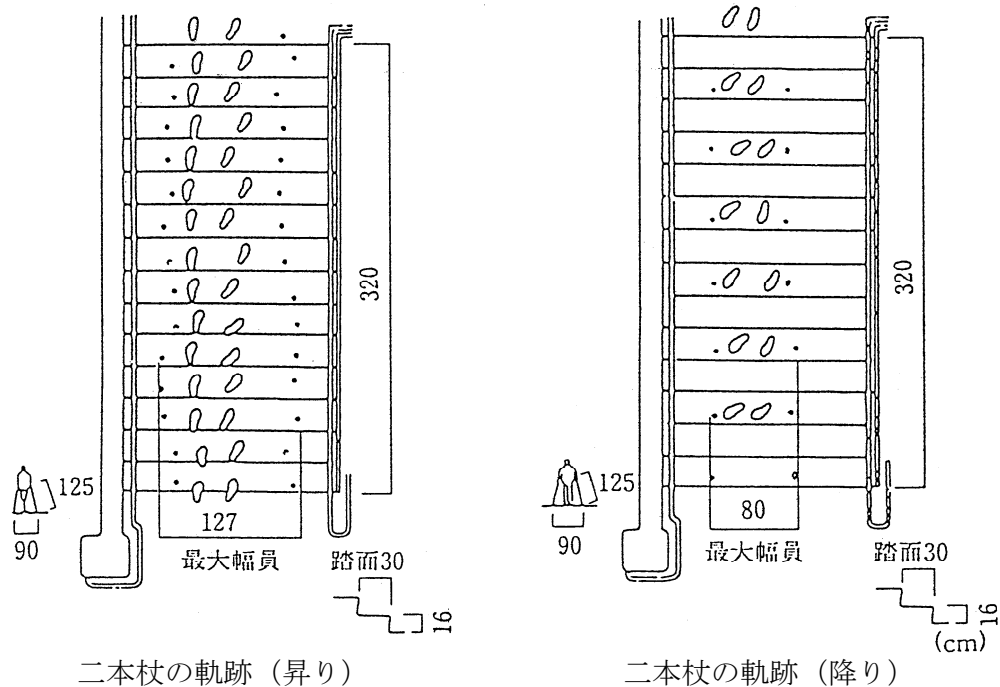
人間工学的寸法



#### ② 計画上必要な動作空間

杖使用者にとって最小限必要な動作空間は、以下の通りである。

二本杖使用者の階段の昇降



出典：ハンディキャップ者配慮の設計手引き/日本建築学会設計計画パンフレット 26/昭和 59 年/発行：彰国社

## 4. 5 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設について

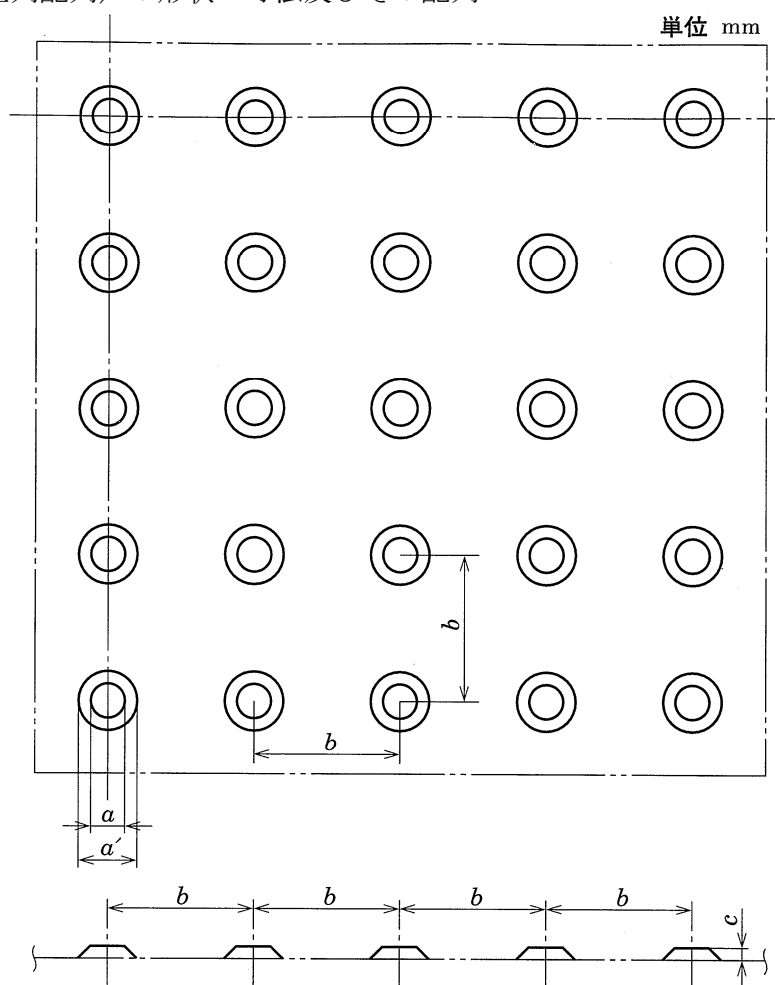
### (1) 突起の形状・寸法及びその配列 JIS T 9251

視覚障害者の屋内外での移動を支援するものとして、道路、公共施設、駅等に敷設され広く普及しているが、その形状(足裏を通して情報を伝えるための突起部の形状及び配列)、色、材質等については多様であり、JIS では、突起の形状が標準化された。以下は、JIS T 9251 からの抜粋である。

#### ●適用範囲

この規格は、視覚障害者誘導用ブロック等(以下、ブロック等という。)突起断面形状がハーフドーム型の突起の形状・寸法及びその配列について規定する。

#### a) 点状突起(並列配列)の形状・寸法及びその配列



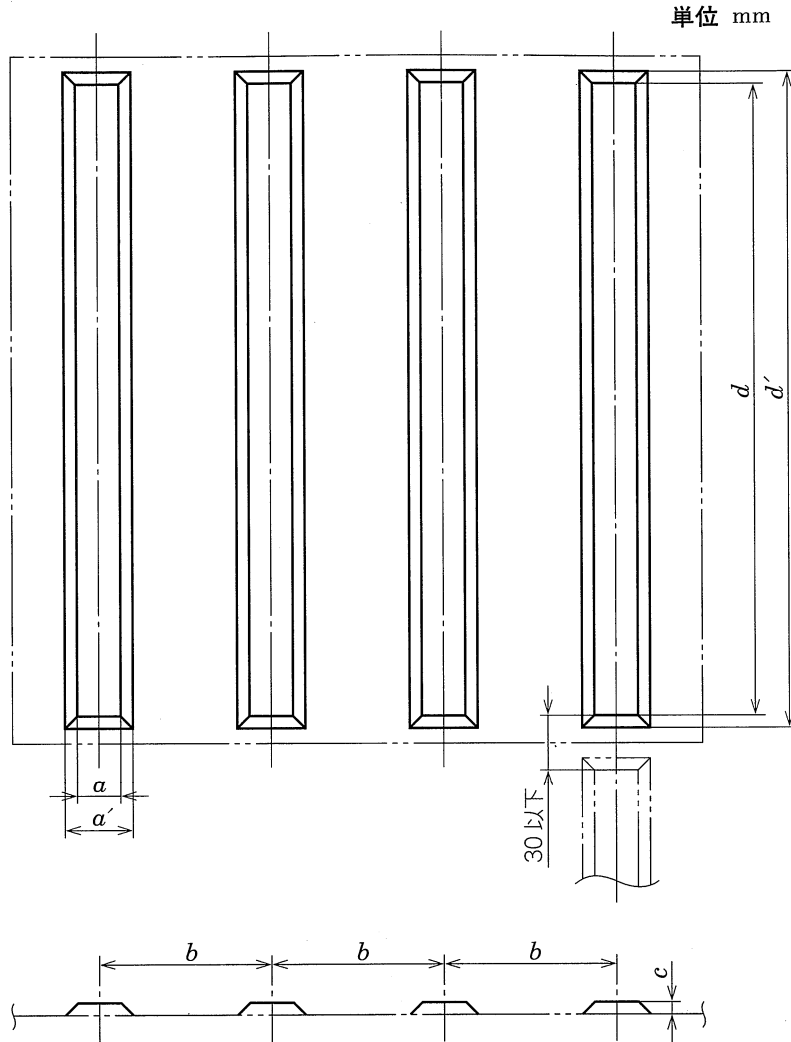
記号	寸法	許容差
$a$	12	+1.5 0
$a'$	$a + 10$	
$b$	55~60*	
$c$	5	+1 0

注\* この寸法範囲でブロック等の大きさに応じて一つの寸法を設定する。

b) 線状突起

線状突起の形状・寸法及びその配列は下図による。ただし、線状突起の本数は4本を下限とし、線状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。

線状突起の形状・寸法及びその配列



記号	寸法	許容差
$a$	17	+1.5 0
$a'$	$a + 10$	
$b$	75	
$c$	5	+1 0
$d$	270 以上	
$d'$	$d + 10$	

備考 ブロック等の継ぎ目部分（突起の長手方向）における突起と突起の上辺部での間隔は、30mm 以下とする。

## 4. 6 公衆便所便房内操作部の器具配置の概要

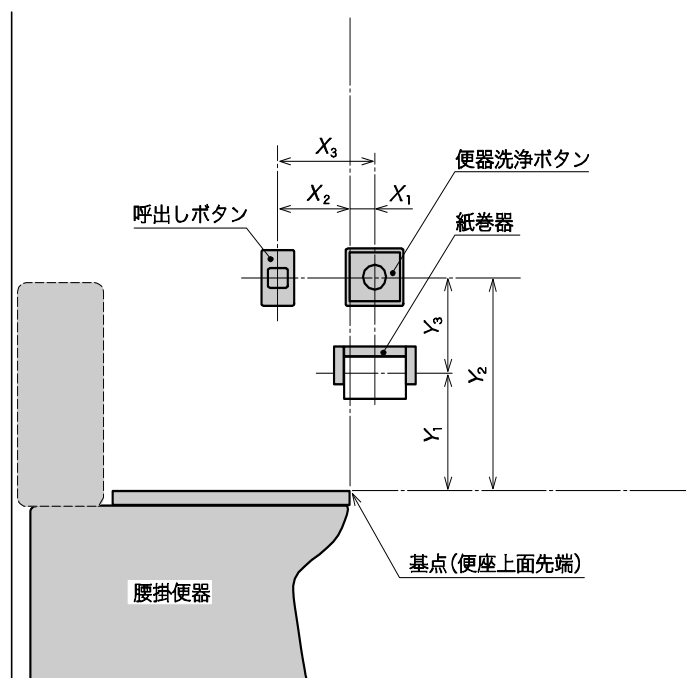
JIS S 0026 により、下記の通り示されている

操作部及び紙巻器の配置は、次による。

- a) 操作部及び紙巻器は、便器座位、立位などの姿勢の違いを含めて多くの利用者が操作可能で、かつ、視覚障害者にも認知しやすい配置とする。
- b) 操作部及び紙巻器は、腰掛便器の左右どちらかの壁面にまとめて設置する。
- c) 便器洗浄ボタンは、紙巻器の上方に設置し、呼出しボタンは、便器洗浄ボタンと同じ高さで腰掛便器後方に設置する。
- d) 操作部及び紙巻器は、表 1 の条件を満たす位置に設置する。
- e) 操作部及び紙巻器と同一壁面上に手すり、温水洗浄便座リモコン、手洗器などの器具を併設する場合には、各器具の使用・操作を相互に妨げないように配置する。
- f) 操作部及び紙巻器と同一壁面上に、手すり、温水洗浄便座リモコン、手洗器などの器具の併設又は紙巻器、腰掛便器横壁面の形状などにより、表 1 の配置及び設置寸法によらない場合であっても、c) の位置関係は、満たすものとする。
- g) 呼出しボタンは、利用者が転倒した姿勢で容易に操作できる位置にも設置することが望ましい。

表 1— 操作部及び紙巻器の配置及び設置寸法

単位 mm

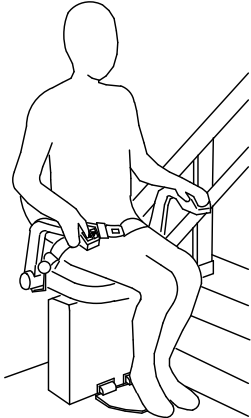


器具の種類	便座上面先端(基点)からの水平距離	便座上面先端(基点)からの垂直距離	二つの器具間距離
紙巻器	$X_1$ : 便器前方へ 約 0~100	$Y_1$ : 便器上方へ 約 150~400	—
便器洗浄ボタン		$Y_2$ : 便器上方へ 約 400~550	$Y_3$ : 約 100~200 (紙巻器との垂直距離)
呼出しボタン	$X_2$ : 便器後方へ 約 100~200		$X_3$ : 約 200~300 (便器洗浄ボタンとの水平距離)

## 4. 7 段差解消機関連告示

	段差解消機（鉛直型）	段差解消機（斜行型）
<p>● 図、写真</p>		
<p>● 関連規格・関連法規</p>	<p>1. ISO/TC178 国際標準 IS09386-1 [2000]                  2. 平成12年建設省告示 第1413号第一の七(構造方法)                  第1415号第五(積載荷重)                  第1423号第六(制動装置) 等</p>	<p>1. ISO/TC178 国際標準 IS09386-2 [2000]                  2. 平成12年建設省告示 第1413号第一の七(構造方法)                  第1415号第五(積載荷重)                  第1423号第六(制動装置) 等</p>
<p>● 構造・安全基準等</p>	<p>上記2の告示より                  定格速度15m/分以下、かつ、かご床面積2.25㎡以下</p> <p>上記2の告示より</p> <p><b>車いすに座ったまま使用する一人乗りのエレベーター</b>（かご内の人がエレベーターの昇降の操作を行うことができないタイプ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入口の部分を除いて、高さ65cm以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から7cm（出入口の幅が80cm以下の場合にあつては、6cm）以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ65cm以上の丈夫な手すりを設けた部分にあつてはこの限りではない。</li> </ul> <p><b>それ以外のエレベーター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入口の部分を除いて、高さ1m以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から高さ15cm以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ1m以上の丈夫な手すりを設けた部分にあつてはこの限りではない。</li> </ul> <p><b>積載量</b></p> <p>①かごの床面積が1㎡以下で住戸内に設置されるもののうち、車いすに座ったまま使用ができないもの                  →900N（約90kg）</p> <p>②かごの床面積が1㎡以下で住戸内に設置されるもの（①を除く）                  →床面積1㎡につき1800N（約180kg）として計算した数値で、かつ1300N（約130kg）以上の数値</p> <p>③かごの床面積が2㎡以下のもの（①及び②を除く）                  →1800N（約180kg）</p> <p>④かごの床面積が2㎡を超え2.25㎡以下のもの                  →2400N（約240kg）</p> <p><b>昇降路</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ1.8mの壁・囲い、出入口は戸又は可動手摺を設ける。ただし、かごの底と当該壁若しくは囲いまたは床との間に、人または物が挟まれる恐れがある場合、かごの下にスカートガード等を設けるか、または強く挟まれたときにかごの昇降を停止する装置を設ける場合を除く。</li> <li>・ 出入口の床敷居とかご床先端との隙間は4cm以下</li> </ul> <p><b>安全装置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昇降行程が1mを越える場合、戸または手摺が閉じていなければ昇降させられない装置</li> <li>・ かごを動力で折りたたむものは、かごの開閉は鍵によるものとし、人等を挟んだ時はかごの開閉を制止する装置。かご上に人等がある時は開閉できない装置</li> <li>・ かごが着脱式のもの、かごがレールに確実に取り付けられていなければ昇降させられない装置</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過積載時は警報を発し、かつ運転できない装置又は鍵を用いなければ、かごの昇降ができない装置（住戸内のみ昇降するものを除く）</li> </ul> <p><b>制動装置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動力が切れた場合、かごの降下を自動的に制止する装置</li> <li>・主索または鎖が緩んだ場合、動力を自動的に切る装置</li> <li>・主索または鎖が切れた場合、かごの降下を自動的に制止する装置</li> <li>・終点スイッチ、ファイナルリミットスイッチ、油圧駆動のものにあつては、プランジヤーストッパーを設ける。</li> <li>・昇降路低部緩衝装置</li> <li>・乗降口及びかご内においてかごの昇降を停止させる装置</li> <li>・かごを油圧により動かす装置にあつては、 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ) プランジヤのシリンダーからの離脱防止装置</li> <li>ロ) 電動機の空転防止装置</li> <li>ハ) かご上運転する場合、頂部安全距離 1.2mを確保し、頂部安全距離以上のかごの上昇を自動制御する装置</li> </ul> </li> </ul>
--	---

<b>いす式階段昇降機</b>	
<b>●図、写真</b>	
<b>●関連規格・関連法規</b>	1. ISO/TC178 国際標準 IS09386-2 [2000] 2. 平成 12 年建設省告示 第 1413 号第一の八（構造方法） 第 1415 号第五（積載荷重） 第 1423 号第七（制動装置） 等
<b>●構造・安全基準等</b>	上記 2 の告示より 定格速度 9 m/分 以下 上記 2 の告示より <b>いす</b> ・定員 1 名、積載荷重 900N（約 90kg） <b>安全装置</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昇降はボタン等により行い、ボタンを押している間だけ昇降できるものであること</li> <li>・人等が階段または床との間に挟まれた場合、かごの昇降を停止する装置</li> <li>・いすからの転落防止用シートベルト</li> </ul> <b>制動装置</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作をやめた場合、操縦器が停止させる状態に自動的に復する装置</li> <li>・主索または鎖が緩んだ場合、動力を自動的に切る装置</li> <li>・動力が切れたときに慣性による原動機の回転を制止する装置</li> <li>・主索または鎖が切れた場合、かごの降下を自動的に制止する装置</li> <li>・かご又はつり合おもりが昇降路の底部に衝突するのを自動的に防止し、制御する装置（終点スイッチ、ファイナルリミットスイッチ）</li> </ul>

## 4. 8 案内用図記号

JIS Z 8210(2002)

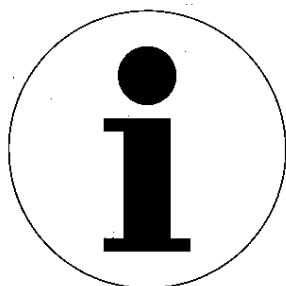
以下の案内用図記号が JIS 規格化された。

案内用図記号－施設等	公共・一般施設図記号	不特定多数の人々が利用する施設、サービス等を表す図記号
	交通施設図記号	交通に関わる施設、サービス等を表す図記号
	商業施設図記号	商業に関わる施設、サービス等を表す図記号
	観光・文化・スポーツ施設図記号	観光・文化・スポーツに関わる施設、サービス等を表す図記号
案内用図記号－安全等	安全図記号	安全確保のための防火、危険、誘導設備及び場所を表す図記号
	禁止図記号	一般の行動において禁止事項を表す図記号
	注意図記号	一般の行動において注意事項を表す図記号
	指示図記号	一般の行動において指示事項を表す図記号

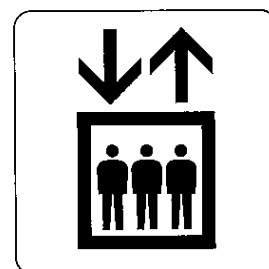
<例>

(1) 案内用図記号－施設等

・情報コーナー



・エレベーター



・お手洗い



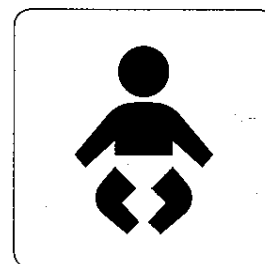
・エスカレーター



・車いすスロープ



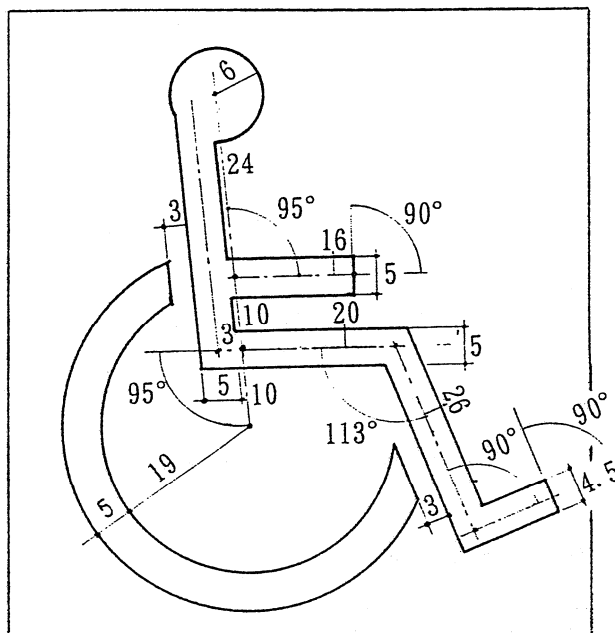
・乳幼児用設備



## 4. 9 国際シンボルマークの形状及び使用

国際シンボルマークは、英語の International Symbol of Access を日本語とした呼称である。障害者が利用できる建物であることを明確に示す世界共通のシンボルマークである。シンボルマークの形状は下図のとおりである。

なお、本図は、2002年3月「身障者用設備」という名称で、JIS Z 8210 5.1.9（障害者が利用できる建築物及び施設であることを示している）に規定された。



日本において国際シンボルマークは、財団法人日本障害者リハビリテーション協会が使用管理を行っている。

### <国際シンボルマークの使用に関する新決議>

1978年1月22日、フィリピンのバギオで開かれた国際リハビリテーション協会総会で採択される。総会は、国際シンボルマークの使用を管理するため、次の方針を定めた。

国際シンボルマークは、常に総会で定められたデザインと比率を守って使用しなければならない。またシンボルマークを複製する場合は、この決議に従わなければならない。シンボルマークの色は、他の色を使わなければならない特別な理由がない限り、国際道路標識法 (International Road Sign Conventions) に従って、濃い青の地に白を使用することとする。図柄は、顔を右に向けた形にしなければならない。ただし、方向を示す目的がある場合は、図柄全体を左向きにしてもよい。

国際シンボルマークのデザインを変えたり、書き加えたりしてはならない。ただし、シンボルマークそのものの形を否めない限りは、方向や対象を明らかに示すために、ほかの図柄や文字を併用してもよい。

国際シンボルマークは、車いす利用者など移動能力が限定されているすべての者が利用できる建物・施設を明確に表示するため、またはそこへの道順を示すためにのみ使用できる。

障害者が利用できる建物・施設の基準は、各国で責任を持つ機関が決定する。基準を決定する際は、国連障害者生活環境専門家会議（United Nations Expert Group Meeting on Barrier - free Design）が1974年に定めた最低基準に従わなければならない。

国際シンボルマークを複製することは禁止する。ただし、これを普及させ、その目的を広く知ってもらうため出版物その他のメディアに転載することは許可する。出版物などに転載する場合は、その出版物などの内容が障害者に直接関わりある場合を除いては、このマークが「国際シンボルマーク」であることを明記しなければならない。

国際シンボルマークを商業目的で使用することは禁止する。例えば、広告、商標、レターヘッド、障害者のための商品、障害者自身が作った商品などにこのマークを使用してはならない。ただし商業目的の建物・施設が障害者に利用できることを表示する場合は、このマークを使用してもよい。

国際リハビリテーション協会の加盟団体は、この決議に定められた方針に従って、各国で国際シンボルマークを法的に保護し、その使用を管理することができる。各国の加盟団体は、シンボルマークの管理を他の適切な機関に委任してもよい。加盟団体がない国では、国際リハビリテーション協会が文書によって認可した機関が、シンボルマークを管理することができる。

国際シンボルマークの使用指針は以下に表示されている。

<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/other/z00014/z0001401.html>

## 1. 委員会の開催経緯

タイトル	日時／場所	出席者（敬称略）	概要
第1回委員会	2007年3月19日 9:45～11:30 国土交通省会議室	別添委員会名簿参照	(1)新法制定の経緯と概要 (2)「高齢者・障害者等の利用を配慮した建築設計標準」の改訂方針と進め方 (3)建築設計標準改訂検討スケジュール
第2回委員会	2007年8月9日 13:30～15:30 国土交通省会議室	別添委員会名簿参照	(1)第1回委員会及びヒアリング作業の報告 (2)「高齢者・障害者等の利用を配慮した建築設計標準」の改訂作業報告
オストメイト対応の便所の設備に関するヒアリング	2007年4月27日 14:00～16:00 (財)国土技術研究センター 7階第2会議室	(社)日本オストミー協会 副会長 中込 義昌 日本衛生設備機器工業会のUD委員会メンバー	(1)必要な設備 (2)簡易型の考え方、多機能型の考え方 (3)汚物流しの小規模化について
ロービジョン、色覚障害を持つ人の建築物利用に関するヒアリング	2007年5月11日 10:00～12:00 (財)国土技術研究センター 7階第2会議室	(福)日本盲人会連合推薦のロービジョンの方 (菅田、柏崎、大和田) NPO カラーユニバーサルデザイン機構(CUDO/クドー) 副理事長 伊藤啓 (東京大学 分子細胞生物学研究所 高次構造研究分野)	(1)障害についての理解 (2)色の表示に関する留意点 ①背景色と表示 ②見分けにくい色の組み合わせ ③その他デザインについて留意すべき点
知的、精神、発達障害を持つ人の建築物利用に関するヒアリング	2007年5月21日 10:00～12:00 (財)国土技術研究センター 7階第2会議室	(社)全日本手をつなぐ育成会 事務局長 飯島勤(欠席) 東京都精神障害者家族連合会副会長 池末 亨 日本発達障害者ネットワーク 当事者部会委員 田畑 邦雄 (社)日本自閉症協会副会長 氏田 照子	(1)障害についての理解 (2)障害を持つ人にとっての建物のわかりやすさについて (3)サインについて (4)その他

<p>聴覚に障害を持つ 人の建築物利用に 関するヒアリング</p>	<p>2007年5月29日 10:00~12:00 (財)国土技術研究 センター 7階第 2会議室</p>	<p>全日本聾啞連盟推薦者 鈴木道夫（三井住友建設 東京建築支店建築工事管 理部） 全日本聾啞連盟推薦者 中山圭一郎（三井住友建 設株式会社建築管理本 部） 全日本聾啞連盟推薦者 井上亮一（井上亮一設計 事務所） 全日本聾啞連盟推薦者 桜井武志（株式会社桜井 建築工房）</p>	<p>(1)障害の理解 (2)情報提供設備</p>
---	---	---	-------------------------------

高齢者・障害者等の利用を配慮した建築設計標準改訂検討委員会  
委員会名簿

<b>【学識経験者】</b>			
(委員長)	高橋 儀平	東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科	教授
	大原 一興	横浜国立大学大学院工学研究院	教授
	佐藤 克志	日本女子大学家政学部住居学科	准教授
	布田 健	独立行政法人建築研究所	主任研究員
<b>【高齢者・障害者団体】</b>			
	飯島 勤	(社) 全日本手をつなぐ育成会	事務局長
	江上 義盛	特定非営利活動法人北九州精神障害者福祉会連合会	理事長
	(前所属)	(財) 全国精神障害者家族連合会	専務理事
	小川 榮一	(福) 日本身体障害者団体連合会	会長
	齋藤 秀樹	(財) 全国老人クラブ連合会	本会事務局長
	笹川 吉彦	(福) 日本盲人会連合	会長
	田畑 邦雄	日本発達障害ネットワーク	当事者部会委員
	妻屋 明	(社) 全国脊髄損傷者連合会	理事長
	久松 三二	(財) 全日本聾啞連盟	本部事務局長
	三澤 了	(NPO) DPI日本会議	議長
<b>【事業者・関係団体等】</b>			
	東 信男	(社) 日本ホテル協会 (株)ホテルオークラ東京顧問)	
	岡 宏樹	(社) 全日本駐車協会	専務理事
	梶原 優	(社) 日本病院会	常任理事
	河村 守康	(社) 日本ビルディング協会 (株)虎ノ門実業会館取締役社長) 監事	
	三瓶 隆	(社) 日本ショッピングセンター協会	情報企画部 部長
	鎌田 宜夫	(社) 日本建築士会連合会	専務理事
	高津 充良	(社) 日本建築士事務所協会連合会	専務理事
	柳沢 璋忠	(社) 日本建築家協会	専務理事
	大久保 和夫	(社) 建築業協会	専務理事
	(前任) 吉野 洋一		
<b>【オブザーバー】</b>			
	笠原 隆	文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課	企画調整官
	(前任) 山崎 雅男		
	赤野 善和	厚生労働省医政局国立病院課	営繕専門官
	高木 憲司	厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課 地域生活支援室 福祉用具専門官	
	吉野 裕宏	国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課	営繕技術基準対策官
	清水 奈緒美	国土交通省総合政策局安心生活政策課 交通バリアフリー政策室	主査
	(前任) 飯沼 宏規		
	左海 冬彦	国土技術政策総合研究所住宅研究部住宅計画研究室	室長
	(前任) 砺波 匡		
	小野 久美子	国土技術政策総合研究所建築研究部構造基準研究室	研究官
	小塚 清	国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター 建設経済研究室	主任研究員
	根岸 久司	横浜市まちづくり調整局建築企画課 (日本建築行政会議推薦) 主任	
<b>【事務局】</b>			
	水流 潤太郎	国土交通省住宅局建築指導課	課長
	安藤 恒次	国土交通省住宅局建築指導課	企画専門官
	宿本 尚吾	国土交通省住宅局建築指導課	企画専門官
	山内 秀樹	国土交通省住宅局建築指導課	バリアフリー推進係長
<b>【作業協力】</b>			
	(財) 国土技術研究センター		
	(合) コミュニティ・グロウス・カンパニー		

## 参考文献

- ・ 東京都福祉のまちづくり条例「施設整備マニュアル」／平成 12 年 12 月／発行：東京都
- ・ 大阪府福祉のまちづくり条例設計マニュアル／平成 5 年 8 月 8 日／発行：社団法人大阪府建築士会
- ・ 神奈川県福祉の街づくり整備ガイドブック／平成 14 年 3 月／神奈川県
- ・ 埼玉県福祉のまちづくり条例設計ガイドブック／平成 17 年 3 月／埼玉県
- ・ 「高齢者・障害者に配慮の建築設計マニュアル」（彰国社）／1996 年 9 月 10 日／高橋儀平著
- ・ 旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン／平成 19 年 9 月／発行：交通エコロジー・モビリティ財団
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列 JIS T 9251:2001
- ・ 公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置 JIS S 0026:2007
- ・ カラーバリアフリー 色使いのガイドライン／神奈川県／平成 17 年 4 月
- ・ 建築設計資料集成 5／単位空間Ⅲ／発行：丸善株式会社／昭和 57 年 1 月
- ・ JEAS-C506A(標改 04-04)車いす兼用エレベーターに関する標準／エレベーター協会／2004 年 4 月
- ・ ハンディキャップ者配慮の設計手引／日本建築学会設計計画パンフレット 26／昭和 59 年 9 月／発行：彰国社
- ・ ハンディキャップ者配慮の設計資料 ひと・機器・設備／日本建築学会設計計画パンフレット 28／昭和 62 年 2 月／発行：彰国社

## メーカー等

- ・ TOTO 総合カタログ 2006-2007／発行：東陶機器株式会社
- ・ バリアフリーブック（パブリックトイレ編）／発行：東陶機器株式会社
- ・ 住宅設備機器総合カタログ／発行：株式会社 INAX
- ・ 三菱のエレベーターカタログ
- ・ 東芝のエスカレーターカタログ
- ・ 社団法人日本オストミー協会資料
- ・ 社団法人日本エレベーター協会資料